

平成23年度

包括外部監査の結果報告書

過去の包括外部監査結果に対する措置状況について

平成24年3月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 齋藤憲芳

目次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象等	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
5. 包括外部監査の方法	2
(1) 概要	2
(2) 監査の着眼点	2
(3) 主な監査手続	3
(4) 外部監査の実施時期	3
(5) 外部監査の実施者	4
(6) 利害関係	4
II. 外部監査の対象の概要	5
1. 宮城県における過去の包括外部監査一覧表	5
2. 本年度の包括外部監査対象の内容	6
III. 監査の結果と意見（総論）	7
1. 総論	7
(1) 外部監査制度の導入と監査結果に対する措置について	7
(2) 宮城県における課題について	8
2. 個別の指摘及び意見の一覧	9
IV. 監査の結果と意見（各論）	13
1. 外部監査制度の概要と措置について	13
(1) 包括外部監査の概要	13
(2) 地方自治法と措置の概念	18
(3) 宮城県における包括外部監査の課題について	30
2. 宮城県の過去の包括外部監査の結果と措置状況について	33
(1) 宮城県の包括外部監査の結果に対する対応の現状	33
(2) 宮城県における過去の結果及び意見と措置状況一覧表	51
3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況	53
(1) 平成17年度（その1）	53
(2) 平成17年度（その2）	63
(3) 平成18年度	71
(4) 平成19年度	82
(5) 平成21年度	95

添付資料

平成17,18,19及び21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

以上

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

過去の包括外部監査結果に対する措置状況について

3. 監査対象等

平成 17 年度から平成 21 年度までの過去 5 年間の包括外部監査の結果報告書に記載された指摘及び意見に対する措置の状況を監査対象とした。

ただし、平成 20 年度の包括外部監査の結果に対する措置の状況については、宮城県立病院が、その後、地方独立行政法人に組織変更したため、監査対象から除外している。

また、平成 22 年度分については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の復旧・復興に対応しなければならないという特殊事情があるため、今回の包括外部監査では、個々の監査の結果及び意見に対する措置の状況については評価の対象にしてい

ない。
なお、平成 11 年度から平成 22 年度までの措置の状況については、関係資料により総括的な検証を行っている。

4. 特定の事件を選定した理由

包括外部監査の結果に対して、宮城県知事等は随時措置を講じ、監査委員は知事等が講じた措置の内容を「包括外部監査の結果に基づく措置の公表」として告示している。

この内容をみると、監査結果として提示された指摘や意見のすべてに対して措置が講じられている訳ではなく、措置が講じられていないものも存在するほか、例えば、「今後検討していく」などとされているものも存在している。

このような現状の中、知事等が講じた措置の内容について、改めて包括外部監査人の立場で妥当性等を検証することは、外部監査制度の趣旨に鑑み有意義であると考えられる。具体的には、措置を講じたとされたものについては、客観的にみて改善されているかどうか、その後の運用状況は妥当であるかどうかを、また、措置が講じられていないものについては、措置を講じない理由に合理性があるかどうかについて検証を行うことは、一定の意義が認められる。

このような検証を行うことにより、行政運営の透明性を高めることに貢献すると

ともに、県の財政状況の改善のための一助になるものと認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

5. 包括外部監査の方法

(1) 概要

① 予備調査

- 包括外部監査の結果に対する措置状況についての宮城県の考え方を関連資料及びヒヤリングにより調査した。
- 過去の宮城県の包括外部監査の結果報告書を閲覧するとともに、知事等の措置状況に関する資料を入手し、結果報告書と措置（措置を講じた）又は未措置（措置を講じない）の網羅性を検証した。
- 改めて、包括外部監査における措置の概念について検討した。

② 本監査

- 予備調査の結果に基づき、経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合规性の観点から、過去の各監査の結果に対する措置又は未措置の妥当性、合理性の検証を行った。
- 検証に際しては、関連する資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対して質問又はヒヤリングを行った。
- 東北 6 県の包括外部監査を実施している地方自治体（県、政令指定都市及び中核市）の措置状況について、監査委員事務局のホームページ等を調査し、宮城県との比較検討の材料とした。

(2) 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、大きく次の 2 つの観点（整備と運用）に着眼して実施した。

① 外部監査制度の趣旨を達成するための対策はとられているか（整備）

- 監査に関する規程やマニュアルの有無
- 指摘及び意見に対する措置の考え方
- 措置の定義等の有無
- 措置を講じた場合の基準の有無及びその妥当性
- 措置を講じない場合の基準の有無及びその合理性
- 措置に関する県民への公表方法

② 過年度における包括外部監査の結果に対する措置状況の把握（運用）

- 指摘や意見のすべてに対して措置又は未措置として対応しているかどうかの網

羅性

- 知事等が講じた措置の考え方の妥当性（実質的に先送りされた措置の有無）
- 措置の内容と指摘及び意見の趣旨との整合性
- 未措置の場合の理由の合理性（十分な説明責任の有無）

（3）主な監査手続

- 外部監査制度の意義と措置の概念について地方自治法等を基に検討した。
- 宮城県の包括外部監査の担当課である総務部行政経営推進課（以下、「行政経営推進課」という。）に対して、包括外部監査の一連の業務プロセス（業務の流れ）についてヒヤリングを実施した。
- 東北 6 県で包括外部監査を実施している県及び政令指定都市等の監査委員事務局のホームページ等を閲覧して、包括外部監査の結果等に対する措置状況を調査し、宮城県との比較検討を行った。
- 平成 11 年度から平成 22 年度までの包括外部監査の結果等に対する措置状況について、行政経営推進課が作成した資料、監査委員が公表した措置に関する資料、監査委員事務局に提出された「措置を講じない」と決定したものの通知等を閲覧して、総括的な措置状況等について検証した。
- 平成 17 年度から平成 21 年度（平成 20 年度は除く）までの各年度の個別の監査結果及び意見に対する措置状況一覧表（行政経営推進課作成）を閲覧して、措置の有無（網羅性）及びその対応の妥当性について検証した。
- 措置状況一覧表を閲覧して、疑問な点又は説明が不十分な点について関係部署に質問するとともに、措置の内容を裏付ける資料を提出してもらい、措置の妥当性等を検証した。
- 必要に応じて関係部署のヒヤリング（意見交換）を実施した。
- 以上の手続を踏まえて、宮城県における包括外部監査の結果に対する措置に関する課題の改善策を検討した。

（4）外部監査の実施時期

平成 23 年 8 月 12 日から平成 24 年 3 月 21 日まで

なお、宮城県が平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けたため、県職員は、一刻も早い復旧・復興に向けて全庁を挙げて取り組んでいる状況にある。本年度の包括外部監査においては、県職員は宮城県の復旧・復興を最優先に取り組むべきであるとの観点から、関係資料の閲覧を中心とした監査とするように配慮した。

(5) 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	齋藤憲芳
包括外部監査人補助者	公認会計士	小川高広
同上	公認会計士	有倉大輔
同上	公認会計士	加藤晴啓
同上	公認会計士	峯岸進一

(6) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

注) 報告書の文中、又は表の合計額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。

II. 外部監査の対象の概要

1. 宮城県における過去の包括外部監査一覧表

平成11年度の外部監査制度の導入から平成22年度までの宮城県における包括外部監査の特定の事件（テーマ）は、以下のとおりである。

	年度	特定の事件（テーマ）	
1	H11年度	テーマ1	平成6年度から平成10年度までの基金の運用・管理状況（19基金）
		テーマ2	平成10年度の債権の貸付・回収・残高管理状況（13債権）
2	H12年度	テーマ1	宮城県土地開発公社
		テーマ2	宮城県住宅供給公社
3	H13年度	テーマ1	産業経済部を中心とした補助金の執行事務について
		テーマ2	企業局が実施する水道用水供給事業について
4	H14年度	テーマ1	関連団体に対する業務委託を中心とした取引について
5	H15年度	テーマ1	県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
		テーマ2	特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について
6	H16年度	テーマ1	農業農村整備事業に係る財務に関する事務の執行について
7	H17年度	テーマ1	情報システムの調達に係る財務に関する事務の執行について
		テーマ2	公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況について
8	H18年度	テーマ1	平成17年度一般会計の補助金等について
9	H19年度	テーマ1	教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について
10	H20年度	テーマ1	県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営について
11	H21年度	テーマ1	県税の賦課徴収事務について
12	H22年度	テーマ1	県有財産の有効利用について
以下、参考			
	H23年度 (本年度)	テーマ1	過去の包括外部監査結果に対する措置状況について

これらの包括外部監査の結果報告書及びこれに添えて提出する意見には、数多くの監査の指摘及び意見が記載されており、これに対して宮城県は地方自治法に基づいて措置を講じてきている。

宮城県の場合、監査の結果（指摘）だけでなく結果に添えて提出された意見についても、平成11年度の外部監査制度の導入時から措置を講じてきている。

2. 本年度の包括外部監査対象の内容

(1) 平成 11 年度以降の包括外部監査結果に対する措置状況の総括について

まず、宮城県のこれまでの包括外部監査の結果に対する措置状況を概括的にみるために、平成 11 年度以降の措置状況について、包括外部監査の担当課である行政経営推進課で管理資料として作成している資料等を基に、総括表を作成して措置の時期等の傾向を検証した。

(2) 具体的な監査対象について

本年度は、上記(1)のうち平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間に報告された包括外部監査結果に対する措置状況を監査対象とした。本来なら、過年度分のすべてについて監査対象とすべきであるが、各年度の指摘及び意見の数が多いことや、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの一刻も早い復旧・復興に向けて対応しなければならない最重要時期に、例えば、10 年以上も前の措置の内容について監査することは、対応にあたる県の担当者に多大な時間と労力を強いることにもなるため、前述の 5 年間を対象とした。

ただし、平成 20 年度の県立病院に関する包括外部監査結果に対する措置状況については、平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日）から地方独立行政法人宮城県立病院機構へ移行し、環境が大きく変わったこと、さらに、東日本大震災に対する業務対応に専念すべきこと考慮して、監査対象としなかった。

また、直近の平成 22 年度の包括外部監査結果に対する措置状況については、当該監査を実施した包括外部監査人が自ら評価する機会ではあるが、東日本大震災への対応が最重要課題で、異常な状況下で対応しなければならなかったことに配慮し、個別の措置内容の評価は行わないこととした。

《参考》 平成 22 年度の包括外部監査の結果に対する措置状況は、平成 23 年 12 月 27 日に監査委員から公表されている。

Ⅲ. 監査の結果と意見（総論）

1. 総論

（1）外部監査制度の導入と監査結果に対する措置について

外部監査制度は、平成 11 年度から実施されている地方自治法に基づく制度であり、導入されてから今年で 13 年目を迎えている。

この間、100 以上の都道府県、政令指定都市、中核市及び条例により導入を定めた市区が包括外部監査を受け、その監査の結果（及びこれに添えて提出された意見）に対して地方自治法第 252 条の 38 第 6 項に基づく措置を講じてきている。

しかしながら、「措置」の定義は地方自治法において規定されていないし、その他の法律においても規定されているものはない。法令用語として慣例的に使用されているのが実態である（具体的には後段で詳しく説明する。）。

このような実態の中で、知事等の監査対象機関から措置を講じたとして監査委員に通知がなされ、その通知を受けて監査委員が措置の内容を公表していることになる。なお、多くの県の場合、監査委員は 2 人の議員選出委員と 2 人の識見委員から構成されており、監査対象機関の長から独立した立場にある。

宮城県の知事部局の場合には、包括外部監査の担当課である行政経営推進課が監査対象部署から報告された措置の内容を調整の上、監査委員事務局への報告の事務処理を行い、監査委員がその内容を確認し、措置を講じたものを公表している。

ここで問題となるのが、大きく分けて次の 2 点である。

- 「措置を講じた」とした場合の措置内容が、本当に措置を講じたと言える内容になっているか
- 「措置を講じない」とした場合の理由に妥当性があるか

現行制度では、包括外部監査人が措置の内容を検証しなければならないという規定はなく、議会や監査委員が特段のチェックをしなければ、極論すれば監査対象部署において「措置」の概念を都合のいいように解釈することも可能である。組織内部（例えば、包括外部監査の担当課）でのチェック体制にしても、同一組織内ということもあり、措置の具体的な内容について強く言えない可能性があるのも実情ではないかと考える。

また、措置の定義等が明確に定められていない場合、人事異動等により担当者が替わった際には、各担当者の考え方の相違も影響してくる可能性がある。仮に、定義等が定められていた場合であっても、担当者の判断に影響されることは否めず、難しい問題である。

その意味においても、現行制度の下では、外部の第三者として独立した立場にある包括外部監査人が過去の包括外部監査結果に対する措置状況を検証することは意味

のあることと考える。望ましいのは、包括外部監査人自らが、自身が実施した監査結果に対する措置状況を検証することである。この場合、包括外部監査人自らも監査結果に対する再評価をする機会にもなる。

(2) 宮城県における課題について

本年度の包括外部監査での検証の結果、宮城県の場合は総合的な取組姿勢としては、制度の趣旨を理解して対応していると評価できるが、以下のような点に課題が認められた。

① 包括外部監査の指摘等に対する是正措置の定義等が明確に定められていないこと。

平成 21 年度の『包括外部監査結果・意見等に対する是正措置』で「措置を講じた」、「措置を講じない」の判断の考え方が示されるようになったものの、措置内容に関する定義は不十分であると言わざるを得ない。

② 「措置を講じた」とされている具体的な内容が、「検討する」等の問題先送り型になっている場合、実質的には措置が講じられていないケースが多く見られたこと。

「検討する」というような内容では、措置を講じたことにはならないと考える。具体的に対応策を決定したり、策定したり、又は修正したりすることが必要である。

また、具体的な方針が決まった段階で「措置を講じた」としている場合でも、措置方針や措置計画もなく、実施期限等の進捗管理が十分に行われていないケースがあった。

なお、具体的な内容が決定され、実行が予定されていることが措置方針や措置計画で示され、進捗管理が十分に可能な場合には、「措置を講じた」とすることも実務上は容認すべき余地があると考ええる。

③ 担当者が人事異動等により替わった場合に、業務の引継ぎが十分になされないため、その後の状況に関する説明ができないケースがあったこと。

特に、「検討する」ことをもって「措置を講じた」と公表したにも関わらず、その後の検討の結果、最終的に措置を講じないことになったケースでは、「措置を講じない」との結論に至った経緯について説明を受けることができなかった。

同様に、「措置を講じない」という結論に対して質問した際も、当時の包括外部監査人との見解の相違に関する十分な説明を受けることができないケースがあった。

「措置を講じない」と決定した場合、現行制度ではその理由等は公表されないことから、特に指摘に関しては、十分に説明責任を果たせるように記録しておく必要がある。

④ 包括外部監査人としては、原則として、指摘や意見に対して措置を講じるべきであると考えますが、状況によっては措置を講じられない場合があることも理解している（制度上、意見に対する措置の取扱いは何も規定されていないため、最低限、指摘に対する措置ということになる。）。その場合でも、その後のチェック体制が十分とはいえないため、措置を講じないことに対する評価が弱いこと。

例えば、監査委員は、法の趣旨を踏まえ、包括外部監査の結果等を定期監査や決算審査等における業務の参考としているほか、措置状況について必要に応じて確認を行うなどの取組を行っているが、包括外部監査の結果に対する措置を講じていないことをもって指摘事項とはしていないとの回答を得ており、その確認方法等について検討が必要である（37頁 C6 参照）。

今後は、宮城県より先進的な取組を行っている地方自治体（例えば、東北地方の場合では青森市）を参考にして、より実効性のある体制の整備と運用が必要である。

2. 個別の指摘及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における指摘及び意見の一覧は以下のとおりである。

なお、本報告書において指摘又は意見とは、それぞれ次のような考え方により区分している。

指摘・・・財務に関する事務の執行等において違法又は著しく不当と判断されるので改善すべきもの。

（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく「監査の結果」）

意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの。

（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づく「監査の結果に添えて提出する意見」）

個別の指摘及び意見の一覧表

No	頁	区分	内容
IV.監査の結果と意見（各論）			
1. 外部監査制度の概要と措置について (3) 宮城県における包括外部監査の課題について			
1	31	指摘 1	措置の取扱いに関する規程がないため、措置内容についての定義が不十分である。 また、措置を講じないと判断する基準等を明確にしておくべきである。

2	31	指摘 2	「検討する」等をもって措置を講じたと判断しているケースが多いが、「検討する」等という内容では措置を講じたことにはならない。実効性のある対応のためには、問題先送りにならないよう措置方針や措置計画を立て、実施期限等の進捗管理を行っていくことが必要である。
3	31	指摘 3	「検討する」ことをもって措置を講じたと認識していたにも関わらず、検討の結果、措置を講じないと判断したケースにおいて、担当者の異動等により、なぜそういう結論に達したかの十分な説明を受けることができなかった。措置を講じないと判断した根拠等について、十分に説明責任を果たせるように記録しておく必要がある。
4	32	指摘 4	措置を講じないと判断せざるを得ない場合もあると理解するが、措置を講じないと判断した場合の、その後の検証体制が十分ではない。措置を講じない場合は、制度上、公表する義務はないことから、例えば、監査委員事務局の定期監査における確認方法の検討等が必要である。
5	32	指摘 5	指摘又は意見に対して措置を講じた場合であっても、その対応策の効果は期待どおりに得られるとは限らない。したがって、PDCA サイクルの管理手法により、措置に対する事後評価を実施して、実効性を高める必要がある。
3. 宮城県の直近 4 年間の監査結果に対する措置状況			
(1) 平成 17 年度 (その 1) 情報システムの調達に係る財務に関する事務の執行			
6	56	意見 1	指摘及び意見には、重要性が相対的に高いものと低いものがある。また、すぐに対応可能なものもあれば、様々な制約により対応に時間がかかるものもある。措置年度をスケジューリングし計画的に対応することが必要である。
7	56	意見 2	措置を講じない場合には、包括外部監査の指摘や意見の趣旨をしっかりと理解した上で、措置を講じないという判断に至ったプロセスや理由など、十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである。また、現状での県の対応で十分と判断する場合には、県の対応について、実効性が確保されているか事後検証することが望ましい。
(2) 平成 17 年度 (その 2) 公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況			
8	67	指摘 6	対応に時間を要することが想定されているものは、検討した結果により、措置を講じるか講じないかの判断を行うようスケ

			ジュール管理すべきである。
(3) 平成 18 年度			平成 17 年度一般会計の補助金等
9	73	指摘 7	<p>「検討することとした」ことをもって措置を講じたとしているものがあるが、この時点では、指摘及び意見に対する対応は完了しておらず、実態としては措置が講じられていないものがある。</p> <p>また、その後の検討の結果、最終的には措置を講じないとの判断に至ったと思われるが、検討過程の資料が見当たらず、措置を講じないと判断した合理性が判断できないものがあった。十分な説明責任を果たせるよう適切に記録、保管しておくべきである。</p>
10	74	指摘 8	指摘等に対して措置を講じない場合は、その理由や包括外部監査人との見解の相違等に関する十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである。
(4) 平成 19 年度			教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況
11	84	指摘 9	「検討していく」、「指導していく」、「協議していく」等の内容で措置を講じたとしているものが多数ある。この時点では、具体的、客観的に対応した事実は何もない。本来は対応が完了した時点をもって判断すべきである。
12	84	指摘 10	すべての指摘及び意見について措置を検討すべきであり、網羅性に留意する必要がある。
13	84	意見 3	指摘及び意見には、重要性が相対的に高いものと低いものがあるし、すぐに対応が可能なものもあれば、様々な制約により対応に時間がかかるものもあるため、県は、指摘及び意見の内容を検討し、措置を講ずる年度の目標を立てて計画的に対応する必要がある。
14	84	意見 4	競技人口が少ないスポーツの競技施設の廃止、無償譲渡又は利用料金の引き上げに関する意見に対して、廃止や引き上げ等の措置を講じていないが、措置を講じないことに関する県民への説明責任を果たすためには、県の「競技人口の多寡により評価するものではない。」とする基本スタンスを明示し、包括外部監査人の意見への対応を、早期に、かつ明確に示す必要がある。
(5) 平成 21 年度			県税の賦課徴収事務
15	96	指摘 11	例外的に措置を講じないと判断される場合があるが、措置を講じないと認める判断基準が明確でない。包括外部監査人の指摘及び意見の趣旨に反して措置を講じないことが容認される恐

			れがあるため、判断基準を明確にしておくべきである。
16	97	意見 5	「措置を講じない」としているものであっても、指摘や意見どおりの対応より、より有効な方法や効率的な方法がある場合等には、措置を講じたと認識して、その内容を広く県民に公表する方がより実効性のある対応と考える。
17	97	指摘 12	現状では、措置を講じないことについての妥当性が客観的に検証されていないと言わざるを得ない。措置を講じないことの妥当性を評価するシステムの構築が必要である。
18	98	指摘 13	措置を講じないとしている場合で、当時の担当者の異動等のため、包括外部監査人との見解の相違に関する内容に関して明確な回答が得られなかった。措置を講じない場合については、その理由だけでなく、結論に至った過程についても適切に記録し、引継ぎがなされるよう対応すべきである。
19	98	指摘 14	措置を講じたとしているが、実際の対応がなされていないものがある。報告書の提出から1年半以上が経過しており、時期的には対応が可能と考えられる。対応がなされていないものについては、優先度の高い項目から順次実施していくスケジュール表を作成するなどして、今後の実施状況を継続的にフォローしていく必要がある。

IV. 監査の結果と意見（各論）

1. 外部監査制度の概要と措置について

(1) 包括外部監査の概要

① 外部監査制度の導入過程

本年度の特定の事件（テーマ）である過去の包括外部監査結果に対する措置状況について検証するに当たり、そもそも外部監査制度の趣旨はどこにあるのかという点について、以下において具体的に説明することとする。

その上で、その立法趣旨と現状を比較することにより、改善を要するような課題が浮き彫りになってくるものとする。

外部監査制度の導入は、新時代の地方自治を模索する中で、平成6年9月26日に地方六団体がとりまとめた「地方分権の推進に関する意見書」^(※1)が契機となっている。また、同時期に全国の地方自治体において、いわゆる食糧費問題やカラ出張による裏金作り、官官接待が大きな問題となり、地方自治体の予算執行の適正性に対する批判が噴出していた。その議論の中で、従来の監査委員監査では不十分であった独立性や専門性を備えた外部監査を導入することにより、住民の信頼性を確保すべく本制度の導入が推進された。

※1 「地方分権の推進に関する意見書」（地方六団体）

第6 地方公共団体の行財政運営の民主化、公正・透明化及び効率化

3（監査機能の強化）

① 地方公共団体の公正かつ効率的な財政運営を確保するため、地方公共団体は、現行の監査委員による監査に加え、財務監査については、外部監査制度を導入するものとする。

また、宮城県においても、平成7年に食糧費問題が表面化し、仙台市民オンブズマンが情報公開条例に基づいて財政課執行の食糧費支出に関する文書開示を要求し、その後、開示された文書等、県当局の十分な説明がなされなかったことを理由に訴訟が提起されたことがある。全国的な事件の発生と同様に、それまでの内部監査の限界を示す出来事であったといえる。この点に関しては、平成10年12月7日の宮城県議会定例会（第275回）における包括外部監査の導入に関する質疑応答の中でも触れられている（42頁参照）。

このような経緯を経て、平成9年の地方自治法の改正により、平成11年度から外部監査制度は導入されたのである。

② 外部監査制度の内容

そもそも包括外部監査とは何か。どういった目的で、どのように実施されているのかを改めて確認することが必要と考えるため、原点に戻って説明することとする。

宮城県の包括外部監査の担当課である行政経営推進課のホームページでは、「包括外部監査とは、これまでの監査委員制度に加えて外部からの目による監査を導入することにより監査機能をさらに強化するため、全国の都道府県、政令指定都市、中核市において、公認会計士等に監査を依頼することが義務づけられているもので、平成 11 年度から実施されています。」と非常にコンパクトに説明されている。

なお、監査委員事務局のホームページでは、監査委員制度の沿革の中で「外部監査制度とは、県が外部の専門家（公認会計士等）と監査契約を結び特定事項について外部監査人が監査を実施するもので「包括外部監査」と「個別外部監査」があります。（本県では平成 11 年度から実施。外部監査の事務は総務部行政経営推進課が行っています。）」と制度の存在を紹介している。

より詳細に制度を理解してもらうため、平成 23 年度の宮城県包括外部監査に関する事務処理をベースとして説明する。

宮城県の平成 23 年度の包括外部監査の時系列的な流れの概要は、以下のとおりである。なお、包括外部監査の結果報告書の提出後の日程は、平成 22 年度の実績に基づいて記載している。

	年月日	摘要
1	H22 年 11 月 25 日	宮城県から日本公認会計士協会東北会宮城県会あてに包括外部監査人の候補者の推薦を依頼
2	H22 年 12 月 15 日	日本公認会計士協会東北会宮城県会から包括外部監査人の候補者の推薦
3	H23 年 3 月 15 日	第 330 回宮城県議会（平成 23 年 2 月定例会）で、包括外部監査契約の締結について原案可決
4	H23 年 4 月 8 日	包括外部監査人と知事が包括外部監査契約を締結 <small>(※1)</small>
5	H23 年 6 月 2 日	包括外部監査人の事務を補助する者の協議（H23. 5. 26）について、監査委員より異議ない旨の回答
6	H23 年 6 月 22 日	監査委員と包括外部監査人との意見交換会（包括外部監査のテーマ等について）
7	H23 年 7 月 22 日	包括外部監査の実施について知事あてに通知 （監査対象事件名、監査対象、監査日程、準備資料及び実施計画） <small>(※2)</small>
8	H23 年 8 月 12 日	監査着手日
9	H24 年 3 月 26 日	包括外部監査の結果報告書の提出 <small>(※3)</small>

(注) 以下については、平成 22 年度の実績を記載している。		
10	H23 年 4 月 22 日	監査委員より、包括外部監査の結果報告書の公表 ^(※4)
11	H23 年 12 月 27 日	監査委員より、包括外部監査の結果に対して講じた措置の公表 ^(※5)

以上の包括外部監査の流れの具体的な内容について、地方自治法（以下、「法」という。）に基づいて説明する。

※1 包括外部監査契約の目的について

包括外部監査は、法第 252 条の 27 第 2 項において規定されており、法で定める普通地方公共団体^(※1)が、**住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を**挙げるため^(※2)、また、常にその**組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を**図る^(※3)という趣旨を達成するために、毎会計年度、公認会計士等^(※4)による監査を受ける契約^(※5)を締結するものである。

※① 法第 252 条の 36 第 1 項により、都道府県、政令指定都市、中核市のほか、監査を受けることを条例で定めた市区町村が対象となる。

※② 法第 2 条第 14 項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されている。

※③ 法第 2 条第 15 項において、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならないと規定されている。

※④ 法第 252 条の 28 第 1 項各号において、弁護士、公認会計士及び政令で定めるものと規定されている。ここでは、自然人（個人）が想定されている。

政令で定めるものとは、国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものと規定されている（具体的には地方自治法施行令第 174 条の 49 の 21 に規定されている。）。このほか、法第 252 条の 28 第 2 項において税理士と規定されている。

また、そもそも包括外部監査人個人による単独での監査の実施は困難であることから、あらかじめ監査委員と協議の上で監査の事務を補助する者（外部監査人補助者）を監査に従事させ、組織的な監査を実施することを想定している（法第 252 条の 32）。

これまでの包括外部監査人は、圧倒的に公認会計士が多く、その他弁護士、税理士及びその他というのが実態である。

※⑤ 法第 252 条の 36 第 3 項において、包括外部監査契約を締結する場合には、連続して 4 回、同一の者と締結してはならないことになっている。したがって、2 年から 3 年で交替しているケースが多い。事情によっては 1 年で交替するケースも見受けられる。

※2 包括外部監査の内容について

包括外部監査は、前述のとおり、法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するために、必要と認める特定の事件について監査をすることになっている（法第 252 条の 37 第 1 項）。

《留意点》

ここで留意が必要なことは、法第 2 条第 14 項に規定されている「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という点である。

これは、地方自治において要求されている 3E の視点に基づく考え方に繋がるものである。3E とは、**有効性**（一定の人的・財的資源の投入により期待される成果の達成度を示し、政策・政策目標との合目的性のこと。）、**経済性**（最少のコストで適正な量を獲得すること。）、**効率性**（一定の成果を最少の人的・財的資源の投入で獲得すること、又は一定の人的・財的資源の投入で最大の成果を生み出すこと。）をいう。大事なことは、地方自治体は、これらの 3E の視点を総合的に判断して事務を遂行することが求められている、という点である。

しかしながら、いついかなる場合においても、最少の経費で最大の効果を挙げることのみを追求してはならないという点は念頭に置かねばならない。

《参考》

この、いわゆる最少経費最大効果原則の解釈について、平成 16 年 1 月 29 日名古屋地裁判決では、地方公共団体が、合併処理浄化槽方式によらず、農業集落排水施設方式による下水処理方式を採用したことが最少経費最大効果原則に違反しないとされた事例があり、「宇賀克也著 地方自治法概説第 4 版（有斐閣）」においても、次のように解説されている（P259～）。

『地方公共団体は、その財政面における能率性という意味での費用対効果を常に意識しながら住民の福祉の増進等の目的達成を図らねばならないとしても、会社等の私企業とは異なり、もっぱら費用の節減と収入の増加のみを目標とすべきではないことも明らかであり、財政上の収入の増加には必ずしもつながらない費用の投下であっても、広く地方公共団体の健全な発達または住民の福祉の増進に寄与するものであれば、同上第 2 条第 14 項にいう「効果を挙げ」たと評価しうると判示している。そして、「効果」が必ずしも金銭に還元することができない様々な価値を含むものである以上、一つの尺度で経費と効果のそれぞれの増差を比較することは困難を伴うものであって、一般的には、そのような判断については、専門的、技術的な観点から行政に広範な裁量が付与されていることは否定できないから、この裁量権を逸脱ない濫用したものと評価できる特段の事情が存在する場合に限り、当該行政庁の判断が違法となるべきであると述べている。

参考：板垣勝彦「地方自治法第 2 条第 14 項のいわゆる最少経費最大効果原則」会計と監査 59 卷 11 号 (2008 年)』

※3 包括外部監査人の監査の結果に関する報告について

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、**監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない**（第 252 条の 37 第 5 項）。

また、包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の**組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる**（第 252 条の 38 第 2 項）。

《留意点》

ここで重要な点は、監査の結果等の提出後は、法的に包括外部監査人は何らチェック機能を有していないのであり、その活用は地方自治体に委ねられているという点である。

すなわち、積極的に活用しようと消極的に活用しようと、それは地方自治体の意思によるのである。最も重要なのは、監査委員と住民の代表である議会によるチェック機能である。場合によっては、住民に対して、包括外部監査の結果に対する措置状況についてアンケート調査等を実施することにより、地方自治体自らの対応に関する評価を行うことも有意義と考える。

この点に関しては、法第 252 条の 34 において、普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、**外部監査人又は外部監査人であった者の説明を求めることができ、かつ、外部監査人の監査に関して必要があると認めるときは、外部監査人に対して意見を述べる**ことができると規定されている。

このように、議会に対しては大きな権限が付与されているのである（この規定は、包括外部監査のみならず、外部監査全体に適用されている。）。

※4 監査委員による監査の結果に関する報告の公表

監査委員は、法第 252 条の 37 第 5 項の規定により監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならない（法第 252 条の 38 第 3 項）。

《留意点》

ここで監査委員が公表することになっている趣旨は、公報等の公表手段を有している監査委員が公表することが便宜であるという理由による。

なお、同条第 4 項において、包括外部監査人の監査の結果に対して、監査委員が必要

があると認める場合には、議会及び長並びに関係のある委員会又は委員にその意見を提出することができる」と規定されており、監査委員のチェック機能が重要であることを示している。

※5 監査の結果に対する措置を講じた場合の、監査委員への通知と監査委員による公表

前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない（第252条の38第6項）。

《留意点》

以上のように、包括外部監査の結果を基にして、その改善のために措置を施すことによって制度の意義は達成されることになる。そのため、包括外部監査の結果を公表させるとともに、包括外部監査対象団体が改善のために施した措置を同様に広く公表することにより、透明性があり合理性のある外部監査制度を実現しようとしている。

したがって、一番重要な点は、いかにスピーディーに措置を講じて、かつ公表するかにかかっているといえる。

ここで問題になるのが、「措置」という用語の概念に関する考え方のばらつきである。これまでに公表された各地方自治体の措置に関する対応は、当該地方自治体の包括外部監査に対するスタンスの違いに起因している。

(2) 地方自治法と措置の概念

① 地方自治法における措置の意義

先述のとおり、包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を決定し、包括外部監査対象団体の議会等に提出しなければならない。そして、この監査の結果の報告があった場合には、当該監査の結果に関する報告を受けた包括外部監査対象団体の議会等は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする、と規定されている。

ここで問題になるのが、地方自治法における「措置を講じる」ことの法的強制力（義務）の有無である。

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定では、「措置を講じたとき」とされており、措置を講じなければならないという法的な義務が課せられている訳ではなく、その意味では本制度の実効性を乏しいものとしている可能性がある。先述のとおり、措置を講じない場合は監査委員から公表されないのであるから、公表された措置の状況をチェックすることで、措置を講じないこととした指摘等のフォローは可能になる。議会においては、それを基に措置の状況について質問することは可能である。

仮に、「指摘」のみに対して措置を講じた場合でも違法とはならないし、措置を講じない場合であっても、措置を講じないという判断の説明責任を果たすために敢えて公表しているという事情でもなければ、前述の措置状況のチェックが機能しない限り、今後、措置を講じる予定なのか、又は、措置を講じないと決めたのか、いずれなのか分からないであろう。

一方、国会や内閣、各府省等は、会計検査院の検査を受けた場合に、会計検査院法第 34 条^(※1)の規定による「処置要求」を受けることがある。この場合の「処置要求」は法的な強制力があり、処置を講じなければならないとされている。したがって、何らかの処置を講じなければ法令違反となり、包括外部監査の結果に対する措置に関する地方自治法の規定とは、法的な性格に大きな違いがある。

※1 会計検査院法第 34 条

会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し**法令に違反し又は不当である**と認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

次に検討が必要な点は、監査の結果としての「指摘」と、監査の結果に添えて提出することができる「意見」についての考え方である。この点について、地方自治法には特段の規定が設けられておらず、解釈によらざるを得ない。

一般的に、包括外部監査において、「指摘」とは法令違反や不当であると認められる事項（重大な事務の執行上の不備）をいい、「意見」とは「指摘」までには至らないが、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資する観点では、（明らかに）妥当性を欠いたり、地方自治体の運営上、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の目的を達成するための 3E の観点等では改善することが妥当と認められるもの、ということができる。

したがって、法律上は措置を講じる義務はないものの、少なくとも「指摘」については、措置を講じないで放置した場合には法令違反等を容認する結果となるため、地方自

自治体はすべて又は一部を除き措置を講じているのが実態である。

措置を講じない場合の例としては、包括外部監査人が、法令違反ではないが不当である（重要な不備がある）として指摘したケースにおいて、包括外部監査人の意見と相違があるとして、包括外部監査対象団体が措置を講じないとの結論を出しているものがある。

措置を講じない場合、その判断が担当部署内で留まっているケースや、措置を講じない理由を監査委員に通知しているケース等が考えられる。措置を講じないことについて、監査委員事務局のホームページで措置状況の一覧表を公表し、各年度の措置及び未措置の推移や、指摘に対して措置を講じないことを「相違」と分類して公表している地方自治体もある。

以上のように、地方自治法において「措置」を定義している条文はなく、かつ、他の法律上にも「措置」を定義している条文はないため、法令用語として慣行的に用いられているのが実状である。

そこで、法律に関連して「措置」はどのように使用されているのか、以下において確認することとする。

② 法律上の措置の定義

地方自治法及び地方自治法施行令において、措置という用語の定義はされていないし、各種法律においても措置という用語を定義しているものは見当たらない。

田島信威著「最新 法令用語の基礎知識【三訂版】」のはしがきによれば、『法令は分かりやすいだけでなく、その内容が簡潔・明瞭に表現されていなければならない。このため、日常用語では同じような意味の言葉として使われているものでも法令上は意味の上で区別があるものとして使い分けられたり、日常用語とは若干異なった意味を有するものとして法令上使われたりする特殊な用語が用いられる。これを一般に「法令用語」と呼んでいる。』とされ、さらに、『法令用語の意味や用法については、これを明確に定めた法令は特にない。もっぱら慣習的に使いならされているものである。』と述べられている。

そして、各種法律等で措置という用語は頻繁に使用されており、かつ、使用の仕方も一様ではない。

また、「法令用語辞典<第9次改定版>」（学陽書房 編者 吉国一郎 494頁）では、措置とは『ある事柄の始末をつけるための手続又は取り計らって決まりをつけることを意味する用語で、「処置」とおおむね同意義を有するが、「処置」が、個々の事項の始末をつけることの意味に用いられるのに反して、「措置」は、これを総体として表示する場合又はその結末より手続の面に着眼して用いられることが多いといえよう』と解説さ

れている。

このほか、前述の「最新 法令用語の基礎知識【三訂版】」では、次のように説明されている。

『「措置」は、まず第一に、ある問題に関する対応策をとることやそのための手続をとることを意味する時に使われる。

さらに、各種の基本法などにおいては、もっと包括的な意味で、いわば「施策」に近いようなものとして、「措置」が用いられることもある。

次に「措置」は、法令の規定にのっとりた具体的処分を行うということの意味するものとして使われる。たとえば、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく入院は「措置入院」と呼ばれる。』

以上のように、様々な法律において、幅広い概念で使用されていることが分かる。

したがって、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項において、「前条第 5 項の規定による**監査の結果に関する報告**の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該**監査の結果に基づき**、又は当該**監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする**。この場合においては、監査委員は、当該**通知に係る事項を公表**しなければならない。」と規定されているが、本条文で使用されている「措置」の概念が、前述の辞典等におけるいかなる意味合いで使用されているかを検討する必要がある。

③ 外部監査制度の趣旨から「措置」の意味を考える

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理のうち、地方自治法第 2 条第 14 項（住民福祉の増進及び最少の経費で最大の効果）及び第 15 項（組織及び運営の合理化及び他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図る）の規定の趣旨を達成するために、必要と認める特定の事件（テーマ）について監査するものである。

外部監査制度の導入は、地方自治制度上の要因としては、従来から導入されていた監査委員制度が十分に機能していないのではないかと、という議論、また、平成 7 年頃以降、各都道府県等において食糧費やカラ出張による裏金づくり、官官接待の問題などが相次いで発覚した（最近においても未だに発生している）ことが契機となっている。

地方自治法では、「監査の結果に基づき措置を講じたときは」と規定されていること

から、措置は義務づけられていないというのが法解釈であり、したがって、指摘であっても措置を講じないこともあり得ることになるが、外部監査制度の導入の趣旨からして妥当ではない。むしろ、意見に対しても措置を講じることが望ましい方向である。

こうした考え方は、「地方公共団体包括外部監査の「措置状況」について」（日本公認会計士協会 平成 19 年 3 月 28 日 公会計委員会研究報告第 15 号）の「IV 結論」においても、「・・・包括外部監査の結果及び意見に対する措置については、地方自治法が意見に対しては措置を予定していないにもかかわらず、結果だけではなく意見に対しても各団体が自発的に取り組んでいる実態が伺われた。」との記述があるとおおり、多くの改善すべき点を抱えながらも、前向きに取り組んでいる地方自治体が多くなっている。

包括外部監査の場合、地方自治法にはあらゆる個々の指摘や意見を想定してそれぞれの具体的な対応を決めておくことはできないため、「措置」の定義としては、法令の規定にのっとった具体的処分を定めるということには該当せず、ある問題に関する対応策をとることやそのための手段をとることと解釈するのが妥当と考える。すなわち、指摘や意見の内容が包括的で抽象的な場合には、総合的な対応が必要であり、逆により具体的な指摘や意見については、より具体的な個別対応が求められると考える。

しかしながら、いずれの場合にも手段をとることが求められ、「検討していく」といった問題を先送りしたような対応を、措置を講じたと認識することには無理がある。

次に示すのは、東北地方で包括外部監査を実施している各地方自治体の措置の公表に関する対応について、ホームページ等を閲覧して調査した結果である。

④ 包括外部監査の措置に関する公表事例

平成 22 年度において、東北地方で包括外部監査を実施している地方自治体は、6 県と政令指定都市^(※1)の仙台市と、中核市^(※2)の秋田市、郡山市、いわき市、青森市及び盛岡市（当初は条例を制定して制度を導入）の 6 市の併せて 12 自治体である。

※1 政令指定都市とは、政令で指定する人口 50 万人以上の市をいう。

※2 中核市とは、人口 30 万人以上の市をいう。

この 12 自治体の包括外部監査の結果等に対する措置の公表状況は別紙の表のとおりである。表のデータは、各地方自治体の監査委員事務局や担当部署のホームページ等によるものであり、平成 23 年 10 月 4 日現在である。

ア. 県

公表状況	青森県	秋田県	山形県	岩手県	福島県	宮城県
公表の対象	結果	結果・意見	結果	指摘（結果）	結果	結果・意見
公表時期						
H22 年度 参考：（）内は 10/4 以降の措置の公表	未公表 (H23.12.14)	未公表 (H23.10.28)	H23.8.23	未公表	未公表	未公表 (H23.12.27)
H21 年度	H23.3.16 H23.12.14	H23.1.27	H22.9.24 H23.2.15 H23.6.21	H22.8.3 H22.10.8 H23.5.13 (2 件)	H23.4.15	H22.12.28 他の年度では 2-3 回のことも有。
公表の手段	青森県報号外	秋田県公報号外	山形県公報	岩手県監査委員告示	監査公表	宮城県監査委員告示
ホームページや公表 内容の特徴	直近 5 年度分。未措置は継続フォロー。 H23.3.16 の場合、 H18 年度以降の措置 内容を公表。	H11 年度から公表。 措置の公表は各年度 1 回のみ。措置内容 は、詳細かつ具体的 に記述。	直近 3 年度分を公 表。未措置は継続フ ォロー。 H21 年度分は 3 回公 表。	直近 3 年度分を公 表。	直近 3 年度分を公 表。 監査公表の内容は、 要旨ベースである。 措置内容は具体的。	直近 8 年度分を公 表。 結果等は詳細である が、中には「検討す ることとした」とい った内容のものが含 まれる。

イ. 政令指定都市又は中核市

都市名	青森市	秋田市	盛岡市	郡山市	いわき市	仙台市
公表状況						
公表の対象	結果・意見	結果・意見	結果・意見	結果	指摘（結果）	指摘（結果）
公表時期						
H22年度 参考：0内は 10/4 以降の措置の公表	H23.8.19	未公表 (H23.10.31)	未公表	未公表	未公表	未公表
H21年度	H22.8.18	H22.10.20	H23.3.28 H23.9.8 H23.12.27	(日付不明)	(日付不明)	H22.7.9 H22.10.21
公表の手段	監査委員による公表。 ホームページ。広報あおもり。	監査公表	監査委員告示	ホームページ。 「措置状況」には記載なし。	ホームページ。 「監査結果に係る措置報告書」に記載なし。	監査委員公告
ホームページや公表内容の特徴	監査の結果に対する「対応方針区分」を明示している。中でも、包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているものについては、「相違」として明示し、市民に対する説明責任を果たしている。	H13-H21 年度分を公表。 市長から監査委員への通知をそのまま監査委員が公表している。 意見において、修正（措置）しないというケースがある。	テーマ毎の措置状況の内訳を開示し、未措置の件数も明示している。 また、指摘事項等に対する措置計画及び措置状況や今後の方向性を記載している。	H14年度からの9年分を公表。 措置状況には、未措置のものもブランクのまま公表。今後、措置するまで公表するかどうかは不明。	ホームページで包括外部監査の結果と一緒に「措置の状況」として公表。	監査のホームページで、監査結果報告書をH11年度分から公表。措置状況は、報告書にリンクして公表。

以上の比較表を整理すると次のようになる。

ア. 「措置」は指摘（結果）又は意見のいずれに対して講じているか

自治体の種類	指摘（結果）	指摘（結果）及び意見	備考
県	青森県 山形県 岩手県 福島県	秋田県, 宮城県	指摘（結果）のみ措置する県が多い
政令指定都市等	郡山市 いわき市 仙台市	青森市 秋田市 盛岡市	半々である

県の場合、指摘（結果）に対して講じた措置のみを公表しているのが6県中4県であり、消極的な対応が目立つ中で、宮城県は意見に対しても講じた措置を公表している点は、制度の趣旨を理解し、今後の事務の改善を図っていこうとする姿勢がうかがえる。

なお、意見に対して措置を講じたが公表はしていない地方自治体の有無については、確認を取っていない。あくまでも、公表されている事実があるかどうかで判断している。

イ. 監査委員による第1回目の措置の公表時期について

○の中の数字は、報告書の提出月（一般的には3月）からの経過月数である。

自治体の種類 及び監査年度		公表時期		備考
		4月～9月	10月～翌年3月	
県	平成22年度	山形県⑤	秋田県⑦ 青森県⑨ 宮城県⑨	岩手県及び福島県は未公表
	平成21年度	岩手県⑤ 山形県⑥	宮城県⑨ 秋田県⑩ 青森県⑫	福島県は13ヶ月を要している。
政令指定都市等	平成22年度	青森市⑤	秋田市⑦	他の4市は未公表
	平成21年度	青森市⑤	秋田市⑦ 仙台市⑦ 盛岡市⑫	郡山市は、市長等からの措置を講じた旨の通知は早いもので9ヶ月後であるが、公表日は不明。 いわき市も資料では公表日は不明。

包括外部監査の結果報告書は、会計年度の末日までに提出することになっており、多くの場合、3月に提出されている。措置の公表時期を半年単位で考えた場合、少なくとも1年以内、できれば6ヶ月後の9月末以内には第1回目の措置の公表ができれば望

ましい。ただし、措置を講じるかどうかについては、包括外部監査の指摘又は意見の内容が、具体的であるか抽象的であるかによって、地方自治体の対応の程度に影響があると考えられる。

また、措置の公表をたった1回で終了している地方自治体と、順次公表して複数回にわたる地方自治体とに対応が分かれるが、大変であっても、措置を講じた都度（月単位ということも考えられる）、随時、公表するのが、地方自治体の説明責任を果たす上からは望ましい。

なお、平成22年度については、年度末の3月11日に発生した東日本大震災への初動対応が重要であったことを考えれば、岩手県、宮城県、福島県及び関係市が、従来とは異なる対応になったとしても止むを得ないところである。

ウ. 公表の手段について

県の場合は、監査委員告示、監査公表、県報又は公報と明確に開示されているが、市の場合には、ホームページで閲覧できるものの、根拠を示さないまま公表している地方自治体が見受けられる。地方自治体及び担当者等の意識の違いによるものと推察する。

⑤ 措置を講じない場合の対応

以上は、措置を講じた場合の公表についての各地方自治体の比較であったが、次に、措置を講じない場合の対応について宮城県の事例を以下に示す。

宮城県では、包括外部監査における指摘又は意見に対して措置を講じないものについて、知事部局の場合は、関係部署より措置を講じない旨の報告を受けた包括外部監査の担当課である行政経営推進課（課長）より監査委員事務局総務課（課長）あてに以下のような通知を行っている。なお、当該通知は常勤の監査委員も確認している。

したがって、監査の対象となった関係部署で措置を講じないことと決定し、その理由が通知に記載された上で、行政経営推進課、監査委員事務局及び監査委員において確認されており、かつ、措置を講じたものは、その旨が知事から監査委員あてに通知されていることから、知事としての意思決定であり、長と独立した立場である監査委員（常勤2人）による確認であるということが出来る。ただし、措置を講じない理由は公表されていない。

措置を講じない場合の宮城県知事部局の通知は、以下のような書式になっている。

行 経 号 外
平成 年 月 日

監査委員事務局総務課長 殿

総務部行政経営推進課長
(公 印 省 略)

平成〇〇年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果
を参考として措置を講じない事項について (通知)
このことについては、別紙のとおりですので、承知願います。

上記通知の別紙の例は以下のとおりである。

(様式 2)

平成〇〇年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置
(是正措置を講じないもの)【監査委員事務局通知】

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成〇〇年度包括外部 監査結果報告書のページ)	措置の内容
1			
2			
3			

⑥ 措置に対する先進的な事例

次に、包括外部監査を実施している東北地方の地方自治体の中で、非常に積極的に対応していると感じられる青森市の事例を紹介する。

青森市は、外部監査制度の趣旨を理解し、積極的な対応を行っている。

まず、包括外部監査の指摘及び意見に対する措置の対応方針の区分を定義づけること

により、地方自治体内部は勿論、市民にも客観的な判断基準を提供していることがあげられる。

参考として、公表されている「包括外部監査結果への対応（措置状況）について」という定例庁議の概要を以下に紹介する。概要には3つの資料が添付されているが、いずれも分かりやすく参考になる。資料1は総括表であり、資料2はすべての結果及び意見に対する措置状況の一覧、そして、資料3は個々の結果及び意見の検証シート（個票）である。

- 青森市のホームページ「行政情報」―「情報公開」―「庁議の概要」
（包括外部監査人が要約して示しており原文どおりではない。）

平成 22 年度第 5 回定例庁議の概要（平成 21 年度包括外部監査結果への対応（措置状況）について）平成 22 年 8 月 10 日

総務部長より報告

- 包括外部監査を受ける理由と、平成 21 年度のテーマ及び包括外部監査人からいつ監査結果が報告されたかの説明
- 監査の結果及び意見の数とその概要
- 監査対象部局の「指摘事項（結果）への対応（措置状況）の概要」の説明
 - ・対応方針区分（是正，改善，改善検討，相違）別の主な内容，件数
- 「意見」に対しての対応
 - ・「個別又は全庁 改善」，「個別又は全庁 改善検討」，「相違」の件数
- この度の監査の対象とならなかった部局においても，今後，同様の指摘を受けることのないように，改めてその対応について所属職員に周知するよう依頼している。
- 今後の公表予定
 - ・ 8 月 18 日開催予定の常任委員会協議会で総務部長及び経済部長から報告
 - ・ 地方自治法の規定に基づき，監査委員に通知し，監査委員において「青森市監査委員に関する条例」に定める手続に従い公表
 - ・ 青森市ホームページ上で公表
 - ・ 9 月 15 日号の広報あおもりで市民に公表

関連リンク

（外部監査の結果及び措置状況にリンク）

添付ファイル

【資料1】平成21年度包括外部監査結果への対応（措置状況）について（PDF）

【資料2】平成21年度包括外部監査の結果に基づく措置状況一覧（PDF）

【資料3】平成21年度包括外部監査結果検証シート個票（PDF）

上記ホームページに掲載されている「【資料1】平成21年度包括外部監査結果への対応（措置状況）について」の主な内容は以下のとおり。

- 1 平成21年度包括外部監査の概要（H22.3.30 包括外部監査人から報告）
 - （1）監査の対象
 - （2）監査の対象年度
 - （3）監査の結果及び意見
報告書の項目毎に、指摘事項（結果）、意見及び計の数を記載
 - （4）主な措置事項（結果）
- 2 指摘事項（結果）への対応（措置状況）の概要
 - （1）対応方針区分
 - （2）対応方針別件数
- 3 今後のスケジュール
- 4 その他
 - （1）意見への対応
（対応方針区分毎に、全庁対応数又は個別対応数を記載。（ ）書で改善済の件数を記載）

「【資料2】平成21年度包括外部監査の結果に基づく措置状況一覧」は、資料1の「1」、
「（3）監査の結果及び意見」の内訳になっている。措置状況として対応方針が示され、
かつ、資料3の検証シート個票との対応が示されている。

項目	包括外部監査の結果報告書					措置状況		
	結果及び意見の概要	掲載 ページ	結果	意見	計	対応 方針	実施 状況	個票 番号
A ○○の選定手続			1	13	14		7	
1. 共通事項			0	8	8		5	
(1) ○○○○（意見）		28		○		全庁 改善		1

「【資料 3】平成 21 年度包括外部監査結果検証シート個票」として、上記資料 2 の指摘又は意見のそれぞれ 1 件毎に対応した検証のための個票が作成されている。

		No	1
主担当課	◇◇◇課		
関連課			
項目 <small>(※1)</small>	A ○○の選定手続き		
	1. 共通事項		
	(1) ○○○○ (意見)		
指摘事項 (又は意見)			
掲載ページ			
28			
対応	対応方針	例：全庁改善 <small>(※2)</small>	
	結果・意見についての経緯		
	今後の改善予定等 <small>(※3)</small>		

※1 包括外部監査結果報告書の対応する項目に併せて 3 段階で記載している。

※2 「是正」、「相違」、「改善」又は「改善検討」の区分に、「是正」及び「相違」を除き「全庁」又は「個別」の組合せで記載。「是正」又は「改善」については、対応が完了し場合には【是正済】又は【改善済】を記載する。

※3 長期的な対応が必要な場合や具体的な期限の目標を記載するとともに、検討する場合の内容を具体的に記載している。

(3) 宮城県における包括外部監査の課題について

以上のように、法律上の「措置」の概念は明確に規定されておらず、慣行的に使用されているのが実態であり、このことは、「措置」という用語を使用する団体が規程や細則その他マニュアル等において明確に定義づけしない限り、使用する者によって解釈が異なる危険性を内包している。すなわち、組織単位又は使用する者による差異や、同一組織内であっても時系列で比較した場合、その時々担当者等の考え方によって異なって使用される可能性があることを意味している。

このことは、時として解釈する者に都合よく解釈され、又は誤った解釈がなされた場合、誰も検証(チェック)するものがいなければ、その事務の執行は容認される結果となってしまうおそれがある。

しかし、現実問題として、東北地方の各地方自治体における包括外部監査の結果に対する措置の公表状況について、前述のような大きな考え方の違いが発生しているに

も関わらず、大きな問題になったような話が特段聞こえてこないのも事実である。

こうした中で、宮城県の包括外部監査への対応は積極的であると評価できるものの、次項の「2 宮城県の過去の包括外部監査の結果と措置状況について」における関係部署への質問やヒヤリングの結果、また、「3 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況」における平成17年度、平成18年度、平成19年度及び平成21年度の包括外部監査の結果に対する個別の措置状況の検討結果からは、以下のような課題が浮かびあがっている。

これらは、県全体、すなわち組織全体で対応していかなければならない課題である。

【指摘1】

「措置」の取扱いに関する規程等、措置を講じるか講じないかの判断の考え方について具体的に示されたものはなく、定義等は不十分である。

このため、措置の内容と「措置を講じる」、「措置を講じない」の分類にばらつきが発生しており、措置を講じないと判断する具体的な基準等を明確にしておくべきである。

【指摘2】

「措置を講じた」とされている具体的な内容が、「検討する」等とされており、問題先送りの形になっている。このような場合は、実質的な措置は講じられていないため、見直す必要がある。

「検討する」というような内容では、措置を講じたことにはならないと考える。具体的に対応策を決定したり、策定したり、又は修正したりすることが必要である。

また、仮に、方向性を決めて検討することにした場合でも、具体的な措置方針や措置計画もなく、実施期限等の進捗管理が十分に行われていないケースがあったが、進捗管理を行い、実効性を確保することが必要である。

ただし、「検討する」ことをもって措置を講じたと認識する場合には、措置方針や措置計画において具体的な措置内容が決定され、かつ、措置方針等に基づき進捗管理が行われる場合には、実務上はこれを容認することも可能と考える。

【指摘3】

担当者が異動した場合等に、業務の引継ぎが十分になされていないためか、その後の質問等に対する十分な説明を受けることができないケースがあった。

特に、「検討する」ことをもって措置を講じたと認識したにも関わらず、最終的には措置を講じないことになったケースにおいて、担当者の異動等により、その経緯について十分な説明を受けることができなかったケースがあった。

また、措置を講じないと判断したケースにおいても、その理由に関する質問に対して、担当者が異動したことにより、当時の包括外部監査人との見解の相違に関して十分な説明を受けることができなかった。

措置を講じないと決定した場合、現行制度では公表されないことから、（特に指摘については）十分に説明責任を果たせるように記録しておく必要がある。

【指摘 4】

包括外部監査人としては、包括外部監査の目的からすれば、原則として指摘や意見に対して措置を講じるべきであると考えますが、状況によっては措置を講じられない場合があることも理解している（制度上、意見に対する措置の取扱いは規定されていないため、最低限、指摘に対しては措置を講じるのが原則と考える。）。

しかしながら、この場合でも、その後の検証（チェック）体制が十分とはいえないため、措置を講じないことに対する評価が不十分なことが挙げられる。

例えば、監査委員は、法の趣旨を踏まえ、包括外部監査の結果等を定期監査や決算審査等における業務の参考としているほか、措置状況について必要に応じて確認を行うなどの取組を行っているが、包括外部監査の結果に対する措置を講じていないことをもって指摘事項とはしていないとの回答を得ており、その確認方法等について検討が必要である。

【指摘 5】

指摘又は意見に対して措置を講じた場合においても、その対応策の効果が期待どおりに得られるとは限らないため（例えば入札の問題など）、事後評価することが必要である。

指摘又は意見に対して措置を講じるのは、包括外部監査の目的である住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、また、常にその組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化を図るためであるから、仮に、事後評価によりその実効性が認められなければ、実効性を高めるための改善の措置を講じることが重要である。

これは、いわゆる PDCA サイクルそのものである。指摘又は意見に対する措置の計画を立て（Plan）、当該措置計画に基づき措置を講じ（Do）、当該措置が計画どおりの効果を上げているかを点検・評価し（Check）、結果が計画どおりの効果を上げていない部分については新たな措置を講じる（Act）というものである。この管理が組織的・継続的になされて初めて、包括外部監査の実効性を高めることができる。

2. 宮城県の過去の包括外部監査の結果と措置状況について

(1) 宮城県の包括外部監査の結果に対する対応の現状

宮城県の過去の包括外部監査の結果に対する対応を検証するために、包括外部監査の関係部署である行政経営推進課及び監査委員事務局総務課に対して実施した質問とヒヤリングによる回答等は以下のとおりである。

Q は質問等， A は回答， C は包括外部監査人のコメントである。

Q1	包括外部監査の報告書に対する「措置」に関する考え方について
A1	包括外部監査による指摘や意見は、地方公共団体に属さない独立した立場から高度な専門的知識に基づいて述べられているものであるため、県としては、その内容を真摯に受け止めて、是正措置を講じることが法令で義務づけられていないとしても、できる限り指摘等の趣旨を汲み取って適切に是正措置を講じるべきものと考えている。
C1	指摘だけでなく意見についても措置を講じることが、制度の趣旨に照らし妥当な判断であると考え。問題は、措置を講じた場合の内容であり、今回の包括外部監査の大きな問題点の一つとなっている（各年度の個別の措置内容参照）。

Q2	「措置」に関する定義について
A2	県では措置に関する定義はない。 措置を講じたかどうかの判断に当たっては、指摘等の趣旨や内容とそれに対する措置の内容をみて個別に判断している。
C1	県では「措置」に関する定義はないため、各部署間や各担当者において慣行的に解釈していることから、「措置」の内容にばらつきが出る可能性が十分あり得る。回答では個別に判断するということであるが、何をもって「措置を講じた」と判断するかは、担当者個人の判断に依存する部分が多く、上席者が全件を検討することは困難であると考えられるので、規程やマニュアル等で客観的な判断基準を明確にしておくことが重要である。 ただし、行政経営推進課と関係部署との間での措置内容に関する調整を行う際に、「校正要領」（47 頁参照）が作成され、判断に当たっての考え方が示されていることが分かった。

これに関して、先述した青森市の場合、以下のように基準を明確にしている。

○青森市の指摘事項（結果）への対応（措置状況）

指摘事項（結果）への対応方針として、以下の4つに区分している。意見への対応方針については、「是正」という区分はない。

また、「改善」と「改善検討」については、指摘等のあった部局のみの対応が必要か、全庁的な対応が必要かどうかで以下のように区分している。

<対応方針区分>

区分		対応の内容
是正		不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの
改善	全庁	全庁的な問題として、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	個別	担当部局固有の問題として、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善 検討	全庁	今後改善策を整理するに当たり、部局横断的な課題があることから、全庁的にその検討を行うもの
	個別	今後改善策を整理するに当たり、担当部局固有の問題として、当該部局においてその検討を行うもの
相違		包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であつたと認識しているもの

Q3	措置等に対する内規やマニュアルの有無、又は慣行的な対応について
A3	措置等に対する内規やマニュアルはなく、実務上の対応である。
C3	措置に関する定義はなく、措置を講じたかどうかの判断に当たっては、指摘等の趣旨や内容とそれに対する措置の内容をみて個別に判断している状況である。 なお、平成21年10月頃から、行政経営推進課が関係部署と措置内容に関する調整を行う際に作成している『「包括外部監査結果・意見等に対する是正措置」(校正要領)』の中で、「措置を講じる」、「措置を講じない」の判断の考え方を示している。
参考	「平成19年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置」校正要領（47頁参照） 抜粋 《参考：是正措置を「講じる」、「講じない」の判断の考え方》 当課では、以下の考え方により判断しています。 ・是正措置を講じる＝監査結果に対し、「何らかの改善策（具体的に）を講じた」又は「何らかの改善策（具体的に）を講じると決定した」と考えられる場合

	<p>・是正措置を講じない＝監査結果に対して、「対応を検討している」又は「改善策を講じないと決定した」と考えられる場合</p> <p>(注) 行政経営推進課は、監査結果に対して「対応を検討している」状況の場合は、「是正措置を講じない」という区分に含まれるとの考え方をとっている。</p>
--	---

Q4	「措置」に対する認識の部署間での温度差の有無について
A4	<p>(定義やマニュアルがないことにより、「措置」に対する認識の部署間での温度差があるのではないかという点について、) 行政経営推進課が部署間等における措置状況を取りまとめる際に、措置を講じた・講じないの判断の温度差がないように調整している。</p> <p>(注) この回答の段階では、措置を「講じる」、「講じない」の判断の考え方があり、それに基づいて調整しているとの説明はなかった。</p>
C4-1	<p>ただし、実際問題としては、行政経営推進課及び監査委員事務局がどこまで措置内容を調整できるかが重要なキー・ポイントになると考える。</p> <p>平成 17 年度から平成 22 年度までの包括外部監査の結果に対する措置の内容について、行政経営推進課と関係部署間との調整状況をサンプルとして閲覧したところ、以下のような調整がなされていたことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担当課では「是正措置を講じる」と区分したものを、行政経営推進課で「是正措置を講じない」と修正する調整 ○逆に、担当課では「是正措置を講じない」と区分したものを行政経営推進課で「是正措置を講じる」と修正する調整 ○措置内容の文脈等を修正する調整、その他 <p>しかしながら、検討することをもって措置を講じたと判断しているケースも見受けられる(ある意味では、この違いこそが担当者と包括外部監査人がもつ措置の概念の違いなのかもしれない。期待ギャップ^(※1)とも言える。)</p>
C4-2	行政経営推進課と関係部署との間で調整がなされた措置内容について、監査委員事務局に通知された後に内容が変更された事例もあるという説明を受けている。

※1 期待ギャップ

包括外部監査人が「措置」として期待するのは、具体的な対策が講じられることであるのに対して、県の担当者は、具体的な対策にまでは至らない場合でも取りあえず検討するという内容も、何らかの対応をするものとして「措置」に含まれると考える、一種の温度差ということができる。

この温度差をどれだけ敏感に感知するかが非常に重要である。地方自治体を取り巻く環境は

激変しており、前例に倣った対応では、県民の期待に添うことはできない。県の認識が変わらなければならない。

Q5	指摘・意見への措置に関する関係部署とのやり取りについて
A5	<p>毎年3月末までに包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書が提出されるが、提出後の対応は以下のとおりである。</p> <p>◇包括外部監査の結果報告書の提出後から翌年度5月末ごろ（約2ヶ月後） 行政経営推進課が指摘や意見等の要旨を整理し、通常、5月末を目途に、関係部署等に対して是正措置の実施状況を照会する。</p> <p>◇8月末ごろ（約5ヶ月後） 行政経営推進課が関係部署等の是正措置の実施状況を取りまとめる。 その際、関係部署等の回答内容を確認・整理し、行政経営推進課としての意見や修正案等を付記の上、担当部署等に校正（監査委員等へ報告する内容の校正）を依頼する。場合によっては回答内容を調整する。</p> <p>◇9月末ごろ（約6ヶ月後） 行政経営推進課がとりまとめた是正措置の内容を監査委員へ通知する。 なお、是正しない場合はその理由を監査委員事務局へ通知する。 （知事部局分は行政経営推進課で事務処理をする。）</p> <p>◇その後（約6～9ヶ月後） 監査委員事務局等から、回答内容に応じて説明や修正等が求められる。 内容が確定した後に、是正措置を講じた事項は監査委員により県公報に登載される。</p> <p>◇近年の状況 近年は、包括外部監査の結果報告書が提出された翌年度及び翌々年度に、行政経営推進課で関係部署等の是正措置状況を取りまとめ、監査委員等に通知している。</p>
C5 -1	<p>関係部署等からの報告は、翌年度の8月末ごろまでになされるような事務処理を行っており、特段遅いとはいえない。報告後に包括外部監査の担当課である行政経営推進課において、関係部署等の回答内容を確認して、場合によっては回答内容を調整することにしており、措置の内容に踏み込んで調整できていけば問題はないが、今回の監査の結果から分かるように、「検討する」といった内容のまま処理されているケースがある現状からは改善が求められる。</p>
C5 -2	<p>行政経営推進課が調整等して取りまとめた是正措置の内容は監査委員に通知され、監査委員等がその是正措置の内容を確認の上、内容が確定すれば公表される。 行政経営推進課が調整した内容を監査委員に報告した後においても、監査委員</p>

	<p>等からの意見によって措置内容の確認や修正等を行っているケースもあるようだが、「検討する」といった内容が調整されないで公表されているケースがある現状からは、実効性に課題が残っていると云わざるを得ない。</p>
C5 -3	<p>近年は、報告書の提出のあった翌年度だけでなく、翌々年度においても是正措置の内容が公表されており、継続して措置が講じられていることがうかがえる。これらの措置の公表内容を見たところ、措置が講じられていなかった指摘等に対して措置を講じたことによるものであり、進捗管理していく方針の結果として望ましい対応である。</p> <p>ただし、できれば半年、遅くとも1年以内に措置を講じ、公表してほしいが、指摘等の内容によっては、短期的な対応が困難又は不可能なケースもあるため、措置方針及び措置計画の下に進捗管理していくことが必要である。</p> <p>現状では、長期的な対応が必要なケースであっても、報告書の提出後約2年を経過すれば、原則として、措置を講じないとするものを除き、措置が完了したということになる。</p>

Q6	<p>措置された場合におけるその後のフォローの有無と、実際に措置どおりに改善されたか等の事実確認について</p>
A6 -1	<p>行政経営推進課では、通常、「措置を講じた」とされた事項が実際にそのように改善されたか等の事実確認も含め、特に追跡調査等は実施していない。</p>
A6 -2	<p>監査委員事務局では、定期監査等の際に、必要に応じて包括外部監査の措置状況について確認している。</p>
C6	<p>定期監査の監査復命書（様式第5）^{※1}では、調査（監査）の概要における【報告事項】の一項目で「平成〇〇年度包括外部監査指摘事項等に係る措置状況」について報告がなされている。</p> <p>監査委員は、法の趣旨を踏まえ、包括外部監査の結果等を定期監査や決算審査等における業務の参考としているほか、措置状況について必要に応じて確認を行うなどの取組を行っているが、包括外部監査の結果に対する措置を講じていないことをもって指摘事項とはしていないとの回答を得ており、その確認方法等について検討が必要である。措置を講じないとした場合の妥当性についても確認対象とするなど着眼点を見直すことも必要ではないか。</p>

※1 監査復命書サンプル（H23.10.13 実施分）

(様式第5)
3 調査（審査）の概要
【報告事項】
○納税関係

<p>〇平成 21 年度包括外部監査指摘事項等に係る措置状況</p> <p>P11～13 の項目について，一部書類を抽出し確認したところ，適正に処理されていた。</p>			
調査箇所名	〇〇〇〇事務所	担当者 職 - 氏名	〇〇〇〇
注：前年度の指摘事項に対する措置状況を付記すること。			

以下は，措置状況の確認の際に作成した調書の例である。

<p>平成 21 年度包括外部監査指摘事項等に係る措置状況の確認について</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇事務所</p>	
項目	措置状況
指摘 2 (法人) P3 収入金課税法人に対する 調査の実施	〇外形標準課税だけでなく収入金課税と分割基準の調査 ・ 1 社該当あり (ガス供給事業者) 今年度調査を実施することとしている。
(以下，省略)	

Q7	措置しないとの結論に至った場合は，その後の年度にわたって措置するケースがあるが，最終的に措置しない場合の理由について，担当部署からの回答をどの部署で検討しているか。 また，措置しないと回答があった場合でも，措置すべきであるという結論に達した事例の有無。
A7	最終的に措置しない場合の理由については，行政経営推進課が措置状況のとりまとめを行う際に，措置しない理由の妥当性等を検討し，必要に応じて内容を調整している。 なお，監査委員事務局に通知した後に，監査委員が内容を確認し，措置を講じたものを公表している。
C7	措置しないとの結論に至った場合，その理由及び結論に至るまでのプロセス (包括外部監査の指摘又は意見と見解が相違するのであるから，包括外部監査人との意見交換に関する説明等) について，十分に記録しておき，その後，担当者が替わった場合においても，十分，説明責任が果たせるようにしておく必要がある。

	<p>措置を講じた場合には、監査委員により措置の内容が公表されるが、措置を講じない場合には、監査委員による公表は制度上予定されていないことからしても、十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである。</p> <p>包括外部監査人としては、措置を講じないこととした理由を公表することの意味の方が重要ではないかと考える（制度上は、少なくとも指摘については措置を講じることを前提にしており、措置を講じないという選択肢は基本的には用意されておらず、例外的な扱いであると考える。）。</p>
--	---

Q8	財政状況が厳しい中で、措置するための予算を確保できない場合には、その後はどのようにフォローをしているか。
A8	<p>担当部署等において何らかの理由により措置しない（できない）と判断したものについては、担当部署等が対外的な説明責任をしっかりと果たすべきものと考えており、行政経営推進課では特にフォローは行っていない。</p> <p>なお、監査委員事務局においても、このような事案については特に進捗状況の確認等は行っていない。</p>
C8	<p>基本的には包括外部監査人も県の見解と同じである。重要な点は、措置を講じるための措置方針及び措置計画を立て、期限等を設けて進捗管理をしていくことである。青森市では「検討シート個票」の中で「今後の改善予定等」を記載しておくことにより管理しており、一つの参考例である。</p>

Q9	包括外部監査の結果報告書の受領と公表について
A9	<p>包括外部監査の結果報告書の受領に当たっては、知事、県議会議長及び監査委員が概要説明を受けるようにしているとともに、知事が受領する際にはテレビ局等の取材も受け付けている。また、その後、報告書はすべての県議会議員に冊子（概要版を含む）で配布されている。これは、平成 11 年度の制度導入時から実施している。</p>
C9	<p>平成 22 年度の包括外部監査結果報告書の受領に当たっては、東日本大震災への対応が最優先課題であったことから、知事等の受領は中止されている。なお、監査委員による公表は、平成 23 年 4 月 22 日に実施されている。</p>

Q10	県議会での監査の概要等の説明について
A10	<p>包括外部監査の結果報告書が提出された後、本会議や関係する常任委員会で監査の概要等を説明した実績は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県議会定例会においては、数多くの質疑応答の実績がある。 ○常任委員会においても、以下のような報告例がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度包括外部監査「農業農村整備事業に係る財務に関する事務の執

	<p>行について」の監査結果の概要を、平成 17 年 4 月 21 日に開催された産業経済委員会に報告。</p> <p>・平成 20 年度包括外部監査「県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営について」の監査結果の概要を、平成 21 年 4 月 21 日に開催された保健福祉委員会に報告。</p>
C10	<p>宮城県の場合、議長が県議会で説明するといった実績はないものの、包括外部監査の結果報告書は、すべての県議会議員に冊子（概要版含む）で配布していることは前述のとおりである。</p> <p>県議会のホームページには会議録の検索・閲覧システムがあり、昭和 22 年（暦年）以降の県議会の議事録を検索して閲覧できる。対象会議の選択や対象発言者の指定などが可能であり、検索語も全部で 3 つのキーワードまで指定が可能である。キーワードについては、“完全一致”や“同義語”という条件の指定が可能であるなど便利なツールが用意されており、機会があれば是非利用されるようお勧めする。</p> <p>今回、平成元年から現在までの対象期間について、本会議及び委員会等のすべての会議を対象とし、検索語を「包括外部監査」として同義語検索した結果は以下のとおりであった。</p>

○宮城県議会における発言状況

県議会会議録において、「包括外部監査」を同義語の検索語として検索を実施したところ、該当したのは平成 10 年度以降で述べ 253 人であった。これを年別、会議の種類別に整理したのが以下の表である。

なお、質疑応答の中で、質問、答弁、質問という括りで 2 回「包括外部監査」という単語を用いて発言した場合は 2 人としてカウントされている。ただし、1 回の発言（質問又は答弁）の中で 2 回以上使用しても 1 人と集計されている。

以下の表の定例会とは、県議会の本会議であり、原則として 2 月、6 月、9 月、11 月の年 4 回定期的に招集されている。このほか、特に必要があるときに開かれる臨時会がある。

また、委員会には議会運営委員会、常任委員会、特別委員会がある。このうち常任委員会には、総務企画、環境生活農林水産、保健福祉、経済商工観光、建設企業、文教警察の各委員会があるが、以前には環境生活、産業経済という委員会もあった（「宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例」により、平成 23 年 11 月 13 日に改められた。）。以下の表における常任委員会の名称は、該当年の名称に基づいている。

平成 24 年 1 月 17 日現在

年号(暦年)		議会								
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	小計
定例会		2	4	11	11	16	4	4	4	56
(うち契約関係)		(0)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(28)
委員会	総務企画						4	6	10	
	保健福祉									
	産業経済							2	2	
	建設企業									
	予算特別						3	4	7	
	決算特別			1	3		5	2	1	12
計		2	4	12	14	16	9	13	17	87

年号(暦年)		議会						小計	合計
		H18	H19	H20	H21	H22	H23		
定例会		6	16	11	10	4	6	53	109
(うち契約関係)		(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)	(24)	(52)
委員会	総務企画	3	4	4	5	4	3	23	33
	保健福祉		1		2	15	2	20	20
	産業経済					5		5	7
	建設企業		4					4	4
	予算特別	1	4	8	19	4	3	39	46
	決算特別	4	3	7	4	2	2	22	34
計		14	32	30	40	34	16	166	253

(注) 定例会における契約関係というのは、地方自治法で定められた手続である包括外部監査契約の締結に関する議案の説明等に関する内容のものである。

○発言の概要

県議会においては、平成 19 年度以降、包括外部監査の結果報告書をもとにした質疑や応答が多くなっているような傾向にある。

中には、包括外部監査の結果報告書に対する措置報告のあり方について、より具体的な説明を求めるケースもあり、県民のために役立つ包括外部監査を求めていることがうかがえた。

各年（暦年）の発言内容（主として質疑応答）の概略は以下のとおりである。

なお、各年度の監査テーマについては、宮城県における過去の包括外部監査一覧表（5頁）を参照していただきたい。

平成10年	
定例会	<p>包括外部監査の導入に関する質問</p> <p>宮城県では、食糧費など不祥事問題の改善策として、監査委員事務局職員を4名増員するとともに、4人の監査委員のうち県庁OB委員を排し、既に庁外から公認会計士などの民間人を2名登用してきていること、また、新たに契約する外部監査人には、既存の制度では必ずしも十分にカバーし切れなかった分野を中心、監査委員ともじっくり相談しながら、監査の特定テーマを見いだしていくことが必要であること等の観点からの質疑応答</p>
平成11年	
定例会	包括外部監査契約の締結に関するもの（以下では、同様のものは省略）
平成12年	
定例会	国の経済対策に対応した県の予算編成に関連して、包括外部監査の結果報告書での指摘を例に出しながら、県の補正予算の提案についての質疑応答
決算特別委員会	決算審査については包括外部監査の対象には含まれないとする監査委員からの説明
平成13年	
定例会	包括外部監査による土地開発公社に関する指摘及び意見の処理をどのようにしたのかに関する質疑応答
決算特別委員会	<p>宮城県における包括外部監査を評価した上で、監査報酬を減額したことは時代（地方分権時代であるからこそ外部監査は重要）に逆行しているのではないかという質疑応答。</p> <p>県としては、財政的な話もあり、全体の中でぎりぎりやってもらっているとの答弁</p>
平成14年	
定例会	<p>平成11年度以降の（行政機構の見直しに関して、時期的に先行した）包括外部監査の結果が、どのように反映されたかについての質疑応答。</p> <p>また、包括外部監査の指摘も含め、法に基づく公営企業会計の実態が時代の要請に大きく乖離している等の質疑応答</p>
平成15年	
決算特別	平成13年度及び平成14年度の包括外部監査に関連した措置状況の報

委員会	告と、包括外部監査の結果は従来の監査結果とまるっきり違うことに関する質疑応答（従来の決算監査では適正に処理しているというが、包括外部監査では問題があるという指摘があるため、こういう部分をどういうふうに穴埋めしていくのかという疑問についての質疑応答）
平成16年	
予算特別委員会	平成14年度に受けた包括外部監査の指摘を基に、母子休養ホーム及び老人休養ホームの処分等に関する質疑応答
決算特別委員会	平成15年度の包括外部監査の結果を県公報に登載し公表したことなどの報告
総務企画委員会	指定管理者制度の創設を規定した地方自治法の改正により、指定管理者に行わせる業務を包括外部監査人との外部監査契約に基づく監査対象に加えることに関する条例の改正についての説明
平成17年	
産業経済委員会	平成16年度の包括外部監査の結果報告（農業農村整備事業関連）に関して、委員会開催時点における対応方針を含めた今後の方向性についての質疑応答
予算特別委員会	外部監査事業費における包括外部監査の予算やテーマに関する質疑応答
総務企画委員会	土地改良区の不正金に関して、包括外部監査の結果報告と関連して行われた質疑応答
平成18年	
定例会	3年前（平成15年度）の包括外部監査で厳しく指摘された工業用地の売却差額が一般会計からの繰入金によって賄われることに関する質疑応答
決算特別委員会	監査委員事務局関係の歳入歳出決算の概要についての説明
総務企画委員会	包括外部監査の契約に関する質疑応答
平成19年	
定例会	平成18年度の包括外部監査の結果報告についての質疑応答。また、監査費用の積算根拠及び見積書の公開、監査人の意見等に関する質疑応答
決算特別委員会	包括外部監査事業に関する説明と、保健福祉部関係の補助金に関する質疑応答
総務企画委員会	包括外部監査の契約に関する質疑応答
予算特別	第二北部工業団地の収支決算状況の開示を求め、平成13年度の包括外

委員会	部監査の結果を基にした質疑応答
建設企業 委員会	議員に配布された平成 18 年度の包括外部監査の結果報告を基に、土木部関係の補助金等に関する指摘について、これからの対応をどうするか次回の委員会での回答を要請
保健福祉 委員会	包括外部監査でいろいろ指摘を受けた部分はあるものの、実態に合った県費の支出（増額）を要望
平成 20 年	
定例会	平成 18 年度の包括外部監査の結果報告に関連して補助金のあり方や必要性に関連した質疑応答
決算特別 委員会	包括外部監査事業の説明と、包括外部監査の結果の県公報による公表の報告
総務企画 委員会	平成 18 年度包括外部監査「平成 17 年度一般会計の補助金等について」の監査結果の措置状況に関する質疑応答
予算特別 委員会	平成 19 年度の包括外部監査の結果報告では、指定管理者制度の存続の意義又は経理上の支出内容の適合性だけに言及しているが、本来、民営化が妥当なのか、直営化が妥当なのかといった内容に踏み込んでいないことから、指定管理者制度の選定時の視点についての質疑応答。また、平成 18 年度の包括外部監査の指摘や意見は今年度予算にしっかり生かされているかどうかについての質疑応答
平成 21 年	
定例会	県立病院を運営する地方独立行政法人の設立に関して、包括外部監査において経営形態の見直しの提言があったことをもって、それを既定路線として動きだしていることについての質疑応答。その他、社会教育団体の補助金に関して、平成 18 年度の包括外部監査で少額補助金の見直し対象になったことを踏まえて、助成のあり方を総合的に検討してきたことの報告
決算特別 委員会	行政経営推進課関係の歳入歳出決算説明において包括外部監査の実施の報告。また、包括外部監査で言及された宮城県高等看護学校が県立であることについての質疑応答。さらに、包括外部監査が県立 3 病院が目指すべき方向が非公務員型の一般地方独立行政法人化であると触れていることのメリットについての質疑応答
総務企画 委員会	平成 18 年度の包括外部監査で、あり方について検討すべきと指摘された財団法人宮城県地域振興センターに関する質疑応答
予算特別 委員会	包括外部監査のテーマとなった県立病院の問題についての質疑応答。また、包括外部監査費が前年度より減額になったことに関連して、担当課である行政経営推進課の事務費と職員数についての質疑応答

保健福祉 委員会	平成 20 年度包括外部監査の結果報告
平成 22 年	
決算特別 委員会	行政経営推進課関係の歳入歳出決算説明と包括外部監査の結果を県公報に登載し公表した旨の報告
総務企画 委員会	包括外部監査契約の締結に関しての質疑応答。また、新地方公会計制度に基づく平成 20 年度財務諸表が包括外部監査の対象となるか等についての質疑応答
予算特別 委員会	歳出予算に関連して、外部の専門的な知識を有する者による監査機能としての包括外部監査を行う旨の説明
産業経済 委員会	平成 19 年度の包括外部監査の結果報告において指摘された高等技術専門校の授業料の見直し等についての質疑応答
保健福祉 委員会	<p>包括外部監査の指摘に伴って検討した宮城県高等看護学校の今後の方向性についての質疑応答。</p> <p>また、病院局から平成 20 年度の包括外部監査「県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営」の結果に対する措置状況について報告 《参考》</p> <p>この報告について、「報告に当たって、大変こういった資料をいただくのはいいのですが、あとは県の公報で見てくださいというのは余りにも雑駁な方向ですので、この表から何があったのですかということをしきりと議会に報告しなければならないと思いますので、割と雑な報告だったなと思います。後は、県の公報を見てくださいということではなくて細かな表で具体的に何がどういうふうに改善したのかをしきりとペーパーを出すべきではないでしょうか。それは余りにも雑な報告だと思いますので、それは病院局の姿勢が問われます。それはどうでしょうか、今後の報告のあり方です。」との意見がなされ、より具体的な報告を期待していることがうかがわれた。</p> <p>その他、宮城県高等看護学校の授業料の値上げに関して、包括外部監査は財政の問題からそう（値上げを）指摘するかも知れないが、1億数千万円かけてやっけていても、県民は認めると思う、という発言もされている。</p>
平成 23 年	
総務企画 委員会	包括外部監査契約に関する質疑応答
予算特別 委員会	包括外部監査契約に関する質疑応答

保健福祉 委員会	平成 20 年度の包括外部監査の結果に対する措置（2 回目）についての 報告
-------------	---

Q11	監査委員が議会において包括外部監査に関して説明した実績
A11	包括外部監査の結果及び措置状況の公表に関する質問に対して、報告を受けた日及び公表日について説明したことがある。
C11	<p>制度上は、包括外部監査の結果に対して、監査委員の見解が相違する場合において、必要に応じて議会や長等に合議による監査委員の意見を提出し、議会や長等及び県民に判断を仰ぐことを可能にした仕組み（地方自治法第 252 条の 38 第 4 項）が用意されているが、県議会会議録の検索の結果では、議会への意見の提出は見当たらない。</p> <p>監査委員は、基本的に包括外部監査人の意見を尊重することとしており、法令上明らかに誤りがある場合を除き、包括外部監査人の監査の結果に対して監査委員としての意見は提出しないこととしている旨の説明をうけている。</p>

Q12	包括外部監査及び同報告書に関して県民から説明を求められたケースの有無、 市民オンブズマンからの情報開示請求の有無
A12	ここ 2～3 年は一般県民から説明を求められたことはない。なお、通常、報告書が提出される際に記者発表を行っているので、マスコミの取材・報道がある。また、市民オンブズマンから包括外部監査に関する情報開示を請求されたことはないが、毎年、全国市民オンブズマン連絡会議から外部監査の実施状況等について調査されており、その調査結果は「包括外部監査の通信簿」として一般公表されている。
C12	包括外部監査の担当課である行政経営推進課では、包括外部監査の結果等に対する措置の実効性を高めるべく、監査委員及び監査委員事務局ともども努力されているが、まだ、措置のあり方等について改善の余地が見受けられるため、継続した対応が重要である。

Q13	監査の結果等に対して措置を講じた場合の公表について、宮城県監査委員告示とホームページの他の公表手段の有無
A13	<p>県議会の関係する常任委員会で措置状況について報告した実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度包括外部監査「平成 17 年度一般会計の補助金等について」の監査結果に対する措置状況の概要を、平成 20 年 3 月 17 日に開催された総務企画委員会に報告した。 平成 20 年度包括外部監査「県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営について」の監査結果に対する措置状況の概要を、平成 22 年 3 月 16 日に開

	<p>催された保健福祉委員会に報告した。</p> <p>・平成 20 年度包括外部監査「県立病院の財務事務の執行および事業の管理運営について」の監査結果に対する措置状況の概要を，平成 23 年 1 月 21 日に開催された保健福祉委員会に報告した。</p>
C13	<p>議会に対する報告は最も重要であるが，措置を講じない場合（この場合の公表は制度上求められていない。）についての報告（公表）があれば，より包括外部監査の意義が高まるものとする。なぜなら，制度上は，原則として指摘に対して措置を講じないという判断は予定されていないものとするからである。</p> <p>ただし，包括外部監査人の見解と監査委員の見解が相違する場合などで必要と認めるときには，監査委員は議会等に対して意見を述べることであり，包括外部監査人の一方的な見解等に対しては，県の正当性を県議会や県民に判断してもらうような機会が用意されていることも重要な意味がある。</p>

Q14	行政経営推進課における，包括外部監査の担当者のローテーションがあった場合の引継事項の有無と引継台帳又は管理簿等の有無。
A14	包括外部監査業務については，文書により，主に業務の流れや事務処理の方法について引き継ぎがなされたが，引継ぎ台帳や管理簿のようなものは特に存在しない。
C14	<p>行政経営推進課と各部署等との間で，措置の内容に関して調整する場合に，校正要領^(※1)や確認要領^(※2)といった行政経営推進課における実務指針のようなものが作成されるようになってきたが，これらの要領の内容を再検討するとともに，検討後，作成したものを全庁内へ周知徹底し，各部署等や行政経営推進課において統一的に運用されることが望まれる。</p> <p>例えば，措置を講じないとする場合とは，どういう場合なのかなど，具体的に検討しておくことが必要である。</p>

※1 校正要領の例

「平成〇〇年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置（第2回目）」校正要領

○提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

○配付様式

「様式 1」・・・「平成〇〇年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置」

（是正措置を講じたもの）【監査委員通知・県公報登載】

「様式 2」・・・「平成〇〇年度包括外部監査結果・意見等に対する是正措置」

（是正措置を講じないもの）【監査委員事務局通知】

1 依頼内容

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行経号外で照会した件について最終校正を行うものです。以下の内容に基づき「様式1」及び「様式2」の校正をお願いします。

2 校正原稿

(1) 行政経営推進課における修正について

- ・過日、報告いただきました是正措置の内容について、当課で内容の整理や字句の調整等を行いました。調整した箇所について、削除する箇所を取消線で、追加する箇所を赤書きで表記しています。
- ・修正箇所の内容を確認していただき、再修正等の必要があれば訂正をお願いします（何らかの形で訂正箇所が分かるように表記してください）。
- ・文末等の表現については、全体をみた上で、ある程度統一しています。

(2) 「対応状況」について

イ 「対応状況」を「1」（是正措置を講じる、または講じる予定である）とした項目

- ・報告で「対応状況」に「1」と記入されていた項目と、当課において「2」ではなく「1」が妥当と思われた項目は、「様式1」にまとめて記載しています。
- ・「様式1」に記載されている内容は監査委員あて通知します。また、県公報に登載されます。
- ・したがって、記載されている内容や字句等（「監査の結果及び意見」、「措置の内容」を含む。）について精査していただき、修正がある場合は訂正してください。
- ・なお、「対応状況」の欄は、便宜上記載しているだけであり、監査委員への通知及び県公報登載時には掲載されません。

ロ 「対応状況」を「2」（是正措置を講じない）とした項目

- ・報告で「対応状況」に「2」と記入されていた項目と、当課において「1」ではなく「2」が妥当と思われた項目は、「様式2」にまとめて記載しています。
- ・「様式2」に記載されている項目は、監査委員あて通知せず、県公報にも登載されませんが、監査委員事務局総務課長あてに通知します。
- ・したがって、記載されている内容や字句等について精査していただき、修正がある場合は訂正してください。
- ・なお、「対応状況」の欄は、イと同様に、監査委員事務局通知時には掲載されません。

≪ 是正措置を「講じる」、「講じない」の判断の考え方 ≫

以下の考え方により判断しています。

- ・是正措置を講じる = 監査結果に対して、「何らかの改善策を（具体的に）講じた」又は「何らかの改善策を（具体的に）講じると決定した」と考えられる場合
- ・是正措置を講じない = 監査結果に対して、「対応するかどうか検討している」又は「改善策を講じないと決定した」と考えられる場合

ハ 複数の「対応状況」が記載されている項目

- ・一つの項目内に複数の「対応状況」が記載されているものについて、一部だけ是正措置を講じたものは、その一部のみを「様式1」に記載しています。この場合、「監査の結

果及び意見」及び「措置の内容」の項目においては、細分化された番号を、通し番号に変更している場合がありますので留意願います。

- ・ 是正措置を講じないものは「様式2」に記載しており、こちらは「項目」欄に「(一部是正)」と記載しています。この場合は、便宜上、細分化された番号を通し番号にせずそのままにしています。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 8月31日 是正措置状況の校正依頼
- ・ 10月 8日 提出期限
- ・ 10月下旬 監査委員へ報告
- ・ 11月下旬 県公報に登載（監査委員事務局が事務処理）

※事務処理状況によって予定が前後する場合があります。

《 参考：地方自治法第252条の38第6項 》

前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

※2 確認要領の例

「平成〇〇年度包括外部監査結果に対する是正措置状況」確認要領

1 趣 旨

平成〇〇年度包括外部監査結果等に対する是正措置状況を監査委員等に報告するに当たり、是正措置の内容の最終確認を行うものです。

2 依頼内容

別添のエクセルファイル「報告様式（最終確認）」に、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行経第〇〇号（総務部各課室にあっては同日付け行経号外）に基づき回答いただきました措置の内容等に対する行政経営推進課の修正案等を記載していますので、その修正案に対する意見や再修正する措置の内容を記載の上、提出してください。

○ 記載方法

- ・ 行政経営推進課の修正案等に対する意見等や再修正する措置の内容を「修正案に対する意見等」及び「措置の内容（最終）」欄に記載してください。

- ・行政経営推進課の修正案の内容で特に問題ない場合は、「修正案に対する意見等」欄に「意見なし」と記載してください。
- ・行政経営推進課の修正案等欄に【意見なし】、【修正なし】と記載されているものについては、先に回答いただいた内容で報告する予定ですので、今回の照会においては回答不要です。

○ 提出方法

- ・電子メール又は職員ポータルメッセージで行政経営推進課行政サービス品質向上班あて提出願います。【電子メールアドレス：gyokeisk@pref.miyagi.jp】

○ 提出期限

- ・平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）

今回の修正等で確定した措置の内容について、是正措置を講じたもの（対応状況が1となっているもの）は、知事から監査委員あてに通知され、監査委員によって県公報に登載されます。また、是正措置を講じなかったもの（対応状況が2となっているもの）は、行政経営推進課から監査委員事務局あてに通知しますので承知願います。

なお、監査委員への通知後、監査委員からの意見等により修正を求められる場合がありますので、併せて承知願います。

3 今後のスケジュール（見込み）

- ・11月下旬 監査委員へ報告
- ・1月 県公報に登載（監査委員事務局が事務処理）
- ・翌年度 今回、是正措置を講じなかったものについて、再度、措置状況を確認します。

《 参考：地方自治法第252条の38第6項 》

前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(2) 宮城県における過去の結果及び意見と措置状況一覧表

次の表は、外部監査制度が導入された平成 11 年度から平成 22 年度までの包括外部監査の結果等に対する宮城県の措置状況の一覧表である。

これによれば、平成 11 年度分から平成 14 年度分までと平成 16 年度分は翌年度のみ、平成 15 年度分と平成 17 年度分以降は翌年度及び翌々年度の 2 年間にわたって結果等に対する措置状況の調査が行われ、措置を講じたものは監査委員に報告されていることが分かる。

措置を講じないものについては、その理由等については、平成 11 年度分から平成 15 年度分までは監査委員事務局に情報提供され、平成 16 年度分以降は監査委員事務局総務課長に通知されている。

また、平成 13 年度、平成 14 年度及び平成 15 年度の包括外部監査の結果に対する措置の内容に「検討する」といった内容のものが多かったことから、平成 13 年度分及び平成 14 年度分については平成 16 年度に、平成 15 年度分については平成 17 年度にその後の状況について追跡調査が行われている。

なお、結果等の一部についてのみ措置を講じた場合は「一部措置」と認識されているため、管理上の区分としては、「措置」、「一部措置」及び「未措置」の 3 区分となっている。

平成 24 年 1 月 13 日現在では、平成 11 年度から平成 22 年度までの監査結果報告書の指摘は 596 件、意見は 560 件となっており、そのうち措置が 907 件（指摘 493 件、意見 414 件）、一部措置が 38 件（指摘 19 件、意見 19 件）、未措置が 211 件（指摘 84 件、意見 127 件）となっている。

包括外部監査人としては、少なくとも指摘については措置を講じるべきと考えている（制度の目的からすれば、監査の結果に添えて提出する意見についても措置を講じることが妥当と考える）が、指摘 84 件（指摘総数に対して 14.1%）を含む 211 件（指摘及び意見総数に対して 18.3%）は措置が講じられていない。

措置を講じたかどうかについては、措置をどう定義するかに大きく影響するが、単純に「検討する」ことを決めただけで措置を講じたと認めるなら、措置を講じないものの件数は少なくなるであろう。

また、包括外部監査人の指摘又は意見の内容によっては、措置が講じられない場合も考えられる。例えば、法令や規則等の解釈の誤りがある場合や、抽象的で措置を講じにくい指摘等である場合、又は、その後の状況変化により措置を講じにくい場合もあると考える。

以上の概況を踏まえ、次の「3. 宮城県の直近 4 年間の監査結果に対する措置状況」において、個別の結果及び意見について具体的に検討していくこととする。

監査実施後の措置状況（監査委員への報告）

(単位:件)

H24.1.13作成

監査実施年度	監査テーマ	監査結果	総件数	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計			備考				
				措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置	一部措置	措置		一部措置	未措置		
平成11年度	○テーマ1 基金運用・管理状況 ○テーマ2 債権の貸付・回収・残高 管理状況	指摘	79	47	0																								47	0	32	・H12年度中に措置状況を2回報告 ・テーマ1(基金) ①措置…18 ②一部措置…0 ③未措置…19 ・テーマ2(債権) ①措置…29 ②一部措置…0 ③未措置…13 ※報告書において「指摘」と「意見」の区分が明確でないため、すべて「指摘」として計上			
		意見	0	0	0																									0	0		0		
平成12年度	○テーマ1 宮城県土地開発公社 ○テーマ2 宮城県住宅供給公社	指摘	76			67	0																							67	0	9	・H13年度中に措置状況を2回報告 ・テーマ1(土地開発公社) ①措置…42 ②一部措置…0 ③未措置…8 ・テーマ2(住宅供給公社) ①措置…25 ②一部措置…0 ③未措置…1 ・テーマ1(土地開発公社) ①措置…2 ②一部措置…0 ③未措置…0 ・テーマ2(住宅供給公社) ①措置…1 ②一部措置…0 ③未措置…0		
		意見	3			3	0																							3	0	0			
平成13年度	○テーマ1 補助金の執行事務(産 業経済部) ○テーマ2 宮城県水道用水供給事 業	指摘	80					69	0																						69	0	11	・H14年度中に措置状況を3回報告 ・テーマ1(補助金の執行) ①措置…61 ②一部措置…0 ③未措置…9 ・テーマ2(水道用水供給事業) ①措置…8 ②一部措置…0 ③未措置…2 ・テーマ1(補助金の執行) ①措置…16 ②一部措置…0 ③未措置…0 ・テーマ2(水道用水供給事業) ①措置…4 ②一部措置…0 ③未措置…5	
		意見	25					20	0																					20	0	5			
平成14年度	関連団体に対する業務委 託	指摘	80							73	0																				73	0	7		
		意見	21							9	0																			9	0	12			
平成15年度	○テーマ1 県立大学に係る財務事 務執行及び事業管理 ○テーマ2 特別会計に係る事務執 行及び事業管理	指摘	10								4	0	3	1																	7	1	2	・テーマ1(県立大学) ①措置…6 ②一部措置…1 ③未措置…2 ・テーマ2(特別会計) ①措置…1 ②一部措置…0 ③未措置…0 ・テーマ1(県立大学) ①措置…8 ②一部措置…1 ③未措置…4 ・テーマ2(特別会計) ①措置…7 ②一部措置…0 ③未措置…3	
		意見	23								4	0	11	1																	15	1	7		
平成16年度	農業農村整備事業に係る 財務事務執行	指摘	14												11	2															11	2	1	・H17年度中に措置状況を2回報告	
		意見	16													15	0													15	0	1			
平成17年度	○テーマ1 情報システムの調達に 係る財務事務執行 ○テーマ2 公社等出資団体に係る 財務事務執行及び経営状 況	指摘	26													13	0	10	1												23	1	2	・テーマ1(情報システム) ①措置…17 ②一部措置…1 ③未措置…0 ・テーマ2(公社等) ①措置…6 ②一部措置…0 ③未措置…2 ・テーマ1(情報システム) ①措置…16 ②一部措置…0 ③未措置…1 ・テーマ2(公社等) ①措置…11 ②一部措置…0 ③未措置…1	
		意見	29													8	0	19	0												27	0	2		
平成18年度	平成17年度一般会計の 補助金等	指摘	51														42	6	4	▲2										46	4	1			
		意見	101															80	5	14	▲4									94	1	6			
平成19年度	教育委員会所管を中心と した公の施設の運営状況	指摘	80																		64	3	1	▲1						65	2	13	・意見総数120件のうち2件は措置検討の対象対 ・措置検討の対象から漏れていた3件は未措置の件 数に計上		
		意見	118																			93	4	2	0					95	4	19			
平成20年度	県立病院の財務事務の 執行及び事業管理運営	指摘	84																			64	10	6	▲2					70	8	6			
		意見	99																				47	8	8	▲3				55	5	39			
平成21年度	県税の賦課徴収事務	指摘	8																													7	1	0	・H23年度は新たに措置した項目なし
		意見	36																											31	1	0	4		
平成22年度	県有財産の有効利用	指摘	8																													8	0	8	・H24年度に再度、措置状況を報告する予定
		意見	89																											50	7	50	7	32	
合計		指摘	596	47	0	67	0	69	0	73	0	4	0	14	3	13	0	52	7	68	1	65	9	13	▲1	8	0	493	19	84					
		意見	560	0	0	3	0	20	0	9	0	4	0	26	1	8	0	99	5	107	0	49	8	39	▲2	50	7	414	19	127					

※件数は、監査結果報告書に「指摘」又は「意見」として掲載された項目数。
 ※「措置」、「一部措置」欄に計上している数値は、当該年度に、被監査機関(知事等)が措置を講じた旨の報告(通知)を行った項目数。
 ※「一部措置」は、指摘等の内容のうち一部分について措置を講じたものを表す。
 ※網掛け部分は、被監査機関(知事等)が措置を講じた旨の報告(通知)を行っていない年度。

3. 宮城県の直近4年間の監査結果に対する措置状況

平成17年度、平成18年度、平成19年度及び平成21年度の包括外部監査の監査結果等に対する個別事項の措置状況の検討結果は以下のとおりである。

なお、各年度とも、個別事項の措置状況の検討結果について、いくつかの典型的な事例を記載しているが、これらの事例を含めたすべての個別事項に対する検討結果を踏まえて、各年度における総括的な問題意識と改善すべき点を指摘又は意見として記載している（全個別事項の措置状況の検討結果は、添付資料「平成17,18,19及び21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表」参照）。

個別事項ごとの具体的な措置内容について検討したところ、指摘又は意見として記載した内容のほかにも、個別具体的な改善や対応が必要と思われるものがあった（「⑥各論」の「4 評価理由・根拠」又は「平成17,18,19及び21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表」の「平成23年度包括外部監査人による評価」に記載）。

これらの改善が必要と思われた個別事項については、今回の包括外部監査において、敢えて、指摘や意見として取り上げないものの、担当部署においては、今回の包括外部監査における指摘及び意見、さらには、外部監査制度そのものの趣旨や意義をしっかりと考えた上で、真摯に対応されるよう強く望むものである。

(1) 平成17年度（その1）

① 特定の事件（テーマ）の概要

包括外部監査人が選定した特定の事件及び選定理由は以下のとおりである（平成17年度包括外部監査の結果報告書より）。

特定の事件	情報システムの調達に係る財務に関する事務の執行について
選定理由	<p>宮城県における情報システム投資に係る予算は近年増加しており（平成16年度における契約額ベースで117億円）、みやぎハイパーウェブの整備や電子県庁の推進等、今後も行政情報化に係る予算が増加することが見込まれている。</p> <p>また、県民の視点からは、高度情報化に対応した情報システム投資の推進により、県民サービスの向上や行政事務の効率化が図られているか関心のあるところである。</p> <p>情報システム投資を取り巻くこのような環境を考慮し、当該業務の財務事務の合规性を確かめるほか、管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成しているかについて監査を行うことは、今後の行政運営に有益であると判断した。</p>

② 包括外部監査の視点

平成 17 年度の包括外部監査人は、以下の事項を監査の着眼点としている（平成 17 年度包括外部監査の結果報告書より）。

- ① 情報システム投資は計画的に行われているか
- ② 情報システム投資に関する費用対効果分析は実施されているか
- ③ 契約事務の手続は適切に行われているか
- ④ 指名競争入札や随意契約とする理由は合理的か
- ⑤ 予定価格の積算方法は合理的か
- ⑥ システム開発・改善後にシステム保守管理業者へ継続委託することは合理的か
- ⑦ 再委託とする理由は合理的か

③ 指摘及び意見の数と措置状況

行政経営推進課作成の「監査実施後の措置状況一覧」によれば、指摘及び意見の数と措置状況は下表のとおりである。指摘及び意見とも包括外部監査の翌々年度（平成 19 年度）までには約 97% について措置を講じた（一部措置を含む）と報告されており、その多くは監査の翌々年度（平成 19 年度）に報告されている。

（単位：件）

監査結果	総件数	措置状況報告年度				合計			備考
		平成18年度		平成19年度		措置	一部措置	未措置	
		措置	一部措置	措置	一部措置				
指摘	18	9	0	8	1	17	1	0	
意見	17	2	0	14	0	16	0	1	

※件数は、監査結果報告書に”指摘”又は”意見”として掲載された項目数。

※「措置」、「一部措置」欄に計上している数値は、当該年度に、被監査機関（知事等）が監査委員に対して措置を講じた旨の報告を行った項目数。

※「一部措置」は、指摘等の内容のうち一部分について措置を講じたものを表す。

④ 県の対応（措置状況）の総括

③に示した県の措置状況について、今回、監査を行った包括外部監査人の評価は下表のとおりである。

(単位：件)

監査結果	総件数	県の判断			監査人の評価（措置時点）			監査人の評価（現時点）		
		措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置
指摘	18	17	1	0	14	3	1	17	1	0
意見	17	16	0	1	16	0	1	17	0	0

前述のとおり、指摘及び意見の多くは監査の翌々年度に措置を講じた旨が報告されている。また、措置を講じないとした意見（1件）があるが、以下の⑥の各論において検討している。

当時の監査の結果では、主に県の情報システム調達における留意事項が明らかにされるとともに、全庁的な観点での情報システム調達の最適化が問題提起されている。具体的には、情報システム調達ガイドラインの策定と統括管理の導入、費用対効果の的確な把握が課題としてとりあげられている。

これに対して県は、平成18年度からシステム開発基準書の全面改訂と、情報システム調達ガイドラインの設定について検討を進め、平成19年度から全庁のシステムの全体最適化のため、情報システムの調達の改善に取り組んだ。その結果、県は、平成21年2月に以下の4つの情報システムに関する方針や取扱いを定め、方針やルールを明確化している。

	方針等の名称	内容
1	宮城県情報システム基本方針	情報システム調達・開発の基本的な考えを示すもの
2	宮城県情報システム最適化 ^(※) 計画	平成21年度から平成25年度末までを対象期間とした、情報システム関連経費の削減など費用対効果の向上を図るための計画
3	宮城県情報システム調達ガイドライン	情報システム調達プロセスを3区分（事業構想、予算要求、予算執行）とし、各区分における審査・評価、協議の実施を求めるもの
4	宮城県情報システム開発標準書	情報システム開発の手順や仕様、作成書式等の標準化を図るために定めたもの

※ 最適化とは、全庁的、中長期的な視点から情報システムのライフサイクルに係る各工程について適正な手続等を実施して、調達における更なる費用対効果の向上を図ることを言う。

⑤ 気が付いた点

【意見 1】

措置を講じたとの判断時期が適切であったか疑問であるものがある (No. 6,10,16)。包括外部監査人の指摘及び意見には、重要性が相対的に高いものと低いものがある。また、すぐに対応が可能なものもあれば、様々な制約により、短期間では措置を講じられないものもある。例えば、No. 6 のケースでは全庁的に情報システムの最適化への取組の検討が進んでいるものの、包括外部監査の指摘や意見に対する措置・未措置の判断時期には未だ全庁的な結論が出ていなかった。この場合、全庁的な対応方針が決定された後に各部署で具体的に対応することになるので、県は、指摘及び意見の内容を検討し、判断の時期をスケジューリングして計画的に対応する必要がある。

【意見 2】

措置を講じない場合には、包括外部監査の指摘や意見の趣旨をしっかりと理解した上で、措置を講じないという判断に至ったプロセスや理由など、十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである。また、現状での県の対応で十分と判断する場合には、県の対応について、実効性が確保されているか事後検証することが望ましい。

包括外部監査人の意見に対して措置を講じないとしたケース (No. 19) では、包括外部監査人の意見の趣旨を汲み取って適切に対応すべきであった。このケースでは、情報システムの保守点検契約について、指名競争入札を実施してもなお同一企業又は同一企業グループ会社が最終落札者となっているため、入札の実質的な競争性が確保されているかどうか問題提起されたものであるが、県は単純に指名競争入札を採用しているから、との理由により、平成 19 年 4 月時点で「未措置」と判断した。

今回の監査でその後の入札、落札状況を把握した。県は競争を阻害する要因が仕様書の内容に含まれていないか確認し、平成 22 年度からは一般競争入札を採用し入札参加機会の拡大に取り組んでいるとのことだが、同一企業又は同一企業グループ会社等が最終落札者となる状況が継続している。このような状況が継続する場合には、他の民間事業者の参入意欲が増すような努力をし、その上で実施する一般競争入札でも入札者が集まらないような状況であれば、予定価格を事前に明示しない随意契約により、価格交渉してコスト削減を図る等の柔軟な対応も望まれるところであり、このケースからしても、県の対応の実効性について、必要に応じて事後検証することが望ましい。

⑥ 各論（取り上げた指摘又は意見）について

ア 指摘・意見番号 指摘 1-1（参照 No.6）

1	指摘・意見の内容	<p>Ⅱ. 個別プロジェクトにおける調達最適化</p> <p>2. ライフサイクルコストの把握（指摘）（総合防災情報システム）</p> <p>システム導入の企画段階でライフサイクルコストを把握していないのは不適當である。</p>
2	県の対応	<p><措置（「措置を講じた」ことを表す。以降、同様）></p> <p>平成 20 年代半ばに予定している宮城県総合防災情報システムの改修においては、総合評価方式を採用した入札手法を取り入れるなど、ライフサイクルコストを考慮すると共に適切な維持管理に努めることとした。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>ライフサイクルコストの把握の必要性に関する指摘は、他の 3 つの情報システム（税務総合管理システム、森林情報管理システム、財務会計オンラインシステム）も具体例として挙げて、県全体としてライフサイクルコストを意識した情報システム調達を行うべき、との趣旨である。この指摘を受けて、全庁的には平成 21 年 2 月にルールを明確化している。一方で、指摘への対応として、具体例として挙げられた各情報システムの担当課が別途措置を講じている。</p> <p>そもそも、全庁的な対応を要請する包括外部監査人の指摘や意見について、県全体としてルールを見直しするものの、そのルールが決定される前では、各担当部署で措置できることには限りがある。県は、全庁的なルールの策定後に改めて過去に指摘や意見を受けた担当部署での取組を評価すべきである。</p> <p>平成 18 年 9 月時点において、総合防災情報システムのライフサイクルコストを意識したスケジュール管理等は、全庁的なルールの策定が未了の時期でもあり、適切な維持管理に努めるとの方針の決定のみであった。この方針は、平成 21 年度の担当者異動時に口頭で引継ぎされたとの説明を受けているが、平成 18 年 9 月時点では、措置済との判断は十分でない判断した。全庁的な対応を始めている際には、各部や各課での検討は全庁的な対応が決定した後に実施するようにスケジュールリングして管理すべきである。</p> <p>なお、総合防災情報システムを所管する危機対策課において、</p>

		平成 22 年度には、県全体のルールの設定を受けて当該システムの保守・更新について具体的にスケジュール表を作成し、ライフサイクルコストを意識した対応がなされており、現時点では措置済に該当するものと判断した。
--	--	---

イ 指摘・意見番号 指摘 1-5 (参照 No.10)

1	指摘・意見の内容	<p>Ⅱ. 個別プロジェクトにおける調達最適化</p> <p>2. ライフサイクルコストの把握 (指摘)</p> <p>ライフサイクルコストに基づく業者選定 (ライフサイクルコストに基づいた価格評価, 総合評価方式^(※1)の採用, 債務負担行為の活用) をすること。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>情報システム調達においては、最新の技術提案が期待できる業務やライフサイクルコストを含めた総合コストで比較する必要がある業務等について、平成 15 年度から総合評価落札方式を試行し、平成 17 年度までに 7 業務で実施しており、今後も活用に努める。また、複数年契約によるコスト削減効果が図られる業務については、物品調達・業務委託等債務負担行為設定指針を平成 11 年度に策定、同事務マニュアルを平成 15 年度に作成し、有効に活用するよう取り組んでいる。</p>
3	今回の監査の評価	措置が概ねなされた (一部措置) と認められるが、改善すべき点がある。
4	評価理由・根拠	<p>包括外部監査前の取組である指針 (H11.10.20 施行) やマニュアル策定 (H15.1.16 施行) を措置としているが、その後、県は平成 18 年 10 月 13 日付で「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を施行、同日付けで物品調達・業務委託等長期継続契約運用指針を出納局長名で通知している。この見直しは平成 16 年の地方自治法の改正を契機としたものであるが、当該指針の基本的な考えにおいて、長期継続契約の締結に当たり、コスト削減への配慮が明確となっていること、県の担当者の説明では、その後も長期継続契約の活用が進んでいるため、一部措置に該当するものと判断した。</p> <p>県は、平成 15 年 9 月に「総合評価落札方式試行要領」を定め、当該落札方式を試行していた。同要領では、その対象を情報通信技術によるシステム開発委託業務であり、かつ、①民間の技術開発の進展が著しい分野で、②維持更新費を含めた総合コストを</p>

		<p>含めて比較する必要がある業務で、③入札者の提示する性能等を採用することで県にとって相当程度有利となる成果が期待できる業務を対象としている。平成18年9月の措置内容は、今後も活用に努めるとのことだが、記録からは、例えば、各部署に対して利用を促進する通知を出すなどの具体的対応を実施したかどうかは、今回の監査では確認できなかった。よって、平成18年9月時点では、措置済との判断は時期尚早であったと判断した。</p> <p>なお、総合評価落札方式の採用状況は、試行要領で対象とされる比較的大規模なシステム開発案件の発生状況に依存する。包括外部監査前後の状況は以下のとおりであり、最近では低下傾向にある。県の担当者によれば、平成18年から平成20年の3年間は比較的大規模な情報システム調達が少ないため、総合評価落札方式を採用すべき案件がなかったためと説明を受けた。</p> <p>H15年～H17年：件数で「0.4%」、金額で「9.2%」 H18年～H22年：件数で「0.1%」、金額で「1.9%」</p> <p>県は、平成21年2月、前述した宮城県情報システム調達ガイドラインで競争入札の一類型として総合評価落札方式を明示し、品質を確保しつつライフサイクルコストを加味した調達方法を選択すべきことを明確にし、包括外部監査人の指摘に対応している。</p>
--	--	---

※1 総合評価落札方式とは、価格及びその他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式のことを言う。価格のみではなく、技術力や企画内容の創意工夫などの諸条件を評価する必要がある場合に採用される。

ウ 指摘・意見番号 指摘 1-9 (参照 No.16)

1	指摘・意見の内容	<p>Ⅲ. 契約における競争性・透明性の確保</p> <p>1. 指名競争入札^(※2)の理由の明確化</p> <p>委託業務を指名競争入札とする根拠を明確にすると同時に、入札による競争機会を確保するための契約方法の見直しを実施する必要がある。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>競争性の確保の観点から一般競争を適用しながら特殊性を保持する手法として、総合評価落札方式を平成15年度から試行し、競争性を確保する取り組みを行っている。また、一般競争入札以外とする場合は、その根拠及び理由を明確にするように引き続き指導していく。</p>

3	今回の監査の評価	措置がなされた（一部措置）と認められるが、改善すべき点がある。
4	評価理由・根拠	<p>指名競争入札とする根拠は、施行伺、指名委員会議事録にて明確化されている。</p> <p>競争機会を確保するための契約方法の見直しについては、最終的に、平成21年2月に策定した宮城県情報システム調達ガイドラインの中で、競争入札の一類型として総合評価落札方式を明示し、品質を確保しつつライフサイクルコストを加味した調達方法を選択することを明確にすることで、包括外部監査人の指摘に対応している。しかし、平成18年9月時点では単純に総合評価落札方式を平成15年度（包括外部監査前）から試行していることをもって措置済としており、この内容では措置には該当しないと判断した。</p> <p>なお、総合評価落札方式の導入実績は前述した各論「イ」に記載のとおりである。</p>

※2 指名競争入札とは、一般競争入札が県にとって原則的な入札方式であるのに対して、例外的な契約方法の一つである。具体的には、県が指名する特定数の者で競争入札を行い、県にとって最も有利な条件により申込みをした者と契約するもの。

エ 指摘・意見番号 意見 1-9（参照 No.19）

1	指摘・意見の内容	<p>Ⅲ. 契約における競争性・透明性の確保</p> <p>2. 競争性の確保</p> <p>情報システム導入後の（保守点検に係る）入札に実質的な競争性が確保されていたかどうか疑問である。</p>
2	県の対応	<p><未措置（「措置を講じない」ことを表す。以降、同様）></p> <p>保守点検はプログラムの変更を伴うものではないため、どの業者でも対応可能である。保守契約等はシステム開発業者以外の業者も競争入札において応札していることから競争性が確保されていると考える。</p>
3	今回の監査の評価	未措置の理由は、平成19年4月の時点で包括外部監査人の意見の趣旨に合致していたか疑問である。
4	評価理由・根拠	<p>当時の包括外部監査人は、契約実績として、システム開発業者及びその企業グループ会社などがシステム開発後のプログラムの変更を伴わない保守点検業務も継続して受注している状況に対して問題提起している。</p> <p>県は他の業者の応札があることを根拠として未措置としてい</p>

	<p>る。</p> <p>今回、平成 17 年度包括外部監査後の状況を確認した結果、以下の表（17-1④別表）のとおり、落札業者は当時の監査時と変更はなく、システム開発業者及びその企業グループ会社などが落札している状況が継続している。</p> <p>未措置とした指摘や意見について、その重要度や優先度を加味して、必要に応じて未措置とした判断に対する事後評価を行い、状況に変化がない場合は、追加措置の要否を検討することが望まれる。</p> <p>ただし、この案件では、平成 22 年度に一般競争入札を導入した結果、応札業者は 1 社と減少している。一般競争入札でも入札者が集まらない状況であれば、予定価格を事前に明示しない随意契約により、価格交渉してコスト削減を図る等の柔軟な対応も望まれるところである。</p> <p>《参考》</p> <p>指名競争入札や一般競争入札を実施してもなお、このようなベンダーロック状態^{※3}にある場合、他のベンダーの提供する同種のシステムやサービスへの乗り換えは困難になると言われているが、その対策として、例えば国においては競り下げ入札方式を試行している。</p> <p>なお、国の行政刷新会議公共サービス改革分科会がとりまとめた「公共サービス改革プログラム」（平成 23 年 4 月）では、競り下げ方式については関係団体等から賛否両論あること、また、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても説明責任を強化することにより、効率化や成果の向上等、実質的な改善を重視する取組を行うことが述べられている（「公共サービス改革プログラム」P5, P23 参照）。いずれにしても、このような状況が継続する場合には、他の民間事業者の参入意欲が増すような努力をした結果、現状の方法が効率的かつ効果的で、実質的な改善はなされているため措置を講じない、というように、十分に説明責任を果たすことが重要である。</p>
--	---

※3 ベンダーロックとは、情報システムやサービスを調達する際に、特定のベンダー（サービス提供者）の技術や仕様に大きく依存すると、他のベンダーの提供する同種のシステムやサービスへの乗り換えが困難になる状態を指す用語である（「公共サービス改革プログラム」P64 参照）。

(17-1④別表：県から入手した包括外部監査後の入札状況)

①仙台地方ダム総合事務所 情報システム導入後の契約
(単位:千円)

年度	契約内容	契約区分	予定価格	契約金額	受注者	受注者以外の応札者数
H11	保守	指名競争入札	5,299	5,040	東芝	
H12	保守	指名競争入札	4,225	3,990	東芝	システム開発業者以外 の業者も競争入札にお いて応札している(県の 未措置の理由より転記)
H13	保守	指名競争入札	4,139	3,990	東芝	
H14	保守	指名競争入札	4,018	3,990	東芝	
H15	保守	指名競争入札	4,118	4,095	東芝	
H15	修繕	指名競争入札	3,719	3,675	東芝	
H16	保守	指名競争入札	3,489	3,428	有電社	6
H17	保守	指名競争入札	3,372	3,176	有電社	7
H18	保守	指名競争入札	3,434	3,346	有電社	1
H19	保守	指名競争入札	3,465	3,025	有電社	1
H20	保守	指名競争入札	3,333	3,219	有電社	0
H21	保守	指名競争入札	3,355	3,035	有電社	1
H22	保守	一般競争入札	3,221	2,946	有電社	0

②大崎地方ダム総合事務所 情報システム導入後の契約
(単位:千円)

年度	契約内容	契約区分	予定価格	契約金額	受注者	受注者以外の応札者数
H12	保守	随意契約	2,751	2,730	富士通グループ	
H13	保守	指名競争入札	1,261	1,260	富士通グループ	システム開発業者以外 の業者も競争入札にお いて応札している(県の 未措置の理由より転記)
H14	保守	指名競争入札	1,561	1,522	富士通グループ	
H15	保守	指名競争入札	1,830	1,680	富士通グループ	
H15	機器設置	一般競争入札	39,996	38,745	富士通グループ	
H16	保守	指名競争入札	924	892	富士通グループ	
H17	保守	指名競争入札	1,957	1,680	富士通グループ	5
H18	保守	指名競争入札	980	894	富士通グループ	2
H19	保守	指名競争入札	985	942	富士通グループ	1
H20	保守	指名競争入札	980	953	富士通グループ	2
H21	保守	指名競争入札	941	931	富士通グループ	1
H22	保守	一般競争入札	1,159	1,140	富士通グループ	0

(注) ①の(株)有電社は(株)東芝の企業グループではないが、(株)東芝のビジネスパートナー企業である。

(2) 平成17年度(その2)

① 特定の事件(テーマ)の概要

包括外部監査人が選定した特定の事件及び選定理由は以下のとおりである(平成17年度包括外部監査の結果報告書より)。

特定の事件	公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況について																																																						
選定理由	<p>宮城県では、すでに公社等外郭団体について、平成11年5月に「公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針」を策定し、改革を推進してきた。さらに、平成14年1月に「公社等外郭団体の見直し実施計画」を策定し、平成14年度からは県主導で重点的・計画的に改革を進めている。この間、49の要改善団体については改革の方向性が打ち出され、各団体では目標値を定め経営改善に向けて取り組んでいるところであるが、公社等外郭団体の改革が計画どおり進捗しなかった場合、将来において宮城県に多額の財政負担が生ずることが懸念される。</p> <p>これまでの取組結果を踏まえ、宮城県の財政負担の大きい社団法人宮城県林業公社(以下「林業公社」という。)、宮城県住宅供給公社(以下「住宅供給公社」という。)、宮城県道路公社(以下「道路公社」という。)の経営改善が実際にどの程度進捗しているのか検討するとともに、3公社の事業運営上の課題を検討することは、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成しているかどうかについて監査することであり、今後の宮城県の行政運営にとって有益であり、県民の関心にも沿うものと判断した。</p> <p style="text-align: center;">宮城県の財政的関与(委託金, 補助金, 負担金) (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14年度実績 (対象82団体)</th> <th>H15年度実績 (対象82団体)</th> <th>H16年度実績 (対象81団体)</th> <th>H17年度目標 (対象78団体)</th> <th>H17年目標/ H14年実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託金</td> <td>14,921</td> <td>14,655</td> <td>14,054</td> <td>13,848</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>4,391</td> <td>5,105</td> <td>5,338</td> <td>7,805</td> <td>177.7%</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>201</td> <td>205</td> <td>707</td> <td>1,860</td> <td>924.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,514</td> <td>19,967</td> <td>20,100</td> <td>23,514</td> <td>120.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成16年度実績, 平成17年度の目標値は, 事業年度が8月~7月のためこれに該当しない東北開発研究センター分を除いている。 宮城県総務部行政管理課作成</p> <p style="text-align: center;">宮城県が貸付を行っている団体とその金額(平成16年度末) (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>団体名</th> <th>短期貸付金</th> <th>長期貸付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(財) 慶長遣欧使節船協会</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(社福) 宮城県社会福祉協議会</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(財) みやぎ産業振興機構</td> <td>12</td> <td>4,406</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(社) 宮城県物産振興協会</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(社) 宮城県農業公社</td> <td>340</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H14年度実績 (対象82団体)	H15年度実績 (対象82団体)	H16年度実績 (対象81団体)	H17年度目標 (対象78団体)	H17年目標/ H14年実績	委託金	14,921	14,655	14,054	13,848	92.8%	補助金	4,391	5,105	5,338	7,805	177.7%	負担金	201	205	707	1,860	924.6%	合計	19,514	19,967	20,100	23,514	120.5%	No.	団体名	短期貸付金	長期貸付金	1	(財) 慶長遣欧使節船協会	4		2	(社福) 宮城県社会福祉協議会	2		3	(財) みやぎ産業振興機構	12	4,406	4	(社) 宮城県物産振興協会	9		5	(社) 宮城県農業公社	340	
	H14年度実績 (対象82団体)	H15年度実績 (対象82団体)	H16年度実績 (対象81団体)	H17年度目標 (対象78団体)	H17年目標/ H14年実績																																																		
委託金	14,921	14,655	14,054	13,848	92.8%																																																		
補助金	4,391	5,105	5,338	7,805	177.7%																																																		
負担金	201	205	707	1,860	924.6%																																																		
合計	19,514	19,967	20,100	23,514	120.5%																																																		
No.	団体名	短期貸付金	長期貸付金																																																				
1	(財) 慶長遣欧使節船協会	4																																																					
2	(社福) 宮城県社会福祉協議会	2																																																					
3	(財) みやぎ産業振興機構	12	4,406																																																				
4	(社) 宮城県物産振興協会	9																																																					
5	(社) 宮城県農業公社	340																																																					

6	(社) 宮城県林業公社		10,159
7	(特) 宮城県道路公社		109
8	(財) 宮城県フェリー埠頭公社		163
9	仙台空港ビル (株)		2,500
10	仙台エアカーゴターミナル (株)	300	
11	(特) 宮城県住宅供給公社	2,000	2
12	(特) 宮城県農業信用基金協会	22	
13	(財) みやぎ農業担い手基金		531
小 計		2,691	17,871
合計 13 団体		20,563	

宮城県総務部行政管理課作成

宮城県が債務保証又は損失補償を行っている団体とその金額(平成 16 年度末)

(単位: 百万円)

No.	団体名	債務保証	損失補償
1	(特) 宮城県土地開発公社	15,358	
2	(特) 宮城県道路公社	24,206	
3	(特) 宮城県住宅供給公社		24,786
4	(財) みやぎ産業振興機構		688
5	(社) 宮城県農業公社		1,834
6	(社) 宮城県林業公社		5,516
7	(財) 宮城県フェリー埠頭公社		448
8	(特) 宮城県信用保証協会		207
9	(特) 宮城県漁業信用基金協会		17
10	仙台空港鉄道 (株)		1,795
小 計		39,564	35,295
合計 10 団体		74,860	

宮城県総務部行政管理課作成

② 包括外部監査の視点

平成 17 年度の包括外部監査人は、以下の事項を監査の着眼点としている(平成 17 年度包括外部監査の結果報告書より)。

関係法令、条例及び規則等に準拠した業務運営がなされているかを検証するとともに、平成 14 年度に策定した「公社等外郭団体の見直し実施計画」に基づいて経営改善がどの程度進捗しているか検討する。

①上記3公社が所定の会計基準に準拠して財務諸表を作成しているどうか

- ②上記3公社の業務遂行は関連する法令，条例，規則等に基づき適切におこなわれているか
- ③借入金の償還計画に合理性があるかどうか
- ④宮城県が債権の放棄及び債務保証（損失補償）の履行により，将来財政負担となる可能性がないか
- ⑤「要改善団体の取組状況」の監査時点での状況を把握し，各公社の取組状況が「改善区分」と適切に合致しているかどうか
- ⑥「団体改革計画表及び経営評価シート」により経営改善等経営の効率化が図られているか
- ⑦県民への情報公開はどの程度行われているのか

なお，県出資団体等については，従前から県議会でも重要な継続検討事項として取り上げられている。最近の動きを紹介すれば，県議会が設置した県出資団体等調査特別委員会は平成 23 年 3 月 15 日，以下のような調査報告を行っている。この県出資団体等調査特別委員会は過去に設置した類似の特別委員会の報告書，その提言に対する県の対応状況及び「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」の概要について，県関係部署からの意見の聴取及び他県の状況調査，調査対象 6 団体に対する調査等に基づいて報告書を取りまとめている。平成 17 年度の包括外部監査の対象となった 3 公社に関する調査の結果，提言の概要は以下のとおりとなっており，3 公社共に廃止の方向で検討を進めて行くことが提言されている。

現在，県は検討委員会の立ち上げなどは行っていないが，公社を所管する各部局において，今後のあり方等を個別に検討している状況である。

団体名称	委員会の提言の概要
林業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 164 億円の借入金や長期的な木材価格の低下，木材需要の低迷等により収入増が期待できない厳しい経営環境にあることから，改革プランに沿った内容により<u>廃止の方向で検討を進めて行くこと</u>。 ・ 公社が担ってきた森林資源の造成，水資源の涵養及び自然環境の保全については，従来の施策と合わせ，みやぎ環境税の活用などにより一層の充実を図ること。 ・ 廃止にあたっては，日本政策金融公庫からの借入金に係る県の損失補償の履行について，現在，長野県安曇野市の損失補償案件が最高裁で係争中であるが，判決の影響について考慮する必要がある。
道路公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台南部道路は環状ネットワークの再編・一元管理に向けた交渉が東日本高速道路(株)との間で進められているが，仙台松島道路についても，工事完了後に国への移管による一元化に向けた交渉を行い，<u>廃</u>

	止の方向で検討を進めていくこと。
住宅供給公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地分譲事業の残区画処分と借入金の償還が喫緊の課題となっている。残区画の販売促進について住宅メーカーや関係市町村との具体的な交渉や公共住宅への誘導について検討し、その状況を踏まえながら、<u>公社は廃止の方向で検討を進めていくこと。</u> ・ 廃止に伴う債務については、関係機関と協議し整理すること。

(注) 前述の調査報告がなされているが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、平成23年12月18日付け河北新報朝刊では「復興住宅の建設ラッシュで県産木材の需要増が見込まれており、県は「林業公社のノウハウが必要になる」と判断。13年度に公社を新法人へ移行させた上で、当面存続させる方針に切り替えた。」、また、「今月12日の県議会11月定例会総務企画委員会で、今野純一総務部長は「震災復興にかかわれば、公社の既存債務を減らせるかもしれない。経営を抜本的に見直す方向に変わりはないが、(存廃を判断するまで)時間をもらいたい」と説明した。」と報道されている。

③ 指摘及び意見の数と措置状況

行政経営推進課作成の「監査実施後の措置状況一覧」によれば、指摘及び意見の数と措置状況は下表のとおりである。指摘及び意見とも包括外部監査の翌々年度(平成19年度)までには85%について措置を講じたと報告されている。

(単位：件)

監査結果	総件数	措置状況報告年度				合計			備考
		平成18年度		平成19年度		措置	一部措置	未措置	
		措置	一部措置	措置	一部措置				
指摘	8	4	0	2	0	6	0	2	
意見	12	6	0	5	0	11	0	1	

※件数は、監査結果報告書に”指摘”又は”意見”として掲載された項目数。

※「措置」、「一部措置」欄に計上している数値は、当該年度に、被監査機関(知事等)が監査委員に対して措置を講じた旨の報告を行った項目数。

※「一部措置」は、指摘等の内容のうち一部分について措置を講じたものを表す。

④ 県の対応(措置状況)の総括

③に示した県の措置状況について、今回、監査を行った包括外部監査人の評価は下表のとおりである。

(単位：件)

監査結果	総件数	県の判断			監査人の評価（措置時点）			監査人の評価（現時点）		
		措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置
指摘	8	6	0	2	6	0	2	6	1	1
意見	12	11	0	1	7	0	5	8	0	4

前述のとおり、指摘及び意見の多くは監査の翌々年度（平成 19 年度）までに措置を講じたと報告しているが、措置を講じたとしている意見 11 件のうち 3 件については、措置が講じられていないと判断した。なお、この 3 件とは別に、県が措置を講じないとした指摘 2 件及び意見 1 件がある。これらについては、措置を講じないとの県の判断は合理的であり、その理由も明確である。措置を講じないとした指摘 2 件のうち、1 件（No.55）については、現時点では一部措置に該当すると判断した。

なお、3 公社ごとの指摘及び意見の概要並びに県の措置状況は以下のとおりである。

ア 林業公社に関する指摘 2 件及び意見 8 件については、対応が相対的に容易で具体的な提言となっているものは早期に措置が講じられている。「林業公社のあり方」という公社の根本的な課題については、継続検討としており、具体的な対応は先延ばしとなった形である。なお、県が措置を講じないとしたのは意見 1 件のみである。

イ 住宅供給公社に関する指摘 3 件及び意見 2 件については、具体的な提言であったこともあり、早期に措置が講じられている。講じられた措置の内容も明確であり、県の対応は適切である。

ウ 道路公社に関する指摘 3 件及び意見 2 件については、具体的な提言に対しては早期に対応し、措置が講じられている。道路公社の長期的な方向性に関する指摘 2 件は措置を講じないと判断している。例えば、5 年後に社会情勢の変化を踏まえて再度、措置の要否を検討するというように、措置を講じなかったものに対するスケジュール管理は行われていない。

⑤ 気が付いた点

【指摘 6】

林業公社に関する意見に対して県が講じた措置の内容は、今後も、林業公社のあり方を含めて検討、指導していくとするものであり、具体的に対応したという内容になっていない（No. 41, 42, 45 参照）。

林業公社の課題への対応は時間を要することが想定されているのであり、このよ

うな場合には、検討を進めた結果を再度確認し、措置を講じるか講じないかの判断を行うようスケジュール管理していくべきである。

⑥ 各論（取り上げた指摘又は意見）について

ア 指摘・意見番号 意見 2-4（参照 No.41）

1	指摘・意見の内容	第3 社団法人宮城県林業公社 3 今後の林業公社のあり方 不成績林について調査し、分収契約の解約等を進め、公庫借入金の繰上償還による利息の軽減を図ることが望まれる。
2	県の対応	<措置> 平成14年度から実施している森林調査を継続し、公庫繰上償還対象となる不成績林分が確認された際は、分収林契約解除後の適切な森林整備実施の可能性や償還財源等を含め、分収林契約の解除及び公庫繰上償還を総合的に検討することとした。
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	不成績林の調査は進めているが、分収林契約の解約等は実施されていない。現時点でも林業公社の経営改革の一環として根本的な対応を検討している状況である。 不成績林分の契約解除の困難さは当初から想定できたものであり、平成18年時点では措置を講じたとはせず、森林現況調査の結果及びその結果を受けて具体的に契約解除の交渉を行った後に、再度、措置を講じるか講じないかを検討するべきであった。 対応を検討すると決めたことをもって措置を講じたとするのであれば、具体的な検討プロセスや検討結果について説明できなければならない。現状では、結果として、実効性のない措置であると言わざるを得ない。

イ 指摘・意見番号 意見 2-5（参照 No.42）

1	指摘・意見の内容	第3 社団法人宮城県林業公社 3 今後の林業公社のあり方 既存の分収契約の分収率の見直すことが望まれる。
2	県の対応	<措置> 分収割合については、契約事項であり、かつ、契約締結者間に不公平感を生じる恐れがあるため、個人契約者に対する約款の見直しは困難であると判断した。しかし、林業公社社員でもある市町村への働きかけや、主伐に至る過程で得ることのできる間伐収

		入については、契約締結者の理解を得て公社への収入にすることなど、契約締結者の応分の負担を求める手法について引き続き検討するよう指導している。
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>個人契約者に関する県の対応は、措置を講じないと判断すべき内容である。</p> <p>市町村に関する県の対応も、市町村への働きかけを行ったことをもって措置を講じたと判断している。契約締結者への応分の負担を具体的に求めたケースが生じているか質問したところ、分収割合が減少となる見直しは市町村の負担の増加を意味し、市町村財政の関係で理解を得がたい状況にあるため、まだ負担を求めたケースはないとのことである。現時点で、市町村への負担の要請は極めて難しいと判断している。</p> <p>以上から、分収契約の分収率について、林業公社にとって有利となる見直しは実施されていない。</p> <p>この意見に対して県は、措置を講じたものとして公表しているが、結果として、個人契約者のみならず市町村に対しても負担の要請は極めて難しいとの判断に至っているであるから、措置を講じないこととした判断についての説明責任を果たすべきである。監査委員が公表した内容により、県民は当然、見直す方向で検討していくものと認識しているはずであり、誤った情報開示と言わざるを得ない。</p>

ウ 指摘・意見番号 意見 2-8 (参照 No.45)

1	指摘・意見の内容	<p>第3 社団法人宮城県林業公社</p> <p>3 今後の林業公社のあり方</p> <p>今後も公的な森林整備推進機関として存続させるのであれば、職員の年齢構成を考慮し、計画的な人員の採用を行う必要がある。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>現状の事業内容に合わせた組織体制が平成19年3月22日開催の理事会で決定された。</p> <p>なお、計画的な人員の補充については、今後も、林業公社のあり方を含めて検討、指導していく。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	「林業公社のあり方」の決定に従って対応すべき課題であり、

		<p>監査後 2 年という短期間では容易に対応できないことは自明である。県の対応は、問題を先送りしたという内容であり、平成 19 年度の県の判断としては措置を検討中とし、スケジュールを決めて再度、措置状況を判断すべきであった。</p> <p>なお、林業公社では平成 21 年 4 月に 1 名の採用を行っているものの、「林業公社のあり方」については、現在も検討中である。</p>
--	--	---

エ 指摘・意見番号 指摘 2-8 (参照 No.55)

1	指摘・意見の内容	<p>第 5 宮城県道路公社</p> <p>3 仙台南部道路及び仙台松島道路の今後の事業計画 (4 車線化等) についての情報公開</p> <p>4 車線化の事業計画の推進にあたっては、その事業の必要性和県の負担することとなる具体的な金額について、県民に情報を公開し、計画の推進についてのコンセンサスを得るとともに、県民に対する説明責任を果たすことが求められる。</p>
2	県の対応	<p><未措置></p> <p>4 車線化の事業を実施する場合、国の事業変更許可を受け、その事業変更許可申請の際に県議会の議決が法的に必要であり、県民の代表である議会の議決をもって情報を公開することになる。</p>
3	今回の監査の評価	<p>県の平成 19 年度の措置を講じないとの理由は合理的である。</p>
4	評価理由・根拠	<p>平成 20 年度に国から事業変更許可を受けた仙台松島道路 4 線化事業においては、事業変更許可申請に必要な県議会の議決により情報を公開している。また、その手続の前には、環境影響評価を実施し、地元住民に対して説明会を行うなど、当該事業に関する情報を公開している。</p> <p>よって、当時の包括外部監査人の指摘の趣旨に合致した地域住民への説明等にも取り組んでおり、現時点では一部措置に該当すると判断した。</p>

(3) 平成18年度

① 特定の事件（テーマ）の概要

包括外部監査人が選定した特定の事件及び選定理由は以下のとおりである（平成18年度包括外部監査の結果報告書より）。

特定の事件	平成17年度一般会計の補助金等について
選定理由	<p>宮城県の平成17年度一般会計における当初予算額は、818,636百万円であり、このうち補助金等の予算額は161,202百万円と一般会計の19.7%を占め、金額的に重要な項目となっている。</p> <p>また、宮城県では、平成13年10月に「財政再建推進プログラム」を策定し、平成14年から平成17年までの4年間の財源不足額を解消するための改革の方策や内容、目標等を明らかにしている。その中でも「補助金の見直し」は主な取組内容の1つとして認識されており、今後の財政再建には不可欠な項目と位置付けられる。</p> <p>さらに地方自治法において補助金は「公益上必要がある場合」（同法232条の2）に補助することができるとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることは地方自治運営の基本原則であることから（同法第2条14項）、支出後の効果についても検証する必要があると考える。</p> <p>したがって、補助金に係る事務執行の合規性ならびに経済性、効率性および有効性について監査する必要性を認識したため、当該事件を監査対象として選定した。</p>

② 包括外部監査の視点

平成18年度の包括外部監査人は、以下の事項を監査の着眼点としている（平成18年度包括外部監査の結果報告書より）。

<ul style="list-style-type: none">① 補助金の交付事務手続の関係法令等への準拠性② 補助対象事業の必要性および補助金の合目的性③ 補助対象事業の公益性④ 補助金の額および算定方法の適正性⑤ 補助金使用実績の把握とその適格性⑥ 補助金支出効果の把握および評価の妥当性⑦ その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点
--

③ 指摘及び意見の数と措置状況

行政経営推進課作成の「監査実施後の措置状況一覧」によれば、指摘及び意見の数と措置状況は下表のとおりである。指摘及び意見とも包括外部監査の翌々年度(平成20年度)までには約95%について措置を講じた(一部措置を含む)と報告されており、その大半は監査の翌年度(平成19年度)に報告されている。

(単位:件)

監査結果	総件数	措置状況報告年度				合計			備考
		平成19年度		平成20年度		措置	一部措置	未措置	
		措置	一部措置	措置	一部措置				
指摘	51	42	6	4	▲2	46	4	1	
意見	101	80	5	14	▲4	94	1	6	

※件数は、監査結果報告書に”指摘”又は”意見”として掲載された項目数。

※「措置」, 「一部措置」欄に計上している数値は、当該年度に、被監査機関(知事等)が監査委員に対して措置を講じた旨の報告を行った項目数。

※「一部措置」は、指摘等の内容のうち一部分について措置を講じたものを表す。

なお、平成20年度の指摘及び意見の一部措置がマイナス2又はマイナス4になっているのは、前年度に「一部措置」となっていた指摘6件のうち2件、意見5件のうちで4件について、すべての内容に対して措置を講じたこととなったため、「一部措置」ではなく「措置」に振り替わったことによる。新たに一部措置となったものもないため、差引マイナスになっている。

④ 県の対応(措置状況)の総括

③に示した県の措置状況について、今回、監査を行った包括外部監査人の評価は下表のとおりである。

(単位:件)

監査結果	総件数	県の判断			監査人の評価(措置時点)			監査人の評価(現時点)		
		措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置
指摘	51	46	4	1	48	3	0	48	3	0
意見	101	94	1	6	97	1	3	97	1	3

県は、平成18年度の包括外部監査の結果や当時の財源不足への的確な対処、さらには県補助金の不正受給問題への対応として、平成18年度及び19年度に、全庁的に補助金の交付手続の自己点検や補助金の必要性等の見直しを行っている。その

中で、「補助金見直し基本方針」を取りまとめるとともに、平成 14 年度に策定した「補助金交付要綱に関する改善方針」を改訂し、これらを全庁内に周知することにより、包括外部監査の指摘等の内容に対応している。県が行った見直しの経過は以下のとおりである。

(補助金に関する見直しの経過)

1	平成 19 年 2 月	補助金交付手続に関する自己点検の開始 ・「補助金交付要綱に関する改善方針（平成 14 年 11 月）」の徹底 ・平成 18 年度補助金交付実績報告時における手続の改善
2	平成 19 年 3 月	包括外部監査の結果報告書の受領 (平成 17 年度一般会計の補助金等について)
3	平成 19 年 10 月	「補助金見直し基本方針」を策定。廃止を含めた見直しの実施
4	平成 20 年 2 月	「補助金交付要綱に関する改善方針」を改訂。各部署において自己点検の実施
5	平成 20 年 3 月	補助金交付手続の見直し結果の取りまとめ、公表

包括外部監査の結果では、総括的な意見として「補助金のあり方と問題点に関する総合意見」が述べられており、前述の見直しの経過はこれに対応している面もあるが、いずれにしても、県は全庁的に監査の結果に対応すべくアクションを起こしている。よって、対応に向けた方針が全庁的に明確になっているためとも考えられ、措置が講じられないままとなっている件数は比較的少ない。

しかし、監査の指摘及び意見に対する対応を詳細に検討していくと、県が措置を講じたと判断しているもののうち、「検討していく」等の内容でもって措置を講じたとしているものが見受けられる。また、措置を講じないと判断しているものについて、判断した合理的な理由が不明等になっているものがある。

⑤ 気が付いた点

【指摘 7】

「検討することとした」ことをもって措置を講じたとしているものがあるが、この時点では、指摘及び意見に対する対応は完了していないため、実態は措置が講じられていないと評価せざるを得ないものがある。

担当者への質問によると、その後の検討の結果、最終的には措置を講じないこととしたものと思われるが、その検討過程の資料が見当たらず、明確な検討結果が不明確であるとの見解であった。したがって、措置を講じないと判断した合理性が

判断できないものがあった。

一旦、措置を講じたとして監査委員から公表されているにもかかわらず、最終的に措置を講じないとの判断に至った以上、監査委員から公表された事実と実態が相違していることになる。この事実からも、「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断することには問題がある。

また、この場合でも、仮に措置を講じないとの判断に至ったとするならば、その判断に至った経緯について、適切に記録、保管しておくべきであり、今回のような質問等に対しても十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである（No.66, 68, 74 参照）。

【指摘 8】

包括外部監査人と県の双方の主張が平行線のままになっているものがある。検討がなされた結果、県の判断としては措置を講じないままになっているが、措置を講じないと判断した合理性を判断しかねるものがある。

少なくとも指摘については、措置を講じるのが原則であると考え。したがって、措置を講じない場合は、その理由や包括外部監査人との見解の相違等に関して十分な説明責任を果たせるようにしておくべきである（No.24, 52, 146 参照）。

⑥ 各論（取り上げた指摘又は意見）について

ア 指摘・意見番号 指摘 21（参照 No.24）

1	指摘・意見の内容	Ⅱ. 外部監査の結果 21. 知的障害者援護施設特別処遇加算 交付要綱第 3 条により、「補助事業の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」と「特別要介護者の在籍数のランク別に指導員等の加配数に応じた補助基準額」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて補助金額が算定されるが、次のような問題があった。 (1) 県は書類審査のみを行っているが、「特別要介護者の在籍数」や「指導員等の加配数」については、少なくとも年に一度は立入検査が必要である。
2	県の対応	<未措置> 前回、市町村事業への補助金で県直接の立入検査は不要としており、今回の回答にあっても方針の変更はなく、前回どおりとする。 (参考：前回回答) (1) 市町村事業に対する補助であり、市町村で状況を確認して

		<p>いるため、県での立入調査は不要であると考えている。</p> <p>(注)「前回回答」とは平成 19 年度に措置を講じないと判断した際の理由を指す。</p>
3	今回の監査の評価	措置を講じないとの県の見解には、一定の合理性が認められるものの、以下の点について検討が必要である。
4	評価理由・根拠	<p>県の認識と同様に、措置が講じられていないものと評価する（当該補助金については、他にも指摘内容があるが、そちらは措置が講じられているため、県の整理方法では「一部措置」とされている。）。</p> <p>県が定めている「補助金交付手続きの改善方針（平成 20 年 2 月 19 日改訂）」において、市町村事業への間接的な補助事業については、経由団体に対して事業の実績内容の確認を実施するよう指導し、県がその確認状況をチェックする旨の規定がある。実績内容の確認の方法に補助対象団体に対する不定期な立入検査の実施も含まれると解せば、確かに、市町村が実施するであろう立入検査を県が重ねて実施することは不効率であるといえる。</p> <p>しかし、平成 18 年度の包括外部監査人の指摘は県が自ら立入検査を実施することの必要性を述べたものであるため、双方の主張は平行線のみである。書類審査だけでは実態との乖離を確認できないことを想定しての指摘であるから、実績内容の確認を市町村が確実に実行するように指導することが必要である。現在、補助金交付要綱等において県が直接、立入検査をしないなどを明文化したものはないとの回答であったが、市町村との役割分担に関するルールを具体的にはっきりと明文化することが必要と考える。</p>

イ 指摘・意見番号 指摘 46（参照 No.52）

1	指摘・意見の内容	<p>Ⅱ. 外部監査の結果</p> <p>46. 宮城県学校保健会事業補助金</p> <p>(2) 宮城県学校保健会は小学校、中学校および高校の生徒からの拠出金による収入額が 6,342 千円あり、支出額は積立金を除くと 5,830 千円と十分賄える金額であるにもかかわらず、同団体は県より補助金を収受している。このような団体に補助金 410 千円を交付する必要性に乏しく、補助金を廃止すべきである。</p>
---	----------	--

2	県の対応	<p><未措置></p> <p>学校保健は、学校保健法等に基づき、児童生徒等の健康の保持増進を目指し、学校教育の円滑な実施に資するものであり、県教育委員会本来の業務の一つである。学校保健会が行う事業は、その目的達成のため、関係する4団体（県教委、医師会、歯科医師会、薬剤師会）による共同事業的な性格が強いものであり、県教委がイニシアチブをとって実施すべきものである。当会の事務局を当初は県教委に置いていたが、昭和53年に県医師会の厚意により、当会へ事務局を移転し、事務分掌を担っていただいている。現在の補助金はそのような経過から発生した、実質的には事業の負担金にあたる経費であることから、当該団体の毎年度の収支や事業計画等を精査しながら、県としては今後とも事業の継続に取り組んでいくこととする。</p> <p>また、現在医師会で賄っている当会の事務分掌を補助金の打ち切りにより、県教委への差し戻しも考えられることから、そのような事態となると、今以上の支出が予測されるため、併せて事業の継続に取り組むこととしたい。</p>
3	今回の監査の評価	措置を講じないとの県の見解には、一定の合理性が認められるものの、以下の点について検討が必要である。
4	評価理由・根拠	<p>県の認識と同様に、措置が講じられていないものと評価する（当該補助金については、他にも指摘内容があるが、そちらは措置が講じられているため、県の整理方法では「一部措置」とされている。）。</p> <p>当時の包括外部監査人の指摘は、補助金の廃止を要求するものである。一方、県としては、学校保健安全法の趣旨や学校保健の重要性を認識するほか、学校保健会の母体である4団体のそれぞれが補助金を出すことで体制維持のバランスをとっていることを重視し、補助金を廃止していない。双方の意見は平行線のままである。</p> <p>県の回答のとおり、補助金というよりは実質的に事業の負担金に当たる経費であれば、実態に合わせた要綱等に見直すべきである。その上で、今後も継続することについて、県民が納得する合理性のある説明を積極的にアピールしていくことが必要である。</p>

ウ 指摘・意見番号 意見9（参照 No.66）

1	指摘・意見の内容	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見
---	----------	-------------------------

		<p>9. 補助要件としての最低基準</p> <p>補助要件として金額に最低基準を設けている場合、申請時に条件を満たしても、実績について最低基準を満たさなければ補助金の取り消しが可能な旨を規定し補助金を取り消すべきである。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>平成 18 年度及び 19 年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助要件として金額に最低基準を設けている場合、申請時に条件を満たしても、実績について最低基準を満たさなければ補助金を取り消すことができるよう検討することとした。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>県は「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断しているが、実際には措置が講じられていないものであると評価する。</p> <p>当時の包括外部監査人の意見では、実績について最低基準を満たさなければ補助金の取り消しが可能な旨を規定することを要求しているが、県が改訂した「補助金交付要綱に関する改善方針」には織り込まれていない。県では「検討の結果、措置しないこととしたものと思われる」との見解であるが、その検討過程の資料が見当たらず、明確な検討結果が不明とのことである。したがって、最終的に、措置を講じなかった理由の合理性も判断できない。</p> <p>なお、今回の監査で、県から包括外部監査人が想定した画一化したルールの設定はなじまないと考えている旨の回答を得たが、それならば、その考えを明確に「補助金交付手続きの改善方針」等の文書に織り込み、県の考え方を県民に示すべきである。</p>

エ 指摘・意見番号 意見 11 (参照 No.68)

1	指摘・意見の内容	<p>IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見</p> <p>11. 審査チェックリスト</p> <p>平成 14 年度に出された補助金改善方針による実績報告書審査時のチェックリストを活用すべきである。また、交付申請時のチェックリストについても早期の作成、活用が望まれる。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>平成 18 年度及び 19 年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、チェッ</p>

		クリストへの記載は、原則として必ず記載することとした。また、交付申請時におけるチェックリストの活用についても検討することとした。
3	今回の監査の評価	前半については、措置がなされたと認められる。 後半については、措置がなされたと認められない。
4	評価理由・根拠	<p>県は「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断しているが、実際には措置が講じられていないものと評価する。</p> <p>当時の包括外部監査人の意見では、交付申請時のチェックリストの作成、活用も要求しているが、県が改訂した「補助金交付要綱に関する改善方針」には織り込まれていない。県では「検討の結果、措置しないこととしたものと思われる」との見解であるが、その検討過程の資料が見当たらず、明確な検討結果が不明とのことである。したがって、最終的に措置を講じなかった理由の合理性も判断できない。</p> <p>チェックリストの作成は、担当者の異動があった場合の事務の引継ぎ上、有意義であるし、日常業務においても、事務の効率化や品質管理の面(手続の漏れの防止等)から有効であると考え。</p> <p>なお、今回の監査で、県から必ずしも交付申請時にチェックリストを作成しなくとも適切な事務処理に支障はないことから、県として標準的なリストを作成する予定はない旨の回答を得たが、それならば、その考えを明確に「補助金交付手続きの改善方針」等の文書に織り込み、県の考え方を県民に示すべきである。</p>

オ 指摘・意見番号 意見 17 (参照 No.74)

1	指摘・意見の内容	<p>IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見</p> <p>17. 補助金不正受給問題</p> <p>(平成 16 年度から平成 17 年度にかけて補助金の不正受給の問題が 3 件判明したが、その) 発生を防止できなかった原因は県の審査の甘さに由来していると思われる。県はもっと真剣に補助金の交付の仕方、審査の仕方を研究することが肝要である。また、法令違反や行政処分などの経験がないことを確認する宣誓書についても制度化を検討する必要がある。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>平成 18 年度及び 19 年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助申請時及び実績確認時において、原則必ず書類審査ではなく実地ヒ</p>

		アリングを行うこととしたほか、成果物・執行状況の確認及び証拠書類等の確認についても、証憑書類等による確認を義務づけるなど交付及び審査の厳格化を行うこととした。また、宣誓書の提出についても、引き続き検討することとした。
3	今回の監査の評価	前半については、措置がなされたと認められる。 後半については、措置がなされたと認められない。
4	評価理由・根拠	<p>県は「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断しているが、実際には措置が講じられていないものと評価する。</p> <p>当時の包括外部監査人の意見である宣誓書の制度化については、県が改訂した「補助金交付要綱に関する改善方針」には織り込まれていない。県では「検討の結果、措置しないこととしたものと思われる」とのことであるが、その検討過程の資料が見当たらず、明確な検討結果が不明とのことである。したがって、最終的に、措置を講じなかった理由の合理性も判断できない。</p> <p>現状では、宣誓書の提出について、県は一律に義務化していない。これは、申請時及び実績確認時の審査を厳格化していることや、悪意の申請者に対しては宣誓書の提出による不正受給の未然防止の効果があまり期待できないという理由によるものである。したがって、宣誓書の提出の制度化という対応はとられていないが、その理由に不合理性は認められない。ただし、そうであれば、その考えを明確に「補助金交付手続きの改善方針」等の文書に織り込むべきである。包括外部監査人の意見に対して、措置を講じたとして公表された内容からすれば、宣誓書を提出する方向で検討すると認識するのが一般的であるから改善が必要である。同時に、結果として措置を講じないことになった場合の検証体制が不十分である。</p>

カ 指摘・意見番号 意見 87 (参照 No.146)

1	指摘・意見の内容	<p>V. 補助金事業への個別意見</p> <p>70. 林業団体育成事業</p> <p>(1) 交付要綱上、「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」については、補助対象協会が独自に行うべき事業である。</p> <p>(2) 同協会の平成 17 年度の支出負担金が 9 団体 1,111 千円支払われている。この負担金は補助対象事業ではないが、負担金が削減されれば、県からの補助金も削減可</p>
---	----------	--

		<p>能となる。したがって、県は負担金の削減を同協会に指導すべきである。</p> <p>(3) 同協会の実質繰越金残高は補助金額の約5倍にあたるため、交付を当面廃止か削減すべきである。</p>
2	県の対応	<p><未措置></p> <p>(1) 交付要綱上、「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」については、森林の持つ公益的機能の高度発揮のため、県と同協会が一体となって推進していく必要があるとの観点から、必要不可欠と判断している。</p> <p>(2) 県の補助金は、事業（平成19年度2,298千円）を対象に交付しているものであり、負担金の支出が削減されても、県の補助金は削減可能とならない。なお、指摘のあった同協会への指導についてはすでに実施しており、補助金(*)の支出が削減されてきている（平成17年度1,111千円に対し、平成19年度981千円）。</p> <p>(3) 繰越金残高は、同協会が決算后会費収入まで必要な経費を繰り越しているもので余剰金ではないことから、減額または廃止の措置は行わない。</p> <p>(*は、「補助金」ではなく「支出負担金」の記載誤り)</p>
3	今回の監査の評価	措置を講じないと判断した合理性を判断しかねる。
4	評価理由・根拠	<p>当時の包括外部監査人の意見は、基本的な姿勢として、当該事業のうち「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」は補助対象協会（宮城県林業振興協会）が独自に行うべき事業であり、補助金の対象外とすべきとの認識である一方、県の認識は、当該事業は公益性の観点から県との一体推進が必要不可欠であるというものである。</p> <p>補助金の必要性に関し、双方の基本的な意見は平行線のみであり、県民はどちらの主張が客観的に合理的なのか判断しかねる。</p> <p>また、同協会の実質繰越金残高が、補助金額の約5倍になるから廃止又は削減すべきという意見に対して、県は、繰越金残高は、同協会が決算后会費収入までに必要な経費を支払うための資金として繰越しているものであり余剰金ではないとの考え方である。</p> <p>同協会の支出負担金は補助対象事業ではないため、負担金の支</p>

	<p>出削減と県の補助金削減に直接的な関係はないものの、その後、同協会への指導により支出負担金の削減による経営のスリム化などの調整を実施してきた結果、平成 22 年度から補助金削減を開始するに至っている。したがって、この点については、措置が講じられたといえる。</p> <p>なお、現行の包括外部監査では、措置を講じない場合の理由等は公表されないため、より積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。</p>
--	--

(4) 平成19年度

① 特定の事件（テーマ）の概要

包括外部監査人が選定した特定の事件及び選定理由は以下のとおりである（平成19年度包括外部監査の結果報告書より）。

特定の事件	教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について
選定理由	<p>公の施設は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」（地方自治法第244条第1項）に設けた施設である。</p> <p>県は、文化・スポーツ活動の振興、県民生活の改善や利便性の向上を図るため、多くの施設を建設し保有している。一般的に、このような施設の建設は、多額の資金を要する設備投資であることはもちろん、当該施設を維持するための管理運営の費用も長期的かつ多額になることが予想される。県の財政状況を鑑みれば、財政の一層の効率化と歳出の削減は県民の重要な関心事であり、公の施設に係る管理運営状況はさらなる見直し、検討が必要である。</p> <p>したがって、主要な公の施設の管理運営の適正性という観点から、当該施設の利用度、今後の維持管理コストの見込み等を検証することが、県財政の改善、県民への有用な情報提供に資するものと考え、監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象として選定した。</p>

② 包括外部監査の視点

平成19年度の包括外部監査人は、以下の事項を監査の着眼点としている（平成19年度包括外部監査の結果報告書より）。

<p>① 施設の有効性</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の利用状況・ 事業計画の適切性、計画と実績との乖離状況 <p>② 財務事務の合规性</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支出内容の目的適合性・ 利用料金等の収納事務の適切性・ 管理委託、各種工事における入札等の合规性 <p>③ 施設管理の適切性</p> <ul style="list-style-type: none">・ 固定資産の管理の適切性 <p>④ 直営施設および指定管理者の事業運営</p> <ul style="list-style-type: none">・ 所管部署の指導監督の適切性 <p>⑤ その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点</p>

③ 指摘及び意見の数と措置状況

行政経営推進課作成の「監査実施後の措置状況一覧」によれば、指摘及び意見の数と措置状況は下表のとおりである。指摘及び意見とも包括外部監査の翌々年度(平成21年度)までには約84%について措置を講じた(一部措置を含む)と報告されており、その大半は監査の翌年度(平成20年度)に報告されている。

(単位：件)

監査結果	総件数	措置状況報告年度				合計			備考
		平成20年度		平成21年度		措置	一部措置	未措置	
		措置	一部措置	措置	一部措置				
指摘	80	64	3	1	▲1	65	2	13	
意見	118	93	4	2	0	95	4	19	・意見総数120件のうち2件は措置検討の対象外 ・措置検討の対象から漏れていた3件は未措置の件数に計上

※件数は、監査結果報告書に”指摘”又は”意見”として掲載された項目数。

※「措置」、「一部措置」欄に計上している数値は、当該年度に、被監査機関(知事等)が監査委員に対して措置を講じた旨の報告を行った項目数。

※「一部措置」は、指摘等の内容のうち一部分について措置を講じたものを表す。

なお、平成21年度の指摘の一部措置がマイナス1になっているのは、前年度に「一部措置」となっていた指摘3件のうち1件について、すべての内容に対して措置を講じたため、「一部措置」ではなく「措置」に振り替わったことによる。新たに「一部措置」となったものもないため、差引マイナスになっている。

④ 県の対応(措置状況)の総括

③に示した県の措置状況について、今回、監査を行った包括外部監査人の評価は下表のとおりである。

(単位：件)

監査結果	総件数	県の判断			監査人の評価(措置時点)			監査人の評価(現時点)		
		措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置
指摘	80	65	2	13	40	3	37	58	4	18(9)
意見	118	95	4	19	39	4	75	69	12	37(16)

※()は内数で、措置を講じないことが不合理ではないと判断した件数である。

前述のとおり、県は指摘及び意見の大半は監査の翌年度に措置を講じたと報告しているが、「検討していく」、「指導していく」、「協議していく」等の内容で措置を講

じたとしているものが多数ある。また、意見 118 件のうち 3 件については措置を検討する対象から漏れていた。なお、この 3 件とは別に措置を検討する対象外とした意見（2 件）があるが、これらを対象外とした理由は合理的であると判断した。

⑤ 気が付いた点

【指摘 9】

「検討していく」、「指導していく」、「協議していく」等の内容で措置を講じたとしているものが多数ある。この時点では、具体的、客観的に対応した事実は何もない。これは、今回の確認時点においても未だに検討中、協議中等であるもの（No.14, 19,22,25,28,31,40,42,43,55,56,74,76,80,81,85,87,103,105,106,107,178,188,189, 198,203 参照）があること、さらには、「検討していく」、「指導していく」、「協議していく」等として措置を講じたと判断していたものの中から最終的に措置を講じないとの結論に至ったもの（No.12,16,17,24, 120 参照）があることから明らかである。

「検討していく」、「指導していく」、「協議していく」等の内容では指摘及び意見に対する対応は完了していない。本来は対応が完了した時点をもって措置を講じたと判断すべきであり、最低でも、具体的な対応方針の策定及び行動計画の策定をもって措置を講じたと判断すべきである。

【指摘 10】

当時の包括外部監査人の意見のうち 3 件が措置を検討する対象から漏れていた。県は、包括外部監査人のすべての指摘及び意見について措置を検討すべきであり、その網羅性に留意すべきである（No 追加 1, 追加 2, 追加 3 参照）。

【意見 3】

包括外部監査人の指摘及び意見には、重要性が相対的に高いものと低いものがある。また、すぐに対応が可能なものもあれば、様々な制約により対応に時間がかかるものもある。県は、指摘及び意見の内容を検討し、措置を講じる年度の目標を立てて計画的に対応する必要がある。

【意見 4】

当時の包括外部監査人の意見には、競技人口が少ないスポーツの競技施設の廃止、無償譲渡、利用料金の引き上げ等について言及しているものが複数ある（No43,56,58 74,80,81,102,103,106 参照）。

これらに対する県の当初の対応及び今回の監査における質問の回答（教育庁スポーツ健康課）は下表のとおりである。

年度別 No	大項目	中項目	指摘又は意見の概要	措置の内容等	包括外部監査人からの質問事項	質問事項に対する回答
43	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(3)相撲場の存在意義(意見)	相撲場については、利用状況も低く、民間事業者や学校にも練習できる土儀はあり、当相撲場がなくなっても、競技人口が少ないことを考慮すれば県民への影響は非常に限定的であることから、施設の廃止を検討すべきである。(P60)	相撲場の利用状況と経費支出を踏まえ、県内の他の施設の利用状況も見ながら、競技団体と協議を行うなど、今後の在り方について検討していく。	検討結果をお教え下さい。	相撲場の利用状況と経費支出を踏まえ、県内の他の施設の利用状況も見ながら、競技団体と協議を行うなど、今後の在り方について引き続き検討していく。
56	5. 宮城県第二総合運動場	(2)遠的弓道場の存在意義(意見)	①遠的弓道場については、主な利用者が国民体育大会に選抜された選手であるという状況および遠的弓道競技の控室での利用が多い現状に鑑み、遠的弓道場の利用率の向上と利用のあり方について検討すべきである。 ②特殊な競技スポーツであることから、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。 ③指定管理者が毎年県に提出している施設利用状況一覧表については、整合性が取れていない数字が記載されているにもかかわらず、指定管理者も県の担当者も何ら疑問を抱かず訂正もなされていないものがあった。指定管理者は施設利用状況一覧表を正確に作成すべきであり、県の担当者も検証すべきである。(P68)	①県内唯一の施設である遠的弓道場について、その有効活用を図るため、利用率の向上策を指定管理者と検討していく。 ②競技施設としての位置付けがあることから、利用率の向上を図ることを基本とし、平成22年7月の再オープンに向け、利用率を見直しも含め、指定管理者と検討していく。 ③施設利用状況報告は精査の上、提出するように指定管理者を指導するとともに、その的確な把握に努めていく。	①②について検討結果をお教え下さい。 ③施設利用状況報告は、精査の上、提出するように指定管理者を指導するとともに、その的確な把握に努めていく。	①遠的弓道場は、県内唯一の施設であり、本来の目的に供することが最善であるが、それだけの利用では利用率向上も難しいことから、なぎなた、太極拳等の利用に供するとともに、各種サークル活動や指定管理者自主事業(中国武功、健康体操等)の利用にも供することにより、利用率向上に努めている。 ②利用料金を値上げすれば、さらなる利用者数の減少を招く恐れがあり、現時点で利用料金の値上げは考えていない。
58	5. 宮城県第二総合運動場	(4)クライミングウォールの存在意義(意見)	クライミングウォールについては、特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られていることおよび県内の民間施設にもクライミングウォールがあることから、県がクライミングウォールを設置しておく必要性は非常に乏しい。当該施設の取壊し等、早期に措置を検討すべきである。(P71)	クライミングウォールは特殊ではあるが国体種目の施設であり、施設の維持費等も勘案しながら、当面は利用促進を図っていく。	利用促進を図った結果を含むその後のお教え下さい。	山岳連盟を通じた講習会、練習会や施設開放日等を通じて体験会を実施し、競技人口増加に努めたが短期間での利用者増加には繋がっていない。今後も競技、施設等についての広報に努めていくとともに民間施設との連携について模索していく。また、指定管理者においては、職員全員がピレイヤ(同伴競技者)として来場者1人でも同施設を使用できるようにする等利用向上の工夫を図っていく。
74	7. 宮城県長沼ボート場	(1)長沼ボート場の存在意義(意見)	国民体育大会やインターハイに向けての練習施設として、一定の存在意義を見出すことができるが、施設の性質上、利用者が特定されているため、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(P87)	利用者負担のあり方について競技団体とも協議を行い、検討していく。	検討結果をお教え下さい。	平成18年度に利用料金を大幅に値上げしており、更なる値上げは利用者の減少を招く恐れがあり、現時点で値上げは考えていない。
80	7. 宮城県長沼ボート場	(7)利用料金水準の引上げ(意見)	指定管理者は条例に定められた利用料金の範囲内で県の承認を受けて、平成18年度から平均50%弱の大幅値上げを実施したものの、平成18年度の支出12,600千円に對して、利用料収入は1,732千円のみとなっている。利用者が限定されている施設であることから、基本的には利用者からの利用料により施設の運営を行うべきであり、条例を改正してさらなる値上げを検討することが望まれる。(P89)	平成18年度に利用料金を大幅に値上げしていることから、現行料金体系が適正とされているが、他県の類似施設の状況なども踏まえ、更なる利用料金の見直しの是非を検討していく。	検討結果をお教え下さい。	平成18年度に利用料金を大幅に値上げしており、更なる値上げは利用者の減少を招く恐れがあり、現時点で値上げは考えていない。
81	7. 宮城県長沼ボート場	(8)個人利用料金に対する貸切利用料金水準の引上げ(意見)	施設における貸切利用料金と個人利用料金との差異がそれ程大きくないために、例えば、3名集まると貸切利用料金の方が割安となる。指定管理者の増収を図るため、また県の指定管理者への支出を軽減するために、個人利用に対する貸切利用料金の料金水準の引上げを検討することが望まれる。(P90)	他県の類似施設の状況及び貸切利用の利用状況を踏まえながら、料金設定見直しの是非を検討していく。	検討結果をお教え下さい。	平成18年度に利用料金を大幅に値上げしているところであるが、貸切利用料金の設定については、引き続き検討していく。
102	8. 宮城県ライフル射撃場	(1)宮城県ライフル射撃場の存在意義(意見)(一部是正)	①同施設を利用する者は指定管理者である宮城県ライフル射撃協会の会員に限られているのが実状であり、会員数は120名程度で、利用日も限られている。年間運営コストである指定管理料7,711千円を県が負担してきて、特定の県民の利用に限られている同施設を県が所有する必要があるのか再検討すべきである。事業を継続していくことを条件として、当協会に無償でも良いから引渡すことも検討に値すると考える。(P101)	①ライフル射撃場は県内唯一の施設であり、また、ライフル射撃は国体種目であり、その普及と競技力の向上は、県のスポーツ振興を図る上で一定の役割を果たすことから、県有施設としての存続は必要と考えている。また、当該射撃場には、定期的な全国大会実施の要請も来ており、整備状況も東日本有数の施設となっている。なお、ライフル射撃協会への譲渡は、経済的な面から受諾できない旨の回答を受けている。	(なし)	
103	8. 宮城県ライフル射撃場	(1)宮城県ライフル射撃場の存在意義(意見)	②同施設は県内唯一のライフル射撃場であるため、一定の存在意義を見出すことができるが、特殊な競技スポーツであり、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(P101)	②競技施設ではあるが、利用者が限定的であり、普及啓発が難しい面があるため、コスト削減や利用料金の設定について指定管理者と協議していく。	協議の結果をお教え下さい。	利用者が限定されている状況で利用料金を値上げすれば、更なる利用者の減少を招く恐れがあり、現在、利用料金の値上げについては、考えていない。コストの削減や、全国規模の大会の誘致による利用促進に努めている。
106	8. 宮城県ライフル射撃場	(4)利用料金体系の見直し(意見)	①同施設の年間個人利用料金は一般7,000円、高校生以下3,500円と格安に設定されており、例えば、一般個人が月4回、1回につき4時間アーライフルを行った場合、年間利用料金は51,840円と算出されるが、実際の支払いは年会費の7,000円で済む結果となっている。したがって、年間個人利用料金を値上げする。あるいは、年間個人使用契約を廃止して時間料金制に一本化するなど、年間個人利用料金の増額改定を検討すべきである。 ②射撃大会を開催する場合、貸切利用となるのであるが、大半の利用者は年間個人利用料金を支払っていることから、貸切利用とせず個人使用としている。その結果、貸切利用料金は発生せず県への追加収入はない。個人利用者が年会費を支払っているにもかかわらず、貸切利用を行う場合には、他の利用者が同施設を利用できないのであるから、貸切利用料金は別途徴収すべきである。(P102)	①年間個人利用料等利用料金体系の見直しについて、検討していく。 ②射撃大会等の貸切利用については、別途貸切料金を徴収するよう指定管理者を指導した。	①検討結果をお教え下さい。	①年間個人利用料の料金体系については、引き続き見直しについて検討していく。

表のとおり、競技施設の廃止、利用料金の値上げは行われていなかった。そこで、競技人口が少ないスポーツに対する県の方針について質問したところ、次のような回答を得た。

「県は、スポーツに関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとして、いるスポーツ基本法に基づき、スポーツ振興を図るものである。競技人口の多寡に

より評価するものでないことは勿論、宮城県スポーツ振興基本計画において国民体育大会正式競技である弓道・ボート・相撲等の普及、強化は重点目標としていることから、県の重点施策を支える施設の維持はいうに及ばないものである。」

この回答に異論はない。ただし、このように県の方針が明確なのであれば、当時の包括外部監査人の意見への対応は明確であると思われる（すなわち、「競技人口の多寡により評価するものでないこと」であるから、競技人口の多寡に利用料金水準が左右されないものと推察する。）。

県民への説明責任を果たすためには、このような県の基本スタンスを明示し、包括外部監査人の指摘及び意見への対応を、早期に、かつ明確に示す必要がある。

⑥ 各論（取り上げた指摘又は意見）について

ア 指摘・意見番号 意見 8（参照 No.14）

1	指摘・意見の内容	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項 (4) 利用人数の目標値の設定（意見） 指定管理者は利用人数の目標値を設定していないが、収入の増加を図るため、施設毎の貸切利用と個人利用の回数や人数の目標値を立て、これに基づいて、収入を予算化し、これと実績を対比して、予算達成、未達成の要因分析を行い、翌年度の事業行動戦略計画に活用するという PDCA サイクルを採ることが重要である。
2	県の対応	<措置> 減免による利用者も多く、利用者数増が即収入増に結びつかない実情もあるが、利用人数や利用料金収入の見込みを踏まえ、実現可能な目標設定に努めるよう、指定管理者を指導していく。
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	「指導していく」という内容では、具体的、客観的に対応した事実が何もなく、措置が講じられたとは認められない。なお、質問により、平成 24 年度から目標設定を行うと指定管理者から回答を得ていることを確認した。平成 23 年度まで目標設定を行えなかった特段の理由はないとのことである。早期の対応が可能な項目であり、対応が遅いと言わざるを得ない。

イ 指摘・意見番号 指摘 9（参照 No.19）

1	指摘・意見の内容	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項 (9) 人件費の区分決算処理への変更（結果） ① 同財団の役員報酬については、すべて指定管理事業特別
---	----------	---

		<p>会計（宮城野原公園総合運動場・第二総合運動場）に計上されているが、役員は各事業に共通する職務を行っており、役員に係る人件費は各事業の会計に適切な基準により配賦すべきである。</p> <p>② 役員および臨時職員以外の給与・報酬が、指定管理事業特別会計（グランディ 21・サッカー場）・指定管理事業特別会計（宮城野原公園総合運動場・第二総合運動場）に、両特別会計に関する予算上の人件費の比率 4:6 で按分して計上しており、一般会計および管理運営事業特別会計には人件費が計上されていない。管理部門以外の各指定管理事業に従事している従業員の人件費は、その所属事業の特別会計に計上すべきものである。また、各事業に共通する職務に従事する事務局員の人件費は 4 会計区分に適切な基準により按分計上すべきである。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>① 適切な会計処理を行うよう財団を指導していく。</p> <p>② 適切な会計処理を行うよう財団を指導していく。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>「指導していく」という内容では、具体的、客観的に対応した事実が何もなく、措置が講じられたとは認められない。</p> <p>なお、②については平成 22 年度の会計処理を確認し、適切な会計処理がなされていることを確認した。</p> <p>①については、平成 22 年度においても平成 19 年度と同様の会計処理が行われており、そもそも財団への適切な指導がなされたのか、はなはだ疑問である。仮に指導がなされたとすれば、その結果を確認していないのであり、怠慢と言わざるを得ない。適時に適切な指導を行い、かつ、その結果を必ず検証すべきである。</p>

ウ 指摘・意見番号 意見 13（参照 No.24）

1	指摘・意見の内容	<p>3. 宮城県総合運動公園（宮城県サッカー場を含む）</p> <p>（3）宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討（意見）</p> <p>① 宮城スタジアムの利用状況に鑑み、平日は貸切のみの利用に限定し、貸切予約のない日は閉館することで相当の費用削減を見込むことができる。</p> <p>② 冬季は休日であっても貸切の利用水準が低く、費用削減効果の観点からも、冬季期間限定の全面閉館も検討する必</p>
---	----------	---

		要があると考える。
2	県の対応	<p><措置></p> <p>① 県民への継続的な施設利用機会の確保を考えると、平日の貸切利用のみの限定は難しいが、それによる経費節減効果を勘案しながら、その是非について指定管理者と検討していく。</p> <p>② 県民への継続的利用機会の確保を前提に、その経費節減効果を勘案しながら、その是非について指定管理者と検討していく。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>「検討していく」という内容では具体的、客観的に対応した事実が何もなく、措置が講じられたとは認められない。</p> <p>なお、検討結果について質問したところ、「施設を休館することは、さらなる施設利用者の減少を招く恐れがあり、現在の利用形態を維持していく。」とのことであった。この結論に異論はないが、そうであれば措置を講じないとし、その理由を県民に明確に説明する必要がある（ただし、措置を講じない場合は、公表されないため、議会等において説明を求められた場合に明確に説明できるようにしておくほか、措置を講じない場合も積極的にホームページ等で公表することも検討してはどうか。）。</p> <p>本件については、一旦措置を講じたとして監査委員から公表されているが、最終的には措置を講じないことに決定したのであるから、仮に「冬季期間限定の全面閉館の是非について指定管理者と検討する。」との措置の内容であったとしても、当時の包括外部監査人の意見とは異なるため、措置を講じないという区分になると考える。</p>

エ 指摘・意見番号 指摘 15（参照 No.31）

1	指摘・意見の内容	<p>3. 宮城県総合運動公園（宮城県サッカー場を含む）</p> <p>(10) 条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表（結果）</p> <p>① 指定管理者の判断に委ねられている各種の減免対象については、当該基準が不明確であることから明確化することが望まれる。</p> <p>② 条例以外の利用料金減免の基準については、減免基準を明確化した上で、インターネットのホームページへの掲載や料金表への掲載等により公表すべきである。</p>
---	----------	---

2	県の対応	<p><措置></p> <p>① 指定管理者から減免に係る承認申請があった場合は、公平公明性を確保できるように対応していく。</p> <p>② 協定書に基づき、利用料金の周知を図るよう指定管理者に指導していく。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>「対応していく」、「指導していく」という内容では、具体的、客観的に対応した事実が何もなく、措置が講じられたとは認められない。</p> <p>なお、①について、公平公明性の確保のためにとった具体策について質問したところ、「公平公明性を確保するため、これまでの減免基準適用実績を踏まえ、減免割合を明確にするよう引き続き指定管理者に指導していく。」との何ら具体性のない回答しか得られなかった。</p> <p>②については、利用料金は、基本協定書第40条第2項により利用者等に周知することとなっているが、未だに周知されていない。早急に周知すべきである。</p> <p>本件の場合、措置を講じたこと県民に公表されているにも関わらず、長期間にわたって具体的な対応はされていないのであるから、県の措置は全く実効性のないものと言わざるを得ない。</p> <p>また、県が県民に対して誠実に対応しているとも認められない。包括外部監査の存在意義そのものが無意味なものになりかねず、不適切である。</p>

オ 指摘・意見番号 指摘 18 (参照 No.34)

1	指摘・意見の内容	<p>3. 宮城県総合運動公園（宮城県サッカー場を含む）</p> <p>(13) 休業日に関する県の承認手続（結果）</p> <p>指定管理者は、休業日に関して変更申請を県に行っているが、当該変更許可のなお書きにより、各施設の休業日は具体化されている。しかしながら、なお書きに基づき指定管理者の判断で休業できることとすることは、休業日や利用時間について変更する場合は知事の許可が必要としている条例の趣旨に反するものであり、県はこのような変更を許可すべきではない。その解決策として、例えば、翌月の休業日について、県に月次一括許可を取り、緊急の場合は個別に許可を取る、という方法が考えられる。</p>
---	----------	--

2	県の対応	<p><未措置></p> <p>施設を管理運営する中で、臨時的な修繕や点検等を要する場合が生じたり、天然芝を酷使してしまった後に養生などに時間を要したりすることは、可能性として起きうることであり、その際の施設利用の一部制限はやむを得ないものである。なお書きの運用は適正に行われており、利用者にも周知されている。</p>
3	今回の監査の評価	次に記載した事項を除き、措置を講じないことに問題はないと考える。
4	評価理由・根拠	宮城スタジアム、総合体育館、テニスコート及びプールの各施設について、12月28日及び1月4日が自主点検のための休業日として定例化しているのであれば、臨時性、特殊性がないと考えられるので、事前に許可をとる必要があると考える。

カ 指摘・意見番号 意見 19 (参照 No.42)

1	指摘・意見の内容	<p>4. 宮城県宮城野原公園総合運動場</p> <p>(2) テニスコートの利用率向上 (意見)</p> <p>① テニスコートの利用状況については、休日には貸切利用が多く利用率は比較的高いが、平日は利用率が低く、終日予約のなかった日もあった。利用率を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。</p> <p>② 利用者数のデータは集計しているものの、稼働率の情報管理は行われていない。テニスコートの利用率を高めるための施策を考える上でも、現状把握のために稼働率の情報管理を行うことが望まれる。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>① テニスコートの更なる利用率向上に向け、スクールの開催等による平日の需要掘り起こしについて、指定管理者と検討していく。</p> <p>② 利用者データの適切な活用について、指定管理者と検討していく。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>「検討していく」という内容では具体的、客観的に対応した事実が何もなく、措置が講じられたとは認められない。</p> <p>なお、検討結果について質問したところ、次のような回答を得た。①については、県民がいつ来場しても手ぶらで気軽にテニスを楽しめるよう、貸出用ラケット・ボールを準備したが、数に限</p>

		<p>りがあり、周知も十分ではなかったため利用者増にはつながらなかった。また、4月1日から10月31日までの期間、早朝利用(5:00～8:00、要事前予約)を行ったところ、相当数の利用があった。</p> <p>②については、引き続き指定管理者と検討していくとのことであった。</p> <p>現時点では、①は措置が講じられたと認められるが、②については措置が講じられたと認められない。②については、期限を定めて検討し、その検討結果に基づき具体的に対応すべきである。</p>
--	--	---

キ 指摘・意見番号 意見 44 (参照 No.76)

1	指摘・意見の内容	<p>7. 宮城県長沼ボート場</p> <p>(3) ホームページによる情報発信 (意見)</p> <p>① 利用者はボート経験者に限定しているものの、利用者の拡大を図るため、早急にホームページにおいて、施設の概要、休館日、利用時間、利用料等の情報を発信し、指定管理者の増収を図り、ひいては県の指定管理者への支出を軽減すべきである。</p> <p>② 指定管理者である宮城県ボート協会は、自らのホームページに当ボート場の施設概要を掲載していないが、同様の理由により、県は指定管理者に対して、ホームページによる指定管理施設の情報発信を求めるべきである。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>① 平成19年度において、県スポーツ健康課のホームページに施設の概要や利用情報を掲載した。</p> <p>② 指定管理者のホームページに施設の概要や利用情報を掲載するよう指導していく。</p>
3	今回の監査の評価	<p>①については、措置がなされたと認められる。</p> <p>②については、措置がなされたと認められない。</p>
4	評価理由・根拠	<p>①については、監査人の意見に沿った対応がなされており、措置が講じられたと認められる。</p> <p>②については、「指導していく」という内容では、具体的、客観的に対応した事実が何もなく、措置が講じられたとは認められない。</p> <p>なお、指定管理者のホームページでは施設の概要や利用情報の掲載を確認できなかったため、このことについて質問したところ、「引き続き指定管理者にホームページへの掲載について指導</p>

		<p>していく。」との回答を得た。すなわち、今回の監査時点でもホームページへの掲載はなされていなかった。当時の包括外部監査人の指摘から長時間が経過しており、対応が遅いと言わざるを得ない。早急に対応すべきである。</p> <p>本件の場合も、措置を講じたとの監査委員の公表から、長期間、何ら措置を講じられていない状態であったことから、実態と異なる内容が公表されていたと言わざるを得ない。</p>
--	--	--

ク 指摘・意見番号 指摘 36 (参照 No.85)

1	指摘・意見の内容	<p>7. 宮城県長沼ボート場</p> <p>(12) 領収書の管理 (結果)</p> <p>① 領収書の不正発行防止の観点から、領収書を金庫に保管するとともに、領収書を発行した時は、上席者であるボート場所長の事後承認が必要である。</p> <p>② 領収書の不正発行防止の観点から、領収書の連番管理および領収書綴りの受払管理簿による管理を行う必要がある。</p> <p>③ 領収書に訂正あるいは施設利用のキャンセルによる利用料返還時に領収書控えのみが保管され、無効処理した領収書が綴りに添付されていないものも散見された。領収書および領収書控えに訂正印または使用済印が付され、両者をホチキス留めし、領収書綴りに保管するなど適切な無効処理を徹底する必要がある。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>①②③領収書を適正に管理していくよう指定管理者を指導していく。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>「指導していく」という内容では、措置が講じられたとは認められない。</p> <p>なお、現状について質問したところ、次のとおりであった。</p> <p>①及び③については改善が図られていた。</p> <p>②については、「領収書は、現在も連番がないものを使用しており、独自にナンバリングするなど、早急に改善するよう指導している。」との回答であった。領収書のナンバリングは容易に実施が可能であり、指定管理者及び県の怠慢と言わざるを得ない。早急に改善させるべきである。</p>

ケ 指摘・意見番号 指摘 41 (参照 No.92)

1	指摘・意見の内容	<p>7. 宮城県長沼ボート場 (19) 実地たな卸しの実施および県への報告 (結果) 宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 18 条第 7 項の規定に基づき, 県有資産の適切な維持管理状況の確認および資産流用の防止のため, 毎年度 3 月末での現物照合の実施および県への結果報告をすべきである。また, 県も「県に帰属する物品」の実地たな卸しについて指定管理者から未報告の場合には, 早急に実地たな卸しを行うよう指示し, 適時に県への報告を促す等の対応をすべきである</p>
2	県の対応	<p><措置> 実地棚卸を適切に実施するように指定管理者を指導する。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたとは認められない。
4	評価理由・根拠	<p>「指導する」という内容では, 具体的, 客観的に対応した事実が何もなく, 措置が講じられたとは認められない。 なお, 「平成 22 年度から棚卸を行い, 同年度末現在高について報告がなされた。」とのことであり, 現時点では措置が講じられたと認められる。ただし, 平成 22 年度の「備品・重要物品一覧表」を閲覧したところ, 個数欄に数量の記載のないものが多数あった。これについて質問したところ, 「1 と表記するところを省略したものである。」との回答を得た。しかし, 空欄であれば数量は 0 と考えるのが通常であり, 棚卸後の追加記入, 改ざんを防止するためにも数量が 1 であれば 1 を記入すべきである。</p>

コ 指摘・意見番号 意見 89 (参照 No.163)

1	指摘・意見の内容	<p>1 2. 東北歴史博物館 (6) 特別展の収入予算編成方法の見直し (意見) 特別展の予算, 実績における過去の趨勢をみると, 入館者数の見込みが甘くなっていることから事業収支が赤字になっていると言わざるを得ない。そのうえ, 大幅に収入予算と実績が乖離しているにもかかわらず, その原因を把握する十分な総括が行われていないのは理解し難い。結果的に赤字になったとしても, その経験を次に生かす努力をすることが税金を使う者の義務であると考え。過去の実績を総括し, 次回予算編成に生かすような取組みが求められる。</p>
---	----------	--

2	県の対応	<p><措置></p> <p>平成 20 年度予算から見直しを行い，収入予算と実績の乖離をなくすため，過去の同類の特別展入館者データや他の類似施設の入館者データ等を参考に，より精査した算出を行うように改善した。また，特別展の総括については，特別展終了後に各種データの集計分析を行い，計画と実績の乖離等の原因について総括し，今後の予算編成に生かす。</p>
3	今回の監査の評価	措置がなされたと認められる。
4	評価理由・根拠	<p>「平成 22 年度「特別展」観覧者数等について」（特別展毎に各種データの集計分析結果，観覧者数等の計画と実績の乖離等の分析が行われている）を閲覧し，各企画展の状況及び観覧者数の計画・実績の差異分析等が行われており，措置が講じられたと認められる。</p> <p>なお，平成 22 年度における特別展 3 回の合計の入館者数，入館料収入の予算及び実績を確認したところ，有料入館者数は予算の 64.5%，入館料収入は同 53.8%であった。依然として，予算と実績は大幅に乖離しており，さらなる改善を要すると考える。</p>

(5) 平成21年度

① 特定の事件（テーマ）の概要

包括外部監査人が選定した特定の事件及び選定理由は以下のとおりである（平成21年度包括外部監査の結果報告書より）。

特定の事件	県税の賦課徴収事務について
選定理由	平成20年度当初予算によれば、県税収入は歳入の36.2%を占める県の最大の財源である。また県税収入の金額は、平成16年度決算額の2,394億円から平成20年度予算額の2,840億円へと18.6%の増加をみせており、この5年間は連続して増加傾向にあった。しかし、昨今の急激な景気後退や法人事業税の一部国税化などにより、平成21年度当初予算では県税収入は2,405億円と対前年度比15.3%減少して、5年前の水準まで落ち込むことが予想されている。さらに、一般会計と企業会計を合わせた県全体の収入未済額の推移をみると、経済環境の悪化等を反映して、平成20年度末では5年ぶりに100億円を超えている。そのうち県税は約8割を占めており、県税収入未済額への対応の適否が県財政へ与える影響は小さくない。国からの税源移譲や課税自主権の強化（宮城県では平成20年3月から法人事業税の超過課税である「みやぎ発展税」が創設されている。）等の財源拡充が図られるなど、県税を取り巻く制度改革が進展する中で、そして経済・社会環境が激変している中で、県税収入を安定的に確保し、県政を円滑に進めていくためには、税務行政の適切な執行体制を整備・運用することは不可欠な前提となる。以上から、課税の公平性、適正性を図り、収入率を上げることは県にとって重要な課題であり、県民にとっても大きな関わりをもつものであることから、県税の賦課徴収事務が関係諸法令等に準拠して遂行されているか、また、効率的、合理的に行われているかを検証することは有意義であると考え、テーマとして選定した。

② 包括外部監査の視点

平成21年度の包括外部監査人は、以下の事項を監査の着眼点としている（平成21年度包括外部監査の結果報告書より）。

- ① 県税の賦課徴収は関係法令等に準拠して行われているか
- ② 賦課徴収事務は効率的、合理的に行われているか
- ③ 負担の公平は確保されているか
- ④ 内部管理体制は適切に整備運用されているか
- ⑤ 税務電算システムは適切に管理運用されているか

③ 指摘及び意見の数と措置状況

行政経営推進課作成の「監査実施後の措置状況一覧」によれば、指摘及び意見の数と措置状況は下表のとおりである。指摘及び意見とも包括外部監査の翌年度（平成22年度）には約90%について措置を講じた（一部措置を含む）と報告されている。

（単位：件）

監査結果	総件数	措置状況報告年度				合計			備考
		平成22年度		平成23年度		措置	一部措置	未措置	
		措置	一部措置	措置	一部措置				
指摘	8	7	1	0	0	7	1	0	・H23年度は新たに措置した項目なし
意見	36	31	1	0	0	31	1	4	

※件数は、監査結果報告書に”指摘”又は”意見”として掲載された項目数。

※「措置」、「一部措置」欄に計上している数値は、当該年度に、被監査機関（知事等）が監査委員に対して措置を講じた旨の報告を行った項目数。

※「一部措置」は、指摘等の内容のうち一部分について措置を講じたものを表す。

④ 県の対応（措置状況）の総括

③に示した県の措置状況について、今回、監査を行った包括外部監査人の評価は下表のとおりである。

（単位：件）

監査結果	総件数	県の判断			監査人の評価（措置時点）			監査人の評価（現時点）		
		措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置	措置	一部措置	未措置
指摘	8	7	1	0	7	1	0	7	1	0
意見	36	31	1	4	31	1	4	31	1	4

前述のとおり、指摘及び意見の多くは監査の翌年度に措置を講じた旨が報告されている。しかしながら、措置を講じること及び内容は決定したものの、現時点で未実施のものが多数ある。また、一部のみ措置を講じたものが、指摘及び意見について各1件ある。そして、意見4件については措置を講じないとしている。

⑤ 気が付いた点

【指摘11】

包括外部監査人の指摘及び意見に対して、措置を講じない（一部措置を含む。）としているものが6件ある。包括外部監査人としては、監査に基づく指摘及び意見

については、原則としてすべて措置を講じるべきと考えるが、例外的に措置を講じない場合、どのような場合に措置を講じないことが認められるのかといった判断基準が明確でない。措置を講じないことが認められる判断基準が不明確であると、包括外部監査人の指摘及び意見の趣旨に反して措置を講じないことが容認される恐れがあり、包括外部監査の存在意義を失う可能性がある。したがって、措置を講じないことが認められる判断基準を事前に明確にしておくべきである。

例えば、

(ア) 包括外部監査人の指摘及び意見が明らかに法令や条例等が求める内容と異なる場合

(イ) 包括外部監査の結果報告書の提出時点から社会情勢が変化している場合等が考えられる。

【意見 5】

県が「措置を講じない」としているものであっても、包括外部監査人の指摘及び意見どおりに対応するよりも、その目的を達成するためにより有効な方法や効率的な方法がある場合や、個別具体的な指摘内容には対応できないものの、他の方法により指摘及び意見の趣旨に沿った大局的な対応をしているといえる場合がある。このような場合は措置を講じないとして処理するのではなく、措置を講じたものとして、実施した措置の内容及び包括外部監査人の指摘及び意見の趣旨に沿った措置であることを広く県民に公表する方が、より実効性のある対応ではないか。措置を講じないとした場合、監査委員への通知の義務もなく、かつ公表もされないことを考えれば、公表により県民の判断を仰ぐことが望ましい。

【指摘 12】

現状では、措置を講じないことについての妥当性が客観的に検証されていないと言わざるを得ない。措置を講じない場合は、包括外部監査人の指摘及び意見の趣旨に反して、「措置を講じない」とされてしまう恐れがある。したがって、措置を講じないことの妥当性を評価するシステムの構築が必要である。第一義的には、各部署において、措置を講じないことに対する説明責任を負うことになるが、その評価の方法としては、例えば、対象年度の包括外部監査人に検証を依頼することや、監査委員及び監査委員事務局の業務の一部（例えば措置の有無等に関する評価）を外部の専門家に委託することが考えられる。あるいは、内部的な方法としては、監査委員及び監査委員事務局の定期監査の中で指摘等に対する対応状況について、今一步踏み込んだ監査を実施することや、別途、県としてプロジェクト・チームを編成し、客観的に検証する制度を作るなどが考えられる。

【指摘 13】

措置を講じないとした 6 件について、措置を講じない理由の記載はあるが、平成 21 年度の包括外部監査人とどのような議論を行ったのかについては、当時の担当者の異動等のため不明といった理由で明確な回答が得られなかった。包括外部監査人からの指摘及び意見に対して措置を講じないのであれば、措置を講じない理由だけでなく、包括外部監査人とどのような議論を行い、結論に至ったかについても記録し説明できるようにしておくべきであり、担当の異動等の場合であっても適切に引継ぎがなされるように対応すべきである。

【指摘 14】

包括外部監査人の指摘及び意見に対して県は措置を講じたとしているが、実際の対応が担当者へのヒヤリング時点ではなされていないものがある。平成 21 年度の包括外部監査の結果報告書の提出から 1 年半以上が経過しており、震災による対応の遅れを考慮しても時期的には対応が可能であったと考えられる。

また、対応がなされていないものについては、今後の実施状況を継続的にフォローしていく必要がある。例えば、指摘及び意見について優先度を決め、優先度の高いものから順次実施していくスケジュール表を作成することが考えられる。

なお、税務課では、今回の監査での意見交換の後、優先度が高いと判断している事項に関する取組の方向性を記載した「県税務行政の今後の方向性」と「平成 21 年度包括外部監査報告に係る指摘・意見等に係る進行管理表」(111 頁参照)を作成し、措置の優先度に対応した進捗管理と事務引継ぎの対応を行っている。

「県税務行政の今後の方向性」は、税務課が包括外部監査の指摘又は意見の優先度を考慮して、「法人課税調査の強化」、「個人県民税滞納額縮減対策」、「自動車税滞納額縮減対策」を三本柱として対応して行く方向性を示したものとなっている。

⑥ 各論（取り上げた指摘又は意見）について

ア 指摘・意見番号 指摘 6（参照 No.42,43）

1	指摘・意見の内容	9. 目的税 (3) 軽油引取税（不正軽油 110 番） 不正軽油問題が環境汚染の原因にもなり得ることを考えれば、通報及び対応状況の概略については調査終了後速やかに公表すべきである。通報については、税務課が情報を管理し、県税事務所に対し適時適切な対応を促すとともに、概略を公表し県民に対し不正軽油問題についてのアピールをすべきである。
2	県の対応	<未措置> 個別案件の通報及び対応状況の概略を一般公表することは、税

		務調査で得られた情報の取扱の考え方になじまないため、関係行政機関等で組織される「宮城県不正軽油防止対策会議」の場などで概略を公表することとし、県民に対しては、概略の公表以外で不正軽油問題をアピールしていく方法について検討していくこととした。
3	今回の監査の評価	措置を講じないとした県の判断について同意できるが、以下の点で改善が必要である。
4	評価理由・根拠	平成 21 年度の包括外部監査人の指摘の趣旨は、不正軽油問題が環境汚染にもつながることから、通報及び対応状況を一般に公表すべきとの指摘であり、不合理な指摘ではない。一方、県は個別案件の通報及び対応状況の概略を一般公表することは、税務調査で得られた情報の取扱の考え方になじまない、との理由で措置を講じていない。また、今回の担当者からのヒアリングによれば、不正軽油に対する規制強化により不正軽油の案件や通報自体が減少し、通報内容も重要なものはほとんどなくなっている状況である。このことからすれば、平成 21 年度の包括外部監査人の監査時とは状況が変わっているため、包括外部監査人の指摘に対しては措置を講じず、概略の公表以外の方法で対応するという県の方針も同意できる。しかしながら、県民に対しては概略の公表以外で不正軽油問題をアピールしていく方法を検討することにしたのであれば、早急に対応し先送りするべきではない。

イ 指摘・意見番号 意見 10 (参照 No.23)

1	指摘・意見の内容	<p>2. 個人県民税</p> <p>(2) 指摘又は意見 (県税事務所に対する現地調査)</p> <p>徴収事務に関しては、税務課納税班が収入対策、滞納縮減等を目的として各県税事務所を訪問し、意見交換等を行っている。また、課税事務に関しても、ある特定の個別事案に係る指導等を行うことを目的として、税務課課税班から各県税事務所への訪問が行われているものの、定期的な現地調査はここ数年実施されていない。本庁において各県税事務所の班長や担当者を招集して行う会議等でルールを説明するだけでなく、各県税事務所の担当者等が決められたルールどおり適正に業務を行っているかどうかについて調査指導することも重要なことであり、今後はすべての県税事務所、地域事務所に対して、例えば年 1 回は必ず見て回る、というように定期的にチェックし</p>
---	----------	--

		ていくことが望ましい。
2	県の対応	<p><未措置></p> <p>各県税事務所に対する定期的な訪問は困難であるが、個別事案の指導等で訪問する際に、各県税事務所の担当者が決められたルールどおり適正に業務を行っているか等を併せて調査・指導することとした。</p>
3	今回の監査の評価	措置を講じないとする理由が不十分である。
4	評価理由・根拠	<p>平成 21 年度の包括外部監査人の意見の趣旨は、各県税事務所を定期的にチェックすることで不正及び誤謬を未然に防ぐこと、すなわち内部統制強化の観点からの意見であり、不合理な意見ではない。これに対し、県は各県税事務所、地域事務所への定期的な訪問は困難との理由で措置を講じてはいない。この点についてヒアリングを行ったところ、具体的には人員の問題や時間的な問題により実務上は年 1 回の定期的な訪問は困難とのことであった。しかし、人員の問題は税務課だけでなく、県全体で検討すべき課題であり、単純に現在の人員不足を理由として措置を講じないとの結論を出すのは妥当ではない。その検討結果をもってしてもなお人員不足であるなら、むしろ個別事案の指導等で訪問する際に、併せて調査・指導することでも包括外部監査人の意見の趣旨を達成できることを説明し、「措置を講じた」とする方が望ましい。すなわち、措置を講じないとした場合には、制度上は、監査委員により公表されないことから、措置を講じたと認識することにより、県民の判断に供されることになり、より説明責任を積極的に果たすことができるのではないか。</p>

ウ 指摘・意見番号 意見 11 (参照 No.24)

1	指摘・意見の内容	<p>2. 個人県民税</p> <p>(2) 指摘又は意見 (市町村に対する定期的な調査)</p> <p>地方税法において、県は、市町村や政府の個人県民税等の賦課徴収に関する書類を閲覧し、記録する権利のあることが規定されており、県税条例において、県は市町村長に対し、個人の県民税の賦課徴収に関する必要な報告を求めることができる」と規定されている。このような規定があるものの、県では、市町村から県税事務所に提出のあった「個人県民税課税状況報告書」等の記載内容についての疑義及び徴収に関する市町村との情報交換に必要な書類の閲覧がある場合を除いては、市町村に</p>
---	----------	--

		<p>対して書類の閲覧や記録を目的とした現地調査は行っていない。管轄する市町村の数でいえば、最も多い大河原県税事務所（9市町）を除いては大半が3～5市町村であり、県税事務所の職員が管轄する市町村に対して1年の間にすべて現地調査して書類の閲覧や調査記録を作成することは、1ヶ所当たり1日というようなスケジュールであれば、決して不可能なことではないと推測される。民間企業で浸透してきている内部統制の発想を取り入れ、総務部税務課から各県税事務所へのチェック機能、各県税事務所から管轄する各市町村へのチェック機能を働かせることにより、各市町村を含む県全体の事務処理能力のレベルが上がっていくことが重要なことである。そのことが課税体制の充実強化、ひいては現年課税分の収入率の改善につながっていくものと考えられる。</p> <p>さらには、より広範囲な専門的知識を持った第三者の立場から検証することにより、現場作業における事務の効率化、無駄の排除につながるようなアドバイスができる可能性もあり、調査を受ける側にとっても有益な場合が多いと考えられる。</p>
2	県の対応	<p><未措置></p> <p>地方税法第41条の規定により、個人の県民税の賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて市町村が行う業務とされており、県による一律の調査にはなじまないと考えている。したがって、今後も、地方税法第46条の規定により、市町村の報告内容等について特に調査が必要であると認めた場合に限って実施することとした。</p>
3	今回の監査の評価	<p>措置を講じないとしているが、以下の点において改善が必要である。</p>
4	評価理由・根拠	<p>平成21年度の包括外部監査人の意見の趣旨は各市町村を定期的にチェックすることで不正及び誤謬を未然に防ぐこと、すなわち内部統制強化の観点からの意見であり、不合理な意見ではない。一方、県は地方税法第41条の規定により、個人の県民税の賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて市町村が行う業務とされており、県による一律の調査にはなじまない、との理由で措置を講じていない。</p> <p>包括外部監査人の意見が地方税法第41条の趣旨に合致していないのであれば措置を講じないとする県の対応には合理性が認められるが、この点は包括外部監査人との議論の過程で主張すべ</p>

		き内容である。しかし、ヒアリングの際には当時の担当者が異動したこと等により、包括外部監査人との議論の過程は不明との回答であった。包括外部監査人の意見に対して措置を講じないとするのであれば、どのような議論を行ったのかについても記録して説明できるようにしておく必要がある。
--	--	--

エ 指摘・意見番号 意見 31 (参照 No.53,54)

1	指摘・意見の内容	<p>10. 滞納整理事務</p> <p>(2) 指摘又は意見 (民間委託の検討)</p> <p>滞納件数は、平成20年度決算時点で個人県民税を除き約5万件、そのうち自動車税が約4万件である。県税事務所によっては、一人の徴収担当職員が200~300件の滞納者を管理している場合もある。また、県税事務所では、徴収に関する事務の中でも納税者からの電話対応にかなりの時間が割かれるという状況がみられる。苦情への対応、若しくは自動車税のような少額かつ件数の多い税目についての初期段階での電話催告などについては、滞納事案を類型化した上で民間によるコールセンターを活用することが有用と考えられる。なお、県では現在、非常勤職員を採用し休日訪問による自動車税の徴収を実施しているところである。このような取組のほかに、さらに次のような業務の整理分類をした上で民間委託、非常勤職員、県職員により各業務を分担し、より効率的で効果的な徴収事務執行体制の整備を検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納事案の類型化 (税目、回収可能性の度合い、分割納付など) ・それぞれの類型において実施している徴収業務の整理 (電話催告、初期段階の財産調査、分割納付の入金管理など) ・各業務について民間委託、非常勤職員、県職員のいずれが担当すべきかの整理
2	県の対応	<p><未措置></p> <p>徴収事務については、各税目の態様や特徴などを考慮し、コールセンターの活用の可能性も含めた、より効率的で効果的な徴収事務執行体制について引き続き検討することとした。</p>
3	今回の監査の評価	<p>現時点では検討過程であり、具体的な措置を講じていないが、包括外部監査人の意見の趣旨に沿った体制の導入を検討しているところである。</p>

4	評価理由・根拠	<p>平成 21 年度の包括外部監査人の意見の趣旨は自動車税の滞納整理事務について民間委託等による効率化を図るべきとの内容であり（その一例として初期段階での電話催告に民間のコールセンターの利用を提案）、不合理な意見ではない。一方、県は民間のコールセンター等への委託については、通年を通して案件がある業務に適していると考えており、自動車税は年 1 回の賦課で業務が一定時期に集中するとともに、同じ案件で何回も電話をするということもできず、費用対効果も限定的と考えている。また、現在の滞納整理は、早期に財産調査等を行い、早期差押を行うことを基本としており、また、事務所の実態により初期段階を担当する初動グループ、処分等を担当する処分グループといった機能分担型の徴収体制の導入など、案件に応じた体制となるよう措置を検討しているところである。</p> <p>包括外部監査人の意見にある民間のコールセンターへの委託はあくまで徴収事務執行体制の効率化策の例示であり、必ずしもコールセンターを導入しなければならないとの趣旨ではないと考えられる。したがって、費用対効果を検討した結果、他の滞納整理業務の効率化策を検討することも容認されると考える。なお、包括外部監査人の意見の趣旨に沿った体制の導入を検討しているのであれば早急な対応が望まれる。</p>
---	---------	---

オ 指摘・意見番号 意見 32（参照 No.56）

1	指摘・意見の内容	<p>10. 滞納整理事務 (2) 指摘又は意見（分納誓約の場合の徴収） ② 口座振替の利用</p> <p>現在、分納誓約を行った場合の徴収については、分納期限に合わせて納税通知書を送付し、これにより滞納者が支払いを行っているが、この徴収について口座振替の利用を勧めていく。ただし、口座振替は現在では個人事業税と自動車税の徴収に限られており、新規に口座振替を行う場合には税務総合管理システム上の対応が必要であるので、今後収納方法の拡大を検討していく中で、検討項目に加えることを望むものである。</p>
2	県の対応	<p><未措置></p> <p>分納誓約を行う納税者は経済的な理由により分納誓約を守れないことが多くあり、預貯金口座の残高不足が多数発生すること</p>

		も予想される。また、その後の金融機関における処理業務の増大も発生することを考えれば口座振替の利用は好ましくないと考えている。
3	今回の監査の評価	措置を講じていないが、現段階では、包括外部監査人の意見の趣旨に沿った対応をしている。ただし、以下の点で改善が必要である。
4	評価理由・根拠	平成 21 年度の包括外部監査人の意見の趣旨は、口座振替の利用による分割納付の効果を上げる点にあり、意見としては不合理ではない。一方、県は、分納誓約を行う納税者は経済的な理由により分納誓約を守れないことが多くあり、預貯金口座の残高不足が多数発生すること、口座振替の利用により金融機関における処理業務の増大も発生すること等により口座振替の利用は好ましくないと考えており、措置を講じていない。ただし、ヒアリングによると、翌年度課税の納付については口座振替の方法もあることを説明しているほか、納税通知書に同封するチラシでも周知することで口座振替の促進を図っており、県の対応は、税金を減らすという包括外部監査人の意見の趣旨に反するものではないと考える。ただし、口座振替などの実績を事後評価することにより、その有効性を検討する必要がある。

カ 指摘・意見番号 指摘 1 (参照 No.1)

1	指摘・意見の内容	<p>1. 法人二税</p> <p>(3) 指摘又は意見 (所得金額調査書の利用状況)</p> <p>税務総合管理システムでエラー扱いされたものについては、毎月、所得金額調査書という一覧表が出力されている。所得金額調査書に記載された法人については国税資料を入手し、県に提出された申告書と照合し、その結果、一致していれば是認処理をし、不一致の場合は更正処理等を行うことになっている。今回、いくつかの県税事務所においてその利用の実態に関して質問と調査を行った結果、各県税事務所における所得金額調査書の利活用状況は一樣ではなく、県税事務所によって相違がみられた。利用状況が不十分な県税事務所においては、改善措置を講ずる必要がある。所得金額調査書の利用に対する税務職員の認識の問題についても、エラーメッセージの区分がどのような状態にあることを意味し、何を調査し、どのように対応すべきかが明確になっていない県税事務所がある。一方、担当者ベ</p>
---	----------	--

		<p>ースで手順書を作成し網羅的にエラーを解消している県税事務所もあり、非常に有効な方法と思われた。収入率の改善に寄与すると思われる所得金額調査書の利用方法に関する理解の浸透と調査等の徹底について、県は一層の配慮を用い、全県統一的な事務処理が行われるよう改善すべきである。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>所得金額調査書については、全県で統一的な事務処理を行うため、平成22年度に基本となる取扱いを定め県税事務所に周知するとともに、職員研修等の機会を通じて担当職員の認識を深めていくことにより利活用を図ることとした。また、国税当局との連携については、地方税法第63条及び同法72条の49の2において、都道府県における法人税に関する書類の閲覧又は記録について規定されているところであり、改めて、国税当局に対して法人税に関する書類の閲覧又は記録について協力を求めていくこととした。なお、税務署と個別に協議を行い、今後は県の要望に沿った資料収集が行えるよう調整した県税事務所もある。</p>
3	今回の監査の評価	<p>措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。</p>
4	評価理由・根拠	<p>県は、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いを定めることを決定しており、包括外部監査人の指摘に沿った措置がなされている。</p> <p>なお、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いは現在作成中であり、所得金額調査書に関する研修は、今後開催される研修の中で実施予定である。したがって、現時点で措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的に進捗状況をフォローしていく必要がある。</p>

キ 指摘・意見番号 意見1 (参照 No.2)

1	指摘・意見の内容	<p>1. 法人二税</p> <p>(3) 指摘又は意見 (事務処理ガイドライン等の作成)</p> <p>税務総合管理システムへ申告データを入力するところまでは、時系列に沿って事務的に作業を進める部分であるが、その後の課税標準等の調査と税額の確定は、個別、具体的に専門性を発揮して遂行されなければならない事務処理である。この部分については、「自主決定法人の調査要領」(昭和63年7月28日税128号、最終改正平成12年4月3日)と「外形調査マニュアル」</p>
---	----------	--

		<p>(平成19年3月)の2つの規範はあるが、それ以外に、作業手順等を示したものはないようである。課税事務を担当する職員としては、何を目的として、いつ、どのように行うべきなのかが、具体的に文書で、又は視覚的に認識できることは、事務の効率化、標準化にとって有用である。新たに配属された職員にとっては、なすべきことが明確になっていることは執務時間の短縮につながり、また、事務の正確性を確保する上でも有益である。以上から、所得金額調査書に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>平成22年度に課税標準の調査と税額の確定やその作業手順など、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いを定め、所得金額調査書の利活用を図ることとした。</p>
3	今回の監査の評価	<p>措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。</p>
4	評価理由・根拠	<p>県は、課税標準の調査と税額の確定やその作業手順など、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いを定めることとしており、包括外部監査人の意見に沿った措置を講じている。</p> <p>なお、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いは現在作成中である。現時点で、措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的に進捗状況をフォローしていく必要がある。</p>

ク 指摘・意見番号 指摘2 (参照 No.3,4)

1	指摘・意見の内容	<p>2. 法人二税</p> <p>(3) 指摘又は意見 (収入金課税法人に対する調査の実施)</p> <p>電気供給事業者4社のうち2社については平成21年度において調査が実施された。D社は収入金課税、分割基準、所得課税の3項目について実施したが、H社については外形標準課税部分のみが調査対象となっており、収入金課税と分割基準に関しては調査の対象外とされていた。調査が実施されていないE社は、分割された課税標準が極めて少額なため、調査の必要性が認められなかったものである。ガス供給事業者については対象5社のうち、S社は平成19年度に、I社は平成20年度に、L社は平成21年に調査が実施されたが、L社は電気供給事業者であるH社と同様に、外形標準課税部分のみが調査対象で、収入金課税と分割基準に関しては調査が行われなかった。未だに調査が</p>
---	----------	---

		実施されていないF社とO社のうち、O社は平成19年度に事業開始したばかりなので、調査の実施はこれからである。H社とL社は過去の調査記録がないため、今まで実施したことがあるのかが不明であり、平成21年度の調査は実質的に初めての調査といえる。この調査が外形標準課税の調査目的であったにせよ、収入金課税と分割基準についても併せて実施すべきであった。また、F社は調査の実実施計画を検討すべきである。
2	県の対応	<p><措置></p> <p>今後の調査においては、外形標準課税だけではなく、収入金課税と分割基準についても併せて実施することとした。</p> <p>平成22年度中にF社の調査実施計画を策定することとした。</p>
3	今回の監査の評価	措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。
4	評価理由・根拠	<p>外形標準課税の調査は、各県税事務所において毎年実施しているものであるが、H社、L社については、平成21年度に調査を行ったばかりであるため、今後の調査時期については、他の対象法人を含めた調査スケジュールの中で担当県税事務所において調整することとなる。なお、次回の県税事務所長会議（24年1月開催予定）において、外形標準課税に係る調査に際しては収入金課税及び分割基準に関する項目についても調査するよう依頼することとしている。また、F社について平成24年度中に実地調査を実施する予定である。</p> <p>県は、今後の調査においては外形標準課税だけではなく、収入金課税と分割基準についても併せて実施することとしており、包括外部監査人の指摘に沿った措置を講じている。なお、現時点で調査実績はない。また、他の外形標準課税法人に関する収入金課税と分割基準の調査の実施については直近の県税事務所長会議で依頼予定であり、F社についても平成24年度に実地調査を行う予定である。現時点で、措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的にフォローしていく必要がある。</p>

ケ 指摘・意見番号 意見6（参照 No.16）

1	指摘・意見の内容	<p>1. 法人二税</p> <p>（3）指摘又は意見（不申告法人への対応）</p> <p>入り口の部分では三税協力体制を強化するほかに、各県税事務所の置かれた状況、環境の中で独自の取組を展開することが</p>
---	----------	---

		求められる。出口の部分では申告しようようをした後の申告・更正・決定等の割合をいかに高めるかが重要であるが、この点に関しては、前に取り上げた所得金額調査書の活用が非常に有効な手段となる。県税事務所によって利用の程度にばらつきがみられたのは前述のとおりであるが、これの県全体のレベルアップを図ることにより相応の成果が得られるものと考えられる。
2	県の対応	<p><措置></p> <p>三税協力体制をより強化し、新規設立法人の補足や不申告法人の一掃を推進するとともに、申告・更正・決定等の割合を高めていくため、各県税事務所において所得金額調査書を有効に活用していくこととした。</p>
3	今回の監査の評価	措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。
4	評価理由・根拠	<p>県は、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いを定めることとしており、包括外部監査人の意見に沿った措置を講じている。</p> <p>なお、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いは現在作成中である。現時点で、措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的にフォローしていく必要がある。</p>

コ 指摘・意見番号 意見 18 (参照 No.31)

1	指摘・意見の内容	<p>5. 不動産取得税</p> <p>(2) 指摘又は意見 (税額計算の効率化)</p> <p>不動産取得税の税額計算について今回、2つの県税事務所において申告書を任意に抽出し、税額計算の検証を行った。その結果、すべて適切に計算されていた。ただし、税額計算を行う際に県税事務所では市町村からの価格評価データをすべて紙面で受領しており、この紙面に、課税金額を手で計算し、記入していた。平成20年度の県全体の課税件数は、年間3万件(現年課税分)を超えている。現状は、これらの課税計算をすべて手計算で実施しているが、市町村からの価格評価データを電子データで入手し、このデータを用いて課税計算を機械的に実施することができるのであれば、事務負担が相当に軽減されるものと推測される。市町村との取決めやシステム開発等初期投資の問題もあるため、早急に実現可能ではないかもしれないが、業務の効率化が図られ、前述した特殊評価事案に対する人的資</p>
---	----------	--

		源配分にも資することになると考えられるので、今後、税務総合管理システムの変更が行われる際には、あるいはそれ以前であっても是非とも検討を望むものである。
2	県の対応	<p><措置></p> <p>価格評価データの電子化については、平成 22 年度から仙台市が実施しているので、他の市町村についても可能かどうか検討してもらうこととした。</p>
3	今回の監査の評価	措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。
4	評価理由・根拠	<p>仙台市のほか富谷町、加美町等一部市町村においては各県税事務所からの要請等により既に電子データでの提供をいただいている。なお、未提供の市町村に対する電子データの提供については、次回の県税事務所長会議（24 年 1 月開催予定）において各市町村へ要請するよう依頼することとしている。</p> <p>価格評価データの電子化について、仙台市管轄の県税事務所に実施したことで 75%は実施済である。残りは次回開催の県税事務所長会議で依頼する予定であり、概ね包括外部監査人の意見に沿った措置が講じられている。なお、現時点で、措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的に進捗状況をフォローしていく必要がある。</p>

サ 指摘・意見番号 意見 22（参照 No.35）

1	指摘・意見の内容	<p>7. その他直接税</p> <p>(2) 核燃料税（核燃料税に関する調査の実施）</p> <p>核燃料税の納税義務者は1社だけであるが、1件当たりの調定額は2億円を超え、多額である。核燃料税の調査については、前年度に挿入された核燃料の価格について納税義務者の台帳をもって確認する調査を年1回実施している他県の事例もある。課税標準の計算要素である核燃料の単価及び本数が毎回変動する状況及び課税標準が高額であることを考慮すると、挿入体数及び核燃料の単価についての調査を、少なくとも数年に一度は実施することが適切である。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>今後は挿入体数及び核燃料の単価に関する調査を実施することとし、具体的な調査方法等については他県の例を参考に検討することとした。</p>

3	今回の監査の評価	措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。
4	評価理由・根拠	<p>現在、他県での調査方法等を照会した結果を踏まえ、調査方法を検討しているところであり、実地調査については法人の状況をみながら進めていく予定である。</p> <p>(4) 県は、核燃料の挿入体数及び単価に関する調査を今後は実施することとしており、包括外部監査人の意見に沿った措置を講じている。</p> <p>しかし、核燃料税についての調査は現時点では未実施である。現時点で、措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的に進捗状況をフォローしていく必要がある。</p>

シ 指摘・意見番号 指摘 6 (参照 No.41)

1	指摘・意見の内容	<p>9. 目的税</p> <p>(3) 軽油取引税 (不正軽油110番)</p> <p>平成20年度は不正軽油110番に8件の情報の提供があった。このうち、平成21年9月3日現在、解決済となっていない5件について、解決済か否か等についてのヒアリング及びアンケート調査を行ったところ、5件のうち3件が解決済、2件が継続調査中ということであった。平成20年度に受け付けた情報が翌年度半ばになっても、半数以上が書類上未解決扱いとなっていることについては、不正軽油110番を開設している以上、適時適切に対応するべきであった。</p>
2	県の対応	<p><措置></p> <p>不正軽油 110 番に関わる事案については、各県税事務所に対し定期的に調査状況を確認することとした。</p>
3	今回の監査の評価	措置が講じられたと認められるが、以下の点に改善が求められる。
4	評価理由・根拠	<p>平成 22 年度については、10 件の情報提供があり、そのうち解決済は 7 件となっている。</p> <p>県は、不正軽油 110 番に関わる事案については、各県税事務所に対し定期的に調査状況を確認することとしており、包括外部監査人の指摘に沿った措置を講じている。</p> <p>なお、2 件は調査依頼中である。現時点で、措置を講じた事実が確認できないものについては、今後も継続的に進捗状況をフォローしていく必要がある。</p>

○平成 21 年度包括外部監査報告に係る指摘・意見等に係る進行管理表

大項目	中項目	小項目	細項目	区分	指摘又は意見の概要	措置の内容等	優先度	現時点の対応等	現時点での対応内容
				指摘又は意見			A B C	○ △ ×	

(注) 優先度 A：高， B：中， C：低

現時点での対応状況 ○：実施済， △：一部実施済， ×：未実施

以上

【別紙】平成17年度(その1)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
1	16	I 全庁的な観点に立った情報システム調達の最適化	(1)情報システム調達ガイドラインの策定	意見1-1	(意見)システム開発基準書を更新するとともに、情報システム調達の適正化を図るためのガイドラインを策定することが望まれる。(16ページ)	○	システム開発基準書の全面改訂と、情報システム調達ガイドラインについては、平成18年度に検討を進めてきたが、平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むことにしたことから、これと連携しながら、一体的に取り組むこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
2	17	I 全庁的な観点に立った情報システム調達の最適化	(2)情報システム調達における統括管理の必要性	意見1-2	(意見)情報システム担当部門において、庁内の情報システム調達を統括管理し、権限を強化することが望まれる。(17ページ)	○	情報システム調達における統括管理の強化に向けた仕組みを検討するため、宮城県高度情報化戦略推進本部会議内に、「情報システム統括管理の検討ワーキンググループ」を設置し、検討を進めてきたが、平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むことにしたことから、これと連携しながら、統括管理に取り組むこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
3	18	I 全庁的な観点に立った情報システム調達の最適化	(3)費用対効果的的確な把握	意見1-3	(意見)システム導入の可否を判断する時点で、その効果の定量的な目標値を設定するとともに、システム導入後に実際に発現された効果を検証する必要がある。(18ページ)	○	① 策定中の調達ガイドライン等の中で、定量的目標値の設定と効果の検証について、盛り込むことで検討を進めてきたが、 ② 平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むことにしたことから、これと連携しながら、引き続き検討することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
4	19	II 個別プロジェクトにおける調達の最適化	1 非経済的なシステム化計画	意見1-4	(意見)システムの基本機能が同じであれば、地方ダム総合事務所によって別々にシステムを設計・開発・保守運用することにより、ソフトウェアに無駄な投資が行われる可能性があり、すべての地方ダム総合事務所に共通のシステムを導入することによって、システム設計・開発・保守運用のコスト削減の余地はあったと思われる。(19ページ)	○	今後のシステム更新時においては、全庁的な共通のシステム導入について検討することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
5	19	II 個別プロジェクトにおける調達の最適化	1 非経済的なシステム化計画	意見1-5	(意見)情報システム調達の企画段階において、プロジェクト全体の投資対効果、開発方針、システムの最終イメージとそこに至るまでの工程を明確にすること。(19ページ)	○	策定中の調達ガイドライン等の中で、企画から運用までの一連の工程における事務手続きの明確化を図ることで検討を進めてきたが、平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むことにしたことから、これと連携しながら、一体的に取り組むこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
6	20	II 個別プロジェクトにおける調達の最適化	2 ライフサイクルコストの把握	指摘1-1	システム導入の企画段階でライフサイクルコストを把握していないのは不相当である。(20ページ)	○	平成20年代半ばに予定している宮城県総合防災情報システムの改修においては、総合評価方式を採用した入札手法を取り入れるなど、ライフサイクルコストを考慮すると共に適切な維持管理に努めることとした。	× (○) 平成18年9月時点では、措置済との判断は十分でない。全庁的な対応が決定した後に措置の判断を実施するようにスケジュールして管理すべきである。なお、現時点では措置済に該当するものと判断した。
7	20	II 個別プロジェクトにおける調達の最適化	2 ライフサイクルコストの把握	指摘1-2	システム導入の企画段階において、概要設計・詳細設計のみならず、後続の業務(開発・保守・運用)においても相当の費用を要することは想定できたにも関わらず、ライフサイクルコストを把握していないのは不十分である。(20ページ)	○	今後のシステム開発においては開発・運用を一体としたライフサイクルコストに基づいた長期契約などの可能性も含め、最適な契約方法を検討していくこととした。なお、新たな税務総合管理システムの開発は、平成20年代の半ば頃が見込まれるので、その開発時にはライフサイクルコストについても十分に検討した上で、最適な契約方法としていくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
8	20	II 個別プロジェクトにおける調達の最適化	2 ライフサイクルコストの把握	指摘1-3	(システム導入当初に)ライフサイクルコストを正確に把握する必要がある。(20ページ)	○	今後の開発時においてはライフサイクルコストについて十分に検討することとした。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ 平成18年9月時点では、対応方針の決定がなされたにすぎないが、その後、適切に対応されている。
9	21	II 個別プロジェクトにおける調達の最適化	2 ライフサイクルコストの把握	指摘1-4	ライフサイクルコストを把握せず、特定業者と随意契約を継続するのは不相当である。(21ページ)	○	平成20年度稼働予定の財務総合管理システム(仮称)の開発に当たっては、一般競争入札(総合評価方式)を採用し、ライフサイクルコストに関する項目を評価対象とした。これにより、導入後の維持管理を考慮した新システムの構築を進めている。また、導入後もライフサイクルコストを把握した上で、適切な維持管理に努めることとした。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その1)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
10	21	Ⅱ 個別プロジェクトにおける調達の最適化	2 ライフサイクルコストの把握	指摘1-5	ライフサイクルコストに基づく業者選定(ライフサイクルコストに基づいた価格評価、総合評価方式の採用、債務負担行為の活用)をすること。(21ページ)	○	①情報システム調達においては、最新の技術提案が期待できる業務やライフサイクルコストを含めた総合的コストと比較が必要がある業務等について、平成15年度から総合評価落札方式を試行し、平成17年度までに7業務で実施しており、今後も活用に努める。 ②また、複数年契約によるコスト縮減効果が図られる業務については、物品調達・業務委託等債務負担行為を設定し針を平成11年度に策定、同事務マニュアルを平成15年度に作成し、有効に活用するよう取り組んでいる。	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。 △ (○) ①今後も総合評価落札方式の活用に努めるとのことが、今回の監査では確認できなかった。よって、平成18年9月時点での、措置済との判断は時期尚早と判断した。 ②長期継続契約でのコスト縮減への配慮が明確であることから、一部措置に該当するものと判断した。 なお、現時点では県は適切に対応済である。
11	23	Ⅱ 個別プロジェクトにおける調達の最適化	3 システム導入効果の設定と検証	指摘1-6	計画時(調査・設計段階)において、システム導入効果について定量的な目標値を設定すること。設定した目標値に応じたシステムレベルを検討し、適正な投資規模とすること。(23ページ)	○	策定中の調達ガイドライン等の中で、定量的目標値の設定と効果の検証について、盛り込むことで検討を進めてきたが、平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むこととしたことから、これと連携しながら、引き続き検討することとした。	措置がなされたと認められる。 ○ 平成19年時点において措置された結果、平成20年のガイドライン制定へとつながっている。
12	23	Ⅱ 個別プロジェクトにおける調達の最適化	3 システム導入効果の設定と検証	指摘1-7	継続的な事後検証を実施すること。(23ページ)	○	策定中の調達ガイドライン等の中で、定量的目標値の設定と効果の検証について、盛り込むことで検討を進めてきたが、平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むこととしたことから、これと連携しながら、引き続き検討することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
13	24	Ⅱ 個別プロジェクトにおける調達の最適化	4 要件の明確化	意見1-6	(意見)情報システム調達に際して、システムの要件を明確にすること。(24ページ)	○	策定中の調達ガイドライン等の中で、要件定義等の明確化を図ることで検討を進めてきたが、平成19年度から全庁のシステムについての全体最適化に取り組むこととしたことから、これと連携しながら、一体的に取り組むこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
14	24	Ⅱ 個別プロジェクトにおける調達の最適化	4 要件の明確化	意見1-7	(意見)システムの要件を明確にすることのできる人材を庁内に育成し、庁内に人材がいない場合には要件定義を中立的な外部専門家に委託すること。(24ページ)	○	①人材育成については、リーダ養成研修の中で、調達に係るカリキュラムを追加し、職員のスキルアップを図った。 ②なお、19年度に情報システムの全体最適化に係る業務委託を実施することにしており、その中で外部専門家の活用を行うこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
15	25	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	1 指名競争入札理由の明確化	指摘1-8	委託業務が「一般競争入札に適さない」と判断した根拠について「施行伺い」等への記載がなく、指名競争入札とすることの適否が不明確になっている。(25ページ)	○	一般競争入札としない場合、その根拠について、施行伺等に記載するとともに、指名委員会等での確認を行うものとした。	措置がなされたと認められる。 ○
16	25	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	1 指名競争入札理由の明確化	指摘1-9	委託業務を指名競争入札とする根拠を明確にすると同時に、入札による競争機会を確保するための契約方法の見直しを実施する必要がある。(25ページ)	○	①地方自治法により一般競争入札によることが原則であるが、情報システム調達においては、システム開発の特殊性(品質、セキュリティの確保、情報漏洩防止等)を保持するため、やむを得ず指名競争や随意契約を採用している場合がある。しかしながら、競争性の確保の観点から一般競争を適用しながら特殊性を保持する手法として、総合評価落札方式を平成15年度から試行し、競争性を確保する取り組みを行っている。 ②また、一般競争入札以外とする場合は、その根拠及び理由を明確にするように引き続き指導していく。	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。 △ (○) ・指名競争入札とする根拠の明確化は対応されている。 ・契約方法の見直しは、包括外部監査前から試行していることをもって措置としているが、措置には該当しないと判断した。 なお、現時点では県は適切に対応済である。
17	26	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	2 競争性の確保	指摘1-10	汎用的な物品調達を分割することにより、競争性を確保する余地はあったと考えられる。(26ページ)	○	当時としては、汎用的なクライアントPCの設定をサーバと併せて実施する必要があり、一括のメリットはあったと考えるが、今後は競争性を確保できるよう取り組んでいくこととした。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その1)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
18	26	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	2 競争性の確保	意見1-8	(意見)指名業者5社中4社が入札辞退している状況からみて、もともと競争入札になじむ契約であったとは考えられない。(26ページ)	○	警察庁及び都道府県警察とのデータアクセスが可能な特殊機器の賃借、設定及び保守がすべて可能である業者との契約に競争入札はなじまないと判断し、平成18年度の契約においては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約で締結した。	○ 措置がなされたと認められる。
19	27	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	2 競争性の確保	意見1-9	(意見)情報システム導入後の入札に実質的な競争性が確保されていたかどうか疑問である。(27ページ)	×	保守点検はプログラムの変更を伴うものではないため、どの業者でも対応可能である。保守契約等はシステム開発業者以外の業者も競争入札において応札していることから競争性が確保されていると考える。	× (○) 未措置の理由は合理的でない。 県は他業者の応札があることを根拠に実質的な競争性が確保されていると主張している一方、包括外部監査人は結果として同じ業者が継続して落札しているため実質的な競争性に疑問があると主張している。監査の結果、その後も状況変化はない。 なお、平成22年度から県は一般競争入札を採用しており、現時点では措置に該当すると判断した。
20	27	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	2 競争性の確保	意見1-10	(意見)情報システムの運用形態の見直しを含め、契約の透明性、競争性を高めるための措置を講ずる必要がある。(27ページ)	○	宮城県においては、県全体の情報システムのクライアントサーバーシステム等への運用形態変更(ダウンサイジング)を計画し、知事部局のシステムが先行した後の平成14年度からは5ヶ年計画で警察本部のシステムも変更中である。	○ 措置がなされたと認められる。
21	28	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	2 競争性の確保	指摘1-11	特定業者に依存しないソフトウェア・ハードウェアを採用するとともに、開発時に納入すべき設計書・仕様書の記述方法や記述レベルを統一すること。業者固有のソフトウェア・ハードウェアに依存しないシステムを検討できるようなスキル・体制を県側に整えること。庁内の人員での対応が難しい場合、中立的な外部専門家の活用も検討すること。(28ページ)	○	① 策定中の情報システム調達ガイドライン等の中で、特定業者に依存しない調達の在り方の検討を進めてきた。 ②また、16年度の共通基盤システム開発に併せて「宮城県標準化文書」を作成し、成果物の品質向上を図っているが、調達ガイドラインの作成とともに、設計書・仕様書の記述レベルの向上を図ることにした。 ③なお、「情報化推進リーダ養成研修」において、研修カリキュラムを充実させるなどして、情報システム調達における職員のITスキルの向上を図ったほか、19年度に情報システムの全体最適化に係る業務委託を実施することにしており、その中で外部専門家の活用を行うこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
22	28	Ⅲ 契約における競争性・透明性の確保	2 競争性の確保	指摘1-12	調達の分割を検討するとともに、その前提として、プロジェクト管理や障害切り分けが行えるスキル・体制を県側に整える必要がある。(28ページ)	○	①平成17年度から開始した「情報化推進リーダ養成研修」において、18年度からはプロジェクト管理が行えるよう、研修のカリキュラムを充実するなどして、情報システム調達における職員のITスキルの向上を図った。 ②なお、障害切り分け等については、専門的知識を必要とされる分野であり、19年度以降、外部専門家の活用を検討することにした。	○ 措置がなされたと認められる。
23	29	Ⅳ 予定価格積算精度の向上	1 工数見積もり精度の向上	指摘1-13	県として工数の客観的な妥当性を検証しておらず、工数見積もりとして不十分である。(29ページ)	○	システム開発は数年後の予定であり、開発にあたっては、情報政策課で作成中の調達ガイドラインと、情報システム課の工数見積への対応をみながら、工数見積の客観性について検証を実施した。	○ 措置がなされたと認められる。 措置する方針を決定し、これを実現するために包括外部監査結果報告で申し送りを行っている。
24	29	Ⅳ 予定価格積算精度の向上	1 工数見積もり精度の向上	指摘1-14	工数の詳細を検討せず、開発費を「一式」としての工数見積もりは不相当である。(29ページ)	○	該当システム業務以降の発注においては、見積を取る段階で作業ごとに詳細、細分化された見積を取得し、発注に反映させている。それ以降報告書のような事象は出ていない。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その1)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
25	30	IV 予定価格積算精度の向上	1 工数見積もり精度の向上	指摘1-15	工数見積もり手法を確立すること。(30ページ)	○	平成17年度から開始した「情報化推進リーダー養成研修」において、18年度からはプロジェクト管理が行えるよう、研修のカリキュラムを充実するなどして、情報システム調達における職員のITスキルの向上を図った。なお、障害切り分け等については、専門的知識を必要とされる分野であり、19年度以降、外部専門家の活用を検討することにした。	○ 措置がなされたと認められる。
26	30	IV 予定価格積算精度の向上	1 工数見積もり精度の向上	指摘1-16	要求仕様を明確にすること。庁内の人員での対応が難しい場合、中立的な外部専門家の活用も検討すること。(30ページ)	○	策定中の情報システム調達ガイドライン等の中で、特定業者に依存しない調達の在り方の検討を進めてきた。また、16年度の共通基盤システム開発に併せて「宮城県標準化文書」を作成し、成果物の品質向上を図っているが、調達ガイドラインの作成とともに、設計書・仕様書の記述レベルの向上を図ることにした。なお、「情報化推進リーダー養成研修」において、研修カリキュラムを充実させるなどして、情報システム調達における職員のITスキルの向上を図ったほか、19年度に情報システムの全体最適化に係る業務委託を実施することにしており、その中で外部専門家の活用を行うこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
27	31	IV 予定価格積算精度の向上	2 業者の作業管理	指摘1-17	どのような作業にどれくらいの工数をかけているかを詳細に管理していない。また、どのような修正に対してどの程度の工数を要するかも県側では詳細に把握していない。(31ページ)	○	月次、年次等の定型的作業については、工数の適正化を図り、次回発注時の積算内容に反映させるため、保守業者から提出される作業報告書の分析に取り組んでいる。	○ 措置がなされたと認められる。
追加 (No27 関連)	31	IV 予定価格積算精度の向上	2 業者の作業管理	指摘1-17	どのような作業にどれくらいの工数をかけているかを詳細に管理していない。また、どのような修正に対してどの程度の工数を要するかも県側では詳細に把握していない。(31ページ)	×	障害対応は、ケースによって作業内容が多岐に渡ることから、作業毎の詳細な工数の把握は困難である(仮に類似した障害でも、影響範囲が異なる場合があるため、作業工数もケースによって異なる。)	○ 未措置の理由は合理的である。 なお、この措置に対する対応は、指摘等に対する「一部措置」、「一部未措置」の事例であり、これらを分けて措置状況を判断している県の対応は適切である。
28	31	IV 予定価格積算精度の向上	2 業者の作業管理	指摘1-18	業者に依頼する作業の候補を一覧化し、各作業の目的や効果を明確にすること。作業ごとの工数の実績データを蓄積し、業者が見積もった工数の妥当性の検証に利用する。(31ページ)	○	業務目的や作業内容については多岐にわたることから、(仮称)「情報システム化に係る基本方針」に基づく統括管理の中で、実績を積み上げながら対応していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。 当初と異なる形で対応されているが、工数の妥当性を検証する趣旨には対応しているため、措置がなされたと判断する。
29	31	IV 予定価格積算精度の向上	3 予定価格算出方法の標準化	意見1-11	(意見)見積もりの取り方、見積額の利用方法に関するガイドラインを作成すること。(31ページ)	○	見積もりの取り方や利用方法については様々な手法があることから、(仮称)「情報システム化に係る基本方針」に基づく統括管理の中で、実績を積み上げながら対応していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
30	32	V 情報システム調達の適正管理	1 著作権の帰属	意見1-12	(意見)ソフトウェアの著作権が県に帰属していないのは、著作権の管理として不適當である。(32ページ)	○	システム開発業者に確認したところ著作権の委譲は困難である旨の返答があった。しかし、今後のシステム導入に向けては全体的な著作権の取り扱いに合わせて、著作権の管理を特記仕様書に反映させていきたいと考える。	○ 措置がなされたと認められる。
31	32	V 情報システム調達の適正管理	1 著作権の帰属	意見1-13	(意見)成果品としてソフトウェアのソースコードの入手を徹底すること。(32ページ)	○	①ソースコードの入手を規定した契約書例については、会議・研修会等の中で改めてその徹底を図った。 ②なお、策定中の調達ガイドライン等の中で明確化を図るなど、今後とも徹底していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
32	32	V 情報システム調達の適正管理	1 著作権の帰属	意見1-14	(意見)契約書に記載する事項を規定化すること。(32ページ)	○	平成15年9月に契約書例を示し、記載事項を規定化したが、策定中の調達ガイドライン等の中で明確化を図っていくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その1)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
33	33	V 情報システム調達の適正管理	2 情報システムの統括管理	意見1-15	(意見)ソフトウェア台帳、システム台帳を整備すること。(33ページ)	○	平成16年度から全庁を対象にシステム調査を毎年度行い、調査項目を拡充するなど、システム台帳の充実を図ってきた。また、平成19年度から庁内システムの棚卸調査を実施し、その中で、ソフトウェア台帳等の充実を図ることとした。	措置がなされたと認められる。 ○
34	33	V 情報システム調達の適正管理	2 情報システムの統括管理	意見1-16	(意見)情報システム担当部門の指導・助言機能を強化すること。(33ページ)	○	宮城県高度情報化戦略推進本部会議内に設置した「情報システム統括管理の検討ワーキンググループ」で、情報システム担当部門の指導・助言機能の強化を含め、情報システム調達における統括管理の仕組みの検討を進めてきた。また、19年度に情報システムの全体最適化に係る業務委託を実施することにしており、その中で外部専門家の活用を行うこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
35	34	V 情報システム調達の適正管理	3 事業費の的確な把握	意見1-17	(意見)情報システム関係経費の定義を明確にしたうえで、データ集計を行うこと。(34ページ)	○	平成18年8月に調査を実施し、事業費の的確な把握に努めた。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その2)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
36	30	第3 社団法人宮城県林業公社	1 財務規程の改定漏れ	指摘2-1	林業公社の財務規程で会計責任者は専務理事と規定されているが、専務理事は選任されていない。実態に合わせて財務規程を改定する必要がある。(30ページ)	○	平成18年11月20日開催第111回理事会で、改正済み。「(専務理事欠員時の会計責任者を総務部長とする。)」	措置がなされたと認められる。 ○
37	30	第3 社団法人宮城県林業公社	2 宮城県からの受託事業の再委託率の算定方法	指摘2-2	宮城県からの受託事業の再委託率の算定において県有林受託事業等を除外する合理的理由はない。(30ページ)	○	平成20年度の業務委託契約から、第三者が業務内容を正確に読み取れるように特記仕様書を追加することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
38	31	第3 社団法人宮城県林業公社	1 森林資産勘定の評価	意見2-1	(意見)現在価値額(将来キャッシュ・フローの現在価値)による評価も念頭において、今後さらに分収林の状況に即した適切な評価方法を検討、採用することが望まれる。(31ページ)	○	①今年度、森林整備法人全国協議会が行う国への要望内容として問題提起を行ったが、組織全体としての問題認識にまで至らなかった。森林資産の時価評価については、確立した算定手法がなく、また、一公社の問題ではないため、今後とも、他県の情報を収集するとともに、 ②国に対し評価方法の提示を要望していく。	措置がなされたと認められない。 × (○) ただし、現在は、具体的な対応の結果、問題点は改善している。
39	32	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-2	(意見)長期収支見込の試算結果等について情報公開を行うことが望まれる。(32ページ)	○	長期収支見通しを試算した「第1期分収林経営計画」は、5月29日に総会に報告されたため、平成18年10月4日公社ホームページに掲載した。	措置がなされたと認められる。 ○
40	33	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-3	(意見)宮城県からの無利子借入金により公庫からの有利子借入金を繰上返済したり、より低利率な借入金への借換えを実施することで、利息負担を削減することが考えられる。特に高利率の借入金について早急に繰上返済を行うために基本財産の東北電力株式の含み益及び分譲造林引当預金の有効利用を検討することが望まれる。公庫からの借入はすべて宮城県が損失補償しており、林業公社で返済できない場合は宮城県が負担することになるので、将来的な負担を少しでも減らすには可能な限り一般会計からの予算を確保することにより繰上返済を進めるべきではないかと考える。(33ページ)	×	①電力株式の売却による繰上償還については、売却に伴う得失を検討した結果、電力株式は安定した配当金収入を得ることができるため、売却し繰上償還するよりも保有している方が有利と判断した。 ②なお、分譲造林引当預金については、昨年度発生した林野火災被災地の繰上償還財源として既に使用済みであること、また、繰上償還財源としての一般会計の確保については、現在の県財政状況では困難であるため、対応不可能と判断した。	未措置の理由は合理的である。 ○
41	34	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-4	(意見)不成績林について調査し、分収契約の解約等を進め、公庫借入金の繰上償還による利息の軽減を図ることが望まれる。(34ページ)	○	平成14年度から実施している森林調査を継続し、公庫繰上償還対象となる不成績林分が確認された際は、分収林契約解除後の適切な森林整備実施の可能性や償還財源等を含め、分収林契約の解除及び公庫繰上償還を総合的に検討することとした。	措置がなされたと認められない。 × 林業公社の経営改革の一環として、根本的な対応を現時点でも検討している状況である。不成績林の解除の困難さは当初から想定できたものであり、現実にとられた対応は、措置しないとすべき内容であった。
42	34	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-5	(意見)既存の分収契約の分収率の見直しことが望まれる。(33ページ)	○	①分収割合については、契約事項であり、かつ、契約締結者間に不公平感を生じる恐れがあるため、個人契約者に対する約款の見直しは困難であると判断した。 ②しかし、林業公社社員でもある市町村への働きかけや、主伐に至る過程で得ることのできる間伐収入については、契約締結者の理解を得て公社への収入にすることなど、契約締結者の応分の負担を求める手法について引き続き検討するよう指導している。	措置がなされたと認められない。 × ①对个人については、措置しないとすべき内容である。 ②对地方公共団体についても、検討の結果、難しいとの判断であり、措置がなされたとはいえない。
43	35	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-6	(意見)森林の多面的機能の評価数値も参考にし、森林及び林業を評価していく必要がある。(35ページ)	○	①年間を通じ県ホームページや林業普及啓発誌、各種イベント等により、森林の果たす役割やその公益的機能評価額をPRしてきた。 ②また、現在見直し作業中の「新世紀みやぎ森林・林業ビジョン」においても、木材の持つ経済価値のみでなく、森林の持つ公益的機能を評価し、その維持向上のための対策を検討中である。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その2)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
44	36	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-7	(意見)経営の実情を積極的に情報公開して開かれた林業公社経営を進めることが望まれる。また、立木の共有者である森林所有者に対して契約に関わる情報公開を継続して実施することが望まれる。さらに、県からの借入金に頼らざるを得ないことについて、県民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。(36ページ)	○	①平成18年3月31日に公社ホームページを開設したことにより、経営状況等を公開した。 ②また、森林所有者に対する契約に関する情報は、今後とも訪問等の都度提供していく。 ③なお、借入金に関する県民への説明は、ホームページの随時更新等により対応していく。	○ 措置がなされたと認められる。
45	36	第3 社団法人宮城県林業公社	3 今後の林業公社のあり方	意見2-8	(意見)今後も公的な森林整備推進機関として存続させるのであれば、職員の年齢構成を考慮し、計画的な人員の採用を行う必要がある。(35ページ)	○	①現状の事業内容に合わせた組織体制が平成19年3月22日開催の第112回理事会で決定された。 ②なお、計画的な人員の補充については、今後も、林業公社のあり方を含めて検討、指導していく。	× 措置がなされたと認められない。 林業公社の在り方によって対応することになる問題であり、容易に措置できないことは自明である。問題を先送りした結果であり、措置しないすべき内容である。
46	62	第4 宮城県住宅供給公社	2 事業遂行上の課題	意見2-9	(意見)(宅地開発が)市町村からの要請に基づく場合、市町村側の責任(一定期間経過後の残区画の買取など)を明記すべきである。「ゆとり〜と小牛田」については住宅供給公社と美里町との負担につき見直しの余地がないか再検討すべきである。居住系奥田地区については、大衡村に部分開発にあたっての責任負担を明示するよう求めていくことも必要である。(62ページ)	○	①「ゆとり〜と小牛田」については、事業費の一部負担について見直しの余地がないか再検討することとした。 ②また、居住系奥田地区の部分開発については、公社のリスク負担を考慮し、大衡村に責任負担の明示について協議することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
47	63	第4 宮城県住宅供給公社	1 会計処理に関する指摘事項	指摘2-3	すでに分譲が開始されている団地については分譲資産への借入金利息の算入は避けるべきである。(63ページ)	○	借入金利息については、平成18年度から宅地造成工事が完了した分譲資産に算入しないこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
48	63	第4 宮城県住宅供給公社	1 会計処理に関する指摘事項	指摘2-4	社屋管理事業収益及び社屋管理事業原価における住宅供給公社使用分の計上について再検討すべきである。(63ページ)	○	社屋管理事業収益・原価については、平成18年度から住宅供給公社使用分の収益・原価の計上は行わないこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
49	63	第4 宮城県住宅供給公社	1 会計処理に関する指摘事項	指摘2-5	平成15年度キャッシュ・フロー計算書の表示区分の誤表示を訂正すべきである。(63ページ)	○	平成15年度キャッシュ・フロー計算書については、表示区分の誤表示を訂正することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
50	64	第4 宮城県住宅供給公社	1 10か年経営改善計画の見直し	意見2-10	(意見)「10か年経営改善計画」は3年目までに実績と著しく乖離しており、現実に達成可能な計画を早急に策定すべく見直しが急務である。(64ページ)	○	「10か年経営改善計画」については、今年度から分譲開始した「ゆとり〜と小牛田」や他の分譲団地の今後の分譲実績を見たうえで、現実に達成可能な改善計画に見直し、策定することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
51	88	第5 宮城県道路公社	1 料金収入の期間帰属	指摘2-6	クレジットカードでの通行料金に関する3月分料金収入は翌年度の5月に精算調書が届くため翌年度の料金収入として計上されているが、当事業年度に計上する必要がある。(88ページ)	○	クレジットカードでの料金収入に関する3月分の精算調書を翌年度の4月中に確認し、料金収入を当該事業年度に計上するように改めた。	○ 措置がなされたと認められる。
52	91	第5 宮城県道路公社	1 委託業務の入札方法の見直しについて	意見2-11	(意見)料金收受業務の入札条件を見直し、入札参加者の資格要件を緩和し競争原理が働きやすくすることにより、料金收受業務費用の削減に努める必要がある。(91ページ)	○	入札参加条件を見直し、料金收受業務における品質を確保する上で最低限の資格要件を設定して平成19年度料金收受業務の入札を実施した。その結果、入札参加者は仙台南部道路は2者増えたものの、逆に仙台松島道路は1者減り、競争性の確保及び費用の削減は達成できなかった。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成17年度(その2)の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
53	91	第5 宮城県 道路公社	1 委託業務の 入札方法の見直しについて	意見2-12	(意見)競争性を高める入札方式を再検討する必要がある。(91ページ)	○	競争原理がより働くよう入札参加企業の数を増やす等の方向で検討した結果、従来の10社から15社に改めた。	○ 措置がなされたと認められる。
54	92	第5 宮城県 道路公社	2 道路事業損 失補填引当金に ついて	指摘2-7	道路公社の今後の収支計画や過去の損失補填の実績等に基づき必要と認められる額の引当を行うことが望ましい。また、目的のために使用される可能性がなくなった場合や引当額が必要額を超過すると認められた場合には、償還準備金に充当することにより、早期無料開放のために使用することが道路利用者の観点からは望まれるところである。	×	①仙台南部道路及び仙台松島道路においては、当該承認に基づき損失補填引当金を設定してそれぞれの道路毎に収支予算の明細を作成しており、料金徴収期間満了日までの日数を残すことなく償還が完了する予定である。 ②仮に損失補填引当金の引当率を5%程度に下げた場合、償還は早まるものの、将来事業の不可測性により未償還額が発生した場合の危険性を回避することができなくなるため、現時点での道路事業損失引当金の引当率の引き下げについて検討は行っていない。 ③仙台南部道路及び仙台松島道路は料金徴収期間満了までに10年を超える期間を有し、また、将来的には4車線化事業計画があることから、現時点では未償還額発生に係る危険性の有無についての判断は困難であるため、具体的な検討はしていない。	○ 未措置の理由は合理的である。
55	94	第5 宮城県 道路公社	3 仙台南部道 路及び仙台松 島道路の今後 の事業計画(4 車線化等)に ついての情 報公開	指摘2-8	4車線化の事業計画の推進にあたっては、その事業の必要性和県の負担することとなる具体的な金額について、県民に情報を公開し、計画の推進についてのコンセンサスを得るとともに、県民に対する説明責任を果たすことが求められる。	×	4車線化の事業を実施する場合、国の事業変更許可を受け、その事業変更許可申請の際に県議会の議決が法的に必要であり、県民の代表である議会の議決をもって情報を公開することになる。	○ 未措置の理由は合理的である。 ○ 包括外部監査人の指摘の趣旨に合致した地域住民への説明等にも取り組んでおり、問題改善への取り組みが行われている。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
1	4	Ⅱ. 外部監査の結果	1. 納税貯蓄組合連合会事業費補助金	指摘1	納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付事務は県税事務所に委任されているが、県は県税事務所が確認行為を行っているか確認していない。また、補助金交付状況報告書について税務課長の決裁を得る必要がある。(P4)	○	県税事務所の確認行為に対する県の確認については、県税事務所に対する事務指導等において、確認行為等を調査確認し、適切な助言・指導を行うこととした。また、補助金交付状況報告書の税務課長決裁については、平成18年度から決裁を受けるように改めた。	○ 措置がなされたと認められる。
2	5	Ⅱ. 外部監査の結果	2. みやぎ新しいまち・未来づくり交付金	指摘2	南三陸町への補助金 162,392千円について、事業報告書の「補助事業に要した経費」欄には、交付要綱に基づく事業計画金額が付記されていない。また、提出書類の記載上の不備については補助対象者に対して訂正を求めるべきである。(P5)	○	提出書類の不備については、補助対象者である南三陸町に書類の訂正を指示し、訂正された事業報告書が提出されている。なお、今回の指摘を受け、交付金の交付決定事務を担当する地方振興事務所に、交付要綱に基づいた適切な事務処理について周知徹底した。	○ 措置がなされたと認められる。
3	5	Ⅱ. 外部監査の結果	3. 婦人防火クラブ育成指導事業	指摘3	収入の中には補助対象経費から差し引くべき収入が計上されており、これを差し引くと純支出額は693千円となるため、補助金額は720千円ではなく693千円とすべきである。さらに、当該補助金は交付要綱において上限額が800千円とされているものの、補助率が100%となっている。例えば、補助率を50%として補助対象者に一部を自己負担させることにより補助対象経費の節減を誘導し、補助金の削減を図るべきである。(P5)	○	補助対象経費について見直しを行い、差し引くべき収入を引き、残額と補助上限額を比較することとした。また、補助額については、当該補助対象者に対し、研修会を(財)日本防火協会共催事業として申請を行い、事業費の一部助成を受ける等指導を行い、補助対象経費の削減を誘導し、補助金の削減を図る措置をとった。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ 実際に補助金の削減は図られている。
4	6	Ⅱ. 外部監査の結果	4. 宮城県高度消防防災施設等整備費補助金	指摘4	県は交付申請時に原則として競争入札を実施するよう指導している。交付申請書では競争入札を行うこととなっていたが、実績報告書では随意契約と記載されていたケースがあった。実態を確認した結果、指名競争入札が行われていたことで実績報告書の記載誤りであったが、このような状況が放置されていたということは、県の実績報告書の審査が不適切であったと言わざるを得ない。審査項目をチェックリストにより明確にし適切な審査を行うべきである。(P6)	○	適切な審査体制については、補助事業に対する管理や実績報告書の審査、履行確認などのあり方について検討を行った結果、補助金の適正な使用に関する指導や、補助事業の目的を効果的に達成するために、補助事業チェックリストを作成し(平成19年4月作成済)、補助事業の管理指導体制の強化を図ることとした。	○ 措置がなされたと認められる。
5	7	Ⅱ. 外部監査の結果	5. 市町村振興総合支援事業(市町村振興総合補助金)	指摘5	「住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」を補助対象にしているが、補助下限額を下回っている事業の他に、単なる防災対策事業、省エネ活動の消費電力調査事業、災害時のトイレ対策フォーラム開催事業、全国リサイクル商店街サミット開催事業、日本語講座等開催事業については、本来の制度趣旨から逸脱した事業であった。(P7)	○	補助下限額の適用に不適切な取り扱いがあったとされることに対しては、補助要綱・要領を改め、対象事業等の定義及び適用範囲をより明確化するなど、適正な制度運用が図れるよう必要な措置を行った。また、制度趣旨から逸脱するような事業を補助対象としたとされることに対しては、住民の意識啓発や機運醸成を図る効果を期待しているものもあり、今後も支援していきたいと考え、本制度の趣旨を踏まえた上で、対象事業の趣旨・効果等のより客観的な検証が可能となるよう事業計画書・実績報告書様式等を改めたほか、審査基準を明確化するため、審査の際のポイントや評価方法等について、別途新たに定めた。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ 平成19年度に事業が終了している。
6	11	Ⅱ. 外部監査の結果	6. 宮城県交通安全母の会連合会事業費補助金	指摘6	補助対象事業は①飲酒運転の防止②チャイルドシート着用の徹底を呼びかけるラジオCM放送料金 1,038千円であるが、これによる効果がどの程度あるか疑問である。同連合会の会員へアンケート調査を行うよう要請する等、補助対象事業の実施効果を把握するように努めるべきである。また、同連合会の事務局は県が無償で代行しているが、廃止すべきである。(P11)	○	効果の把握については、宮城県交通安全母の会連合会を通じてアンケート調査を実施したところ、聴取者から「母親の立場からの交通安全の呼びかけは効果がある。」「放送を聞いて改めて交通安全を意識した。」などの意見があった。また、事務局の代行については、自主的運営の可能性について今後とも検討していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ 事務局の代行に関しては、その後の検討結果として、人員数等の整理が行われており、また、実際の事務代行時間も少ない。今後も引き続き、事務局の自主的運営に向けた働きかけを行っていくとのことである。
7	12	Ⅱ. 外部監査の結果	7. みやぎエコファクトリー立地促進特別奨励金事業	指摘7	操業開始前に補助金の一部交付を申請することができるが、平成18年3月17日に一部交付申請のあった41,000千円について事業計画書では操業開始予定日が3月15日になっていた。県では3月20日に操業した旨の報告を口頭で受け、その後の現地確認の際に、同日に操業があった事実を確認したとのことである。しかし、別途、操業開始届を文書で入手すべきであり、また操業開始日が遅れた理由書も文書で入手すべきである。(P12)	○	実際の操業開始日及び操業開始が当初予定から遅れた理由について、文書で提出させた。	○ 措置がなされたと認められる。
8	13	Ⅱ. 外部監査の結果	8. 宮城県消費者協会運営費補助金	指摘8	平成17年度の実質的な活動は年4回開催した食等に関連するシンポジウムの開催のみであり、県民への影響は極めて限定的である。かつ、県内には同協会以外にも県域を活動範囲としている消費者団体が6団体あり、同協会にのみ補助金を交付することは公平性の観点からも適切でない。当該補助金の交付開始時期が不明であることもあり、廃止を含めて対象となる事業、団体の見直しを行うべきである。(P13)	○	当該補助金については、平成20年度をもって廃止する。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
9	15	Ⅱ. 外部監査の結果	9. 共生型小規模多機能施設整備費補助事業	指摘9	補助対象物件について、施設整備費は2,745千円～23,100千円、設備整備費は375千円～2,083千円であり、なかには随意契約となっているものもある。しかし、県は競争入札や見積り合わせなどの徹底等、事務の適正化を促すことにより少しでも補助金を減額すべきである。また、補助対象者から財務諸表を入手していなかったケース、平成16年度の財務諸表のみを入手していたケース、入手した財務諸表の中身に整合性がないケースが見受けられた。財務諸表の入手を徹底し、財務諸表は十分中身を吟味し補助金を交付する必要がある。(P15)	○	平成17年度に事業が終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。	○
10	16	Ⅱ. 外部監査の結果	10. 生活福祉資金貸付事務費	指摘10	県は宮城県社会福祉協議会を通して当該貸付事業を行っており、貸付金が回収できない場合は、県の財政負担となる。この事業は生活に困窮している県民を対象に生活資金を貸付ける制度であるため、通常よりも債権管理を厳格に行わないと貸付金が回収不能となる危険性を多々ばらんでいるものである。同協議会は平成18年9月末現在において、生活福祉資金貸付金679,466千円および離職者支援資金貸付金130,153千円を計上しているが、このうち約定どおりに返済されていない滞留債権は306,326千円(貸付金総額に占める割合37.8%)、うち時効が成立している債権は26,831千円(同3.3%)である。今後は債権管理を正しく、厳格に行うよう県は同協議会を指導すべきである。(P16)	○	貸付金の適正な債権管理については、平成17年3月に県社会福祉協議会が「債権管理適正化行動計画」を策定する際に県も参画して助言を行い、年2回の「滞納者重点指導月間」を通じた滞納者への適切な指導・助言の実施、債権回収のための専任職員配置、市町村社会福祉協議会担当職員や民生委員への制度趣旨徹底のためのハンドブックの作成や研修会を実施するなど適正な債権管理に努めてきた。県としては、今後さらに適正な債権管理がなされるよう県社会福祉協議会に対して指導・助言していくこととした。	○
11	17	Ⅱ. 外部監査の結果	11. 広域圏社会福祉協議会活動支援事業	指摘11	補助事業の実績報告時には決算書抄本を徴収することとなっているが、補助対象者7団体のうち6団体からは貸借対照表を徴収していなかった。貸借対照表は補助対象者の財政状況を判断するために欠かせない資料であり、徴収する必要がある。(P17)	○	実績報告時の資料として貸借対照表を含めた決算書を徴収していないことについて、平成18年度事業実績報告の際には補助金交付要綱の規定に基づき、補助事業者から徴収した。また、本事業の趣旨から事業実施に係る予算執行等の確認を行うためには、決算書全てを徴収することは必要ないものと判断し、当該補助要綱を改正し、実績報告時の提出書類として「決算書」を「収支計算書」とした。	○
12	18	Ⅱ. 外部監査の結果	12. 公的病院特殊診療部門運営費等補助	指摘12	仙台赤十字病院は平成16年度において当期未処理損失301,977千円となっているが、修繕引当金を607,587千円計上している。仙台赤十字病院では一定の基準に基づいて修繕引当金を計上しているとはいえ、修繕計画に基づき計画的に積み立てられているとは言えない状況であった。このような修繕引当金は費用として計上すべきではない。交付要綱によれば、補助金額は「基準額である13,546千円」と「前年度末の累積欠損金と不良債務の合計額」の少ない方の2/3と定められているため、修繕引当金を除けば累積欠損金はなくなり、不良債務もないため、平成17年度の補助金の交付9,030千円は不要である。県は修繕引当金が修繕計画に基づいて計上されたものであるかどうか審査すべきである。(P18)	○	平成20年度は補助対象者がなく事業を実施していないが、今後については、適正に事務を執行していく。	○
13	19	Ⅱ. 外部監査の結果	13. 災害時医療情報網整備事業	指摘13	県では現地調査は行わず書類調査としていることから、実績報告時には請求書等の証拠書類の提出を求めている。衛星携帯電話代3,437千円については請求書を手入しておらず、見積書等により内容を確認していたが、それだけでは架空請求や誤請求を防止することはできないため、他の支出と同様に請求書の徴求を行うべきであった。(P19)	○	請求書を徴求し、内容が適正であることを確認した。なお、本事業は平成17年度で終了した。	○
14	20	Ⅱ. 外部監査の結果	14. 院内保育事業運営費補助事業	指摘14	病院および診療所が職員のために行う保育施設の事業運営費に対して、在籍児童数および保育士等職員数に応じて補助金を交付している。県は在籍児童数および保育士等職員数について補助金申請時および実績報告時に補助対象者から報告を受けているが、報告の根拠となる資料は入手していない。2年に1度の現地調査時には関連資料の閲覧を行っているが、現状では適時適切に行われているとは言えない。実績報告時に、在籍児童数については少なくとも月々の在籍児童数が確認できる資料を入手することが必要であり、また、職員数については少なくとも源泉徴収票を入手する必要がある。(P20)	○	在籍児童数及び職員数の確認資料については、平成19年度院内保育事業運営費補助金に係る所要額調べの照会文書の中に、補助を受けた場合、補助金実績報告時に、月々の在籍児童数が確認できる資料(出勤簿の写し等)及び保育士等職員数が確認できる資料として、源泉徴収票の写しの提出を求める旨を明記した上で、補助対象施設から入手することとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
15	21	Ⅱ. 外部監査の結果	15. 老人クラブ活動育成事業	指摘15	(1)(財)宮城県老人クラブ連合会における一般会計と特別会計の基本財産を除く正味財産合計は92,393千円と補助金額8,310千円を大幅に超える財務状況であることから、補助金は減額するか当面見合わせるべきである。(P21)	×	(1)状況に変わりがないため、対応方針は前回回答と同じとする。(参考:前回回答) (1)指摘のあった(財)宮城県老人クラブ連合会の正味財産の内容は、一般会計の普通預金の一部(1,213千円)と備品(2,941千円)のほか、そのほとんどは特別会計の基金(88,239千円)である。当該基金は、法人設立時の基本財産が300千円と少額であることから、財団の基本財産を増強する目的で会員の寄附を募り、特別会計において運用しているものであり、基金自体を取り崩して事業費に充てるべき性質のものではないと考えている。一般会計では、県内老人クラブ会員からの会費収入以外に主だった収入はなく、さらに老人クラブ会員は年々減少して会費収入が減少してきており、同連合会の事業を引き続き実施していくためには県からの補助金が必要であると考える。したがって、同連合会への補助は継続する必要があり、補助額についても引き続き所要の額を要求していくものとした。	○ 未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 その後、当該補助金はシーリング対象となり、今後も減額の対象となっている。
16	21	Ⅱ. 外部監査の結果	15. 老人クラブ活動育成事業	指摘15	(2)(財)宮城県老人クラブ連合会においては、正味財産のほとんどを定期預金等で保有しているにもかかわらず、県から概算払を受けている。県は同連合会の財政状況を勘案して概算払をするか否かを決定すべきである。また、同連合会は下部団体であるモデル市町村単位の老人クラブ連合会5団体に1団体当たり100千円を交付している。県は当該5団体から事業実績報告書と収支報告書を入力し、その事業内容について審査すべきである。(P21)	○	(2)(財)宮城県老人クラブ連合会が保有している正味財産のほとんどは、基本財産に準じるものとして特別会計で経理している基金であり、事業費に充当する性質のものではないので、一般会計では事業費に不足が生じる場合がある。したがって、今後も同連合会の一般会計の財政状況を勘案し、必要な範囲を精査した上で概算払を行っていくものとした。平成19年度からは年2回の概算払いを改め、より実情を精査して4回に分けて交付することとしている。また、下部団体への補助については、実績報告書に必要な書類を確実に添付させ、さらに確認調査等によって補助金が適正に執行されたことを確認するものとした。なお、平成19年度からは、収支状況をより確実に把握するため、下部団体への助成を廃止し、必要な活動経費については(財)宮城県老人クラブ連合会が直接支出することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
17	23	Ⅱ. 外部監査の結果	16. 軽費老人ホーム事務費補助事業	指摘16	交付要綱では、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合に補助金を交付する、と規定しているが、「入所者から徴収すべき事務費」および「一部を減免」の定義が不明確である。交付要綱の規定を現実的なものに修正すべきである。また、修繕積立金、備品購入積立金の繰入を補助対象経費としているが積立金は支出を伴わない経費であり、補助対象経費とすることは不適切である。さらに、実績報告時に歳入歳出決算抄本を県へ提出することとなっているが、提出されていた件数は24施設のうち1施設のみであった。交付要綱に基づく適切な処理が必要である。(P23)	○	補助金の交付については、国の運営要綱別表を引用して要綱を改正し、どのような場合に補助金を交付するかを明確にした。また、補助対象経費については、要綱を改正し、修繕積立金及び備品積立金を対象経費から削除した。さらに、実績報告の添付書類については、交付要綱の遵守を周知するとともに、要綱に則った事務処理を徹底することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
18	23	Ⅱ. 外部監査の結果	17. 苦情処理体制整備運営事業費補助	指摘17	同連合会の苦情処理は2名体制で行われており、補助対象は当該2人分の人件費全額となっている。しかし、苦情受付件数は1日当たり約1.5件であり、当該2名が勤務時間すべてを当該業務に費やしているのかという点について疑問が生じる。補助に当たっては勤務実態を調査し、苦情処理業務従事時間に応じた補助金の算定をすべきである。(P23)	×	苦情受付は、案件により即日で完結するものから処理に数ヶ月を要するものまで多種多様であることから、件数のみに着目し、業務量を把握することはできない状況にある。また、当該補助金に係る業務は、苦情処理業務以外に、サービスの質の向上を目的とした研修会や保険者に対する巡回訪問等も含んでおり、苦情処理業務の従事時間に応じた補助金算定は適当ではないと考える。	△ 未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。 補助事業の趣旨は宮城県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理体制整備運営事業に要する経費について補助金を交付することである。一方、包括外部監査人の指摘の内容は、苦情処理に従事した時間のみに着目し、それに応じた補助金算定を要求するものである。県は、サービスの品質向上を行うことも苦情抑止に寄与するものであり体制整備運営に必要な業務であると反論する。 平成23年度包括外部監査人の評価としては、県の考え方にも一定の理由があると認められ、未措置のまますることに合理性があると評価する。ただし、県には業務実態を厳しく監視し、当該補助事業の必要性・合理性の検討を引き続き実施することを要望する。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
19	24	Ⅱ. 外部監査の結果	17. 苦情処理体制整備運営事業費補助	指摘17	5月に補助申請金額 14,390千円を概算払いしている。しかし、補助金の大部分は人件費に係るものであり、毎月の所要資金額は概算払いの約 12分の1の金額と考えることができ、多額の一括概算払いを行う必要性は乏しいものと考えられる。今後は、適正と考えられる回数で分割交付すべきである。(P24)	○	補助金の使途については、ほとんどが給与であるため、前払いの必要性があり、事務処理の効率的観点から約8割を概算払いとしていたが、平成19年度より、四半期毎の支払いとした。	措置がなされたと認められる。 ○
20	24	Ⅱ. 外部監査の結果	18. 乳幼児医療等福祉医療事業	指摘18	宮城県医師会および宮城県歯科医師会が行う乳幼児医療等福祉医療に関する研修、広報等の事業経費について補助金を交付しているが、次のような問題があった。 (1)補助の必要性 ①当該事業に係る収支報告書のみ徴収しているが、十分な財源を独自に保有するのであれば補助の必要性は乏しく、法人としての決算書入手して確認すべきである。 ②宮城県歯科医師会の当該事業の収入 35,617千円に対し、支出 31,217千円となっており、補助金相当額 4,400千円の収入超過となっているので、補助金は不要である。 ③当該事業は医師らが自らの職業として営む事業であるとの側面も有しており、研修や広報活動は一義的には業界団体自らが行うべきものとする。 (2)補助の内容・方法 ③定額補助とし、毎年同額の補助をしているが、各年の事業内容を勘案・吟味した上で必要補助金額を算定すべきである。(P24)	○	今後とも事業の必要性について、検討する。なお、平成20年度については、県の財政状況を勘案し、交付対象となる活動内容の精査をさらに徹底し、補助金額を2割減額した。	措置がなされたと認められる。 ○
21	24	Ⅱ. 外部監査の結果	18. 乳幼児医療等福祉医療事業	指摘18	宮城県医師会および宮城県歯科医師会が行う乳幼児医療等福祉医療に関する研修、広報等の事業経費について補助金を交付しているが、次のような問題があった。 (2)補助の内容・方法 ①補助の目的として乳幼児医療等「等」をつけていることから、補助対象が不明確となっている。事業報告の研修内容にも乳幼児とは無縁と思われる内容が含まれている。補助目的に沿うよう補助対象を明確にすべきである。 ②県は各研修活動の参加者数を把握していない。一定数の参加があり、補助金が有効に活用されていることを確認する必要がある。(P24)	○	補助の内容・方法について検討した結果、以下の措置をとった。 ①については、補助対象を明確にするため、交付要綱の所要の改正作業を行った。 ②については、平成18年度実績報告から、参加者数を報告させて確認した。	措置がなされたと認められる。 ○
22	26	Ⅱ. 外部監査の結果	19. 宮城県社会福祉協議会保育研究事業(保育士養成事業 現任保育士研修)	指摘19	Aブロックの研究テーマは「地域に開かれた保育所」であるが、当該補助金は岩手県の歌舞の公演料に当てられている。また、Bブロックの研究テーマは「楽しくおいしく食べる女川に水揚げされる魚介類をとおして」であり、当該補助金は近くの女川港で水揚げされた魚介類の購入に当てられている。両ブロックの活動内容は保育研究という補助目的と大きく乖離しており、補助対象とすべきではなかった。(P26)	○	Aブロックは、「地域に開かれた保育所」の実践として、児童、保護者及び地域の人々が一堂に会し、本物の芸術を共通体験し共感することで信頼関係を築き、地域と保育所の繋がりの中で親子も育つことを目的に実施されたもので、単なるレクリエーションとしての企画ではない。また、Bブロックは、従来から取り組んでいた食育に関して、食に関する手遊びや歌、テープサートの実技、パネルシアターの効果的な見せ方等について、保育士が講師から指導を受け、その謝礼として支出されたものであり、魚介類の購入にあてられたものではなく、補助目的と乖離しているとはいえない。なお、各ブロック毎に自由設定テーマで保育研究事業を行うことは見直し、平成17年度で本事業終了とした。平成18年度からは、県が実施する現任保育士研修をより充実させることで対応することとした。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
23	26	II. 外部監査の結果	20. 産休病休代替者雇用費	指摘20	(1)補助金交付申請書の提出期限について、病休の場合は後任者を任用しようとする日の10日前とされているが、任用職員が平成18年2月20日から勤務したにもかかわらず、3月17日に補助金交付申請を行っているケースがあった。交付申請が遅れたものを受領することは交付要綱違反であり、補助金を交付すべきではない。 (2)パートの保育士として以前から同保育所で働いていた者を病欠となった者の任用職員として新たに採用し、補助金を交付しているケースがあった。パートの保育士が産休等の職員の代わりに代替職員として任用されたとしても、実態が変わらないのであるから、補助の対象とする必要はないと考える。 (3)任用職員の補助単価は1日5,940円で計算されている。この算出単価は交付要綱において、「別に定める」としているが別段の規定はなく、別途交付される国庫補助金単価を採用している。しかし、平成17年度において国庫補助金制度が廃止された以上、何らかの形で県の補助単価を定める必要がある。(P26)	○	(1)補助金交付申請書の提出期限の遵守について、改めて各市町村への指導徹底を図った。年度途中の保育士求人には困難で、任用が産休・病休の直前となるケースもある。提出が遅れた場合は、その理由書を徹し宥恕事由が認められた場合に限り対象とし、保育サービスの低下が起きないように対応した。事務遅滞によるものは認めていない。 (2)産休、病休前からパート保育士として雇用されている代替職員は、職員交替による保育の停滞を防ぐための引継ぎを目的とした事前雇用である場合に限り対象とした。単に身分の切り替えとなったものではないことを確認書により精査し、補助対象とすることとした。 (3)任用職員の補助単価については、交付要綱を改正し、補助単価を設定した。	○	措置がなされたと認められる。
24	28	II. 外部監査の結果	21. 知的障害者 支援施設特別処遇加算	指摘21	交付要綱第3条により、「補助事業の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」と「特別要介護者の在籍数のランク別に指導員等の加配数に応じた補助基準額」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて補助金額が算定されるが、次のような問題があった。 (1)県は書類審査のみを行っているが、「特別要介護者の在籍数」や「指導員等の加配数」については、少なくとも年に一度は立入検査が必要である。(P28)	×	前回、市町村事業への補助金で県直接の立入検査は不要としており、今回の回答にあっても方針の変更はなく、前回どおりとする。 (参考：前回回答) (1)市町村事業に対する補助であり、市町村で状況を確認しているため、県での立入調査は不要であると考えている。	△	未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。 県が定めている「補助金交付手続きに関する改善方針」において、市町村事業に対する間接的な補助事業については、経団体に対して事業の実績内容確認を実施するよう指導し、県においてその確認状況をチェックする旨の規定がある。実績内容の確認方法には補助対象団体に対する不定期な立入検査の実施も含まれると解せば、市町村が実施するであろう立入検査を県が重ねて実施することは不効率である。包括外部監査人の指摘は、県が、自ら立入検査を実施することを要求するものであるため、双方の主張が平行線のままである。
25	28	II. 外部監査の結果	21. 知的障害者 支援施設特別処遇加算	指摘21	交付要綱第3条により、「補助事業の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」と「特別要介護者の在籍数のランク別に指導員等の加配数に応じた補助基準額」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて補助金額が算定されるが、次のような問題があった。 (2)補助金算出の対象となる特別要介護者の在籍数、指導員等の定数、同加配数の基準日が交付要綱に規定されていないが、明記すべきである。 (3)県へ提出された「特別要介護者等認定資料」について、13施設のうち7施設は調査日が未記入であった。県は調査日を記入するよう指導すべきである。 (4)交付要綱第3条における「総事業費」や「その他収入」の範囲が曖昧である。交付要綱の別表において、補助対象経費は施設の経営に必要な人件費とされているが、交付要綱第3条と整合性を取るべきである。財務諸表に記載されている寄付金収入が総事業費から控除されていないケースがあった。総事業費からの控除の可否に当たって、県は寄付金が特別処遇加算事業に関するものかどうかを審査すべきである。 (5)給与の高い職員を加配職員にすると有利になるため、一般職員と加配職員の区分基準を交付要綱に明記すべきである。 (6)補助基準額は要介護者認定数3名×338千円+6,947千円=7,961千円であるが、県が算出した補助基準額は8,299千円である。この差額338千円に補助率50%を乗じた169千円について、補助金が過大交付されているため、県は返還請求すべきである。(P28)	○	(2)交付要綱を改正することとした。 (3)今後は、記入を指導していくこととした。 (4)交付要綱を見直すとともに、市町村に対しても寄付の目的等の確認について指導していくこととした。 (5)基本的には一般職員から充当して算出するよう指導している。なお、要綱見直しで規定していくこととした。 (6)過誤分については、該当市町村と調整中である。今後、返還等の手続きについて適切に処理することとした。	○	措置がなされたと認められる。 (6)の過誤分については該当市町村から返還済である。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
26	30	Ⅱ. 外部監査の結果	22. 企業立地促進奨励金(通常分)	指摘22	交付申請は、工場を操業した翌年度に行うこととなっているが、平成17年11月に操業を開始しているA社に対して平成17年度に補助金5,000千円が交付されていた。交付要綱に準拠して、平成18年度に交付すべきであった。(P30)	○	奨励金の交付については、要綱上操業の翌年度である平成18年度に交付申請を行うこととなっているが、機械設備の設置が遅れたことから操業時期が当初計画から大きく遅れることとなり、奨励金の目的である「企業の初期投資の軽減」を図るため、操業が確認された後の平成18年2月に交付したものである。操業の確認後、かつ奨励金交付限度額が適用となり、平成17年度交付算定額が平成18年度算定額と同額となる旨確認して交付処理を行っているものの、交付要綱に準拠した取り扱いではなかった。その後、当該制度での交付実績はなく、現行制度においては、交付要綱に準拠した取り扱いを行っている。	○	措置がなされたと認められる。
27	31	Ⅱ. 外部監査の結果	23. 企業立地促進奨励金(戦略分)	指摘23	交付申請は工場を操業した翌年度に行うこととなっているが、工場等の操業前に投下固定資産奨励金の一部交付を申請することができることとされている。しかし、一部交付申請をした20件のうち15件が操業後に申請されていた。交付要綱に従い、一部交付は操業前に申請されたものに限定すべきであった。また、新規雇用奨励金は、操業を開始した日から6月を経過した日後60日以内のおよび操業後1年を経過した日後の知事が指定した期日までに、被雇用者の住民票抄本または謄本の写しを添えて交付申請することとされている。後者の操業1年後に新たに対象者となった7人については住民票が提出されていないケースがあった。提出されたことを確認した後に奨励金を交付すべきであった。(P31)	○	一部交付した20件中15件が操業後の申請となったことについては、交付申請前の事前調査に日数を要したこと、また、着工から完成までの工期が短いものがあつたため、結果、申請時期が操業後となったものである。その後、当該制度での一部交付実績はなく、現行の制度においては、一部交付の特例払に関する条項を削除した。7人の住民票が提出されていないケースについては、入社誓約書または雇用契約書により確認し交付処理を行ったもので、その後、住民票の提出を求めることとしていたが失念したものである。その他、同様の交付については、住民票の確認後に奨励金を交付している。	○	措置がなされたと認められる。
28	32	Ⅱ. 外部監査の結果	24. 宮城県水産業協同組合育成対策協議会運営費補助事業	指摘24	一県一漁協構築を目的とした啓発資料の印刷経費が事業費の中で大きな割合を占めている。当該補助金については以下の点について問題点があり、これらを勘案すれば廃止が相当と考えられる。 (1)補助金額は200千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられ、また、自助努力を促すべき水準と言える。 (2)同種の補助金として漁協の合併促進を目的とした「漁協組織強化事業補助金」があり、趣旨の重複した補助金が並存している状況にあり、整理・統合の必要性が認められる。 (3)既に当該補助金の目的たる一定の合併促進が図られてきたところであり、役割は終わったものと考えられる。(P32)	○	宮城県水産業協同組合育成対策協議会は平成18年度で廃止されたので、運営費補助事業については、事業を廃止する措置をとった。	○	措置がなされたと認められる。
29	34	Ⅱ. 外部監査の結果	25. 漁業共済加入推進強化事業	指摘25	当該補助金については以下の点について問題点があり、廃止が相当と考えられる。 (1)補助対象であるパンフレット作成費用は441千円、補助金額も210千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられる。また、自助努力を促すべき水準と言える。 (2)パンフレット作成の効果は新規加入者数で測るべきであるが、県は潜在的加入者である共済未加入者数について把握していない。加入者は減少しており、補助の効果は薄いと言わざるを得ない。 (3)共済そのものへのニーズがないということも考えられる。また、共済に加入するかしないかの選択は漁業従事者の自己責任に基づく判断に委ねるべきであり、県が加入推進を進める必要性は乏しい。(P34)	○	漁業共済加入推進強化事業については、漁業関係者に対して漁業共済の普及啓発を図るとともに、漁業共済制度への理解を深めるため、宮城県漁業共済組合が行う漁業共済制度の普及啓発用パンフレットの作成経費を助成するものであるが、平成14年度から継続して事業を実施したことにより、漁業共済制度の普及啓発等、初期の目的が達成されたと考えられるので、事業を廃止する措置をとった。	○	措置がなされたと認められる。
30	34	Ⅱ. 外部監査の結果	26. 農村青少年集団活動育成推進事業	指摘26	交付要綱によれば、補助金の額は「定額」と定められている。しかし、実際は「前年度の事業費の2分の1を超えない範囲でかつ予算要求時の諸情勢により確定した金額」を助成額としている。自然な解釈によれば、交付実績が交付要綱と不整合であると考えられ、補助金額の算定方法が不明確な状況で交付されてきた状況にあつたと言わざるを得ない。ただし、平成18年度以降は、本交付要綱が改正され、交付実績との不整合は解消されている。(P34)	○	補助金の額については、平成17年度以前に支出のあつた補助対象経費について精査した結果、補助金の算定方法の見直しを行い、当該交付要綱を改正した。なお、平成18年度の補助金から適用した。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
31	35	Ⅱ. 外部監査の結果	27. 宮城県勤労青少年ホーム連絡協議会運営費補助金	指摘27	補助対象経費は職員研修会に要する経費および交流会に要する経費であるが、前者は自助努力にて行うべきものであり、後者の内容は、楽天イーグルス試合観戦、キャンプ交流会、ソフトボール大会等であり、県民の税金を使用してまで補助対象とするにはふさわしくないものである。当該補助金は制度開始以降30年が経過しており、見直しの時期に来ている。補助金総額も150千円と少額であり補助効果も少ないと考えられ、補助金は不要である。(P35)	×	宮城県勤労青少年ホーム連絡協議会は、その機能を維持しつつも組織としては解散を検討しており、その動向を踏まえ、平成20年度の事業棚卸し作業の中で県補助金の廃止を検討しているが、当該補助対象者と協議中であるため、公表できない状況にある。	○ 未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 ○ その後の検討の結果、平成20年度に当該補助金は廃止されている。
32	36	Ⅱ. 外部監査の結果	28. 海外移住者保護事業補助(海外移住者敬老金事業)	指摘28	当該補助金は70歳になった海外移住者に対して敬老金として1人当たり1万円を交付するものである。補助金額が少額であるため、補助の効果は少ないと考えられる。また、個人への敬老金の交付は公益上からも問題であり、当該補助金は廃止すべきである。(P36)	○	県財政の悪化等から、既に平成17年度に見直しの検討を行った。その結果、平成17年度及び18年度は敬老金1人当たり1万円に減額、平成19年度からはさらに5千円に減額し、平成20年度の支給をもって全廃することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
33	37	Ⅱ. 外部監査の結果	29. 地域産業活性化支援事業	指摘29	全補助対象者8団体のうち4団体については実績額が交付申請額より30%以上減少しているため、変更申請を行う必要があるが、行われていなかった。交付要綱どおりに知事の承認を受ける必要がある。(P37)	○	事業途中での変更については、変更申請を行うよう指導することとした。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ その後、変更申請を要する事業が3件あり、いずれも変更申請手続を実施している。
34	38	Ⅱ. 外部監査の結果	30. みやぎの“磁場”産業づくりモデル事業	指摘30	補助金限度額は500千円以上1,000千円以下と規定されているが、補助金が最低限度額500千円未満のケースがあった。本件は申請時の補助金が500千円となっていたため交付が決定されたが、実績が減少したために補助金が408千円になったものである。補助金実績が500千円を下回った場合には補助金を返還する旨を交付要綱に規定することが必要である。(P38)	○	当該補助事業は平成17年度に廃止しており、また、同様の補助事業はない。今後については、適正に事務を執行していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
35	39	Ⅱ. 外部監査の結果	31. 農業会議費	指摘31	補助対象経費は農業委員大会に要する費用とされているが、宮城県農業会議からの交付申請書および実績報告書では、単に「農政業務費」とあるだけで具体的な支出内容が不明である。実績報告書における補助対象経費については、その内容・使途が明確になるよう記載を求めるべきである。(P39)	○	農業会議費の補助金の内容・使途の明確化については、補助対象者である農業会議に対して検討するよう指示した結果、内容・使途が明確になるように見直しを行う旨の報告があった。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ 当該補助金は平成21年度に廃止されている。
36	40	Ⅱ. 外部監査の結果	32. 山の幸福総合対策事業	指摘32	一般的に需要自体の拡大や生産振興を図るには、かなり大規模な事業展開が必要であるが、当該補助事業の活動事業費は772千円であり、その活動範囲および公知性は限定的と言わざるを得ない。このような補助効果が低く、補助金の趣旨を十分に達成できない補助金は廃止すべきである。(P40)	○	本事業の補助対象者である特用林産振興会の事業展開は、県内特用林産物の需要拡大に大きなPR効果を発揮している。しかしながら、当会の自主自立を促す観点から事業内容の検討を指示した結果、会員確保や経費配分の見直しによる改善が行われたので、平成19年度から補助を廃止することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
37	41	Ⅱ. 外部監査の結果	33. 養蚕文化継承地域育成事業	指摘33	蚕の共同飼育は、3歳まで行った方が養蚕農家にとって飼育の手間およびコスト面からも効率的であり、コスト削減に伴い農家の採算性も向上するため、3歳までの共同飼育の普及を図ることに当該補助金の趣旨がある。それでも、2歳までの共同飼育から3歳までの共同飼育に切り替えない農家については、切り替えることのメリットを感じていないものと考えられる。したがって、当該補助金は廃止すべきである。(P41)	○	当該補助金については、平成18年度限りで廃止した。ただし、県としては、3歳までの共同飼育は養蚕経営上効率的な飼育方法と考えていることから、引き続き啓発を図ることとしている。	○ 措置がなされたと認められる。
38	42	Ⅱ. 外部監査の結果	34. 優良系統豚維持推進事業	指摘34	全国農業協同組合連合会宮城県本部から入手した実績報告書には、収入8,620千円、支出8,620千円と同額が記載されているが、正しくは支出20,286千円とのことであった。このように明らかに疑義のある実績報告書は、県の審査時において事実関係を調査し、実績報告書の訂正を補助対象者に求めるべきである。(P42)	○	実績報告書の訂正を行った。今後、実績報告書の審査時には、関係する諸帳簿等との突合など審査を徹底することにした。なお、当該補助事業については、精査した結果、平成19年度事業より廃止した。	○ 措置がなされたと認められる。
39	42	Ⅱ. 外部監査の結果	35. むらづくり交付金	指摘35	県は田尻町大貫地内の農道整備、農業集落道整備および集落防災安全施設整備事業の事業内容を検査した結果について、農業農村整備補助事業確認調査書を作成しているが、当該調査書に確認調査員、立会人の名前が記されていない。確認調査書はもれなく記載し、正しく整備する必要がある。(P42)	○	地方機関に対して、調査作成後は必ず記載漏れ等が無い再確認を行うよう指導を行った。また、さらなる指導の徹底を図るため、担当者会議等で全事務所に対して注意喚起を促していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
40	42	Ⅱ. 外部監査の結果	36. 漁船海難防止指導普及事業	指摘36	(1)当該事業は漁業組合員にとって生死を賭けた問題であるため、宮城県からの補助金がなくても、宮城県漁船海難防止協議会が独自で行うはずであり、補助金額 220千円は 55会員からの年会費 5,000円を 4,000円値上げすれば賄える金額であるため、補助の必要性はない。 (2)補助対象事業は漁船の安全航行に関する知識の習得等であり、海難防止連絡用トランシーバー 179千円は単なる備品の購入であり、補助対象経費から除外すべきである。 (3)補助対象経費について、実績が交付申請額の 20%を超える増減となった場合は知事の承認を受けることとなっている。実績報告額 635千円は交付申請額 1,008千円に対して 37%の減少であるが知事の承認を受けておらず、交付要綱違反である。(P42)	○	当該事業については、県内漁船の海難事故防止を図るため実施しているものである。平成18年度の当該補助事業については、補助金交付申請時点での事業内容や事業完了時の領収書等関係書類の精査を徹底し、より適正な事業執行を図った。なお、平成19年度は当該補助事業を廃止している。	○	措置がなされたと認められる。
41	45	Ⅱ. 外部監査の結果	37. 地域水産物供給基盤整備事業	指摘37	補助対象者は補助金の交付を受けた年度の毎四半期末現在の事業遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならないが、どの補助対象者からも提出されていない。県は交付要綱に準拠して事業遂行状況報告書の提出を求めるべきである。また、本事業は国の補助事業の嵩上げ補助であるが、補助対象事業を定めた交付要綱の別表には、国が平成13年度をもって廃止した漁港修築事業が記載されている。元々の国の補助事業が廃止となった時点で、適時に県の交付要綱も見直すべきである。(P45)	○	補助対象者である市町に対して、その必要性を検討した結果、改めて書面での報告を受ける必要性はないと判断し、同要綱を必要に応じてのみ報告を求める方向で見直しを行うこととした。また、国が廃止した事業が記載されていることについては、同様に要綱の見直しを行うこととした。なお、県の嵩上げ補助につきましては、事務事業総点検の中で調整を図ることとした。	○	措置がなされたと認められる。 事務事業総点検の結果、平成19年度以降の新規着手箇所に対する県の嵩上げ補助は廃止されている。
42	46	Ⅱ. 外部監査の結果	38. 漁港漁場機能高度化事業	指摘38	補助対象者は補助金の交付を受けた年度の毎四半期末現在の事業遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならないが、どの補助対象者からも提出されていない。県は交付要綱に準拠して事業遂行状況報告書の提出を求めるべきである。また、本事業は国の補助事業の嵩上げ補助であるが、補助対象事業を定めた交付要綱の別表には、国が平成13年度をもって廃止した漁港修築事業が記載されている。元々の国の補助事業が廃止となった時点で、適時に県の交付要綱も見直すべきである。(P46)	○	補助対象者である市町に対して、その必要性を検討した結果、改めて書面での報告を受ける必要性はないと判断し、同要綱を必要に応じてのみ報告を求める方向で見直しを行うこととした。また、国が廃止した事業が記載されていることについては、同様に要綱の見直しを行うこととした。なお、県の嵩上げ補助につきましては、事務事業総点検の中で調整を図ることとした。	○	措置がなされたと認められる。 事務事業総点検の結果、平成19年度以降の新規着手箇所に対する県の嵩上げ補助は廃止されている。
43	46	Ⅱ. 外部監査の結果	39. 海岸保全施設整備事業	指摘39	補助対象者は補助金の交付を受けた年度の毎四半期末現在の事業遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならないが、どの補助対象者からも提出されていない。県は交付要綱に準拠して事業遂行状況報告書の提出を求めるべきである。また、本事業は国の補助事業の嵩上げ補助であるが、補助対象事業を定めた交付要綱の別表には、国が平成13年度をもって廃止した漁港修築事業が記載されている。元々の国の補助事業が廃止となった時点で、適時に県の交付要綱も見直すべきである。(P46)	○	補助対象者である市町に対して、その必要性を検討した結果、改めて書面での報告を受ける必要性はないと判断し、同要綱を必要に応じてのみ報告を求める方向で見直しを行うこととした。また、国が廃止した事業が記載されていることについては、同様に要綱の見直しを行うこととした。なお、県の嵩上げ補助につきましては、事務事業総点検の中で調整を図ることとした。	○	措置がなされたと認められる。 事務事業総点検の結果、平成19年度以降の新規着手箇所に対する県の嵩上げ補助は廃止されている。
44	47	Ⅱ. 外部監査の結果	40. 漁業集落排水整備推進交付金事業	指摘40	(1)交付申請時および実績報告時に国庫補助事業の交付決定通知および額の確定の写しを提出することになっているが、実績報告時には提出は受けていなかった。同一書類を二度提出する必要性はなく、不適切な交付要綱を見直すべきである。 (2)女川町から収支精算書が提出されておらず、誤って収支予算書の様式に実績金額が記入されていた。県は収支精算書を提出するよう指導したが、その後は失念して再提出の督促はしていないとのことである。必要書類が提出されるまで継続的にフォローすべきである。 (3)修繕等積立金が補助対象事業費とされているが、支出を伴わない積立金を補助対象経費とすることは不合理である。(P47)	○	(1)については、その必要性を検討することとした。 (2)については、当該補助対象者に対し、交付要綱に準拠して提出するよう、適切に指導を行った。 (3)については、修繕積立金の有効性から当面の間、必要不可欠と考えられるため、見直しは行わないこととした。なお、県の嵩上げ補助分の見直しが検討されており、平成18年度の採択事業をもって終了することとした。	○	措置がなされたと認められる。 事務事業総点検の結果、平成19年度以降の新規着手箇所に対する県の嵩上げ補助は廃止されている。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
45	48	Ⅱ. 外部監査の結果	41. 宮城県道路協会補助金	指摘41	(1)「道路愛護事業の推進を図るため、宮城県道路協会が行う道路愛護事業に要する経費」が補助対象経費であるが、現在は道路整備事業の促進を図り、道路交通の発達と国土開発に寄与するものも補助対象経費に含まれており、交付要綱に示される補助の範囲を逸脱している。これは、「道路愛護事業に要する経費」という言葉の曖昧さに起因しているものと考えられるので、道路愛護事業の定義を明確にすべきである。 (2)補助対象経費は道路愛護思想普及経費および地区道路愛護団体育成経費であるが、後者は平成12年度から前者に組込まれたとのことであり、また制度の趣旨に鑑みても交付要綱から削除すべきである。 (3)同協会は総会と役員会をホテルで行い、337千円を支出しているが、このような高額支出は会費収入350千円、補助金収入485千円等収入総額が835千円にすぎない同協会にとってふさわしくないものと思料する。県は冗費の節約上宮城県の施設を利用するなど事業費の削減を促すべきであり、それによって補助金を減額すべきである。(P48)	○	宮城県道路協会の定例総会や役員会の実施方法を改善するなど、運営方法や事業全般について見直しを行い、同協会への県補助については、平成19年度から廃止することとした。	措置がなされたと認められる。
46	50	Ⅱ. 外部監査の結果	42. 道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金	指摘42	(1)「道路整備促進事業の推進を図るため、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会が行う道路整備促進事業に要する経費」が補助対象経費であるが、41. 宮城県道路協会補助金の趣旨が広く解釈されているのであるから、現時点において当該補助金の交付は同協議会と宮城県道路協会と二重になっていると言わざるを得ない。 (2)同協議会は宮城県道路協会の実質的な上部組織であり、宮城県道路協会から200千円の会費を受領している。これは、他の会員の会費は1会員当たり25千円であるのに対して非常に高額なものである。このことは、より財政上豊かな宮城県道路協会から当該協議会へ予算を回しているものと言える。 (3)同協議会の事業費は181千円のみであり、それ以外の支出は道路整備促進期成同盟会全国協議会負担金970千円および振込手数料1千円である。県補助金は事業費181千円より大きい216千円であるので、県補助金の一部が全国協議会負担金を負担していると言え、県補助金35千円は過大である。 (4)上記(1)から(3)のような問題がある上、補助金額は216千円と少額であるため当該補助金は廃止すべきである。(P50)	○	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会の定例総会や役員会の実施方法を改善するなど、運営方法や事業全般について見直しを行い、同協議会への県補助については、平成19年度から廃止することとした。	措置がなされたと認められる。
47	51	Ⅱ. 外部監査の結果	43. 統合河川整備事業費補助事業	指摘43	ハザードマップ調査費については国が1/3を補助することになっているが、その条件として、都道府県が市町村に対し事業費の1/3を補助する場合に限るとしている。しかしながら、事業費実績3,530千円に対して、県は端数切捨て処理したため補助金は1,160千円となり、事業費の1/3である1,176千円を若干下回った。国からは補助金が交付されたので結果的に問題は顕在化しなかったが、国の要件を満たすために、このような場合は端数の切上げ処理をすべきであった。(P51)	○	平成18年度から、該当市町村に対し精算見込額調書や契約書の写し等の提出を求め、執行状況の確認を行う等、市町村と密接に連絡を取り、補助事業の執行について調整を図っていくこととした。	措置がなされたと認められる。
48	52	Ⅱ. 外部監査の結果	44. 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金	指摘44	鳴瀬川水源地域活性化対策協議会に補助金500千円が交付され、このうち同対策協議会から筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会へ150千円、3地区の地権者会へ計300千円が交付されている。 (1)同連絡協議会の収支決算書には役員会費および研修会費の名称で総額のみが記載されており、その他の会費費用にいたっては何ら記載がない。また、研修会の後に場所が離れているホテルで総会を行い1泊しているなど、補助金を受給する側としては贅沢な行為と言わざるを得ない。このような状況にもかかわらず県は支出内容について何ら証拠資料を確認していない。県は支出内容を十分に確認し、その妥当性を吟味すべきである。(P52)	○	鳴瀬川水源地域活性化対策協議会を通して、同協議会から補助金を交付する団体の事業計画書、実績報告書及び支出証拠書類を提出するよう当該補助金交付要綱を改正し、支出内容及び妥当性を確認できるようにした。	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
49	52	Ⅱ. 外部監査の結果	44. 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金	指摘44	鳴瀬川水源地域活性化対策協議会に補助金 500千円が交付され、このうち同対策協議会から筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会へ 150千円、3地区の地権者会へ計 300千円が交付されている。(2)同連絡協議会の前年度繰越金は 102千円であったが、収入は県からの補助金のみであるから、県は前年度繰越金を返還させてから、改めて補助金を交付すべきであった。(3)県は地権者会の支出についても何ら証拠資料を確認していない。これでは補助金の支出効果を把握していないと言わざるを得ない。また、地権者会は 190千円～ 410千円の残金を積立している。地権者会においても上記(2)と同様に、補助金は毎年県へ返還されることが前提であり、一部であれ残金を積立することは許されるものではない。(P52)	○	筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会及び地権者会の平成19年度への繰越金について、対策協議会を通して、支出内容、証拠書類を確認した。なお、今後、当該補助金の繰越を認めないこととした。	○	措置がなされたと認められる。
50	52	Ⅱ. 外部監査の結果	45. みやぎの住宅産業振興支援事業	指摘45	消費税込額を補助対象としていたケースがあったが、交付要綱違反である。結果的には、県の補助金決定額は若干の端数調整を行っているため、消費税抜金額に基づいて算出した額を下回っており補助金額に影響は無かったが、消費税は補助対象外する必要がある。また、証拠資料は契約書、請求書など、内容や金額の妥当性を検証できる外部証拠とすべきである。(P52)	○	消費税込額を補助対象としていたケースについては、今後、補助対象から外す措置をとることとした。また、証拠資料については、今後、明確に判断できる外部証拠にて補助対象経費の確認を行うこととした。	○	措置がなされたと認められる。
51	56	Ⅱ. 外部監査の結果	46. 宮城県学校保健会事業補助金	指摘46	(1)同団体の事業費は相当分が下部組織等へ交付金の形で交付されている。県は同団体の下部組織等への交付金の使途や経費の証拠書類について内容を十分に確認する必要がある。(P56)	○	当該補助金の事業確認は、各種委員会や部会等からの事業完了報告を受けて、まず県学校保健会の監事が監査する。その後、県職員が役員に参画する理事会と評議員会において、それぞれの議決によって事業を確定している。その後、学校保健会から県に事業完了報告書が提出されているが、県としては、今後も、なお一層の精査・確認に努めていくこととする。	○	措置がなされたと認められる。
52	56	Ⅱ. 外部監査の結果	46. 宮城県学校保健会事業補助金	指摘46	(2)同団体は小学校、中学校および高校の生徒からの拠出金による収入額が 6,342千円あり、支出額は積立金を除くと 5,830千円と十分賄える金額であるにもかかわらず、同団体は県より補助金を收受している。このような団体に補助金 410千円を交付する必要性に乏しく、補助金を廃止すべきである。(P56)	×	学校保健は、学校保健法等に基づき、児童生徒等の健康の保持増進を目指し、学校教育の円滑な実施に資するものであり、県教育委員会本来の業務の一つである。学校保健会が行う事業は、その目的達成のため、関係する4団体(県教委、医師会、歯科医師会、薬剤師会)による共同事業的な性格が強いものであり、県教委がイニシアチブをとって実施すべきものである。当会の事務局を当初は県教委に置いていたが、昭和53年に県医師会の厚意により、当会へ事務局を移転し、事務分掌を担っていただいている。現在の補助金はそのような経過から発生した。実質的には事業の負担金にあたる経費であることから、当該団体の毎年度の収支や事業計画等を精査しながら、県としては今後とも事業の継続に取り組んでいくこととする。また、現在医師会で賄っている当会の事務分掌を補助金の打ち切りにより、県教委への差し戻しも考えられることから、そのような事態となると、今以上の支出が予測されるため、併せて事業の継続に取り組むこととした。	△	未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。 包括外部監査人の指摘は、補助金の廃止を要求するものである。一方、県としては、学校保健安全法の趣旨や学校保健の重要性を認識するほか、学校保健会の母体たる4団体のそれぞれが補助金を出すことで体制維持のバランスをとっていることを重視し、補助金の廃止を行っていない。双方の意見は平行線のままである。
53	57	Ⅱ. 外部監査の結果	47. 地域スポーツ活動推進費補助金	指摘47	(1)宮城県体育協会に補助金 7,357千円が交付され、同協会はこの一部を市町村体育協会に交付し、上限は 1市町村当たり 150千円となっている。しかし、旧 3町が合併した加美町については、3町の体育協会も合併したことを理由に、450千円の補助金が交付されている。また、仙台市は区毎に 150千円の補助を受けているため合計で補助金 750千円の交付を受けている。これらについては担当課による運用で行われているだけであるので、交付要綱に明記する必要がある。(2)市町村体育協会全体研修会の事業費を補助対象経費としているが、交付要綱上補助対象が否か明確になっておらず、交付要綱に明記する必要がある。(3)交付要綱では補助を「予算の範囲内」で行うという漠然とした規定のみとなっている。補助対象経費もほとんど制限は見られず、補助率もほとんどの事業で 100%となっている。補助対象経費を明確にし、補助率および上限額を設定すべきである。(P57)	○	(1)については、財団法人宮城県体育協会に当該指摘事項を説明し、19年度からの協会交付要綱に指摘項目を明記させた。(2)については、19年度から財団法人宮城県体育協会活動費補助金交付要綱(別表)に全体研修会開催費を追加した。(3)については、財団法人宮城県体育協会に指摘事項を説明し、19年度から交付要綱に指摘項目のうち上限を明記させた。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
54	59	Ⅲ. その他	1. 会計検査院 指摘事項	指摘48	平成18年度、他県の会計検査院の検査において、対象農用地の選定等が適切に行われていないことや集落協定において取組むこととされている農業生産活動等が適切に実施されていないことを原因として、制度の運用が適切に行われていない旨の指摘がなされている。今後はこのようなことが起こらないよう、市町村の審査および現地確認の状況の把握に努め、さらに必要な場合には、自ら現地視察を行い確認するなどの措置を講じ、市町村に対して適切な指導が十分に行えるよう対処する必要がある。(P59)	○	関係地方機関及び市町村との緊密な連携の下で、市町村の審査及び現地確認の状況の把握を強化するほか、これまでも行ってきた現地指導調査の回数を増やすなど、現地調査による確認の機会を増やすこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
55	61	Ⅲ. その他	1. 会計検査院 指摘事項	指摘49	宮城県船舶職員養成協議会を認定団体とし、漁業就業促進対策事業を実施しているが、当該補助金について会計検査院の検査の結果、次の指摘があった。①同協議会からの委託により気仙沼水産振興センター運営協議会が実施した漁船乗組員スキルアップ6講習のうち4講習は、財団法人日本船員福利雇用促進センターからの委託を受けて実施しているものであり、同協議会の負担がないため補助対象にはならない。②また、同財団との関わりのない2講習についても、講習生から徴収した受講料等の収益見合いの費用を補助対象に計上している。この件について、県が処々の資料から問題点を発見できたかどうか検討したが、基本的には困難である。県は現在、同協議会に対し補助金の返還に向けた対応をしているとのことであるが、このような問題が発覚した以上迅速に返還に向けて対応する必要がある。さらに、このような違反行為があった場合は、ペナルティが課される補助取消しも検討すべきである。(P61)	○	補助金の返還については、会計検査院からの指示を受け、水産庁が改めて過年度分の事業内容を精査した結果、補助対象外となる経費が認められたが、講習自体は実際に計画どおり実施されており、悪意性も認められなかった。このことから、現在、事業実施主体が過大に交付された分について、自主返還の手続き中である。	措置がなされたと認められる。 ○
56	63	Ⅲ. その他	2. 監査委員 指摘事項	指摘50	宮城県理容衛生同業組合に対する職業訓練関連の補助金については、平成18年6月に登米市技能者訓練協会が約170万円の補助金を不正に受けたことが発覚したことに基き、県が他の訓練団体についても同様な事案の有無について調査した結果、発見されたものである。しかし、それ以前についても昭和58年度に宮城県理容協会の職業訓練校が同様の補助金不正受給問題を起こしており、岩手県理容美容訓練協会においても、平成11年度～平成15年度において約130万円の不正受給が明らかになっている。県はそれらの教訓があったにもかかわらず、昨年度まで県は単に書類調査で済ましていたことに対して反省をするとともに、今後はより深度ある検査体制を確立すべきである。この問題の解決を単に補助金の返還のみで済ますことなく、何らかのペナルティも求めてしかるべきである。さらに、このような意図的な不正に対しては、県民の財産を守るために刑事告訴も辞さない覚悟でのぞむべきである。(P63)	○	検査体制の確立については、登米市技能者訓練協会の発覚後に実施した業務検査から、普通課程の入校生、修了生については電話による全件確認調査、短期課程については過年度資料との比較調査を実施し、疑問がある場合は無作為抽出による電話確認調査を導入するほか、実績にアリングのためのチェックリストを作成のうえ職員研修を実施した。また、ペナルティについて、登米市技能者訓練協会については、不正受給に直接関与した元事務局長を刑事告訴したほか、訓練協会からの補助金返還が困難と判断し、責任を有すると認められる訓練協会の役員に対し損害賠償を請求した。また、給付金を返還していない事業主に対しては、今後支払督促手続を検討することとしている。宮城県理容美容協会については、不正受給した補助金は全額返還されたが、刑事告訴について弁護士等と協議を進めている。	措置がなされたと認められる。 不正受給分については、現在も、一部の未返還分について、係争中であるか又は返還の催告中である。 ○
57	65	Ⅲ. その他	3. その他	指摘51	水防法第35条によれば、「指定管理団体は、毎年水防団、消防機関および水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。」とされている。水防活動自体は、住民の生命、財産を守る重要な活動であるにもかかわらず、平成17年度に宮城県内で実施された水防訓練は共同開催も含めて16市町村のみである。しかし、補助対象、補助金額に関らず、全指定水防管理団体(市町村等)で行われるべきである。水防訓練を行っていない市町村の意識高揚が必要とされる。(P65)	○	平成19年4月18日付け河第33号「水防法第35条に規定する水防訓練について」により、県内すべての指定水防管理団体の長あてに、包括外部監査により指摘された旨を通知し、水防訓練の実施を促したところである。また、平成19年6月2日には、国土交通省東北地方整備局、宮城県、14市町村共催の3,000人規模の「北上川下流水防演習」を実施し、水防についての意識高揚を図った。	措置がなされたと認められる。 ○
58	72	Ⅳ. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	1. 県職員の自覚	意見1	「県職員の自覚」 ヒアリングにおいて、県財政難を思い補助金の削減・廃止について真摯に捉えている者、自らが担当する産業の活性化に囚われている者、補助対象者を弁護している者などいろいろな考えを持った職員がみられた。もっと積極的に補助金の削減・廃止について共に考えていきたい。(P72)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、その前段において、補助金の意義を再度徹底することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
59	73	Ⅳ. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	2. 補助金ゼロの原則	意見2	「補助金ゼロの法則」 基本的には自助努力すべきものに補助金を交付していると、補助対象者も当然補助金がもらえるものと考え、自活が遠のくことになる。将来的には補助金の交付がゼロになることが望まれる。(P73)	○	事業総点検として、補助金を含めた全事業の仕分け作業を実施し、自己点検を行った結果について、可能な部分については、平成19年度予算へ反映させることとし、検証作業の結果を踏まえ、県の役割見直し計画(フォローアップ計画)を策定することとした。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
60	73	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	3. 補助対象者における冗費の節約	意見3	「補助対象者における冗費の節約」 補助対象者に関して、補助対象経費以外に冗費を支出している先については、冗費の削減により同額補助金を削減することは可能である。(P73)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確認することとした。	○
61	74	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	4. 補助対象者の財政状態	意見4	「補助対象者の財政状態」 補助対象者が裕福、すなわち、次期繰越金を十分に持っている団体に対しては、補助金を交付する効果が少なく、他の補助対象者との公平性にも問題を感じる。補助金の削減又は廃止を考えるべきである。(P74)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確認することとした。	○
62	74	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	5. 自助努力を促す必要性	意見5	「自助努力を促す必要性」 団体の研修、販売活動については事業を推進する以上当然自助努力で行うべきである。したがって、補助金の交付は必要最小限にしなければならない。(P74)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金が真に必要なほどに補助対象団体が経済的に困窮しているかどうかを確認するため、原則として必ず、現地調査を行い、関係帳簿等を閲覧するなどして、財務状況を確認することとした。	○
63	74	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	6. 県の外郭団体等	意見6	「県の外郭団体等」 補助金が県の外郭団体や様々な任意団体に対して交付されている事例があるが、団体の必要性、事業の公益性を勘案した上で補助を行う必要がある。(P74)	○	公社等外郭団体については、平成18年度に策定された第二期宮城県公社等外郭団体計画に基づき、存廃を含めた将来のあり方を検討している中で、当該外郭団体に対する補助金についても、必要な検討を行っている。任意団体については、近い将来設置要綱を見直し、統廃合を含めた所要の検討を行うこととした。	○
64	74	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	7. 補助金交付期限	意見7	「補助金交付期限」 原則補助対象期間は最大3年程度とし、交付要綱は、社会情勢の変化等に合わせて、より実態に合ったあるべき補助金の額と交付の方法を定めるために、毎年見直されるべきである。(P74)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、終期設定のない補助金要綱については、必ず設定することとした。	○
65	75	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	8. 補助事業の効果測定	意見8	「補助事業の効果測定」 補助金の効果を厳密に測定することが難しい場合でも何らかの形で効果を測定すべきである。特に少額な補助金については効果の有無を判断し、必要性を吟味すべきである。(P75)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、法及び要綱等で補助基準額が設定されている場合も含めて、政策評価指標を補助効果指標にするなど、あらゆる項目について、成果指標を設定し、評価を行うものとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
66	75	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	9. 補助要件としての最低基準	意見9	「補助要件としての最低基準」補助要件として金額に最低基準を設けている場合、申請時に条件を満たしても、実績について最低基準を満たさなければ補助金の取り消しが可能な旨を規定し補助金を取り消すべきである。(P75)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助要件として金額に最低基準を設けている場合、申請時に条件を満たしても、実績について最低基準を満たさなければ補助金を取り消すことができるよう検討することとした。	措置がなされたとは認められない。 県は「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断しているが、実際には未措置であると評価する。包括外部監査人の意見では、実績について最低基準を満たさなければ補助金の取り消しが可能な旨を規定することを要求しているが、県が改正した「補助金交付要綱に関する改善方針」には織り込まれていない。県では検討の結果、措置しないこととしたものと思われるとのことであるが、その検討資料が見当たらず、明確な検討結果が不明とのことである。したがって、最終的に、未措置とした理由の合理性も判断できない。
67	75	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	10. 補助対象経費の確認審査	意見10	「補助対象経費の確認審査」補助金の実績の確認を市町村に委任している場合、県はその確認内容を確認する必要がある。県は直接補助を行っている場合、実績報告書について財務諸表や証拠書類を十分に確認する必要がある。さらに、補助対象者からその支部に交付されている場合も同様に確認する必要がある。(P75)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金の実績の確認を市町村に委任している場合、県は市町村における当該要綱等を確認するなどして、補助手続きの適正化を図ることとした。また、県が直接補助を行っている場合及び補助対象者からその支部に交付されている場合については、単に聞き取りによる実績確認ではなく、支出事実、内容を証明する領収書、帳簿等による確認のほか、独立監査人による監査報告書等による確認を徹底することとした。	措置がなされたと認められる。
68	76	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	11. 審査チェックリスト	意見11	「審査チェックリスト」平成14年度に出された補助金改善方針による実績報告書審査時のチェックリストを活用すべきである。また、交付申請時のチェックリストについても早期の作成、活用が望まれる。(P76)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、チェックリストへの記載は、原則として必ず記載することとした。また、交付申請時におけるチェックリストの活用についても検討することとした。	措置がなされたとは認められない。 県は「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断しているが、実際には未措置であると評価する。包括外部監査人の意見では、交付申請時のチェックリストの作成・活用も要求しているが、県が改正した「補助金交付要綱に関する改善方針」には織り込まれていない。県では検討の結果、措置しないこととしたものと思われるとのことであるが、その検討資料が見当たらず、明確な検討結果が不明とのことである。したがって、最終的に、未措置とした理由の合理性も判断できない。
69	76	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	12. 補助金交付の趣旨	意見12	「補助金交付の趣旨」交付要綱の趣旨を大きく逸脱することがあってはならず、補助対象者がいない場合には基本的に補助を行うべきではない。(P76)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、その前段において、補助金の意義を再度徹底することとした。	措置がなされたと認められる。
70	77	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	13. 国庫補助事業	意見13	「国庫補助事業」原則追従せざるを得ないと考え、県にとってメリットがない補助事業については補助事業採択を思いとどまることも必要であるし、県の高上げ補助を行うべきではない。(P77)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、その前段において、補助金の意義を再度徹底することとした。また、県の高上げ補助についても、原則として見直しよう指示を行った。	措置がなされたと認められる。 県の高上げ補助は、原則として廃止する方針で見直しを行うよう内部通知を行っている。
71	77	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	14. 消費税および地方消費税への対応	意見14	「消費税および地方消費税への対応」消費税および地方消費税額が補助対象額になっているケースが見受けられた。基本は税抜きで補助対象額を算定し、非課税業者または免税業者になることが明らかな場合にのみ税込みで算定すべきである。(P77)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助額算定時には、税抜きで算定することとし、非課税業者または免税業者等を証明する書類がある場合にのみ、税込みで算定するよう要綱を改正することとした。	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
72	77	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	15. 出張日当	意見15	「出張日当」補助対象者の内部規定により定められており客観性に乏しいこと、外部の実費ではないことから原則補助対象経費から除外すべきである。(P77)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助算定額に出張日当は算定しないよう要綱を改正することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
73	77	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	16. 交付要綱の公開手段	意見16	「交付要綱の公開手段」交付要綱は県政情報センターにて閲覧し、1枚10円にて複写することができるが、情報公開の促進と利便性向上のために、県のホームページに掲載すべきである。(P77)	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助金交付要綱を主務課ホームページに掲載することとしたほか、県政情報公開室ホームページにその一覧を掲載することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
74	78	IV. 補助金のあり方と問題点に関する総合意見	17. 補助金不正受給問題	意見17	「補助金不正受給問題」発生を防止できなかった原因は県の審査の甘さに由来していると思われる。県はもっと真剣に補助金の交付の仕方、審査の仕方を研究することが肝要である。また、法令違反や行政処分などの経験がないことを確認する宣誓書についても制度化を検討する必要がある。	○	平成18年度及び19年度において、全庁的に補助金自己点検を行い、「補助金交付要綱に関する改善方針」を改定し、補助申請時及び実績確認時において、原則必ず書類審査ではなく実地ヒアリングを行うこととしたほか、成果物・執行状況の確認及び証書書類等の確認についても、証書書類による確認を義務づけるなど交付及び審査の厳格化を行うこととした。また、宣誓書の提出についても、引き続き検討することとした。	措置がなされたとは認められない。 × 県は「検討することとした」ことをもって措置を講じたと判断しているが、実際には未措置であると評価する。宣誓書の制度化については、県が改正した「補助金交付要綱に関する改善方針」には織り込まれていない。県では検討の結果、措置しないこととしたものと思われることであるが、その検討資料が見当たらず、明確な検討結果が不明とのことである。したがって、最終的に、未措置とした理由の合理性も判断できない。 現状では、宣誓書の提出について、県は一律に義務化していない。これは、申請時及び実績確認時の審査を厳格化していることや、悪意の申請者に対しては宣誓書の提出による不正受給未然防止の効果があり期待できないとの理由によるものである。したがって、宣誓書の提出について制度化は行われていないが、その理由の合理性は認められると評価する。
75	79	V. 補助事業への個別意見	1. 宮城大学研究補助事業(意見)	意見18	当該補助金については、知事から委任を受けた宮城大学長が補助金の交付決定を行うことになっており、大学教員個々人の研究を学長がどこまでの範囲で認めるのかにかかっている。県立大学に対しては、総額30億円ほどの予算支出を県は行っており、この補助金はそのうちの一部であるので、大学内のチェック機能をより強化し、研究費の使われ方に対しては厳しい目を持つ必要がある。また、実績報告書についても内容・金額の確認を十分に行うべきである。(P79)	○	研究補助金については、当該補助金の資金効率向上のため、平成18年度から当該補助金要綱を改正し、交付額決定制度の改善を行った。職位に応じた基準額を設定したほか、申請時における書類審査体制の強化、競争的な方式の評価導入による交付金額を決定するシステムへの変更を行った。研究補助金の執行に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努め、実績報告に係る審査についても、学内の研究委員会等で内容を検討し、収支簿、明細書、預金通帳、領収書等との突合を行うなど学内でのチェック体制の強化を行った。また、学外に対して研究補助金の採択状況をホームページで公表し、透明性、公平性を高めることとした。	措置がなされたと認められる。 ○
76	81	V. 補助事業への個別意見	2. 納税貯蓄組合連合会事業費補助金(意見)	意見19	特別徴収義務者交付金の交付額や交付率は総務省の通知や全国の実況等を参考に設定されているものの、効果の検証が十分でない状況にある。特別徴収は法的な義務であるので、交付金の交付と特別徴収制度の円滑な運営等の効果を明確に把握し、交付率や交付額について検討する必要がある。(P81)	×	現在、財政が非常に厳しい状況にあり、独自財源である県税収入を早期・確実に確保する重要性が増しているが、特別徴収義務者の理解と協力を得て円滑な賦課徴収を推進していくためには有効性かつ必要な交付金である。また交付率は、他県ではほぼ一定水準で推移しており、当県が全国一低い率となっている。軽油引取税の特別徴収義務者の一部は全国的なネットワークを持ち、申告納入先も一県に限らないことから交付率の取扱が大きく異なることは、必ずしも望ましいことではないと考える。したがって、特別徴収義務者交付金については、当面の間、事業を継続することとし、特別徴収義務者交付金における交付率や交付額についても、引き続き、所要の額を要求していく。	未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 ○ 補助の効果に関するその後の検討状況であるが、平成22年度の現年課税分の収入率は100%となり、その結果、交付率の見直しを行うなど県としての検討はなされている状況である。措置済と評価する。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
77	82	V. 補助事業 への個別意見	3. 宮城県地域 振興センター運 営費補助金(意 見)	意見20	県は同センターが行っている研究成果を市町村がどのように反映し たかの確認を行っていない。民間でも対応可能であり、県内にもいく つかの同類のシンクタンクも存在している。民間委託も考えるべき。 市町村合併等新たなものが発生した都度人員を増やしていったので は、補助金が益々膨らむだけになる。以上のような観点から、今後の 同センターのあり方について必要性を問うべき時期にきている。(P8 2)	○	研究成果の市町村への反映状況については、平成18年度に調査 研究の顧客となる市町村を対象に、センターの役割や研究成果の 活用等についてアンケートを実施した中で把握しており、県としては その結果を踏まえ、センターとともに研究成果を高める工夫を図っ ていくこととした。補助金削減については、県派遣職員を平成19年 4月には、平成18年度の4名から3名に1名減員(8,689千円の削 減)したほか、公益事業運営費補助についても平成18年度 2,240 千円から平成19年度 2,010千円に削減した。センターの今後のあり 方については、センターの地元密着型シンクタンクとして果たして きた役割や現在抱えている経営基盤、組織などの課題、民間コン サルとの役割分担、公益法人制度改革の動向等を踏まえ、セン ターとともに検討しているところであり、県からの補助金や派遣職員 の更なる縮小等についても、その中で一体的に検討していくことと した。	○	措置がなされたと認められる。 検討の結果、当該センターは平成21年3月に解散済である。
78	83	V. 補助事業 への個別意見	4. 市町村振興 総合支援事業 (市町村振興総 合補助金)(意 見)	意見21	同補助金については、本来の趣旨から逸脱していると思われる事業 や、補助額が過小となっているメニューもある。また事業をより効果 的にするために、計画達成に向けた戦略や具体的な取組み目標を 記載するなどして、目標と達成の進捗状況を確認し、評価を行って いくべきである。(P83)	○	構成メニュー事業や事業要件については、事業効果等を勘案し、 毎年度見直しを行っている。また、確認調査を見直し要綱の改正を 行った上で、申請時の内容審査や実績報告時の確認調査における 市町村への指導について説明会等で職員に周知徹底し、適正な事 務処理を行った。本来の趣旨から逸脱しているとされた「魅力ある 地域づくり事業」「暴走族根絶促進モデル事業」については、住民 の意識啓発や機運醸成を図る効果を期待しているものもあり、今 後も支援していきたいと考えるが、事業内容・効果を具体的に確認 できるように改めた。補助額が過小とされた「乳幼児医療費助成事 業市町村事務費」については、乳幼児医療費助成本体との一体的 な運用と事務の効率化を図るため、平成19年度よりこども家庭課 事業へ移管した。「園芸特産重点強化整備事業」については、平成 18年度より、計画達成に向けた戦略と取り組みを事業計画に記載 し、併せて、その達成度合いを事業実施後5年間の事業評価で確 認できるように改めた。	○	措置がなされたと認められる。
79	88	V. 補助事業 への個別意見	5. 公衆衛生地 区活動育成事業 補助金(意見)	意見22	(1)公衛連の主な事業は、他連合会等への補助金支出のほか、表 彰関係となっており、団体が存在していなくても実施可能である。 (2)戦後復興期と異なり公衆衛生の事情も改善されてきていること から、県としての表彰活動自体の必要性も検討する余地がある。 (3)県職員2名が公衛連の事務局の業務を無償で代行しており、ま た、公衛連の非常勤職員のデスクを環境対策課内に無償で設置して いる。早期に事務局を県庁の外部に移転し、県職員の団体事務局兼 務を解消することが望まれる。(P88)	○	包括外部監査結果及び公社等外郭団体改革計画に基づき、今後 の在り方について検討した結果、次のことが決定した。 ・県補助金は平成19年度までとし、平成20年度からは廃止する。 ・法人は、平成22年3月31日で解散する。	○	措置がなされたと認められる。
80	89	V. 補助事業 への個別意見	6. 環境緑化推 進事業補助金 (意見)	意見23	「定額」について、交付要綱上、あいまいであり、どのようなものに補 助をすべきか明確にすべきである。また昨今の緑化等環境行政の変 化を勘案し、補助金の見直しについて検討すべきである。(P89)	○	「定額」としている補助金については、県土緑化を推進するため、県 民との協働による環境緑化の推進やみどり豊かな県土の創造のた めに必要な補助として適切な制度内容となるよう検討していくことと した。	○	措置がなされたと認められる。 その後、交付要綱の見直しが実施されている。
81	89	V. 補助事業 への個別意見	7. 文化活動促 進助成事業(宮 城県文化協会連 絡協議会)(意 見)	意見24	当該補助金の限度額は150千円と少額であり、補助対象者の自助 努力によって吸収可能な水準と考えられ、廃止すべきである。(P8 9)	○	当該補助金については、平成20年度をもって廃止する。	○	措置がなされたと認められる。
82	90	V. 補助事業 への個別意見	8. 援護関係団 体運営費補助事 業(意見) (財)宮城県連 合遺族会運営費 補助金交付要綱 関係	意見25	(1)補助対象者から提出される収支計算書については、一般会計及 び特別会計も対象とすべきである。さらに貸借対照表も徴求するよう 交付要綱を変更すべきである。 (2)補助金額の算定根拠が希薄なため、交付要綱において算定根 拠を明確に規定すべきである。(P90)	○	(1)収支計算書及び貸借対照表については、徴するように要綱を 改正することとした。 (2)交付要綱に補助金の算定根拠を、明記することとした。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
83	90	V. 補助事業 への個別意見	8. 援護関係団体運営費補助事業(意見) 【(財)宮城県連合遺族会運営費補助金交付要綱関係】	意見25	(3)補助対象団体の平成17年度決算においては、一般・特別会計あわせて331百万円と多額の繰越利益剰余金があり、1,197千円の補助金を交付しなくても十分事業が継続できるため、補助金を廃止することが望まれる。(P90)	○	(3)遺族会に対しては県からの委託事業や、県と遺族会が協力・連携して実施している事業があることから、それらの事業と補助金との調整を図りながら補助金の縮小等に向けて遺族会と協議を行っていく。	措置がなされたと認められる。 ○ その後の協議の結果、廃止には至っていないものの補助金は減額されている。
84	92	V. 補助事業 への個別意見	9. 援護関係団体運営費補助事業(意見) 【(財)宮城県傷痍軍人会運営費補助金交付要綱関係】	意見26	(1)補助対象者から提出される収支計算書については、一般会計及び特別会計も対象とすべきである。さらに貸借対照表も徴収するよう交付要綱を変更すべきである。 (2)補助金額の算定根拠が希薄なため、交付要綱において算定根拠を明確に規定すべきである。(P92)	○	(1)収支計算書及び貸借対照表については、徴収するように要綱を改正することとした。 (2)交付要綱に補助金の算定根拠を、明記することとした。	措置がなされたと認められる。 ○ 当該団体は平成20年3月に解散、任意団体へ移行しており、現在、補助は行っていない。
85	92	V. 補助事業 への個別意見	9. 援護関係団体運営費補助事業(意見) 【(財)宮城県傷痍軍人会運営費補助金交付要綱関係】	意見26	(3)補助対象団体の平成17年度決算においては、一般・特別会計あわせて6,562千円の繰越利益剰余金があり、当該補助金の縮減が可能である。 (4)同団体は上部団体にあたる機関に県からの補助金額以上の額を上納している。県は同団体の財務状況を十分に吟味すべきである。(P92)	○	平成21年度から廃止する。	措置がなされたと認められる。 ○
86	93	V. 補助事業 への個別意見	10. 援護関係団体運営費補助事業(意見) 【(財)宮城県軍人連盟補助金交付要綱関係】	意見27	約5,000名の会員に対し、112千円と少額な補助金となっている。補助金交付の必要性も含め見直しの時期にきており、総合的に勘案して補助金を廃止すべきである。(P93)	○	平成20年度から廃止した。	措置がなされたと認められる。 ○
87	94	V. 補助事業 への個別意見	11. 援護関係団体運営費補助事業(意見) 【軍人軍属恩欠者全国連盟宮城県連合会運営費補助金交付要綱関係】	意見28	約100名の会員に対し、78千円と少額な補助金となっている。また補助対象者が補助金額とほぼ同等額を上位団体に上納しており、財務状況を確認すべきである。(P94)	○	平成19年度から廃止したが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
88	95	V. 補助事業 への個別意見	12. 慰霊巡拝参列者助成事業(意見)	意見29	交付要綱における遺族の定義が不明確。また補助対象期間を設定することも検討すべきである。(P95)	○	(1)補助対象者については、遺族会等と相談の上、その定義を要綱に明記することとした。 (2)慰霊巡拝は、戦没者に対し英霊顕彰を示すため、①宮城之塔慰霊巡拝については県が主催しており、②海外慰霊巡拝については、遺族会が主催し実施しているものである。特に、①宮城之塔慰霊巡拝については、県内に在住している戦没者の遺族の方々を、県の代表として県が主催する慰霊祭に参加してもらっているものである。したがって、終期の設定については、戦没者に対する英霊顕彰ということを勘案し、遺族団体等とも十分協議の上、慎重を期し検討することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
89	96	V. 補助事業 への個別意見	13. "社会を明るくする運動"事業費補助(意見)	意見30	現在行われている同運動宮城県実施委員会の活動内容については、本来の趣旨と直接の因果関係がなく効果に疑問が残る。また同委員会の次年度繰越残高は926千円となっており、県が少額の補助金を交付する意味がなくなっている。(P96)	○	平成19年度から廃止したが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
90	96	V. 補助事業 への個別意見	14. 地域福祉 ネットワーク事業 (意見)	意見31	ほとんどの社会福祉協議会において該当の事業を行っているものと推定される。しかし、県での予算が限られていることから、補助金を申請する市町村を事前に調整した上で、3市町が申請し、補助金が交付されている。制度的には申請者が事前に調整されることは想定されておらず、透明性及び公平性の観点から、公募により選定理由を明確にする必要があり、事前調整することは廃止すべきである。(P96)	○	国(厚生労働省)の制度改正により、平成19年度より「地域福祉等推進特別支援事業」に再編された。制度改正前の平成18年度までは、事業費の負担割合が「国1/3、県1/3、市町村1/3」であり、県の予算措置が必要であり、限られた予算を使いながら、県内各市町村において当事業の目的に即した事業が実施されるように、順番に補助金が受けられるよう調整していたという経緯がある。制度改正後の平成19年度からは、事業費の負担割合が「国1/2、市町村1/2」となり、県の予算措置は不要となった。また、補助対象事業が地域福祉を推進するための「先駆的・試行的」事業となり、事業採択の可否については厚生労働省において判断されることから、県で国に協議する事業の調整はしないこととした。これにより、平成19年度は全市町村に対して国庫補助協議の要望について照会し、希望のあった全ての事業について国庫補助協議を行った。	○
91	97	V. 補助事業 への個別意見	15. 広域圏社会福祉協議会活動 支援事業(意見)	意見32	(1)市町村社協においては、旧地方社協の業務の引継期間を5年とするほどの事業ではないため、2、3年程度で当該補助金は廃止すべきだった。 (2)各協議会の剰余金の状況を見ると、目的積立金を除外したとしてもこれらの協議会は十分に繰越剰余金を有しているため、補助金を削減すべきである。(P97)	○	各圏域の実態に即し交付することとし、一部の市町村社協について補助金の減額を行った。	○
92	99	V. 補助事業 への個別意見	16. 民生委員協議会運営費補助 (意見)	意見33	当該補助金の相当部分は研修費用(一部宿泊を伴う)に当てられており、検討が必要。各市町村単位の民生委員協議会からの収支決算書については、より詳細な決算書を求めるべきであるし、支出内容も確認すべきである。支出相手先である地区単位の民生委員協議会の場合にも、収支決算書や証憑資料により支出内容を確認すべきである。(P99)	○	研修費用については、民生委員法第26条の規定により、都道府県が負担することとされている。昨今、児童虐待やDV等の福祉に関する深刻な問題が全国的に頻繁に発生し、また、生活保護受給者も増加傾向にあることから、地域福祉を推進する上で民生委員・児童委員の役割はこれまで以上に重要になってきているところである。このように家庭や地域にける問題が複雑かつ多様になってきている中、民生委員・児童委員が地域の福祉の担い手として活動していくためには、新しい知識を学び資質の向上を図ることが必要で、移動研修による他県・他地域の取り組みの取得、情報交換等は活動によるところが多いものと判断され、宿泊を伴う研修と言えども、今後とも継続すべきものと判断する。ただし、宿泊を伴う研修・講習については、内容を十分検討し、施行するよう県民生委員児童委員協議会を通じ指導することとした。民生委員協議会の活動に係る収支決算については、平成19年度補助金から各市町村単位民生委員協議会に赴き指導することとし、その際に地区に係る単位民生委員協議会の収支決算についても添付させ、補助金の使途が明確にできるよう指導することとした。	○
93	99	V. 補助事業 への個別意見	17. 民生委員協議会活動費補助 (意見)	意見34	当該補助金の相当部分は研修費用(一部宿泊を伴う)に当てられており、検討が必要。各市町村単位の民生委員協議会からの収支決算書については、より詳細な決算書を求めるべきであるし、支出内容も確認すべきである。支出相手先である地区単位の民生委員協議会の場合にも、収支決算書や証憑資料により支出内容を確認すべきである。(P99)	○	研修費用については、民生委員法第26条の規定により、都道府県が負担することとされている。昨今、児童虐待やDV等の福祉に関する深刻な問題が全国的に頻繁に発生し、また、生活保護受給者も増加傾向にあることから、地域福祉を推進する上で民生委員・児童委員の役割はこれまで以上に重要になってきているところである。このように家庭や地域にける問題が複雑かつ多様になってきている中、民生委員・児童委員が地域の福祉の担い手として活動していくためには、新しい知識を学び資質の向上を図ることが必要で、移動研修による他県・他地域の取り組みの取得、情報交換等は活動によるところが多いものと判断され、宿泊を伴う研修と言えども、今後とも継続すべきものと判断する。ただし、宿泊を伴う研修・講習については、内容を十分検討し、施行するよう県民生委員児童委員協議会を通じ指導することとした。民生委員協議会の活動に係る収支決算については、平成19年度補助金から各市町村単位民生委員協議会に赴き指導することとし、その際に地区に係る単位民生委員協議会の収支決算についても添付させ、補助金の使途が明確にできるよう指導することとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
94	99	V. 補助事業への個別意見	18. 宮城県民生委員児童委員協議会研修事業(意見)	意見35	宮城県民生委員児童委員協議会の資産は潤沢であり、補助金を交付する意義は乏しい。(P99)	○	宮城県民生委員児童委員協議会の研修事業に対する補助金については、平成18年度をもって廃止することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
95	101	V. 補助事業への個別意見	19. 東北大学白菊会運営費補助金(意見)	意見36	補助対象者の活動内容を見ると、団体内部に関するものが太宗を占め、補助目的である医学及び歯学教育の充実ならびに医療従事者の確保と資質の向上に対する直接的な効果はきわめて限定的と考える。また、補助対象者は資金的に困窮しておらず、補助の必要性は少ない。(P101)	○	平成19年度を最終年度として平成20年度から当該補助金の廃止の措置を行うこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
96	102	V. 補助事業への個別意見	20. 明るい長寿社会づくり推進事業(意見)	意見37	(1)補助対象経費の内容が曖昧になっているので、具体的な補助対象経費内容及び補助率を示すべきである。 (2)啓発情報誌発行事業では全額補助対象事業となっているものの、計算によると県内全高齢者の約2%しか配布されておらず、公平性及び公益性の観点から補助率を50%にすべきである。(P102)	○	(1)補助対象経費及び補助率については、平成19年4月10日付けで補助金交付要綱を改正し、各事業ごとの具体的な補助対象経費と補助金額の算定方法について規定した。 (2)啓発情報誌発行事業については、既に平成18年度から、従来の冊子形式から単価の安いタブロイド判に変更し、広告スペースを増やすなど、作成経費の見直しを行った結果、発行部数を従来の20倍である10万部に増刷して配布している。なお、元気高齢者の生きがいづくりを推進するための情報提供のあり方については、より効果的な方法となるよう今後も引き続き検討することとした。	措置がなされたと認められる。 ○
97	103	V. 補助事業への個別意見	21. 児童クラブ活動促進費(児童福祉施設併設型民間児童館事業)(意見)	意見38	補助効果測定のため、当該施設の利用者数を把握し、過去の利用者数とも比較し、県民ニーズに合致した補助であるか否かについて事後検証を行い、翌年度以降の補助継続についての検討材料とすることが望ましい。(P103)	○	事後検証の実施については、関係市から本事業にかかる利用実績等の資料提出を求めることとした。	措置がなされたと認められる。 ○
98	104	V. 補助事業への個別意見	22. 児童クラブ活動促進費(地域組織活動育成事業)(意見)	意見39	母親クラブによって使用された補助金の使途については市町村が審査している。しかし、補助金の適正使用に関する調査責任は補助金の交付主体である県にあると考える。県においても市町村の審査内容の適正性について検証することが望まれる。(P104)	○	市町村の審査内容の適正性の検証については、補助金交付申請市町村の中から抽出して行うこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
99	105	V. 補助事業への個別意見	23. 母子・父子家庭医療費助成事業(意見)	意見40	当該補助金は概算払による交付がなされ、その後、翌年度の6月までに提出を求めている補助事業実績報告に基づき精算交付および返還が行われている。つまり、精算については補助事業実施年度の翌年度の決算においてなされていることになる。出納整理期間内の翌年度5月末までに精算が完了できるように補助事業の実績報告の徴求時期を早める等の対応をとることが望ましい。(P105)	○	年度内精算については、そのために必要となる事務手続きが可能かどうか市町村の意向を確認した。引き続き、市町村との間で調整を行い、平成20年度からの年度内精算の実施に向けて検討することとした。	措置がなされたと認められる。 ○ 県は、その後交付要綱の改正を行い、平成20年度分の補助金から年度内精算を実施している。
100	105	V. 補助事業への個別意見	24. 温水プール建設費借入金償還金補助金(意見)	意見41	当該補助金の交付根拠は条例及び規則のみによっており、利子補給の要件、借換えた場合の変更等詳細を定めた交付要綱を作成すべきである。また同要綱において、交付期間を定めると同時に、一定期間後は減額や廃止することもあり得る旨盛り込むべきである。(P105)	○	平成20年度から廃止した。	措置がなされたと認められる。 ○
101	106	V. 補助事業への個別意見	25. 伝統的工芸品産業産地育成事業(意見)	意見42	補助対象事業については、費用総額266千円に対し、補助額が120千円と僅少であり、補助対象者の自助努力によって吸収可能な水準と考えられる。(P106)	○	零細補助金の廃止・縮小の方針を踏まえ、補助事業を廃止した。	措置がなされたと認められる。 ○
102	107	V. 補助事業への個別意見	26. 研究成果市場形成推進事業(意見)	意見43	同事業交付要綱において、収益納付の規定があるにもかかわらず、交付要綱には補助事業の成果自体を長期的に確認する規定がない。補助金の効果を長期的に確認することは重要であることから、補助対象者に企業の状況に関して継続的に報告させる仕組みを交付要綱上に規定すべきである。(P107)	○	平成17年度に事業が終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。ただし、補助事業の成果を確認するため、今後、補助事業終了後5年間については企業化等状況報告書を提出させることとした。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
103	108	V. 補助事業への個別意見	27. 宮城県中小企業経営革新事業費補助金(意見)	意見44	同事業交付要綱において、収益納付の規定があるにもかかわらず、過去5年間に収益納付があった企業は13社中1社であり、このような状況はすなわち直接的にも間接的にも補助金の効果は出現しなかったと考えられる。したがって、終期年度を早めるほか、補助対象者に対し、事業を成功させ収益納付意識を喚起していくべきであり、補助金の支出効果を確認するための企業からの情報提供を徹底させ、適切な事後評価を行っていくべきである。(P108)	○	当該補助事業は、経営革新に取り組む中小企業への支援策として、新商品・新技術の研究開発等に対し補助を行うものであり、特に経営基盤の弱い中小企業に対しては非常に有効性の高いものと認識しており、引き続き事業を継続することとした。また、収益納付の実績は1件に止まっているものの、当該補助事業の目的は収益納付にあるわけではなく、県内の中小企業が円滑に新たな事業に取り組みやすいよう支援するものと考えている。ただし、補助事業を実施中の企業については、企業を訪問し事業の進捗状況についてヒアリングを行うとともに、補助金の成果をより正確に確認するため、補助事業終了後5年間について提出することとなっている企業化等状況報告書に、新たに財務諸表を添付させることとした。	○	措置がなされたと認められる。
104	110	V. 補助事業への個別意見	28. 中小企業活性化支援事業費補助金(意見)	意見45	(1)補助対象者より提出させる企業化状況報告書については、非常に簡易な様式となっており、補助事業の実施結果及び企業化の状況については十分な情報を入手できるとは言えない。 (2)同報告書のみでは、その後の成果を長期的に確認することはできないので、適切な事後評価を可能にする規定を要綱上に明確に定めるべきである。(P110)	○	事業は終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。ただし、補助事業の成果をより正確に確認するため、補助事業終了後5年間について提出することとなっている企業化等状況報告書に、新たに財務諸表を添付させることとした。	○	措置がなされたと認められる。
105	110	V. 補助事業への個別意見	29. 宮城県新成長産業支援事業費補助金(意見)	意見46	(1)補助対象者より提出させる企業化状況報告書については、非常に簡易な様式となっており、補助事業の実施結果及び企業化の状況については十分な情報を入手できるとは言えない。 (2)同報告書のみでは、その後の成果を長期的に確認することはできないので、適切な事後評価を可能にする規定を要綱上に明確に定めるべきである。(P110)	○	事業は終了しているが、今後については、適正に事務を執行していくこととした。ただし、補助事業の成果をより正確に確認するため、補助事業終了後5年間について提出することとなっている企業化等状況報告書に、新たに財務諸表を添付させることとした。	○	措置がなされたと認められる。
106	112	V. 補助事業への個別意見	30. 計量改善指導事業費補助金(意見)	意見47	(1)補助対象者が主催するイベントについては、公益性を有しているか疑問があり、その他事業についても、本来同者が自動努力によって行うべき性質のものである。同者の存在意義自体が計量業界のためのものであり、そもそも公平性の観点からも同者への補助金を交付することは適当ではないと考える。 (2)県は計量協会に対して、県民の血税を補助金として受領し使用していることを自覚し、参加者から負担金を徴収するかどうかにかかわらず、温泉街のホテルで総会を開催することが外見的に浪費と受け取られかねないということを自覚するよう促すべきである。(P112)	○	(1)補助対象事業のうちイベントについては、平成21年度から補助対象外とすることとし、広報紙の発行や研修事業など真に計量思想のPRに必要な事業に絞り込んで補助金を大幅に削減していく。 (2)総会開催については、指摘を踏まえて計量協会に自覚を促し、平成20年度総会から仙台市内の会議施設で開催する。	○	措置がなされたと認められる。 実際に補助金は削減されている。
107	113	V. 補助事業への個別意見	31. 企業立地促進奨励金(戦略分)(意見)	意見48	(1)重点分野4分野については、通常より高い奨励金交付率を適用しているが、これらについては、平成12年策定以来見直しが行われておらず、合理性について再検討すべきである。 (2)成長産業の定義について、曖昧といわざるを得ず、当該産業に該当するか否かについて、恣意性を排除するために具体的な定義づけを行うことが望まれる。(P113)	○	企業立地奨励金については平成20年3月31日までに着工される立地案件については従来どおりの取り扱いがなされるものの、平成20年4月1日以降に着工される立地案件に関しては平成20年4月1日付で創設された「みやぎ企業立地奨励金」の対象とすることとした。「みやぎ企業立地奨励金」においては、従来の重点分野、成長産業への厚遇の考えを廃し、新たに「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という)第5条により主務大臣の同意を得た基本計画において定められた集積区域への集積業種であって、かつ新規の立地の場合に通常より高い交付率を適用することとし、その対象期間は企業立地促進法による基本計画の適用期間と合わせ5年間としている。	○	措置がなされたと認められる。
108	114	V. 補助事業への個別意見	32. 工場再活用等雇用創出促進事業費(意見)	意見49	当該補助基準日現在にも雇用関係が存在していることは確認していない。不正を防ぐため、基準日から再基準日まで継続的に雇用されている人数を補助金の交付対象をすることが望ましい。そのほか、例えば支払いを2分割し、2回目に雇用者数が激減している場合などには現地調査により勤務実態を確認することが望まれる。(P114)	○	本制度については、緊急経済産業再生戦略期間限定企業立地促進奨励金制度に代わる新制度の中で雇用促進策を盛り込むこととし、平成17年8月31日まで操業開始した企業を対象とした上で終了した。新制度は投下固定資産奨励金、新規雇用奨励金の二つの制度となっているが、いずれも新規雇用の条件がある。平成18年度において新制度となり初めての交付申請があったが、内示に当たっては関係書類の提出と合わせ雇用状況等確認のため現地調査を実施することとした。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
109	115	V. 補助事業への個別意見	33. 漁業経営基盤強化指導事業(意見)	意見50	補助対象協会の収支状況を見ると、当該補助金を前提に事業を行っていると言わざるを得ない。また漁業経営体の経営体質強化や経営の合理化にかかる費用については、その成果を受ける漁業経営体自らが負担することが原則であり、自助努力による運営を指導していく必要がある。(P115)	○	漁業経営基盤強化指導事業に係る「漁業経営体に対する業界の自助努力による運営」については、漁業経営指導協会を通じて、漁業関係団体に検討を指示した結果、本年4月に〔沿海地区漁協、県漁連などが統合して〕県一漁協が発足し、営漁指導体制が充実されることなどから、当該事業活動を各団体の業務と位置づけ、本年度より当該協会への県の助成を廃止することにした。	○ 措置がなされたと認められる。
110	115	V. 補助事業への個別意見	35. 森林組合合併対策事業(意見)	意見51	補助目的は森林組合の合併促進を図るものである。補助金交付開始年度は昭和47年であり、補助金交付から既に34年が経過している。組合数は昭和26年現在112組合であったが、平成17年度末現在16組合へ減少した。しかしながら、過去5年内では平成13年度に合併が1件あったのみであり、今後の見込みは平成19年度に3組合の合併が1件あるのみである。さらなる補助効果を出すためには、補助金の終期を例えば、「森林組合広域合併基本計画」で述べている平成20年3月31日に確定させる必要がある。(P115)	○	終期設定について、「第7次森林組合広域合併基本計画」の期限である平成19年度(平成20年3月31日)までとしており、廃止することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
111	116	V. 補助事業への個別意見	34. 設備資金貸付事業補助金(意見)	意見52	財団法人みやぎ産業振興機構が行う設備資金貸付事業に要する経費を補助している。新規店舗出店資金貸付金の回収遅延について、貸付後に対象設備が売却され、連帯保証人は貸付後間もなく定年退職であったことから代位弁済能力がないケースがあった。今後は業務経費の補助を実施するばかりでなく、貸付業務の執行状況の検査を強化する等、事業の適正実施をさらに図っていく必要がある。(P116)	○	債権保全措置については、財団法人みやぎ産業振興機構に対し、平成18年度貸付事務検査において、貸付対象設備の無断譲渡等の未然防止の徹底、連帯保証人の所得のみならず資産を含めた保証能力の精査等適切な債権管理の実施を求めたところであり、今後も貸付事務検査等を通じて貸付事業の一層の適正化を図ることとした。	○ 措置がなされたと認められる。
112	119	V. 補助事業への個別意見	36. 森林組合等経営基盤強化対策事業(意見)	意見53	補助対象団体2団体については、財政的に潤沢な資金を有しており、そもそも補助金を与えるべき団体かどうかは疑問である。(P119)	○	平成20年度で廃止する。	○ 措置がなされたと認められる。
113	120	V. 補助事業への個別意見	37. 漁協組織強化事業(意見)	意見54	当該補助金の主たる目的である合併数の増加については、一定の効果が出ているところであり、当該補助金は廃止すべきである。また補助対象団体の1団体については、資金が潤沢であり、補助対象者として適正を欠くと考えられる。(P120)	○	平成20年度の予算計上を見送った。次年度以降も予算計上を見送る予定である。	○ 措置がなされたと認められる。
114	121	V. 補助事業への個別意見	38. 中小企業連携組織対策事業(意見)	意見55	ここ数年に組成された組合数・組合員数については、頭打ちとなっており、補助金額に対する効果は高いとはいえない状況にある。また補助対象者の財政状況についても、潤沢な資金を有しているほか、同者で行っている視察旅行の参加収入と事業費を勘案すると、当該補助金が間接的に視察旅行費用に充てられていると考えざるを得ない。そもそも中小企業の組織連携は、あくまでも自己責任である。中央会のあり方を含め当該補助金の見直し、削減を検討する必要がある。(P121)	×	中小企業団体中央会に対する補助金については、中小企業等協同組合法に基づき設立された中央会が行う中小企業組合等に対する設立・運営指導等に対して補助を行っているものであり、県としてもその重要性を認識している。したがって、中小企業連携組織対策事業補助金については、当面の間、事業を継続することとし、補助額についても、引き続き、所要の額を要求していく。	○ 未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 県は、その後、中央会及び当該団体に対する補助事業の重要性を認識しつつも、補助金は毎年、削減を行ってきている。この点を鑑み、措置済と評価する。 中央会のあり方の検討については、宮城県だけが行えば良いという問題にとどまらず、全国レベルで検討すべき問題である。
115	122	V. 補助事業への個別意見	39. 小規模事業経営支援事業(意見)	意見56	当該補助金の約8割は補助対象業務を実施するため各商工会等に設置される経営指導員等に対する人件費に係るものであり、さらにこの人件費に対する補助金交付率は約7割にもほなる。当該指導員の業務内容を精査すると、当該指導員でないと思われざる業務は全体の2割強となっており、それ以外の業務のコストについては、商工会等が自ら負担すべき性質のものと思われる。(P122)	×	商工会等に対する補助金については、商工会法等に基づき設立された商工会等が行う経営改善普及事業等に対して補助を行っているものであり、県としてもその重要性を認識している。したがって、小規模事業経営支援事業費補助金については、当面の間、事業を継続することとし、補助額についても、引き続き、所要の額を要求していく。	○ 未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 その後、県は補助対象職員の設置基準の見直しを実施し人員の削減を行うとともに、補助金の削減を行っている。この点を鑑み、措置済と評価する。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
116	125	V. 補助事業への個別意見	40. 青年農業者育成確保推進事業(意見)	意見57	事業を遂行するための経費を収入が上回る状況における補助金の交付は、補助対象者に対する補助として適切ではなく、同者の資金も潤沢であることから、補助金の当面の凍結及び削減が求められる。(P125)	○	補助金の当面の凍結及び削減については、青年農業者等の育成及び確保を図る観点から補助金は必要と考えられるため継続することとした。なお、事業費の節減に努めるよう指導するとともに補助金の額について見直しを行い、平成17年度の16,783千円から平成18年度は13,982千円に削減した。	○
117	126	V. 補助事業への個別意見	41. 農村青少年集団活動育成推進事業(意見)	意見58	補助対象範囲が曖昧であるので、具体的に要綱で定めるべきである。(P126)	○	補助金の交付対象となる経費については、当該交付要綱を改正し、補助の範囲について明確に定めて、平成19年度の補助金から適用することとした。	○
118	127	V. 補助事業への個別意見	42. 団体育成費(意見)	意見59	当該補助対象事業については、既に一定の効果を上げ役割を終えたと考えるべきである。補助金額も僅少であり、廃止を検討すべきである。(P127)	○	本事業の補助対象者である宮城県林業研究会連絡協議会の事業展開は、林業後継者の育成・確保、経営改善等に大きな効果をもたらしている。しかしながら、当該協議会の自主自立を促す観点から事業内容の検討を指示した結果、経費配分の見直しによる改善が行われたので、平成19年度から廃止することとした。	○
119	128	V. 補助事業への個別意見	43. 漁業後継者団体育成事業(意見)	意見60	少ない補助金を効果的に使用するためには、地域密着度や補助対象先の運営状況を勘案し、資金の重点的な配分を行う必要があると考える。また地域の活性化を図るような補助金の使用方法を検討することが望まれる。(P128)	○	当該事業で実施していた宮城県漁業士会、宮城県漁協青年団体連絡協議会、宮城県漁協女性部連絡協議会への補助金は平成18年度で終了した。当該団体が実施する事業は、水産業振興、地域活性化、後継者育成等に重要な役割を果たしていることから、水産業改良普及事業による普及活動において、引き続き連携しながら指導して行く。	○
120	128	V. 補助事業への個別意見	44. 沿岸漁業担い手グループ実践活動促進事業(意見)	意見61	少ない補助金を効果的に使用するためには、地域密着度や補助対象先の運営状況を勘案し、資金の重点的な配分を行う必要があると考える。また地域の活性化を図るような補助金の使用方法を検討することが望まれる。(P128)	○	平成20年度から廃止した。	○
121	130	V. 補助事業への個別意見	45. 宮城県労働協会事業運営補助金(意見)	意見62	補助対象協会が徴収している年会費は非常に少ないため、年会費を増額することによって、自主的運営を促し、補助金の削減が求められる。(P130)	○	協会の事務局運営を効率化し管理費の削減を図ることにより、県補助金の減額を検討する。	○
122	130	V. 補助事業への個別意見	46. メーデー運営費補助事業(意見)	意見63	公費をメーデーに補助すること自体に意義が見出せないほか、補助金額も僅少であり、あまり効果は期待できないと言わざるを得ない。(P130)	×	主催者による自主的開催を促し本補助金については段階的に廃止することを、平成20年度の事業棚卸し作業の中で検討することとしているが、当該補助対象者と協議中であるため、公表できない状況にある。	○
123	132	V. 補助事業への個別意見	47. 高齢者労働能力活用事業補助金(意見)	意見64	当該補助金については、定額補助にはなじまなく、例えば、定額分は上限額として、運営経費の半分と比較して低い額を補助対象とすべきである。また交付期間については、3年を限度とすべきであり、補助金額を超える次期繰越収支差額を所有している団体もあることから、そのような団体に対しては補助金額の当面の廃止または削減が求められる。(P132)	○	平成19年度から新要綱を策定し、新規設立団体から対象経費を事業費補助とし、補助額は対象経費の2分の1を乗じて得た額で100万円を限度額とした。また、補助期間についても3年間を限度とした。次期繰越収支差額を所有している団体については、市町村合併後に各市町村にあったシルバー人材センターは支所として事業を行っており、業務量が減じているものではなく、新法人としての運営、活動が円滑に行われるよう支援が必要である。	○
124	133	V. 補助事業への個別意見	48. 高齢者労働能力活用事業(シルバー人材センター連合事業)補助金(意見)	意見65	同補助金については、上限額が国に準拠し別表で22,000千円と規定しているが、平成17年度の連合会分の国庫補助額は16,200千円となっており、現時点では規定と乖離が生じているため、速やかに現行の金額に改定すべきである。(P133)	○	要綱を改正し国が定める「高齢者就業機会確保事業等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱」の補助限度額を上限とするよう文言を改め、別表を廃止した。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
125	134	V. 補助事業への個別意見	49. 海外移住者援護事業補助(海外宮城県人会助成事業)(意見)	意見66	当該補助対象事業については、海外移住が行われてから既に数十年経過し、補助金の意味合いも変化してきている。したがって、当該補助金の代わりに県が作成しているPRビデオの無料配布等、心をつなぐサポートをすることの方が効果的ではないかと考える。(P134)	○	県人会が、居住国と日本・宮城の架け橋として、七夕まつりを始め日本・宮城の文化を紹介するなど、海外資産とも言える貴重な団体であることは今後とも変わることはない認識している。また、県人会の構成メンバーも高齢化し、2世以下の世代に変わってきていることから、宮城の文化をPRすることなどを通じて、本県との関係の希薄化を防止するためには、県としても当該補助金の支出により、これまで以上に活動の維持・活性化を支援していくことが求められている。したがって、当該補助金については、今後とも必要性及び有効性を認識するとともに、財政的に不測の事態とならない限り当面は事業を継続していくこととした。さらに、関係課の協力を得ながら、平成19年1月に宮城県の観光カレンダーを送付するとともに、平成19年2月からは県政だよりを定期的に送付し、身近にできる範囲において、心をつなぐサポートにも努めていくこととした。	○	措置がなされたと認められる。
126	135	V. 補助事業への個別意見	50. 地域産業集積中小企業活性化事業(意見)	意見67	A社が賃借する当該補助対象の不動産に対する契約書が手書きで訂正されており、訂正印も押されておらず、そもそも法的には訂正自体が到底認められるものではないが、補助金を交付する立場にある県としては、当該契約の真实性を確認するため、修正後の賃貸借契約書を入手すべきである。(P135)	○	指摘を受けた資料については、入手した。	○	措置がなされたと認められる。
127	136	V. 補助事業への個別意見	51. 地域産業活性化支援事業(意見)	意見68	補助下限額は交付要綱に規定されていないが、募集の中で概ね500千円と明記されている。しかし、補助下限額を大幅に下回っているケースが2件あった。県は補助申請時点で申請内容である新商品の開発の実現可能性について十分検討すべきであった。(P136)	○	指摘を受けた事項については、十分検討することとした。	○	措置がなされたと認められる。
128	137	V. 補助事業への個別意見	52. 社団法人宮城県物産振興協会運営費補助(意見)	意見69	物産振興引当金については、首都圏でのアンテナショップが開設されたため、取り崩されるべきものである。車両購入資金引当金については、買い換えの時期も定められておらず、同様に取り崩すべきものといえる。また、同協会については、十分な資金的余裕があるので、当該補助金は廃止または削減すべきである。(P137)	○	物産振興引当金については、物産振興協会に取り崩し及び適正な用途を検討するよう指導し、結果、平成19年度において取り崩しのうえ、引き当て不足となっている退職給与引当金へ充当された。車両購入資金引当金については、買い替え時期を平成20年度とし、引き当てている。また、補助金については、平成19年度において対前年比31%減額しており、今後とも協会の財務状況を注視し、金額及び要否を検討していく。	○	措置がなされたと認められる。 当該補助金は平成21年度に廃止されている。
129	138	V. 補助事業への個別意見	53. 農業会議費(意見)	意見70	農業会議の人員数を東北6県と比較すると、宮城県OB職員が明らかに多く、補助金のほとんどが農業会議職員の人件費と考え、県OB職員を中心に人員削減を検討すべきである。(P138)	×	人件費の削減については、県としても削減の必要性を認識しているが、農政の構造の変化に伴う業務量の増大等の理由から、現在の職員数の確保は必要と考えている。効率的な運営を目指しながら人員削減について検討していくが、当面は現体制を継続する。	○	未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 実際に人員削減はなされている。
130	139	V. 補助事業への個別意見	54. 新みやぎのアグリビジネス戦略経営体育成支援事業費(意見)	意見71	交付要綱や実施要領の冒頭で謳われている趣旨に比べ、交付要綱や実施要領の別表で定められている対象事業が大幅に緩和・拡大されているため、補助対象者には、新たなビジネスの創出や起業化とまでは言えないものも含まれている。これらの不整合を見直す必要がある。(P139)	○	当該事業でいう新たなビジネスの創出とは、交付要綱等で謳っているとおり、「既存の流通体制にとらわれず積極的に食関連産業と連携したみやぎらしいアグリビジネス経営体」を指している。つまり、既存の集荷団体に出荷するだけの農業から脱却し、自らのマーケティングに基づき生産から流通・加工・販売までに取組む大規模な企業経営体としての農業の創出を意味しているものであることから、補助対象として認定しているものである。ただし、交付要綱や実施要領の趣旨における文言と交付要綱等の別表で定めた文言との間で、補助対象が緩和・拡大されているとの指摘については、今後このような事業を実施する場合においては、そのような誤解を生じることの無いよう、細心の注意を払っていくこととした。なお、当該事業は平成15年9月から平成17年度までの期間限定で実施されたものである。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
131	140	V. 補助事業 への個別意見	55. ふるさと食品 活性化ネット ワーク支援事業 (意見)	意見72	他類似団体との公平性の観点から、県職員による補助対象団体の 事務局業務の代行、特に無償での代行は廃止すべきである。(P14 O)	○	宮城県農産加工者連絡協議会に対する「ふるさと食品活性化ネット ワーク支援事業補助金」については、平成19年度から廃止された。 県は設立当初から賛助会員として同協議会の構成員になっており、事務局業務については「業務の代行」という性格のものではなく、一構成員として事務局業務を遂行しているものである。なお、平成 19年度から同協議会の目的及び活動状況等を踏まえ、「今後の 在り方」について協議会で検討することとしており、その中で事務局 業務についても検討を行うこととした。	措置がなされたと認められる。 その後の検討、関係者との協議の結果、県協議会は平成21 年3月に解散している。
132	141	V. 補助事業 への個別意見	56. 優良系統豚 維持推進事業 (意見)	意見73	補助対象者は、全国規模の大事業者であり、剰余金等の状況から 当該補助金がなくても十分に活動は可能であると考ええる。また立入 調査については、同補助金の性格上、行政の効率化に鑑み、実績報 告書受領後1回のみで十分と考える。(P141)	○	補助対象事業について精査した結果、平成 19年度事業より廃止を 決定した。現地調査の回数については、「産業経済部補助事業確 認調査要綱」(現在は「経済商工観光部・農林水産部補助事業確認 調査要綱」)において、年度をまたぐ場合 3月 31日までに履行調査 を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているた め、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第 7に適正な執 行を確認できるときは現地調査を省略することができるとされてお り、今後は1回の調査とすることとした。	措置がなされたと認められる。
133	142	V. 補助事業 への個別意見	57. 家畜改良促 進事業(意見)	意見74	補助対象事業については、それぞれの業界が自らの費用負担にお いて実施すべきものであるほか、補助額も少額なため効果も低いと 考えられる。また事業費の中には性質的に節減余地があると思われる 各種経費が見受けられるほか、少額の補助のため、現地調査まで は不要と考えられる。(P142)	○	平成18年度の補助額については、削減し交付したが、精査した結 果、平成20年度事業より廃止をする予定である。現地調査の回数 については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度を またぐ場合 3月 31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に 実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところであ る。しかし、同要綱第 7に適正な執行を確認できるときは現地調査 を省略することができるとされており、今後は調査省略の方向で検 討することとした。	措置がなされたと認められる。
134	145	V. 補助事業 への個別意見	58. 大家畜経営 体質強化資金利 子補給事業(意 見)	意見75	補助対象である利子補給額については、元本返済が進むにつれて 年々減少することになり、利子補給額に比して高い県での事務コスト が発生することが見込まれる。利子補給期間を限定する、同金額の 下限を決める等の要綱を作成すべきだった。今後の新規融資からは そのように改善すべきと史料される。(P145)	○	大家畜経営体質強化資金利子補給事業については、借受者に対 して県の他に中央畜産会、融資機関の3者が一体となって経営改 善指導を実施しており、融資期間は利子補給の有無に関わらず事 務コストは発生する。また、指導の中心となるべき県が利子補給を 中止すべきでは無いと考える。ただし、今後同様な融資事業が創 設された場合は、事業目的と内容を十分に検討し、利子補給期間・ 下限の設定について判断することとした。	措置がなされたと認められる。
135	145	V. 補助事業 への個別意見	59. 大家畜経営 活性化資金利子 補給事業(意見)	意見76	補助対象である利子補給額については、元本返済が進むにつれて 年々減少することになり、利子補給額に比して高い県での事務コスト が発生することが見込まれる。利子補給期間を限定する、同金額の 下限を決める等の要綱を作成すべきだった。今後の新規融資からは そのように改善すべきと史料される。(P145)	○	借受者に対して県の他に中央畜産会、融資機関の3者が一体と なって経営改善指導を実施しており、融資期間は利子補給の有無 に関わらず事務コストは発生する。また、指導の中心となるべき県 が利子補給を中止すべきでは無いと考える。ただし、今後同様な融 資事業が創設された場合は、事業目的と内容を十分に検討し、利 子補給期間・下限の設定について判断することとした。	措置がなされたと認められる。
136	145	V. 補助事業 への個別意見	60. 大家畜経営 改善支援資金利 子補給事業(意 見)	意見77	補助対象である利子補給額については、元本返済が進むにつれて 年々減少することになり、利子補給額に比して高い県での事務コスト が発生することが見込まれる。利子補給期間を限定する、同金額の 下限を決める等の要綱を作成すべきだった。今後の新規融資からは そのように改善すべきと史料される。(P145)	○	借受者に対して県の他に中央畜産会、融資機関の3者が一体と なって経営改善指導を実施しており、融資期間は利子補給の有無 に関わらず事務コストは発生する。また、指導の中心となるべき県 が利子補給を中止すべきでは無いと考える。ただし、今後同様な融 資事業が創設された場合は、事業目的と内容を十分に検討し、利 子補給期間・下限の設定について判断することとした。	措置がなされたと認められる。
137	146	V. 補助事業 への個別意見	61. 資源リサイク ル畜産環境整備 事業(意見)	意見78	社団法人宮城県農業公社が実施した発酵処理施設機械整備工事に ついて、平成 16年度の 253,050千円は競争入札によっているが、平成 17年度の継続工事 55,650千円は平成 16年度の業者との随意契 約となっている。これらは本来、一体の契約として発注することが 合理的なものであるが、平成 16年度の県の補助金予算が不足してい たため、2年度に亘って分割して契約したものである。しかし、県は 公社に対して当該工事を一体発注し、全額で競争入札するよう指導 すべきであった。(P146)	○	県としては、一体発注ができるように予算確保や事業実施主体への 指導に努めている。また、事業実施主体である農業公社として は、一体発注する場合の契約方法等の諸手続を内部で検討してい るが、平成19年度分については平成18年度時点で予算及び事業 内容が確定しているため、対応は平成20年度以降となる。	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
138	147	V. 補助事業 への個別意見	62. 食肉処理衛生施設整備事業 (意見)	意見79	補助対象経費であるリース料について消費税込みの金額としているが、補助対象者である(株)宮城県食肉流通公社の課税売上割合は97%とのことであり、消費税を自己負担していないことから、消費税を補助金算定対象とすることは不適切である。また、立入調査についても1回のみで十分であると考ええる。(P147)	○	「牛の特定危険部位(SRM)高度処理機械リース事業実施要領」により消費税を補助対象としていたが、消費税の取り扱いについて精査した結果、今後は事業実施主体の課税売上割合に応じて補助対象の可否を判断することとした。なお、食肉処理衛生施設整備事業は平成18年度で事業終了した。また、指摘のあった現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができることとされており、今後は1回の調査とすることとした。	○	措置がなされたと認められる。
139	148	V. 補助事業 への個別意見	63. 幼稚園給食牛乳供給事業 (意見)	意見80	当該補助事業については、幼児や酪農に関する社会的環境が大きく変化してきており、所期の目的は既に達成しているものと思われる。また他類似団体との公平性及び補助金額を総合的に勘案して、廃止の方向で検討すべきである。また、書類調査についても、1回で十分と考える。(P148)	○	補助対象事業について精査した結果、平成19年度事業より廃止を決定した。書類調査の回数に関して、2回の調査は、産業経済部補助事業確認調査要綱第2-1-(2)で規定されている地方自治法施行令第143条第1項第4号に規定する会計年度所属区分を確定するために履行調査と、同補助要綱第2-2で規定されている実績報告書等に基づく実態調査であり、必要と考える。	○	措置がなされたと認められる。
140	149	V. 補助事業 への個別意見	64. 酪農ヘルパー拡大強化対策事業(意見)	意見81	補助対象者は財政的に潤沢な組織であり、補助金を交付する合理性がないため、廃止すべきと考える。補助金額は県の予算不足により事実上定額となっているが、補助対象事業者は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて補助金申請額を決めている。しかし、本来は口頭ではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により補助対象者へ伝えるべきであると考ええる。(P149)	○	補助対象事業について精査した結果、平成19年度事業より廃止を決定した。また、補助金額の内示については、文書により通知を行うよう改めた。現地調査の回数に関して、産業経済部補助事業確認調査要綱第2(2)に定められている地方自治法施行令第143条に規定する会計年度所属区分を確定するために履行調査については書類調査を実施し、実績報告書受領後に実施する実態調査において現地調査を実施するよう改めた。	○	措置がなされたと認められる。
141	150	V. 補助事業 への個別意見	65. 新世代アグリビジネス創出事業(意見)	意見82	補助金交付の対象となった事業内容は、養豚施設の増築・改築事業(補助金203,435千円)、日帰温泉に併設されているレストランおよび直売所での生産豚肉販売事業(同62,397千円)である。このうち直売所は既存の施設を改築した新規性のないものであり、その改築費は補助対象外とすべきと考える。同様に、補助対象としたレストラン建設費には、温浴施設と併用の玄関ホール、トイレ、廊下等の部分が含まれているが、この施設全体のメインは温浴施設であり、このような共用部分は補助対象外とすべきと考える。(P150)	○	第3者が構成する新世代アグリビジネス創出事業計画評価委員会の意見を集約して採択したものであり、さかのぼって補助対象としないことはできないが、今後同様の事業を採択する場合は共用部分を補助対象外とすることを検討することとした。	○	措置がなされたと認められる。
142	151	V. 補助事業 への個別意見	66. 自衛防疫強化総合対策事業(食の安全・安心交付金確保交付金事業のうちの自衛防疫推進事業)(意見)	意見83	現地調査については、行政の効率化の観点から、実績報告書受領後の1回のみで十分で考える。(P151)	○	現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができることとされており、今後は1回の調査とすることとした。	○	措置がなされたと認められる。
143	151	V. 補助事業 への個別意見	67. 自衛防疫強化総合対策事業(食の安全・安心確保交付金事業のうちの高病原性鳥インフルエンザ防疫緊急対策)(意見)	意見84	現地調査については、行政の効率化の観点から、実績報告書受領後の1回のみで十分で考える。(P151)	○	現地調査の回数については、産業経済部補助事業確認調査要綱において、年度をまたぐ場合3月31日までに履行調査を行い、実績報告書提出後に実態調査を行うこととされているため、2回実施してきたところである。しかし、同要綱第7に適正な執行を確認できるときは現地調査を省略することができることとされており、今後は1回の調査とすることとした。	○	措置がなされたと認められる。
144	153	V. 補助事業 への個別意見	68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)(意見)	意見85	補助対象事業については、本来業界団体が自ら行うべき事業であり、補助対象にすることには疑問がある。補助金額は県の予算不足により事実上定額となっているが、補助対象事業者は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて補助金申請額を決めている。しかし、本来は口頭ではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により補助対象者へ伝えるべきであると考ええる。(P153)	○	家畜の生産性や人の健康に影響を与える恐れがあり、県としてワクチン接種を推進する必要があると判断した家畜疾病について接種補助を実施してきた事業であるが、生産者自らが行うという本来の自衛防疫の体制が定着し接種が継続されると考えられたため、平成18年度でワクチン接種への補助事業についてはすべて廃止した。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
145	153	V. 補助事業への個別意見	69. 土地改良区統合整備推進事業(意見)	意見86	(1)土地改良区統合に係る5か年計画を県が策定して事業を進めているが、5年間で徐々に行うのではなく、より短期間での進め方が効果的であるとする。 (2)過去15年間の統合計画達成率は、29%～52%であり、統合が計画どおりに進んでいない。土地改良区との折衝を密に行い、計画の策定実行を行うことが望まれる。また、土地改良区に対する勉強会を計画策定後に行っているが、事前に行って統合のメリットやデメリットを土地改良区の構成員が理解してから計画を策定することにより、統合が効果的に進むと考えられる。 (3)既に15年という長期に亘って補助金の交付が継続されている。補助事業の終期年度をあらかじめ明確に定めることにより、統合が促進されると考えられる。(P153)	○	(1)、(2)土地改良区の統合をより短期間で推進していくため、定期的に全土地改良区に対し、合併推進の必要性や課題等についての勉強会を開催し、啓発・普及及び誘導を行うことで気運の醸成を図り、計画の実効性を高めていくこととした。 (3)補助事業の終期年度については、平成22年度に設定しており、これまで以上に周知に努め、期限のある事業であることを徹底していく。しかし、当該統合整備推進事業補助金については、統合を誘導していく上で大きな役割を果たしている上、現計画期間内での統合を目指し、推進協議会等において協議を重ねている地区もあるなど、現に実施中の状態であるため、途中での制度変更を避け、本計画期間内は引き続き所要の額を要求していくものとした。	○	
146	156	V. 補助事業への個別意見	70. 林業団体育成事業(意見)	意見87	(1)交付要綱上、「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」については、補助対象協会が独自に行うべき事業である。 (2)同協会の平成17年度の支出負担金が9団体1,111千円支払われている。この負担金は補助対象事業ではないが、負担金が削減されれば、県からの補助金も削減可能となる。したがって、県は負担金の削減を同協会に指導すべきである。 (3)同協会の実質繰越金残高は補助金額の約5倍にあたるため、交付を当面廃止か削減すべきである。(P156)	×	(1)交付要綱上、「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」については、森林の持つ公益的機能の高度発揮のため、県と同協会が一体となって推進していく必要があるとの観点から、必要不可欠と判断している。 (2)県の補助金は、事業(平成19年度2,298千円)を対象に交付しているものであり、負担金の支出が削減されても、県の補助金は削減可能とならない。なお、指摘のあった同協会への指導についてはすでに実施しており、補助金の支出が削減されてきている(平成17年度1,111千円に対し、平成19年度981千円)。 (3)繰越金残高は、同協会が決算後会費収入まで必要な経費を繰り越しているもので余剰金ではないことから、減額または廃止の措置は行わない。	×	未措置の理由は合理的でない。 包括外部監査人の意見は、基本的な姿勢として、当該事業のうち「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」は補助対象協会(宮城県林業振興協会)が独自に行うべき事業であり補助金の対象外とすべきとの意見である一方、県の認識は、本事業は公益性の観点から県との一体推進が必要不可欠であるとのものである。双方の基本的な意見は平行線のままである。
147	156	V. 補助事業への個別意見	70. 林業団体育成事業(意見)	意見87	(4)補助限度額を交付要綱の中で明確にすべきである。(P156)	○	(4)交付要綱中での補助限度額の明示については、他の類似事業等を調査の上、検討することとした。	○	措置がなされたと認められる。 県は、検討の結果、交付要綱の改定を行っている。
148	158	V. 補助事業への個別意見	71. みやぎ材ブランド化促進事業(意見)	意見88	みやぎの木やすらぎ空間確保対策事業は、補助対象者と施設整備請負業者との契約3件、1,565千円～5,277千円がすべて随意契約になっている。県は補助金額を削減する観点から、補助対象者に対して競争入札を実施するように指導すべきである。(P158)	○	本事業については、平成17年度で終了した。なお、今後実施する類似事業については、補助事業者に対して、競争性を高めた契約とするよう指導していくこととした。	○	措置がなされたと認められる。
149	159	V. 補助事業への個別意見	72. 松くい虫被害等総合対策事業(意見)	意見89	両補助金は、森林保護を行う事業に対する補助金である点で共通しているが、林の保護を行うための手段が、それぞれ異なっている。森林の防除・駆除・復元(再生)といった一連の業務は、バランスよく行うことが森林保護に役立ち効果的であり、統合を検討する必要があると考える。(P159)	○	海辺の松の子育て事業については、補助対象事業について精査した結果、当該交付要綱を廃止する措置をとることとした。しかし、抵抗性マツ苗の養成に係る観点から、必要不可欠と考えられるため、引き続き、県営事業として所要の額を要求していくものとした。	○	措置がなされたと認められる。
150	159	V. 補助事業への個別意見	73. 海辺の松の子育て事業(意見)	意見90	両補助金は、森林保護を行う事業に対する補助金である点で共通しているが、林の保護を行うための手段が、それぞれ異なっている。森林の防除・駆除・復元(再生)といった一連の業務は、バランスよく行うことが森林保護に役立ち効果的であり、統合を検討する必要があると考える。(P159)	○	海辺の松の子育て事業については、補助対象事業について精査した結果、当該交付要綱を廃止する措置をとることとした。	○	措置がなされたと認められる。
151	160	V. 補助事業への個別意見	74. 宮城県漁港協会運営費補助(意見)	意見91	交付要綱上、交付する目的及び終期設定もない。当該補助金は概算払されているが、その理由については円滑な事業運営上必要であるとされている。しかし、補助金68千円を遥かに上回る前期繰越金3,120千円、次期繰越金2,342千円があるにもかかわらず、十分な検討がなされないままに安易に概算払いされていると言わざるを得ない。(P160)	○	水産業の振興を図る目的で設立した関係自治体・水産団体で組織する協会に対し、漁港施設などの産業基盤整備を推進する活動を支援するために、運営費の一部を補助するものであり、その趣旨に基づき継続して来たものである。しかしながら、幾度かにかつた「事務事業の見直し」の経過により今日のような少額の補助金になったものであるが、さらに効率・有効性を検討した結果、平成18年度をもって廃止した。	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
152	161	V. 補助事業 への個別意見	75. 宮城県道路 協会補助金(意見)	意見92	補助対象団体における翌年度繰越金については、当該補助金額の2倍強の資金を有しているほか、事務局を県庁内におくなど県職員が同協会の事務を無償で代行していると認められる。県財政及び公平性の観点から、事務局業務の無償代行については廃止すべきである。(P161)	○	宮城県道路協会の運営方法や事業全般の改善・見直しを行い、県補助については平成19年度から廃止することとした。また、事務局が行う事務についても合理化と改善を行っており、事務局代行の廃止について、今後検討していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
153	162	V. 補助事業 への個別意見	76. 道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金(意見)	意見93	補助対象団体については、事務局を県庁内におくなど県職員が同者の事務を無償で代行していると認められる。県財政及び公平性の観点から、事務局業務の無償代行については廃止すべきである。(P162)	○	宮城県道路協会と道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会を統合して、事務局が行う事務について、さらに合理化と改善を行った。なお、事務局代行の廃止については、引き続き関係団体と協議し、今後検討していく。	○ 措置がなされたと認められる。
154	163	V. 補助事業 への個別意見	77. 都市基盤河川改修事業費補助(意見)	意見94	概算請求時においては、県は工事契約書、用地計画書、支出負担行為等の写し等入手し、事業進捗状況を実地検査で確認の上、概算払いの妥当性を十分吟味して支払いをすべきである。(P163)	○	平成18年度の概算払請求から、概算払請求書とともに支払状況の内訳書を提出させ、支出内容を確認し、支出手続きを行った。また、進捗状況については、実地検査を行い確認することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
155	164	V. 補助事業 への個別意見	78. 教育研究団体等育成費(意見)	意見95	当該補助金の趣旨自体が明確なものではなく、補助効果を測定することも困難であるほか、補助額も僅少であり、廃止することは可能である。(P164)	○	平成19年度より当該補助金は廃止とした。	○ 措置がなされたと認められる。
156	165	V. 補助事業 への個別意見	79. 教育研究団体補助(意見)	意見96	補助額が僅少であり、補助効果が極めて乏しいと言わざるを得ない。(P165)	○	「教育研究団体補助金交付要綱」に基づくものであり、補助金額は同要綱第2により「補助対象経費」及び「補助金の額」が定められている。当該補助金交付における効果は小さくないと史料されるが、今回当該交付要綱を再検討し、事業総点検も踏まえて平成19年度より当該事業を廃止し、補助金の交付を取りやめることとした。	○ 措置がなされたと認められる。
157	165	V. 補助事業 への個別意見	80. 宮城県自転車競技場運営管理費補助事業補助金(意見)	意見97	補助対象団体が所有する競技場においては、利用者数が少ない。実質的に県が所有していると思わせるため、県においても当該競技場の利用率を高める方策をとるべきである。(P165)	○	宮城県自転車競技場の利用促進については、従来、宮城野原で行われていた高等学校体育連盟自転車競技大会が、平成19年度からは当該競技場で開催されることになった。財団法人宮城県スポーツ振興財団及び管理委託先である大和町において、全日本レベルの大会の誘致を働きかけており、平成19年度においては「全日本選手権トラックレース」の会場として内定している。また、平成18年度東北総合体育大会において、トラックレースとロードレースの同時開催を行った実績を活かして、ロードレースを併せたインカレ・実業団等の大会(利用人数各大会毎200名程度を予定)の誘致を行っていくほか、宮城県スポーツ振興財団では、自転車競技の普及と競技場の利用拡大を目的として19年度より「サイクリングフェスティバル」を予定している。今後、県では財団や大和町と協力しながら、全国及び東北レベルの競技会の誘致に努め、自転車競技の振興を図っていくこととする。	○ 措置がなされたと認められる。
158	168	V. 補助事業 への個別意見	81. スポーツ選手強化対策費補助金(意見)	意見98	補助対象団体への派遣職員をプロパー職員に切り替えることにより、補助金額を削減することが考えられる。(P168)	○	第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画において、派遣職員の縮小・終了を実施又は検討する団体となっており、順次県派遣職員を削減しているが、現在のプロパー職員だけでは運営に困難な面が見られるので、プロパー職員を育成しながら、今後も派遣職員の縮小・終了を検討していくこととした。	○ 措置がなされたと認められる。 ○ その後の検討の結果、平成19年度以降の人員削減を実現している。
159	168	V. 補助事業 への個別意見	82. グランディ・21フェスティバル開催補助金(意見)	意見99	一部事業において、事業別にみると当初予算に対して大きな乖離がある項目がみられる。乖離率等各種指標について、要綱上、詳細な定義づけを行う必要がある。(P168)	○	科目間の流用については、「補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更」を「各事業の総額に変更がなく、経費区分の増減する額が総額の20%を超えない場合」に交付要綱を改正することとした。しかし、全庁的に補助金交付要綱が見直される予定であるため、それを待って行う。当面は条項改正案に準じて補助対象事業者を指導していく。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成18年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
160	169	V. 補助事業 への個別意見	83. 宮城県山岳 遭難防止対策協 議会補助金(意見)	意見100	宮城県山岳遭難防止対策協議会は10支部に対して各 60千円を助成している。県はこの助成金の使途について、支部の総会資料で確認しているが、事業に適正に使用されたかどうかは不明である。県は支出内容をより詳細に把握し、補助金が有効に活用されたことを確認する必要がある。(P169)	○	補助金の使途については、宮城県山岳遭難防止対策協議会及び10支部の請求書、領収書等の関係書類を提出させ、事業に適正に支出されていたことを確認した。また、各支部からの負担金徴収については、補助金交付要綱等の観点から当面の間継続することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
161	170	V. 補助事業 への個別意見	84. 自動車安全 運転センター補 助金(意見)	意見101	補助対象団体については、財政的に潤沢な団体であり、補助を行わなくても充分運営を行っていける団体であるため、補助額を削減することは可能である。(P170)	×	自動車安全運転センターは、交通事故対策という極めて公益性の高い事業を行う法人である。積立金については、前回回答のとおり、使途が決まっており、自由に使えるものではない。県の補助金額一部削減という考え方は、同センターに再三伝えてあるが、同センターの運営に支障を及ぼさないよう、引き続き、所要の額を要求していく。	○ 未措置の理由は合理的である(現時点で措置がなされていると評価)。 その後、補助金は削減されている。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
1	22	1. 指定管理者共通事項	(1)ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化(意見)	意見1	①ネーミングライツ(施設命名権)が途中解除になった場合、当該施設に設置するロゴ等の看板の撤去費用等の負担者などに関する取扱いについて、宮城県宮城野原公園総合運動場には規定がなかった。ネーミングライツ契約書には看板の取扱いに関して規定を設けるべきである。 ②ネーミングライツ契約書には、売却先の違法行為等の事由により県のイメージが低下した場合に損害賠償を受けることができる条項が盛り込まれているが、問題が発生し県のイメージが低下したとしても、損害賠償請求により違約金を課すことができるかどうか疑問とされるところである。個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくことが考えられる。(P22)	○	①②ネーミングライツ契約書における看板の取扱いの規定化については、平成20年1月1日付けで締結した「宮城球場ネーミングライツ契約書」において、次のとおり措置した。 イ. 看板の設置及び撤去に要する費用はスポンサー企業の負担とする旨明記した。 ロ. 次の事項を契約書に明記することにより、現実的損害が生じないよう措置した。 (イ)契約年度当初に当該年度分の契約金を納入し、途中で解約した場合でも返還しないこと。 (ロ)納期前に解除したときは、直ちに契約金を納入すること。 (ハ)契約解除により「現実の損害」が生じたときは賠償すること。	○
2	22	1. 指定管理者共通事項	(2)指定管理者協定書に関するリスク管理の規定化(意見)	意見2	①指定管理者の違法行為や不祥事等の事由により県のイメージが低下した場合、指定管理者に損害賠償請求ができることになっているが、指定管理者の具体的な違法行為や不祥事等がすべて協定書の条文中に当てはまるか否か疑問が残る。問題が発生し県のイメージが低下したとしても、損害賠償請求により違約金を課すことができるかどうかについても疑問とされるところである。個々のケース毎に損害賠償額を契約書に明記し、かつ、事前に保証金として徴収しておくことが考えられる。 ②指定管理者選定当初において、違法行為等がない旨の宣誓書の提出を義務付け、指定管理者を牽制すべきである。なお、指定管理者の決算書は締結期間中毎年入手し、必要に応じてヒアリングして、財務内容の重大な変化の有無、違法行為の有無などを確認する必要がある。(P22)	×	①施設によって、規模や社会的役割、指定管理業務の内容など、様々な違いがあり、その施設態様を勘案した上で、さらに、違法行為や不祥事の個々のケース毎に、妥当な損害賠償額を予め設定しておくことは困難である。協定書では、県に対する損害賠償責任が発生した場合に、県が賠償請求できる旨を規定しており、個別具体的問題が発生した際に、その内容に応じて、最も妥当な損害賠償額を検討することが、合理的、効率的な事務処理であると認識している。 ②選定時のコンプライアンス確認については、指定管理者制度運用指針の見直しの際の検討課題とすることとした。なお、指定管理者の決算書、違法行為の有無などについて、指定管理業務の履行状況のモニタリングで確認することとした。	× (○)
3	23	1. 指定管理者共通事項	(3)指定管理者の選定方法(意見)	意見3	① I 審査基準のうち、審査項目や審査の視点は概ね記載されているが、配点については記載されていない。県は配点も記載すべきである。 II 当配点割合は経費削減に力点を置く自治体では管理経費削減に半分程度の配点をしているところもあり、県でも同様の視点から配点基準を再検討する余地がある。 ②選定委員会については、委員の独立性という観点からは、行政側の立場にある者の人数は最小限に留めるべきであり、外部委員の積極登用が望まれる。 ③ イ. 指定管理料は選定されなかった応募者にとっても、一般県民にとっても、関心のある重要な要素であるため、県は指定管理料を公開すべきである。 ロ. 選定結果の公表においては、選定委員会の委員はどのような立場の人であるかは重要な情報であるため、すべての施設について委員に関する情報を公開すべきである。 ハ. 採点結果については、委員の氏名を伏せた上で委員毎・配点基準毎の採点結果を公開すべきである。(P23)	○	① I, II 審査基準及び配点割合の事前周知並びに配点割合の見直しについては、平成20年7月に「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」を見直し、「指定管理者制度運用指針」に改め、同指針の5(1)ロにおいて、配点基準の考え方を整理し、具体的な審査、審査の視点及び配点については、施設の規模や特性等を踏まえ、施設ごとに定めるものとし、募集要項において明示する。 ②選定委員会への外部委員の登用については、平成20年7月に「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を一部改正し、外部委員の登用を図る。 ③ イ. 指定管理料の公表については、平成20年7月に「指定管理者制度運用指針」の別紙2の2(1)チにおいて、指定管理者候補者の提案価格(収入総額、支出総額及び県の指定管理料)を公表するよう改めた。 ロ. 選定委員会委員の氏名及び現職の公表については、平成20年7月に「指定管理者制度運用指針」の別紙2の2(1)ヘにおいて、指定管理者の選定結果を公表する際に、選定委員の氏名、所属及び職名を公表するよう改めた。 ハ. 委員毎・配点基準毎の採点結果の公表については、平成20年7月に「指定管理者制度運用指針」の別紙2の2(1)トにおいて、委員毎に審査項目別の点数を公表するよう改めた。	○
4	24	1. 指定管理者共通事項	(4)指定管理者選定時の事業計画に関する履行状況のモニタリング(意見)	意見4	①事業計画に記載されている実施予定の事業計画は、指定管理者選定の重要な要素の1つであり、県はその後の履行状況をモニタリングすることが必要である。 ②特に選定上の重要な要素となった事業計画については、指定管理者と締結する協定書において、記載することを検討すべきである。(P24)	○	①平成20年度中に統一的な取扱いを定める。 ②「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等で指示する。	× (○)

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
5	25	1. 指定管理者共通事項	(5) 指定管理施設の範囲の明確化(結果)	指摘1	管理対象範囲については、責任関係を明確にするために極めて重要な要素であるため、県は指定管理者に対して、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。(P25)	○	平成20年6月に「指定管理者募集要項作成例」を提示し、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するよう指示した。なお、協定書へ図面を添付することについては、「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等で通知する。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 文書等で通知した時に措置がなされたとすべきである。なお、質問及び資料の閲覧により、現時点では措置がなされていることを確認した。
6	25	1. 指定管理者共通事項	(6) 施設の鍵の管理規定(意見)	意見5	鍵の管理については、より慎重であるべきであることから、県は指定管理者基本協定書において、指定管理者との間の鍵の授受および鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。(P25)	○	「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等で、鍵の適正管理について関係課に指示する。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 関係課に指示した時に措置がなされたとすべきである。なお、質問及び資料の閲覧により、現時点では措置がなされていることを確認した。
7	25	1. 指定管理者共通事項	(7) 修繕費の負担区分の規定化(意見)	意見6	修繕費については、施設所有者である県が負担するのか、施設の管理者である指定管理者が負担するのか、明確な取決めがない。修繕費に対する基本的な負担の考え方を規定化し、判定が困難な場合にのみ別途協議とすることが望まれる。(P25)	○	平成20年6月に「指定管理者募集要項作成例」を提示し、修繕費に対する基本的な負担の考え方を規定化するよう指示した。	措置がなされたとは認められる。 ○
8	25	1. 指定管理者共通事項	(8) 平成19年度の事業計画書の適時提出(結果)	指摘2	指定管理者は事業計画を県と協議し、当該年度開始前である3月末までに県に提出しなければならないが、平成19年度の事業計画書は、提出日が記載されていない。事業計画書の主旨に鑑み事業計画書は同協定書を遵守し、3月末以前に県に提出すべきである。県においても事業計画書を3月までに受けていない場合には、指定管理者に督促するなど指導を行う必要がある。(P25)	○	「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等で、平成21年度の事業計画書の提出について適正に行うよう関係課に指示する。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 関係課に指示し、関係課が適切な対応をした時に措置がなされたとすべきである。なお、質問及び資料の閲覧により、現時点では措置がなされていることを確認した。
9	26	1. 指定管理者共通事項	(9) 事業進捗状況報告書の適時提出(結果)	指摘3	指定管理者基本協定書の規定により、指定管理者は事業進捗よく状況報告書を県に提出しなければならないが、平成18年度中には1度も提出されておらず、県も未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を強く指導し、協定書の遵守を徹底させる必要がある。(P26)	○	「協定締結に当たっての留意事項」として、今後文書等において、事業進捗よく状況報告書の提出について適正に行うよう関係課に指示する。	措置がなされたとは認められない。 × (△) 関係課に指示し、関係課が適切な対応をした時に措置がなされたとすべきである。なお、質問及び資料の閲覧により、現時点では措置がなされていることを確認した。 ただし、宮城県総合運動公園の事業進捗状況報告書(第1四半期、第2四半期)は提出が遅延している。これについて、施設所管課は、指定管理者から報告が遅れる旨の連絡を受けて、状況を勘案して、できるだけ早急に提出するようお願いしたものの、提出期日の再設定はしていない。やむを得ない事情で期日を延長する場合でも、延長後の期日は明確にすべきである。
10	26	1. 指定管理者共通事項	(10) 個人情報の取扱い(意見)	意見7	個人情報の保護については、実際に整備された状態になっているかどうかを判断する具体的な基準は明確でない。県は、指定管理者が個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されているかを検証するためのチェック・リスト等を作成し、指定管理者を適切に指導する方法を構築すべきである。(P26)	○	平成20年6月に「指定管理者募集要項作成例」を提示し、個人情報の取扱いを適正に行うよう関係課に指示した。なお、チェック・リスト等の作成については、平成20年度中にモニタリングの取扱いを定める中で検討する。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。検討が終了し、それに基づく対応がなされた時点で措置がなされたとすべきである。なお、質問及び資料の閲覧により、現時点では措置がなされていることを確認した。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
11	27	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(1) 指定管理施設のグルーピング手続(結果)	指摘4	サッカー場はグランディ21と一体管理の方が効率的であると考えられたため、グランディ21とグルーピングしたものであり、一定の合理性を認めることができるが、グルーピング理由については決裁文書に記載がなかった。指定管理者の選定は原則施設毎が望ましいが、2以上の施設をまとめて選定するのであれば、県はグルーピング理由についても決裁手続を行うべきである。(P27)	○	次期指定管理者募集において、指定管理施設のグルーピングを行う場合は、決裁文書に理由を明記していく。	○ 措置がなされたとは認められる。
12	28	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(2) スポーツ振興財団の本部機能の家賃徴収(結果)	指摘5	スポーツ振興財団は指定管理業務以外の本部機能もグランディ21内の事務所にて行っているが、県は本部機能部分の家賃は徴収しておらず、同財団への実質的な補助金となっている。指定管理者業務のみを行うか、目的外使用許可の手続を経て相当の家賃を県へ支払うように、県は指定管理者に対して指導すべきである。(P28)	○	財団の本部機能部分と指定管理業務部門を明確に分けることは難しく、また、その他の業務量は指定管理者業務に比べて少なく、県の委託事業等がほとんどであるが、今後の業務の状況や次期指定管理者の選定状況を踏まえ、検討していく。	× 措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。質問により確認したところ、検討の結果、「これまでどおり無償で使用させることが適当」との結論となっており、これは措置を講じないに該当すると考える。
13	28	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(3) 利用人数等の不適切な集計および県への報告(結果)	指摘6	①グランディ21および第二総合運動場の合宿所の利用人数については、1人1泊2日の場合に2人とカウントしたものであり、集計方法が不適切である。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきである。 ②第二総合運動場の遠的弓道場の利用人数のほとんどは、近的弓道競技の控室としての利用であり、遠的弓道としての利用人数ではない。また、平成17年2月の利用は、件数0件、人数40人、利用料0円となっているなど、件数、人数、利用料が不整合性となっているケースが散見される。 ③宮城野原運動場の陸上競技場の利用人数は、平成17年度は141,384人とされていたが、正しくは88,761人とのことであった。 ④県に報告されている宮城野原公園総合運動場および第二総合運動場の平成18年度収支計算書が誤っており、その結果、利用料と指定管理料が約1億円誤っていた。これらはいずれも、同財団が集計し、県へ報告したものであり、県は報告を受けたものについて、内容を適切に確認するとともに、同財団に対して適切に集計して報告するように指導すべきである。(P28)	○	①利用者の延べ日数で報告を受けていたが、指定管理者に対して、合宿所の利用人数の集計方法は是正を指導した。 ②控室の混雑を解消するため遠的場を開放し、その結果40人利用で料金0円と記載したものであるが、誤認しないよう指定管理者に修正及び適切な処理を行うよう指導した。 ③記載誤りのため、指定管理者に修正及び適切な処理を行うよう指導した。 ④宮城野原公園総合運動場と第二総合運動場はトータルで指定管理費を支払っており、合計の収支計算書は合っていたが、施設ごとにおいて誤入力があったものである。指定管理者に対して、適切な処理を行うよう指導した。	○ 措置がなされたとは認められる。
14	29	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(4) 利用人数の目標値の設定(意見)	意見8	指定管理者は利用人数の目標値を設定していないが、収入の増加を図るため、施設毎の貸切利用と個人利用の回数や人数の目標値を立て、これに基づいて、収入を予算化し、これと実績を対比して、予算達成、未達成の要因分析を行い、翌年度の事業行動戦略計画に活用するというPDCAサイクルを採ることが重要である。(P29)	○	減免による利用者も多く、利用者数増が即収入増に結びつかない実情もあるが、利用人数や利用料金収入の見込みを踏まえ、実現可能な目標設定に努めるよう、指定管理者を指導していく。	×(△) 措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、質問により、平成24年度から目標設定を行うと指定管理者から回答を得ていることを確認した。ただし、もっと早期の対応が可能な項目であり、対応が遅いと言わざるを得ない。
15	30	宮城県スポーツ振興財団共通事項	(5) 新規自主事業に関する決算処理の一般収支会計への変更(結果)	指摘7	新規自主事業については、同財団本来の事業がスポーツの振興であることから、同財団独自の目的のために行うものであるとも言える。したがって、当事業が赤字になっている以上、当事業の収入・費用を指定管理者特別会計に含めることは指定管理者の利益を低減させることになり、ひいては県からの指定管理料支出が増加する要因になるため、このような収入・費用は同財団の一般収支会計に計上する必要があると考える。(P30)	×	財団が行っている自主事業は、財団としての自主事業と指定管理者(グループ)としての自主事業の2通りがある。指定管理者としての新規自主事業は、県が事業計画の内容を確認した上で実施することを承認したものであることから、当該事業の収入・費用は同財団の一般会計ではなく、当然に指定管理事業特別会計に計上されている。	○ 未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことに問題はないと考える。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
16	30	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(6) 自動販売機設置収入に関する決算処理の指定管理会計への変更(結果)	指摘8	自動販売機設置収入については、指定管理者として使用している県所有の場所を利用して得ている収入、すなわち指定管理者としての業務により獲得したものであり、同財団の立場での収入ではなく、指定管理者の立場での収入であるため、指定管理者としての事業特別会計に含める必要があると考える。県はこのような収入に関して、指定管理事業特別会計に含めるよう指導すべきである。(P30)	○	自動販売機は、公益法人としての財団に設置許可してきたものであるが、自動販売機収入の会計区分については、財団と協議していく。	× 措置がなされたとは認められない。 「協議していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、協議・検討の結果、自動販売機設置収入は一般会計への計上が妥当との結論となっている。当該結論に異論はないが、そうであれば措置を講じないとするのが妥当と考える。
17	31	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(7) 利用料金の徴収時期、利用申込期日および予約手続の検討(意見)	意見9	①利用料金の徴収時期については、貸倒れリスクの回避および債権管理事務の削減のために、少なくとも、利用前の支払いを徹底すべきであり、県は、条例、規則、または少なくとも指定管理者との協定書において、前納を前提とした貸切利用の徴収時期を定めるべきである。また、定められた期日までに前納しないケースではキャンセル扱いとし、他の利用者への利用転換を図るべきである。 ②施設の有効活用のため、貸切利用の申込みを利用日の1ヶ月前まで認めるべきである。 ③宮城野原公園総合運動場のテニスコートの予約確認および申込みは電話でのみ可能となっているが、利用者の利便性向上のために、インターネットでの予約確認および申込みが行えるようにすることが望まれる。(P31)	○	①利用料金の徴収については、指定管理者とそのあり方を検討していく。 ②貸切利用の申込日の短縮が施設の利用率向上に効果的であるかどうかも含め、指定管理者と協議していく。 ③インターネットでの予約について、その開発及び運営の費用対効果を考え、指定管理者と検討していく。	× 措置がなされたとは認められない。 「検討していく」、「協議していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、質問により、①②については措置がなされたことを確認した。③については、「利用者の利便性を考えればインターネット予約の必要性は認識しており、導入したいと考えている。しかしながら、それにより、どれほどの利用者増が見込まれるかは定かではなく、現時点で予算化の優先度は低いものと考えている」との回答を得た。当該回答であれば、③については措置しないとするのが妥当と考える。
18	31	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(8) 給与計算ソフトの導入(意見)	意見10	同財団の給与計算については、給与ソフトを導入し、パスワードを設定するなど効率的な管理体制とリスク管理を構築するよう、県は同財団に対して指導することが望まれる。(P31)	○	財団では、平成20年度から給与計算ソフトを導入し、業務の効率化を図った。	○ 措置がなされたとは認められる。
19	32	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(9) 人件費の区分決算処理への変更(結果)	指摘9	①同財団の役員報酬については、すべて指定管理事業特別会計(宮城野原公園総合運動場・第二総合運動場)に計上されているが、役員は各事業に共通する職務を行っており、役員に係る人件費は各事業の会計に適切な基準により配賦すべきである。 ②役員および臨時職員以外の給与・報酬が、指定管理事業特別会計(グランディ21・サッカー場)・指定管理事業特別会計(宮城野原公園総合運動場・第二総合運動場)に、両特別会計に関する予算上の人件費の比率4:6で按分して計上しており、一般会計および管理運営事業特別会計には人件費が計上されていない。管理部門以外の各指定管理事業に従事している従業員の人件費は、その所属事業の特別会計に計上すべきものである。また、各事業に共通する職務に従事する事務局員の人件費は4会計区分に適切な基準により按分計上すべきである。(P32)	○	①適切な会計処理を行うよう財団を指導していく。 ②適切な会計処理を行うよう財団を指導していく。	× 措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、②については平成22年度の会計処理を確認し、適切な会計処理がなされていることを確認した。①については、平成22年度においても平成19年度と同様の会計処理が行われており、財団への適切な指導がなされたとは認められない。
20	33	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(10) 事業進捗状況報告書の適時提出(結果)	指摘10	自主事業の状況、委託業務実績等については、年度末のみ報告しているが、同財団は協定書に従って毎四半期にこれらの資料を作成し報告する義務がある。県も未提出の状況を黙認し、提出の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。(P33)	○	指定管理者は、平成19年度から事業進捗状況報告書を四半期毎の報告に是正した。	○ 措置がなされたとは認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
21	34	2. 宮城県スポーツ振興財団共通事項	(11)第三者モニタリング調査の実施内容の充実(結果)	指摘11	①第二総合運動場の利用状況を検査するためのモニタリング調査については、全国的な同等事業者の比較等が可能なこと等から1社随意契約とされたが、実際はアンケートの集計だけであり、同等事業者との比較は結果報告書に反映されていなかった。その結果、内容があまり意味のない報告書になっているほか、随意契約理由に問題がなかったか疑わしい状況である。 ②調査報告書の内容は単に形だけのものになっていることは否めず、指定管理者の経費の無駄遣いであり、結果的には、将来の指定管理料の増額につながるものと料する。県は経費の内容についてより詳細に検討し、不要または不十分な報告書とならないように指導すべきである。(P34)	○	①施設の利用促進につながる調査となるよう指定管理者に助言していく。 ②施設の利用促進に向け、より有効な報告書になるよう指定管理者に助言していく。	措置がなされたとは認められない。 「助言していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、質問により、その後モニタリング調査がなされていないことを確認した。 × (○)
追加-1	39	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	指定管理者導入の推進(意見)	意見	平成18年度は宮城県総合運動公園、宮城県サッカー場を1グループ、宮城県宮城野原公園総合運動場、宮城県第二総合運動場を1グループとして指定管理制度を導入しているが、それぞれ施設毎の収支は区分把握していない。施設設計の県民負担額は、一過性のある県での修繕費等の支出を除いた額では、平成17年度から平成18年度にかけて指定管理者制度導入により、2億円以上も大きく減少している。県によると、指定管理者制度導入による費用削減効果とこのことであるが、年間2億円近くも費用が削減できたという効果よりも、平成17年度以前の委託料の積算が妥当であったのか、無駄な支出があったのではないかと、という疑念を抱かせる結果となっている。このことから、直営や委託方式となっている公の施設について、指定管理制度の導入を積極的に推し進める必要があると考える。	—		評価不能 当該意見は措置の対象から漏れていた。県は、包括外部監査の指摘、意見についてその対応を網羅的に検討すべきである。
22	44	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(1)グランディ21の存在意義(意見)	意見11	①グランディ21は宮城県サッカー場と一括して指定管理としているが、サッカー場と支出区分の把握を行っていない。県はグランディ21の各施設について収支の状況を把握し、存在意義、経済性、効率性等の確認情報として活用すべきと考える。 ②平成18年度の施設毎の利用状況については、利用者数のデータは把握しているものの、利用率を数値化したデータはない。利用者数のみでは施設の利用状況が必ずしも判然としないため、施設の実態に応じた利用率を把握すべきである。 ③各施設とも、必ずしも十分満足できる利用水準とは言えない状況であることから、今後の利用状況の大幅な改善が見込まれない場合には、施設の解体を含め、県は抜本的な見直しを検討する必要がある。現状を直視し、今何をすべきか、再検討する必要があると考える。(P44)	○	①グランディ21とサッカー場は総合運動公園としては一体であるが、指定管理者は、平成19年度から両者の収支区分を行った。各施設毎の収支区分については、合理的な区分の可否も含めて、今後検討する。 ②よりわかりやすいデータの作成について、指定管理者と検討していく。 ③グランディ21は、本県スポーツ施設の中核をなすシンボリックな存在であり、各種競技大会に利用されており、県内でこれを全て代替できる施設は他にないことから、施設の解体は考えていない。施設全体の利用者数は増加傾向にあるので、各施設の利用水準の向上について、指定管理者と検討していく。	措置がなされたとは認められない。 「検討する」、「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、①③については、現時点では措置がなされていることを質問により確認した。②については、現時点でも(今後)検討していくとの回答であった。 ×
23	47	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(2)渋滞緩和策(意見)	意見12	宮城スタジアムや総合体育館でのイベント開催時においては、終了後の渋滞が利用者の不満となっている。渋滞時間は短縮化されているようであるが、渋滞時間は依然利用者の不満の種となっているため、県は道路整備事業も含めて抜本的な渋滞緩和策を講ずる必要に迫られていると考える。(P47)	○	交通網の整備がなされていない場所に位置しており、これは、施設整備段階での問題が大きいと考えるが、イベント開催時の渋滞緩和に向け、交通アクセスの整備について、関係部署に働きかけていく。	措置がなされたとは認められない。 「関係部署に働きかけていく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現時点では措置がなされていることを質問により確認した。 × (○)

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
24	47	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(3)宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討(意見)	意見13	①宮城スタジアムの利用状況に鑑み、平日は貸切のみの利用に限定し、貸切予約のない日は閉館することで相当の費用削減を見込むことができる。 ②冬季は休日であっても貸切の利用水準が低く、費用削減効果の観点からも、冬季期間限定の全面閉館も検討する必要があると考える。(P47)	○	①県民への継続的な施設利用機会の確保を考えると、平日の貸切利用のみの限定は難しいが、それによる経費削減効果を勘案しながら、その是非について指定管理者と検討していく。 ②県民への継続的な利用機会の確保を前提に、その経費削減効果を勘案しながら、その是非について指定管理者と検討していく。	×
25	48	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(4)テニスコートの利用率向上(意見)	意見14	①テニスコートについては、休日には貸切利用が多く利用度は比較的高いが、平日は利用率が低い。利用率を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。 ②利用者数のデータは集計しているものの、事業計画書に記載しているような稼働率の情報管理は行われていない。今後の利用率向上の施策を考える上でも現状把握は必要不可欠であり、稼働率の情報管理を行うことが望まれる。(P48)	○	①テニスコートについて、スクール等ソフト面の充実による平日の利用者増加に向けた対応策を、指定管理者に指導していく。 ②利用者データの適切な活用について、指定管理者と検討していく。	×
26	48	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(5)総合体育館メインアリーナの一般開放(結果)	指摘12	メインアリーナは貸切のみの利用とし、一般開放は行っていないが、一般開放を認めている県立都市公園条例違反である。県は指定管理者に対して、条例を遵守し、一般開放するように指導すべきである。その上で、費用対効果に鑑みて、貸切のみの利用が望ましいという利用状況であれば、条例を改正し、貸切利用に限定することも考えられる。(P48)	○	管理運営の都合上、運用では一般利用は支障がなければ、まずサブアリーナを利用してもらうことにしている。指定管理者のホームページやちらしに紛らわしい記載があったので、修正を行った。	○
27	48	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(6)サッカー場のパンフレットの記載不備(意見)	意見15	サッカー場のパンフレットについては、利用の促進を図るため、利用時間や利用料金も記載した上で、サッカー場やグラウンディ21の利用者向けにパンフレットを備付けることが望まれる。(P48)	○	記載内容を追加したパンフレットを平成20年度に作成し、備え付けた。	○
28	48	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(7)施設内での広告収入の獲得(意見)	意見16	年間入場者数が940千人もある施設が広告価値ゼロとは考えにくく、様々な広告媒体を検討することで、広告収入を得ることができるものと思われる。広告収入獲得に向けて、県および指定管理者のさらなる努力が望まれる。(P48)	○	広告収入を得るためには、Jリーグなど定期的にテレビ放映されるような試合や大きな大会、競技会などの開催をはじめとした有料観客の増加が必要と考えられる。都市公園条例が改正され、広告の許可が来年度から指定管理者の収入になることから、その増加に向け指定管理者に働きかけていく。	×
29	49	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(8)自主事業に関する県の承認手続の不備(結果)	指摘13	指定管理者が行う自主事業については、県営施設の利用である限り、そこで徴収される料金は条例に定める利用料金に関する規定の対象であるものと思われ、条例で定められた利用料金以外で利用することは、自主利用であっても県の事前承認が必要であると考えられる。よって、県は指定管理者に対して、自主事業の料金体系および開催日数に関して県の承認を受けるように指導すべきである。(P49)	×	自主事業に係る受講料は、条例に基づく施設利用料金とは別のものである。自主事業の実施に当たっては、県として事前に内容を聴取し同意しており、事業計画の中で確認していることから、改めての承認は必要ないものと考えている。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
30	49	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(9)レストランの目的外使用料の算定根拠の透明性(結果)	指摘14	①平成18年度の管理許可使用料は、厨房については管理許可使用料と独占利用としての料金算定とし、合宿所については全額免除としているため、平成18年度の許可使用料はレストラン、合宿所合計で本来1,351千円であるところ、平成8年度当初の方針の「概算で年間500千円」を参考に、レストランのみの574千円と恣意的に決定されている。何故「概算で年間500千円」が妥当なのかについても、論拠が曖昧と言わざるを得ない。 ②合宿所の厨房について全額免除とする県の規程はなく、これでは透明性に欠けていると言わざるを得ない。県は民間団体に対する使用料に関して、基本的には規程を遵守すべきであり、それができないのであれば、その根拠を明確に示した上で、異なった使用料を算出すべきである。(P49)	×	①合宿所の厨房とレストランについては、業者の儲けが薄く、当初入っていた業者が撤退する状況になったことから、都市公園条例に基づく手続きにより、政策的に減免を行ったものである。 ②許可使用料の徴収については、都市公園条例第12条の規定に基づき、「知事が特に必要があると認めるとき。」に該当するものと判断し、理由を明記して決裁を受けている。	○	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことに問題はないと考える。
31	50	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(10)条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表(結果)	指摘15	①指定管理者の判断に委ねられている各種の減免対象については、当該基準が不明確であることから明確化することが望まれる。 ②条例以外の利用料金減免の基準については、減免基準を明確化した上で、インターネットのホームページへの掲載や料金表への掲載等により公表すべきである。(P50)	○	①指定管理者から減免に係る承認申請があった場合は、公平公益性を確保できるように対応していく。 ②協定書に基づき、利用料金の周知を図るよう指定管理者に指導していく。	×	措置がなされたとは認められない。 「対応していく」、「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、利用料金は、基本協定書第40条第2項により利用者等に周知することとなっているが、未だ周知はされていない。早急に周知すべきである。
32	51	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(11)利用料金入金停止処理の解除(結果)	指摘16	会計年度を跨いだ前受収益とならないようにするため、平成19年3月末においても、4月の利用申込者に対して利用料の前納を3月中に行わないように指示しており、4月の利用料は4月になってから入金されているが、3月中の支払であっても、収支計算書上は4月の収入扱いとすれば足りることであり、利用者に対して支払いを遅らせるような指示を行うべきではない。(P51)	○	前受金として処理するよう指定管理者を指導していく。	×	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は、会計年度末に利用者に対し支払を遅らせるような指示は行っていないことを質問により確認した。
33	51	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(12)グランディ21とサッカー場の収支区分把握(結果)	指摘17	指定管理料以外の収支は、収支計算書上、グランディ21とサッカー場とに区分掲記することとなっているが、指定管理者はサッカー場を区分掲記せず、グランディ21に一括記載しており、協定書違反となっている。必要な決裁手続を経て、協定書の変更を速やかに行うべきである。(P51)	○	平成19年度から両者の収支区分を実施した。	○	措置がなされたとは認められる。
34	51	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(13)休業日に関する県の承認手続(結果)	指摘18	指定管理者は、休業日に関して変更申請を県に行っているが、当該変更許可のなお書きにより、各施設の休業日は具体化されている。しかしながら、なお書きに基づき指定管理者の判断で休業できることとする場合は、休業日や利用時間について変更する場合は知事の許可が必要としている条例の趣旨に反するものであり、県はこのような変更を許可すべきではない。その解決策として、例えば、翌月の休業日について、県に月次一括許可を取り、緊急の場合は個別に許可を取る、という方法が考えられる。(P51)	×	施設を管理運営する中で、臨時的な修繕や点検等を要する場合は生じたり、天然芝を酷使してしまった後に養生などに時間を要したりすることは、可能性として起きうことであり、その際の施設利用の一部制限はやむを得ないものである。なお書きの運用は適正に行われており、利用者にも周知されている。	△	未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。 措置を講じないことに問題はないと考えるが、宮城スタジアム、総合体育館、テニスコート及びプールの12月28日及び1月4日については、自主点検のための休業が定例化しているのであれば、臨時性、特殊性がないと考えられるので、事前に許可をとる必要があると考える。
35	52	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(14)ワールドカップ記念展示ルームの必要性の検討(意見)	意見17	宮城スタジアム1階に開設されているワールドカップ記念展示ルームについては、県は展示室の必要性を再度検討し、引続き設置するのであれば、館内やホームページでのアピールを通じて、利用促進を図るべきである。(P52)	○	展示室は引き続き必要であるが、その場所や展示内容の充実も含め、PR方法を指定管理者や関係団体と検討していく。	○	措置がなされたとは認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
36	52	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(15)利用者からの投書の適時報告および投書箱の施錠管理(結果)	指摘19	①利用者からの投書を含む顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果については、当月分を翌月7日までに県に報告することとなっているが、1年間分をまとめて報告している。県は指定管理者に対して、協定書に従い、毎月報告するように指導すべきである。 ②投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。投書箱は施錠すべきである。(P52)	○	①協定書に基づき、顧客アンケートの状況等を毎月報告するよう指定管理者を指導した。 ②指定管理者は、鍵のついた投書箱を設置した。	○ 措置がなされたとは認められる。
37	53	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(16)指定管理施設の範囲の明確化(結果)	指摘20	指定管理施設の範囲については、宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書に記載がなく、県から別途、図面が示されているものである。しかしながら、指定管理者の権限と責任の範囲を明確にするために、当該図面を協定書に添付すべきである。(P53)	○	指定管理者募集の説明会において、範囲を明確にした図面を資料として提供しているが、基本協定書への図面の添付については、次期指定管理者との協定において検討していく。	○ 措置がなされたとは認められない。 × ○ 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、平成21年3月31日付けで締結した基本協定書に図面を添付したとの回答を得た。
38	53	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(17)財団法人スポーツ安全協会と事務受託契約手続および指定管理会計化(結果)	指摘21	①財団法人スポーツ安全協会宮城県支部からの受託料については、事実上、事務所の家賃と考えられることから、受託料を一般会計上の収入ではなく、指定管理者会計上の受託事務収入とすべきであり、当該収入分だけ県から収受する指定管理料から差引かれるべきものである。 ②実質は公の施設の場所貸しであることから、県の目的外使用許可が必要と考えられるが、当該許可を得ていない。県は当財団に対して、目的外使用の手続を採ることおよび指定管理者会計上の収入とするよう指導すべきである。(P53)	○	①受託事業については、公益法人としての財団の事業であることから、その適切な実施について指導していく。 ②目的外使用許可の手続が必要であり、平成20年度から申請に基づき使用許可を行った。	○ 措置がなされたとは認められる。
39	53	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(18)実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	指摘22	実地たな卸しについては、指定管理者は、期末時点の財産管理台帳の写しを県から入手しておらず、平成18年度において期末財産について実査の実施および物品現在高の県への報告を実施していなかった。管理すべき資産には管理シールを貼り付けるなどして、実査を容易に実施できるようにし、年度末に一時にできなくとも年度を通して一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。また、その場合には基本協定書を実際に運用できるように変更すべきである。(P53)	○	指定管理者に協定書に基づき台帳と現物の照合を行なうよう指導する。	○ × ○ 「指導する」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、指導の結果について質問したところ、平成22年度末に実地たな卸しを行い、平成23年4月28日付けで年度末残高についての報告があったとの回答を得た。
40	53	3. 宮城県総合運動公園(宮城県サッカー運動場を含む)	(19)鉄塔のメンテナンスの必要性の検討(意見)	意見18	各施設に給水する鉄塔については、鉄塔に錆防止の塗装を行っていないため、老朽化が進んでいる。塗装作業には80万円程度を要するとのことであるが、老朽化を防止し、トータルコストを抑制するため、塗装工事を行う必要性について県は早急に経済性計算を行うとともに、安全性確認のため耐震診断も行う必要がある。(P53)	○	塗装工事の経費と緊急性の有無を考えると、現在の県の財政状況のもとでは早急に塗装工事を行うことは困難であるが、今後、状況を確認しながら、関係部課と施設管理の在り方等について検討していく。	× 措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「塗装工事の経費と緊急性や危険性等について指定管理者と確認し、今後の財政的対応について検討していく。」との回答を得た。すなわち、未だ検討中であり、対応に時間がかかりすぎている。早急に結論を出すべきである。
追加-2	57	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	陸上競技場の利用人数の報告誤り(意見)	意見	平成17年度の陸上競技場の利用人数141,384人の増加理由を県に照会したところ、141,384人は誤りであり、正しくは88,761人とのことであった。利用人数がこれほどの規模で誤っているということは、県が受けた報告内容をまったく確認していない証左である。県は報告を受けたものについて、内容を適切に確認するとともに、スポーツ振興財団に対して適切に集計して報告するように指導すべきである。	—		— 評価不能 当該意見は措置の対象から漏れていた。県は、包括外部監査の指摘、意見についてその対応を網羅的に検討すべきである。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
41	59	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(1)自転車競技場の存在意義および管理方法(結果)	指摘23	県は、宮城野原競技場が大和町競技場との重複施設となっていることから、同競技場のメンテナンスを行っておらず、社団法人日本競輪選手会宮城県支部が路面のメンテナンスを行っている。利用料金については、同支部が練習終了後に利用料金を自主申告した金額で回数券にて一括納付している。また、クラブハウスには選手の自転車が常置されたままの状態となっているほか、年末年始の休館日にクラブハウスの鍵を同支部に貸し、休館中も施設が利用されていた。このように、県および指定管理者と同支部との関係は馴れ合いになっていると言わざるを得ない。早急にこのような状態を改めるとともに、宮城野原競技場の廃止を検討すべきである。廃止までの間は、受益者に相応の負担を求めて利用料を値上げし、代わりにメンテナンスは指定管理者が行うべきである。(P59)	×	自転車競技場は1周400mで、大和町の自転車競技場(1周333m)とは規模が異なるものの、重複する施設であり、老朽化して施設の更新も予算的に難しいことから、施設を廃止し解体撤去する方針となっている。その中で解体については、その経費等財政面から保留となっている。競輪選手会には、口頭により状況及び廃止の方針を説明し、同意を得た上で暫定的に使用させているが、予算の対応ができるまでは、暫定利用はやむを得ないものと考えている。	△	未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。 措置を講じないことはやむを得ないとする。なお、解体撤去の予算対応時期が未定であり暫定利用期間の長期化も予想されることから、暫定利用に係る取り決めを文書にて締結すべきである。
42	60	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(2)テニスコートの利用率向上(意見)	意見19	①テニスコートの利用状況については、休日には貸切利用が多く利用率は比較的高いが、平日は利用率が低く、終日予約のなかった日もあった。利用率を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。 ②利用者数のデータは集計しているものの、稼働率の情報管理は行われていない。テニスコートの利用率を高めるための施策を考える上でも、現状把握のために稼働率の情報管理を行うことが望まれる。(P60)	○	①テニスコートの更なる利用率向上に向け、スクールの開催等による平日の需要掘り起こしについて、指定管理者と検討していく。 ②利用者データの適切な活用について、指定管理者と検討していく。	×	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、次のような回答を得た。 ①については、県民がいつ来場しても手ぶらで気軽にテニスを楽しめるよう、貸出用ラケット・ボールを準備したが、数に限りがあり、周知も十分ではなかったため利用者増にはつながらなかった。また、4月1日から10月31日までの期間、早朝利用(5:00~8:00、要事前予約)を行ったところ、相当数の利用があった。②については、引き続き指定管理者と検討していくことであった。 ①については措置がなされたとは認められるが、②については認められない。
43	60	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(3)相撲場の存在意義(意見)	意見20	相撲場については、利用状況も低く、民間事業者や学校にも練習できる土俵はあり、当相撲場がなくなっても、競技人口が少ないことを考慮すれば県民への影響は非常に限定的であることから、施設の廃止を検討すべきである。(P60)	○	相撲場の利用状況と経費支出を踏まえ、県内の他の施設の利用状況も見ながら、競技団体と協議を行うなど、今後の在り方について検討していく。	×	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「県が設置した相撲場は当施設のみであり、当該競技の普及振興を図る上で必要な施設であると認識している。」との回答を得た。また、競技人口が少ないスポーツについての県の考え方について質問したところ、「県は、スポーツに関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとしているスポーツ基本法に基づき、スポーツ振興を図るものである。競技人口の多寡により評価するものでないことはもちろん、宮城県スポーツ振興基本計画において国民体育大会正式競技である弓道・ボート・相撲等の普及・強化は重点目標としていることから、県の重点施策を支える施設の維持はいうに及ばないものである。」との回答を得た。
44	60	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(4)会議室の有効活用(意見)	意見21	①同施設にある会議室については、近隣に企業や各種団体などが多数あることから、貸会議室があることをパンフレットやインターネットのホームページに記載して、会議室の利用率の向上を図るべきである。 ②会議室の利用料金は30分でも8時間でも1回4,000円であるが、利便性の向上や公平性の観点から、料金体系は時間当たりとするなど、より細かな区分で設定すべきである。(P60)	○	①有効活用について、指定管理者と検討していく。 ②平成21年度、仙台市に陸上競技場を譲渡することが決まっており、会議室の利用料金の設定について、仙台市と情報交換を行い、仙台市の条例では詳細な料金設定が行われた。	×(○)	措置がなされたとは認められない。 ①については、「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、質問により、貸会議室があることを指定管理者のホームページに掲載する等の対応がなされていることを確認した。 ②については、措置がなされたとは認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
45	61	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(5) 利用時間のパンフレット表示(意見)	意見22	施設の利用時間については、ホームページには記載されているものの、パンフレットには記載されていない。利用時間は利用者にとって必要な基本情報であり、パンフレットにも記載すべきである。(P60)	○	パンフレットの次回作成時に、利用時間を入れたものとするよう、指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現状について質問したところ、「新たなパンフレットは作成していない。施設の認知度も高く、ホームページからの啓発活動を中心に行っていくことを考えている。」との回答を得た。当該対応は、新規パンフレット作成に係る費用とその効果を考えると不合理的ではない。
46	61	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(6) 利用者の利用時間管理(意見)	意見23	施設の多くは時間単位の料金体系になっているにもかかわらず、テニスコートを除き、利用者の利用時間実績が管理されていない。このため、1時間の利用料金で2時間利用することも可能な状態となっている。例えば、利用開始時間を記入した利用券を利用者に交付し、終了時に利用券を回収すること等により、利用時間を把握し、適切な利用料の徴収を図るべきである。(P61)	○	利用時間の管理方法について、提案された利用券等の手法により、適切な対応となるよう指定管理者と検討していく。	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「平成21年4月から、陸上競技場、テニスコートについては利用者に利用券等を渡し、入退場時間を確認できるようにしている。」との回答を得ている。
47	61	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(7) 駐車場の入場管理(意見)	意見24	同施設に設置されている100台規模の駐車場は現在無料であり、利用者は入場ゲート横のインターホンにより、管理事務所に利用者である旨を伝えて、ゲートを上げてもらい入場する。現状においては、利用者でなくとも競技場を利用する旨申告すれば入場できる状況にあり、実際の利用者のみが利用できるように管理方法を改善すべきである。(P61)	×	ゲートの対応に人手や経費をかければ、より厳密な管理が可能であるが、これまでの運用状況をみてもインターホンによる確認で大きな支障が出ていないことから、現在の確認方法で差し支えないものと考えている。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことに不合理な点はないと考える。
48	61	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(8) 臨時駐車場の管理委託における地方自治法の遵守(結果)	指摘24	宮城野原運動場の西側に隣接し、臨時駐車場として使用している県有地は、県立都市公園条例の対象となる宮城野原運動場の一部ではないため、指定管理者に管理を行わせることができないこととなっているものの、指定管理者が実質的には管理を行っている。地方自治法および県立都市公園条例の趣旨に鑑みれば、指定管理者との協定書に臨時駐車場の管理を含めることは違法であり、指定管理者と別途委託契約を締結すべきである。(P61)	×	JR跡地は、県立都市公園条例の対象外であるが、公園利用者のための臨時駐車場等として確保されている場所であり、都市公園と一体不可分なものとなっている。指定管理者の募集時及び協定書の業務仕様書にその旨を明記し、合意の上で指定管理者が対応しているものである。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことに不合理な点はないと考える。
49	62	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(9) 自主事業に関する県の承認手続不備(結果)	指摘25	指定管理者が無償を含む独自の料金体系で自主事業を行う場合には、事前に自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて県の事前承認を受けるよう県は指定管理者に対して指導すべきである。(P62)	×	自主事業に係る受講料は、条例に基づく施設利用料金とは別のものである。自主事業の実施に当たっては、県として事前に内容を聴取し同意しており、事業計画の中で確認していることから、改めての承認は必要ないものと考えている。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことに不合理な点はないと考える。
50	62	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(10) 利用回数券の管理簿の作成(意見)	意見25	回数券のうち手提金庫に払出された分について、管理簿による受払管理が行われていない。回数券については基本的に現物と管理簿の残枚数の照合が容易に行う管理方法を採用することが望ましく、手提金庫保管分についても管理簿に記録を行うことが望ましい。(P62)	○	管理簿の作成等により回数券の管理が適切に行うことができるよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、手提金庫に払出された回数券は、管理簿による受払管理が行われていることを質問により確認した。
51	62	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(11) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	指摘26	指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と台帳を照合の上、翌月末までに県に報告することになっているが、たな卸しは実際には実施されていない。全てが実施できない場合には、対象物件を金額基準により絞り込む等により、実施可能な規定に改定し、実施を徹底すべきである。また、県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。(P62)	○	平成19年度から指定管理者が現在高と台帳の照合を実施した。	措置がなされたとも認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
52	63	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(12)業務委託に関する契約書案の提出(結果)	指摘27	指定管理者が清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者へ委託する場合には、契約する前に、その契約方法、契約書案の写しおよび仕様書等を県に提出することとしているが、実施されていない。協定書の規定は遵守すべきであり、仮に間に合わなかった場合でも速やかに事後提出すべきである。(P63)	○	平成20年度分から指定管理者から県への提出が行われている。また、平成18年度、19年度分についても追って報告を受けた。	措置がなされたと認められる。 ○
53	63	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(13)随意契約における相見積りの実施(意見)	意見26	随意契約の場合、2者以上から見積りを取ることでされているが、少額であっても契約金額の妥当性を検証する意味から、相見積りが可能な委託契約の場合には、相見積りを実施すべきである。(P63)	×	見積りを1者のみとする理由が適切であれば、1者見積りでも構わないものと考えている。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことに不合理な点はないと考える。 ○
54	63	4. 宮城県宮城野原公園総合運動場	(14)利用者からの投書の管理体制(結果)	指摘28	①投書箱については、窓口から少し離れた隅にあるほか、箱が小さいため目立たず、投書箱に気付かない利用者があるものと思われる。より目立つ場所に設置することが望まれる。 ②投書用紙については、白紙のメモであり、投書日、投書者連絡先などの欄が設けられていない。投書や記載がよりしやすいように所定の記載様式を作成することが望まれる。 ③投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。投書箱は施錠すべきである。 ④ I 投書の保管については、指定管理者によると、同施設に勤務している指定管理者職員が投書箱から投書を回収して内容を確認し、必要に応じてグランディ21内の指定管理者の本部に口頭で報告しているとのことであるが、本部側では口頭で受けた報告内容を記録していない。 II 投書用紙は同施設にて廃棄され、保管されていない。投書は少なくとも1～2年程度は施錠できる場所に保管することが望ましい。 III 回収した投書の内容は台帳にすべて記録して情報を一元管理し、対処欄を設けてアクションを記載し、利用者の向上対策などに活用すべきである。 ⑤顧客からの提案、意見、苦情等の内容および対応状況を一覧にしたものについては、翌月7日までに県に報告することになっているが、県に何も報告しておらず、県も報告の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。(P63)	○	①投書箱を、より目立つ場所に設置した。 ②投書用紙を修正し作成した。 ③投書箱に鍵を取り付けた。 ④ I 投書内容の適切な処理について指定管理者を指導した。 II 投書内容の適切な保管について指定管理者を指導した。 III 投書内容の集約と適切な対応について指定管理者を指導した。 ⑤協定書に基づき適切に報告するよう指定管理者を指導した。	措置がなされたと認められる。 ○
55	68	5. 宮城県第二総合運動場	(1)近似的弓道場の存在意義(意見)	意見27	弓道場については、平日利用がほとんどない外の弓道場も原則として開館しておかなければならないが、現実として平日の利用者が望めないのであれば、条例変更手続を経て外の弓道場の休業日を増やすなどの対応も検討すべきである。外の弓道場の利用率を高め、武道館そのものの利用価値を高めるためには、武道館内の弓道場を他の競技で利用する施設に改装することも検討に値する。(P68)	○	武道館内、屋外の弓道場の利用状況を踏まえ、利用率の向上を含め、競技団体や指定管理者と施設のあり方について検討していく。	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「現在、武道館内にある近似的弓道場は震災の影響により利用休止となっており、近似的弓道場のみの利用となっている。利用率の向上については、指定管理者と引き続き検討していく。なお、武道館内の弓道場を他の競技で利用する施設に改装することについては、改装経費が必要となるものであり、改装後の利用率が不確定な状況の中での改装は現実的ではないものと考えている。」との回答を得た。 ×

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
56	68	5.宮城県第二総合運動場	(2)遠的弓道場の存在意義(意見)	意見28	①遠的弓道場については、主な利用者が国民体育大会に選抜された選手であるという状況および近的弓道競技の控室での利用が多い現状に鑑み、遠的弓道場の利用率の向上と利用のあり方について検討すべきである。 ②特殊な競技スポーツであることから、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。したがって、利用料金の上げが求められる。 ③指定管理者が毎年県に提出している施設利用状況一覧表については、整合性が取れていない数字が記載されているにもかかわらず、指定管理者も県の担当者も何ら疑念を抱かず訂正もなされていないものがあった。指定管理者は施設利用状況一覧表を正確に作成すべきであり、県の担当者も検証すべきである。(P68)	○	①県内唯一の施設である遠的弓道場について、その有効活用を図るため、利用率の向上策を指定管理者と検討していく。 ②競技施設としての位置付けがあることから、利用率の向上を図ることを基本とし、平成22年7月の再オープンに向け、利用料金見直しも含め、指定管理者と検討していく。 ③施設利用状況報告は精査の上、提出するように指定管理者を指導するとともに、その的確な把握に努めていく。	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、①については、「遠的弓道場は、本来の目的に供することが最善であるが、なぎなた、太極拳等の利用に供するとともに、各種サークル活動や指定管理者自主事業(中国気功、健康体操等)の利用にも供することにより、利用率向上に努めている。」、②については、「利用料金を値上げすれば、さらなる利用者数の減少を招く恐れがあり、現時点で利用料金の値上げは考えていない。」との回答を得た。
57	70	5.宮城県第二総合運動場	(3)ラグビー場の存在意義(意見)	意見29	ラグビー場については、ほとんどの場合、子どものためのサッカー教室として使用されることから、ラグビー競技を実施するという本来の目的が既に失われている状況である。ラグビー施設としての利用廃止について検討すべきである。また、同施設が設置されている地域は住宅街にあり、実売却額は十数億円以上の規模となることを見込まれることから、将来売却も視野に入れて検討すべきである。(P70)	○	国体種目の施設として、競技力向上の観点からも、利用拡大に向けた検討を行っていく。	措置がなされたとは認められない。 「検討を行っていく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、平成22年7月1日付けでラグビー場は廃止され、仙台二華高等学校の第2グラウンドとなったことを県HPで確認した。
58	71	5.宮城県第二総合運動場	(4)クライミングウォールの存在意義(意見)	意見30	クライミングウォールについては、特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られていることおよび県内の民間施設にもクライミングウォールがあることから、県がクライミングウォールを設置しておく必要性は非常に乏しい。当該施設の取壊し等、早期に措置を検討すべきである。(P71)	○	クライミングウォールは特殊ではあるが国体種目の施設であり、施設の維持費等も勘案しながら、当面は利用促進を図っていく。	措置がなされたとは認められない。 「利用促進を図っていく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は、利用促進策として、山岳連盟を通じた講習会、練習会や施設開放日等を通じた体験会の実施がなされていることを質問により確認した。
59	72	5.宮城県第二総合運動場	(5)合宿所の利用人数の不適切な集計および存在意義(結果)	指摘29	①合宿所の利用人数については、1人1泊2日の場合に2人とカウントしたものである。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきであり、集計方法が不適切である。 ②合宿所の稼働率は部屋単位では把握されていないため、年間収容人数18,480人を基に稼働率を算出したところ、推測実数2,000人ペースで10.8%であり、合宿所の利用水準はまったく低いと言わざるを得ない。合宿所の廃止を検討すべきである。(P72)	○	①利用者の延べ日数で報告を受けていたが、適切な集計を行うよう指定管理者を指導した。 ②平成20年度から合宿所の利用者を第二総合運動場利用に限らず広く受け入れ、利用者の増加を図った。	措置がなされたとも認められる。
60	73	5.宮城県第二総合運動場	(6)合宿所の料金水準の引上げ(意見)	意見31	合宿所の宿泊収入については、合宿所で発生した直接経費の半分程度しか回収できていない。県の施設である以上、利益を生むことまで求めるものではないが、県民負担を考えれば、直接経費程度は回収できる料金体系を検討すべきである。(P73)	○	平成20年10月から利用料金水準を引き上げ、収益の改善を図った。	措置がなされたとも認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
61	73	5. 宮城県第二総合運動場	(7)アンケート調査の実施方法と結果の分析(意見)	意見32	①同施設の利用料金は全般的に安いと思われるが、アンケート調査によれば高いというクレームが散見された。一般的に利用料金が低いという場合、絶対的に高いという場合は別にして、前年度から若干でも値上がりした場合や金額に比してサービスが悪い場合がある。したがって、利用者を増加させるため(減少させないため)、この理由を分析し何故利用者が高いという意味表示をしているのか確認する必要がある。 ②指定管理者独自でもアンケート調査を行っているが、その日時は1月5日～7日の武道の寒稽古の時であったため、受講者 268名中31名から受領したアンケートは、10歳代の子供が29名と偏った回答になっている。冬だけではなく他の季節や異なる世代など、何日かに分けて多くの方からアンケートを徴収する必要がある。(P73)	○	①アンケートの実施結果を踏まえ、その活用について指定管理者と検討していく。 ②独自アンケートの実施についても、各種大会開催時において協力を得るなど、指定管理者と検討していく。	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、質問により、①については、アンケートの分析と対応が、②については、年齢構成等に偏りの生じないような工夫がなされていることを確認した。 × (○)
62	74	5. 宮城県第二総合運動場	(8)実地たな卸の実施および県への報告(結果)	指摘30	実地たな卸については、県から指定管理者に物品の提示がなされていないため、指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに県に報告することができない状態となっている。県は早急に備品・重要物品一覧表等と現物に差異がないことを確認し、管理委託物品を特定した上で、速やかに指定管理者への引継ぎを完了すべきである。(P74)	○	管理委託物品を確認し、指定管理者に引継ぎを行う。	措置がなされたとは認められない。 「引継ぎを行う」の時点では、方針が決まったのみであり、措置がなされたとは認められない。なお、平成21年3月31日付けで締結した基本協定書を開覧し、引継ぎが行われたことを確認した。 × (○)
63	74	5. 宮城県第二総合運動場	(9)武道館のボイラー更新によるコスト削減(意見)	意見33	武道館に付設されているボイラーについては、経年劣化による故障が多く、平成17～18年度において、本体主要構成部分を3度修繕しており、その修繕費も毎回1,300千円程度要している状況である。修繕のみで対応した場合のコストと比較検討すべきではあるが、このような状況に鑑みると、至急旧ボイラーを撤去して、新ボイラーを設置したほうがトータルコストを抑制できると考えられる。(P74)	○	県の財政事情があり、可能な範囲で修繕による対応をせざるを得ない状況であるが、今後、故障が起こった場合は、新ボイラーの予算要求を行っていく。	措置がなされたとは認められる。 ○
64	74	5. 宮城県第二総合運動場	(10)施設管理運営システムのパスワード設定(意見)	意見34	施設利用者の利用申込等を管理している施設管理運営システムについては、パスワードが設定されておらず、入力担当者以外の者でも容易にアクセスできる状況にある。入力者以外の者がデータにアクセスできないように、システムにパスワードを設定するなどの対応をすべきである。(P74)	○	指定管理者において、平成19年度に対応した。	措置がなされたとは認められる。 ○
65	78	6. 宮城県仙南総合プール	(1)仙南総合プールの存在意義(意見)	意見35	本来の水球プールではなく、主に一般町民プールとして使用されていることは、水球プールとしての利用率が低く、当面の施設の有効活用という意味では不本意ながらやむを得ないが、県としてはできる限り、本来の水球プールとしての利活用の促進を図るべきである。(P78)	○	水球での利用については、競技人口の関係で限界がある。しかし、県南唯一の県営スポーツ施設であり、水球競技を行う高校生等の利用促進に努めていく。また、当該施設は可動床として一般プールとしても利用できるよう整備したもので、一般プールとしても施設の有効活用を図っていく。	措置がなされたとは認められる。 ○
66	78	6. 宮城県仙南総合プール	(2)指定管理施設の範囲の明確化(意見)	意見36	指定管理者との契約において、管理対象範囲は責任関係を明確にするために極めて重要な要素であるため、県は指定管理者に対して口頭ではなく、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。(P78)	○	指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。	措置がなされたとは認められない。 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、指定管理施設の図面は、平成21年3月31日付け締結した基本協定書に添付されたことを質問により確認した。 × (○)

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
67	79	6. 宮城県仙南総合プール	(3)施設の鍵の厳重管理および規定化(意見)	意見37	①鍵は施設管理にとって極めて重要なものであるため、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理すべきである。 ②鍵の管理はより慎重であるべきであり、県は指定管理者からの鍵の受領および鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。(P79)	○	①鍵の厳格な管理について、マニュアル等の一定のルール化を指定管理者等と協議していく。 ②鍵の受領等について、協定書への記載について検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「協議していく」、「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、協議・検討の結果、①については、学校側と指定管理者で覚書を交わして運用管理を明確にしたこと、②については、平成21年3月31日付け締結した基本協定書第17条に記載されたことを質問により確認した。
68	79	6. 宮城県仙南総合プール	(4)研修室および合宿室の活用策(意見)	意見38	①県は、研修室と合宿室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に研修室および合宿室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。 ②県は今後もまったく利用が見込めないと判断するのであれば、抜本的に他の用途での利活用策を検討することも必要である。(P79)	○	①平成19年度にホームページに利用案内を掲載し、利用促進を図った。 ②研修室については、チャリーディング教室等に活用されているので、利用増加について指定管理者と検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) ①については、措置がなされたとは認める。②については、「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現状について質問したところ、「HPの利用案内に掲載し周知を図っている」との回答を得た。
69	80	6. 宮城県仙南総合プール	(5)会議室の利用率向上(意見)	意見39	県は、会議室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に会議室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。(P80)	○	ホームページへの利用案内の掲載について、指定管理者に指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在はHPに利用料が掲載されていることを質問により確認した。
70	80	6. 宮城県仙南総合プール	(6)顧客アンケートの県への報告不備(意見)	意見40	顧客アンケートの聴取については、基本的にご意見箱を設置し、それでも口頭による意見があった際は意見をすべて書き留めて、対処時期を明記し、それらの内容を館内に掲示して利用客にフィードバックする等、利用客とさらなるコミュニケーションをとることが大事であり、県は指定管理者に対しそうした指導することが望まれる。(P80)	○	当該施設における顧客とのコミュニケーションについては、地域柄フェイス・トゥ・フェイスで対応しているが、ご意見箱を設置し、利用者からの意見の集約もしている。	措置がなされたとは認められる。 ○
71	81	6. 宮城県仙南総合プール	(7)自主事業に対する県の事前承認(結果)	指摘31	自主事業の実施については、条例に定める利用料金に関する規程の対象であるものと思われ、県に届出た利用料金以外で運用することは、自主利用であっても県の事前承認が必要であると考えられる。したがって、指定管理者が独自の料金体系で自主事業を行う場合には、事前に自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて県の事前承認を受けるよう県は指定管理者に対して指導すべきである。(P81)	×	自主事業に係る受講料は、条例に基づく施設利用料金とは別のものである。自主事業の実施に当たっては、県として事前に内容を聴取し同意しており、事業計画の中で確認していることから、改めての承認は必要ないものと考えている。	未措置の理由は合理的である。 ○ 措置を講じないことに不合理な点はないと考える。
72	81	6. 宮城県仙南総合プール	(8)個人情報の厳重管理(意見)	意見41	指定管理者は県に提出した事業計画書において、個人情報の管理にかかるミーティングを実施するとしていたが、指定管理者によると、平成18年度にこのミーティングは実施されていなかった。県は事業報告書の提出を受けたときに、単に記載されている内容を確認するに留まらず、事業計画書に記載されている事業について、実施の有無も確認し、指定管理者に対して実施するように指導することが望まれる。(P81)	○	事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行っていく。	措置がなされたとは認められる。 ○
73	82	6. 宮城県仙南総合プール	(9)実地たな卸の実施および県への報告(結果)	指摘32	①県と指定管理者の両者の立会のもと、現物の実地たな卸および一覧表との照合作業を実施すべきである。その結果をもとに、一覧表にある物品と実在する物品が異なった場合の管理責任物品の明確化を図り、その上で責任の所在や費用負担に関する協定を締結する必要がある。 ②備品整理票による物品の特定は実地たな卸をはじめとする資産管理上非常に重要であるため、保有物品への備品整理票の添付の徹底を基本とし、場合によっては当該物品に整理票の記載事項を直接記入するなど柔軟な対応を行い、物品の特定を行うべきである。(P82)	○	①県の立ち会いのもとに、指定管理者に実地棚卸しを行うよう指導していく。 ②備品整理票の添付の徹底について、指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現状では、実地棚卸が行われ、備品整理票の添付、物品の特定がなされたことを質問により確認した。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
74	87	7. 宮城県長沼ボート場	(1)長沼ボート場の存在意義(意見)	意見42	国民体育大会やインターハイに向けての練習施設として、一定の存在意義を見出すことができるが、施設の性質上、利用者が特定されているため、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(P87)	○	利用者負担のあり方について競技団体とも協議を行い、検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「平成18年度に利用料金を大幅に値上げしており、さらなる値上げは利用者の減少を招く恐れがあり、現時点で値上げは考えていない。」との回答を得た。
75	87	7. 宮城県長沼ボート場	(2)事業計画書における運営体制および組織の遵守(意見)	意見43	指定管理者が県に提出した平成18年度および平成19年度の事業計画書における当ボート場の運営体制および組織と実際の運営状況は異なっている。県は事業計画書が実態を反映したものとするように指定管理者へ求めるべきである。(P87)	○	実態に応じた事業計画書とするよう指定管理者に指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × ○ 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、平成23年度事業計画書の写しを閲覧し、実態に応じた事業計画書となっていることを確認した。
76	88	7. 宮城県長沼ボート場	(3)ホームページによる情報発信(意見)	意見44	①利用者はボート経験者に限定しているものの、利用者の拡大を図るため、早急にホームページにおいて、施設の概要、休館日、利用時間、利用料等の情報を発信し、指定管理者の増収を図り、ひいては県の指定管理者への支出を軽減すべきである。 ②指定管理者である宮城県ボート協会は、自らのホームページに当ボート場の施設概要を掲載していないが、同様の理由により、県は指定管理者に対して、ホームページによる指定管理施設の情報発信を求めるべきである。(P88)	○	①平成19年度において、県スポーツ健康課のホームページに施設の概要や利用情報を掲載した。 ②指定管理者のホームページに施設の概要や利用情報を掲載するよう指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × ①については、措置がなされたとは認められる。②については、「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、指定管理者のHPでは施設の概要や利用情報の掲載を確認できなかったため質問したところ、「引き続き指定管理者に、HPへの掲載について指導していく。」との回答を得た。包括外部監査人の指摘から、長時間が経過しており対応が遅いと言わざるを得ない。
77	88	7. 宮城県長沼ボート場	(4)翌年度の収支計画の見直し(意見)	意見45	平成19年度の収支計画は、前年度に利用料の改定があったにもかかわらず、見直されていなかったために、平成19年度の計画利用料収入は平成18年度と比較して1,332千円過少であり、その分指定管理料が過大になっている。県においても、再提出された平成19年度の計画の審査時において、平成18年度実績を踏まえて収支計画の見直しをするように指導すべきである。(P88)	○	前年度の収支状況を踏まえ、適切な収支計画書を作成するよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × ○ 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、平成20年度から平成23年度の収支計画と実績を比較検討したが問題はなかった。
78	88	7. 宮城県長沼ボート場	(5)県提出実績報告の正確性と利用料金の徴収(結果)	指摘33	①県に提出された平成18年度競漕会実績のなかに、会議室の利用のみで、ボートコース等の施設は利用していない「平成19年迫初漕会」が含まれていた。このようなものを競漕会実績に含めることは実績情報に誤解を与えるものであり、含めるべきではない。 ②①に関して、指定管理者は会議室利用料金を徴収していないが、お払い等の儀式だけとはいえ会議室が利用されているのであるから、午前の利用料金を徴収すべきである。(P88)	○	①適切な実績報告を行うよう指定管理者を指導した。 ②利用実態に応じた料金徴収を徹底するよう指定管理者を指導した。	措置がなされたとは認められる。 ○
79	89	7. 宮城県長沼ボート場	(6)温水シャワー利用料の徴収と設備修繕(意見)	意見46	温水シャワーはボート場の利用者にとっては必要性の高い設備であるので、早急にボイラー施設の更新または改修を行うべきである。なお、ボイラーの更新または改修に要する費用は、老朽化が主な要因であれば、県が負担すべきものと考えられる。(P89)	○	財政上の問題はありますが、ボイラー更新に向けて、予算確保に努めていく。	「努めていく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、当該ボイラーは平成22年度に改修された。 × ○
80	89	7. 宮城県長沼ボート場	(7)利用料金水準の引上げ(意見)	意見47	指定管理者は条例に定められた利用料金の範囲内で県の承認を受けて、平成18年度から平均50%弱の大幅値上げを実施したものの、平成18年度の支出12,600千円に対して、利用料収入は1,732千円のみとなっている。利用者が限定されている施設であることから、基本的には利用者からの利用料により施設の運営を行うべきであり、条例を改正してさらなる値上げを検討することが望まれる。(P89)	○	平成18年度に利用料金を大幅に値上げしていることから、現行料金体系が適正と考えているが、他県の類似施設の状況なども踏まえ、更なる利用料金の見直しの是非を検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × ○ 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「平成18年度に利用料金を大幅に値上げしており、さらなる値上げは利用者の減少を招く恐れがあり、現時点で値上げは考えていない。」との回答を得た。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
81	90	7. 宮城県長 沼ポート場	(8)個人利用料金に対する貸切利用料金水準の引上げ(意見)	意見48	施設における貸切利用料金と個人利用料金との差異がそれ程大きくないために、例えば、3名集まると貸切利用料金の方が割安となる。指定管理者の増収を図るため、また県の指定管理者への支出を軽減するために、個人利用に対する貸切利用料金の料金水準の引上げを検討することが望まれる。(P90)	○	他県の類似施設の状況及び貸切利用の利用状況を踏まえながら、料金設定見直しの是非を検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「平成18年度に利用料金を大幅に値上げしているところであるが、貸切利用料金の設定については引き続き検討していく。」との回答を得た。
82	90	7. 宮城県長 沼ポート場	(9)使用許可申請書の不備記載および入手の徹底(結果)	指摘34	①収入金額の根拠・証拠を明確にし、利用料収入の請求漏れを防止する観点から、使用許可申請書における使用期間欄の時間記入を徹底すべきである。 ②使用許可申請書が未入手だった大会が見受けられた。申請書の提出なしに使用できるという状況は、不正・誤謬のリスクを包含することに繋がるため、申請書の入手は徹底すべきである。(P90)	○	①使用許可申請書の適切な記載について、徹底を図るよう指定管理者を指導した。 ②使用許可申請書の適切な管理について、徹底を図るよう指定管理者を指導した。	措置がなされたとは認められる。 ○
83	90	7. 宮城県長 沼ポート場	(10)利用料金の徴収時期および未収金の管理方法(意見)	意見49	①利用料金の徴収について、貸倒れリスクの回避および債権管理事務の削減のため、少なくとも、利用前の支払いを徹底すべきであり、県は、条例、規則、または少なくとも指定管理者との協定書において、前納を前提とした貸切利用の徴収時期を定めるべきである。 ②後払いを認めている現状においては、発生している未収金について、組織として当該債権に係る管理簿を作成し、管理すべきである。(P90)	○	①利用料金の徴収については、指定管理者とそのあり方を検討していく。 ②未収金の管理の徹底を図るよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「検討していく」、「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、①について、検討結果を質問により確認したところ「徴収時期については改善されているが、平成21年3月31日付けで締結した基本協定書別紙8で利用料金の現金領収の場合の徴収期限を明記していなかった。次回、協定書締結時には、納入時期に係る文言を加筆することで考えている。」とのことであった。また、②について、未収金管理方法の現状を質問したところ、「現在、未収金は発生していないが、未収金管理簿を作成し、備えている。」との回答を得た。
84	91	7. 宮城県長 沼ポート場	(11)徴収簿の作成義務(結果)	指摘35	指定管理者は宮城県長沼ポート場使用料徴収事務処理要領第4条に規定されている徴収簿を作成していない。使用料の徴収状況を明確にするためにも、徴収簿の作成が必要である。(P91)	○	使用料徴収簿の作成について、指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、平成20年4月1日より利用料金記録簿(徴収簿)で管理していることを質問により確認した。
85	91	7. 宮城県長 沼ポート場	(12)領収書の管理(結果)	指摘36	①領収書の不正発行防止の観点から、領収書を金庫に保管するとともに、領収書を発行した時は、上席者であるポート場所長の事後承認が必要である。 ②領収書の不正発行防止の観点から、領収書の連番管理および領収書綴りの受払管理簿による管理を行う必要がある。 ③領収書に訂正あるいは施設利用のキャンセルによる利用料返還時に領収書控えのみが保管され、無効処理した領収書が綴りに添付されていないものも散見された。領収書および領収書控えに訂正印または使用済印が付され、両者をホチキス留めし、領収書綴りに保管するなど適切な無効処理を徹底する必要がある。(P91)	○	①②③領収書を適正に管理していくよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現状について質問したところ、①及び③については改善が図られているものの、②については、「領収書は、現在も連番がないものを使用しており、独自にナンバリングするなど早急に改善するよう指導している。」との回答であった。領収書のナンバリングは容易に実施可能であり、指定管理者及び県の怠慢と言わざるを得ない。
86	92	7. 宮城県長 沼ポート場	(13)通帳および銀行印の管理(意見)	意見50	同施設では事務室に金庫が設置されており、夜間、通帳と銀行印は金庫の中に保管されたままになっている。夜間は警備会社による警備がなされているとはいえ、盗難防止のため通帳もしくは銀行印のどちらかを所長が自宅に持ち帰る等の対策が必要である。(P92)	○	より安全な方法がとれるか指定管理者と検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は、「通帳は金庫の中に保管し、銀行印は所長が自宅に持ち帰っている。」とのことであった。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
87	92	7. 宮城県長沼ボート場	(14) 利用期間および時間の変更(意見)	意見51	①現行の利用時間については、正規職員に多大の時間外勤務を強いことになっており、正規職員の勤務体制については無理のない制度設計とすべきである。 ②11月から4月までの期間は、ボート場の利用者がほとんどなく、地元高等学校ボート部がトレーニング室を利用する程度であるため、同期間中の閉鎖を検討する必要がある。これにより人件費、水道光熱費などの経費が1~2百万円程度削減されると思われる。(P92)	○	①正規職員が適切な勤務体制となるよう指定管理者に確認、指導していく。 ②冬期間の施設閉鎖については、利用者の状況を踏まえながら、検討していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」、「検討していく」の段階では措置がなされたとは認められない。なお、①については、現在は適切な勤務体制がとられている旨を質問により確認した。また、②について、検討結果を確認したところ、「11月~3月は、施設、設備等の保守点検を行う必要がある。また、利用者が限定されているとはいえ、閉鎖すれば地元中学高校の練習場を取り上げることとなり、地域に根付いているボート競技の普及振興に逆行することとなるため、閉鎖は考えていない。」とのことであった。
88	93	7. 宮城県長沼ボート場	(15) 請求対象となる利用時間の捉え方(結果)	指摘37	①現状では、大会でボートコース等を使用する場合、昼休みの2時間を利用時間としてカウントせず、当該時間分は請求の対象外としている。しかし、大会の場合、昼休みに他の人が利用することは現実的に不可能であり、係る時間は大会開催に不可欠な時間として、利用時間と捉え請求すべきである。 ②当ボート場の利用時間について、その利用時間が1時間未満の場合、現状では0.5時間といった時間を1時間として請求する場合と実績どおり0.5時間として請求する場合があります、その運用に統一性がない。公平性の観点から、請求する時間の捉え方を再度明確にし、統一的な運用を図るべきである。(P93)	○	①大会等での実際の利用状況を踏まえて、適切な利用料金徴収を行うよう、指定管理者を指導していく。 ②条例に基づき、1時間未満の利用料金は1時間に切り上げるよう、指定管理者に確認・指導していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は、「①昼休みの時間も利用時間と捉えて請求している。②1時間未満は1時間に切り上げて請求している。」とのことである。
89	93	7. 宮城県長沼ボート場	(16) 利用人数の不適切な集計(結果)	指摘38	利用者がボート利用料とコース利用料を支払った場合、利用者数はそれぞれ1名、合計利用者2名と計算して県に報告しているが、このようなケースでは実際の利用者1名とすべきである。誤った情報が県に報告されると、これに基づいて誤った意思決定が行われるおそれがあり、利用者数の実態を把握し、適切な報告を行うべきである。(P93)	○	ボート及びコースの利用者については、ボート分の利用を利用者数に含めないよう、指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は「ボート及びコースの利用者については、ボート分の利用を利用者数に含めないようにしている。」とのことである。
90	94	7. 宮城県長沼ボート場	(17) 指定管理者自主事業の不適切な報告(結果)	指摘39	指定管理者が県に提出した事業報告書等によると、平成18年度指定管理者が自主事業として実施した2事業については、利用状況報告書上は自主事業ではない一般の貸切使用扱いとなっている。当該2事業は通常の利用料を徴収しているため、「指定管理者自主事業」の「利用料金体系」欄に記載すべきである。県においても、このような提出された資料間の不整合については、審査においてチェックされるべきであり、誤りが発見された場合には是正を求めると、適切な対処を講ずるべきである。(P94)	○	利用状況報告書に適切に区分して記載するよう、指定管理者を指導していく。また、資料間の不整合があった場合には是正を求めていく。	措置がなされたとも認められる。
91	94	7. 宮城県長沼ボート場	(18) 資産の所有権の管理(結果)	指摘40	①当施設には、県所有のほか、他所有の備品が混在している。管理責任のある県所有物の把握の観点から、現物の所有権の明確化、具体的にはラベルの貼り付けの徹底の必要がある。 ②登米市、佐沼高等学校および仙台大学所有の預かり資産および指定管理者に帰属する資産についても、県保有と同様の管理、すなわち預かり資産台帳の作成および定期的な実地たな卸しが必要である。(P94)	○	①備品等の所有が明確に確認できるように管理の徹底について、指定管理者を指導していく。 ②預かり資産台帳の作成について指定管理者と協議していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」、「協議していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、①については、「平成22年度から棚卸を行い、同年度末現在高について報告がなされた。」②については、「預かり備品一覧を作成した。」とのことである。ただし、平成22年度の「備品・重要物品一覧表」を閲覧したところ、個数欄に数量の記載のないものが多数あった。これについて質問したところ、「1」と表記するところを省略したものである。」との回答を得た。しかし、空欄であれば数量は0と考えるのが通常であり、棚卸後の追加記入、改ざんを防止するためにも、数量が1であれば1と記入すべきである。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
92	94	7. 宮城県長沼ボート場	(19) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	指摘41	宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 18条第7項の規定に基づき、県有資産の適切な維持管理状況の確認および資産流用の防止のため、毎年度3月末での現物照合の実施および県への結果報告をすべきである。また、県も「県に帰属する物品」の実地たな卸しについて指定管理者から未報告の場合には、早急に実地たな卸しを行うよう指示し、適時に県への報告を促す等の対応をすべきである。(P94)	○	実地棚卸しを適切に実施するように指定管理者を指導する。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」、「協議していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、①については、「平成22年度から棚卸を行い、同年度末現在高について報告がなされた。」②については、「預かり備品一覧を作成した。」とのことである。ただし、平成22年度の「備品・重要物品一覧表」を閲覧したところ、個数欄に数量の記載のないものが多数あった。これについて質問したところ、「1」と表記するところを省略したものである。」との回答を得た。しかし、空欄であれば数量は0と考えるのが通常であり、棚卸後の追加記入、改ざんを防止するためにも、数量が1であれば1と記入すべきである。
93	95	7. 宮城県長沼ボート場	(20) 陳腐化資産の早期処分(意見)	意見52	平成 19年 7月 19日に同施設に往査したところ、使用停止後 30年以上経過する使用不可能な県有の木製ボート 4艇が屋外に放置されていた。使用不可能になった資産が長期間放置されていることは、資産管理および資産整理の点で好ましくない。また、廃棄にかかる費用は多額ではないことから、早期に処分することが望まれる。(P95)	○	木製ボートの廃棄について、予算措置を検討する。	措置がなされたとは認められない。 「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、当該木製ボートについては、平成21年9月に廃棄処理したとのことである。
94	95	7. 宮城県長沼ボート場	(21) 消防法上の危険物の適切な管理(結果)	指摘42	消防法では、指定数量以上の危険物は、市町村の許可および危険物の貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有が必要とされているが、同施設では大会が開催される時期は危険物が指定数量を超えているものの、市町村の許可および貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有がなされていない。法令遵守および安全上の観点から、消防法の規程に従い、市町村の許可、貯蔵庫の設置、危険物取扱者免許保有者の設置の必要がある。(P95)	○	危険物貯蔵の実態を踏まえ、消防法の規定に基づく対応を適切に行っていくよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は、「ボート協会副理事長(元消防署員)が危険物取扱者の資格を有しており、その者の指示に従い、適切に管理している。」とのことである。
95	95	7. 宮城県長沼ボート場	(22) 貸与ボートの適切な管理(結果)	指摘43	①平成 19年7月現在、石巻工業高等学校等に利用料を徴収しないで貸与しているボートについて、利用料に関する規程を作成の上、利用料を徴収すべきであると思料する。 ②当該貸与に際し、返却時期の決定や受領書の入手および貸与の記録がなされていないため、県有資産の保全の観点から、返却時期の決定、借主からの受領書の入手およびその旨の台帳への記載を徹底すべきである。 ③指定管理者は当該資産の貸与に際し県への申請は行っていない。宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 18条第 8項の規定により、貸与に際しては県への承認申請を行う必要がある。(P95)	○	①ボートの貸与について事務手続きを行わせるよう指定管理者を指導していく。 ②ボートの貸与に係る必要書類の作成について、指定管理者を指導していく。 ③協定書に基づき必要な手続きを行っていくよう指定管理者を指導していく。	「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、石巻工業高等学校に貸与したボートは、平成21年6月5日に返還されたとのことである。
96	96	7. 宮城県長沼ボート場	(23) 施設の維持管理計画の県への提出(結果)	指摘44	指定管理者は、施設・設備、物品および敷地の維持管理は外部業者に委託しており、維持管理計画の立案および仕様書の県への提出はなされていない。宮城県長沼ボート場指定管理者管理運営業務仕様書第 5条第 5項の規定に基づき、指定管理者の責任において自ら維持管理計画の立案を行い、県への仕様書の提出が必要である。また、県も未提出の場合には、適時に指定管理者から維持管理計画の立案および県への仕様書の提出を促す等の対応をすべきである。(P96)	○	業務仕様書に基づき、適切に維持管理計画等を作成するよう指定管理者を指導し、平成19年度から対応した。	措置がなされたとも認められる。
97	96	7. 宮城県長沼ボート場	(24) ライセンス取得費用の指定管理者負担(結果)	指摘45	予算に計上されているモーターボートライセンス取得補助費用について、宮城県ボート協会会員 2名については管理業務自体を行っていないため、管理業務上の直接的な必要性は認められず、指定管理者が負担すべき合理的理由がなく、指定管理者が負担すべきものではない。(P96)	×	審判艇などの施設管理において、常勤の所長のみでなく、業務をサポートする複数の協会会員がライセンスを取得する必要があると判断している。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
98	96	7. 宮城県長 沼ポート場	(25) 指定管理 施設の範囲の明 確化(意見)	意見53	宮城県長沼ポート場指定管理者基本協定書により、ポート場自体は 指定管理業務の対象施設である旨が記載されているが、ポート場の 敷地範囲が記載されておらず、不明確である。県は指定管理者に対 して、協定書に図面を添付するなどにより、対象となる敷地の範囲を 明確に伝えるべきである。(P96)	○	指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提 示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との 協定において、検討していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められな い。なお、現在は指定管理施設の図面が協定書へ添付されて いることを、平成21年3月31日締結の基本協定書により確認し た。
99	97	7. 宮城県長 沼ポート場	(26) 施設の鍵 の厳重管理(意 見)	意見54	①指定管理者と佐沼高等学校との施設管理責任に関する取決めに より、部長が鍵を使用した場合には使用時間管理簿に使用履歴を記 載することとなっているが、使用時間や使用者名の記入漏れが散見 された。使用時間管理簿を漏れなく正確に記載すべきである。 ②休館日等に登米市職員が自市所有ポートを使用する場合に備え るため市職員も鍵を保有している。指定管理者と登米市との間には 施設管理責任に関する取決りはなされていないが、施設の管理責 任を明確にするため、使用時間管理簿を記載すべきである。 ③宮城県佐沼高等学校ポート部長および登米市職員がポート場施 設の鍵を保有している一定の理由はあるものの、鍵は施設管理に とって極めて重要なものであり、責任の所在を明確にするために指 定管理者のみが鍵を厳格に管理することが望まれる。(P97)	○	①使用時間管理簿の適切な作成の徹底について、指定管理者を 指導していく。 ②使用時間管理簿を適切に作成していくよう、指定管理者を指導し ていく。 ③指定管理者による鍵の厳格な管理のため、使用時間管理簿の 記載を徹底していくよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められな い。なお、現在は、使用時間管理簿は適正に作成され、記入 漏れ等はないとのことである。また、現在は指定管理者のみ が鍵を保有しているとのことである。
100	97	7. 宮城県長 沼ポート場	(27) 個人情報 の施錠管理(意 見)	意見55	使用申請書等の個人情報が記載されている資料は施錠していない 事務室のロッカーに保管されている。個人情報が記載されている資 料は施錠管理すべきである。(P97)	○	個人情報の適正な管理について、指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められな い。なお、現在は、個人情報が記載されている資料は施錠し ているロッカーに保管されているとのことである。
101	97	7. 宮城県長 沼ポート場	(28) 利用者ご 意見箱の設置 (結果)	指摘46	宮城県長沼ポート場指定管理者基本協定書第14条の規定により、 指定管理者は顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果につ いて、毎月、県に報告することとしているが、同施設には利用者から の意見を把握する手段が取られていない。県は指定管理者に対して 受付窓口利用者ご意見箱を設置すること、アンケート調査を行うこ となどを指導すべきである。(P97)	○	協定書に基づき、顧客アンケート用紙を適切に作成し、備え付け、 結果を報告するよう指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められな い。なお、現在は、顧客アンケート用紙を適切に作成し、備え 付けているとのことであり、アンケート回答を閲覧してその事 実を確認した。
102	101	8. 宮城県ライ フル射撃場	(1) 宮城県ライ フル射撃場の存 在意義(意見) (一部是正)	意見56	①同施設を利用する者は指定管理者である宮城県ライフル射撃協 会の会員に限られているのが実状であり、会員数は120名程で、利 用日も限られている。年間運営コストである指定管理料7,711千円を 県が負担してきて、特定の県民の利用に限られている同施設を県が 所有する必要があるのか再検討すべきである。事業を継続していくこ とを条件として、当協会に無償でも良いから引渡すことも検討に値す ると考える。(P101)	×	①ライフル射撃場は県内唯一の施設であり、また、ライフル射撃競 技は国体種目であり、その普及と競技力の向上は、県のスポーツ 振興を図る上で一定の役割を果たすことから、県有施設としての存 続は必要と考えている。また、当該射撃場には、定期的な全国大 会実施の要請も来ており、整備状況も東日本有数の施設となっ ている。なお、ライフル射撃協会への譲渡は、経済的な面から受諾で きない旨の回答を受けている。	未措置の理由は合理的である。 ○ 措置を講じないことは不合理ではないと考える。
103	101	8. 宮城県ライ フル射撃場	(1) 宮城県ライ フル射撃場の存 在意義(意見)	意見56	②同施設は県内唯一のライフル射撃場であるため、一定の存在意 義を見出すことができるが、特殊な競技スポーツであり、利用者が限 定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理 料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(P101)	○	②競技施設ではあるが、利用者が限定的であり、普及啓発が難し い面があるため、コスト縮減や利用料金の設定について指定管理 者と協議していく。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「協議していく」に時点では、措置がなされたとは認められな い。なお、検討結果を確認したところ、「利用者が限定されてい る状況で利用料金を値上げすれば、さらなる利用者の減少を 招く恐れがあり、現在、利用料金の値上げについては考えて いない。コストの削減や、全国規模の大会の誘致による利用 促進に努めていく。」との回答を得た。この回答内容には一定 の合理性があるものとする。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
104	101	8. 宮城県ライフル射撃場	(2) 指定管理者制度における利用料金制への移行(意見)	意見57	同施設は、収入をすべて県が徴収する使用料制を採用しており、指定管理者は利用者を増やすよりは、如何に費用を減少させるかのみ注力すればよく、これでは委託と変わらず、指定管理者制度を取る意味合いはないものと思料する。県は、指定管理者に施設利用を増進させるインセンティブが働く利用料金制への移行を検討すべきである。(P101)	×	指定管理者としては、大会の誘致等により利用拡大に努めているが、基本的に、施設利用者の大半が指定管理者であるライフル協会の会員であるという特殊性があり、使用料の徴収側と支払い側がほぼ同じとなり、実際はインセンティブがほとんど働かないため、使用料金制を採用しているものである。	○	
105	102	8. 宮城県ライフル射撃場	(3) 利用率の向上施策(意見)	意見58	①同施設の利用率は低い水準と言わざるを得ず、指定管理者は普及活動を行い、利用者を増やすべきであり、県としてもライフル射撃のさらなる普及のため、利用率について適切な目標値を設定することも一案である。 ②指定管理者は、平成18年度、障害者を対象にビームライフル教室を仙台市で年1回開催しているが、年1回の普及活動ではライフル射撃人口の増加には不十分であると思料する。利用率を高めるため、普及活動の回数を増やすなどさらなる普及活動に努めるべきである。 ③以上のような方策により、特定の者だけが利用する施設とならないようにすべきであり、特定の者だけが利用する施設であれば、利用者への応分の負担が求められるべきである。(P102)	○	①当該施設は、特に安全面を重視した管理運営を前提としているので、目標値の設定等については慎重さを要するが、さらに利用拡大に努めるよう指定管理者を指導していく。なお、指定管理者は、教習射撃場の指定を受けることにより、利用率の向上を図ることを検討している。 ②ビームライフル体験会は、ライフル競技を始めるきっかけになる可能性があり、利用拡大に向けた普及啓発は今後も継続することが必要と考えるので、指定管理者と協議していく。 ③昨今の銃規制が厳しくなる状況の中、利用者を増やすことは難しさがあるが、利用拡大に向けた普及啓発を図り、その結果を踏まえた上で、利用者負担の見直しは是非を検討していく。	○(○)	
106	102	8. 宮城県ライフル射撃場	(4) 利用料金体系の見直し(意見)	意見59	①同施設の年間個人利用料は一般7,000円、高校生以下3,500円と格安に設定されており、例えば、一般個人が月4回、1回につき4時間エアライフルを行った場合、年間利用料は51,840円と算出されるが、実際の支払いは年会費の7,000円で済む結果となっている。したがって、年間個人利用料を値上げする。あるいは、年間個人使用契約を廃止して時間料金制に一本化するなど、年間個人利用料の増額改定を検討すべきである。 ②射撃大会を開催する場合、貸切利用となるのであるが、大半の利用者は年間個人利用料を支払っていることから、貸切利用とせず個人使用としている。その結果、貸切利用料は発生せず県への追加収入はない。個人利用者が年会費を支払っていても、貸切利用を行う場合には、他の利用者が同施設を利用できないのであるから、貸切利用料は別途徴収すべきである。(P102)	○	①年間個人利用料等利用料金体系の見直しについて、検討していく。 ②射撃大会等の貸切利用については、別途貸切料金を徴収するよう指定管理者を指導した。	×	措置がなされたとは認められない。 ①については、「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「年間個人利用料の料金体系については、引き続き見直しについて検討していく。」との回答を得た。包括外部監査の指摘から相当期間が経過しており、怠慢と言わざるを得ない。②については、措置がなされたと認める。
107	103	8. 宮城県ライフル射撃場	(5) 冷暖房施設の使用料の徴収および条例の改正(意見)	意見60	①冷暖房施設の利用は、条例により1時間につき2,200円の使用料を徴収する旨が規定されているが、過去に使用料を徴収したことはなく、指定管理者の判断で行われている。指定管理者は条例の規定を遵守し、冷暖房は施設利用者の申請があったときにのみ稼働させ、申請者からは条例に従って使用料を徴収すべきである。 ②同使用料における使用料1時間につき2,200円は高すぎると考える。県は同条例を変更して、妥当な金額に変更すべきである。 ③冷暖房施設を稼働させると、利用申請者以外の利用者もその恩恵を受けることになるが、現在の条例では申請者以外の受益者から使用料を徴収することは難しい。冷暖房施設の使用料を貸切使用料や個人使用料に含めて徴収することも選択肢の一つと考えられる。(P103)	○	①貸切利用時の使用申請があった場合には、適正に徴収するように指定管理者を指導した。 ②冷暖房施設の使用料金の改定について、検討していく。 ③冷暖房施設の使用料金を個人使用料等に含めて徴収する方法等について、検討していく。	×	措置がなされたとは認められない。 ①については、措置がなされたと認める。②、③については、「検討していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果について質問したところ、「冷暖房設備の使用料金については、引き続き検討していく。」との回答を得た。包括外部監査の指摘から相当期間が経過しており、怠慢と言わざるを得ない。
108	103	8. 宮城県ライフル射撃場	(6) 利用者アンケート(満足度調査)の実施方法(意見)	意見61	同施設にはアンケートボックスが置かれているが、平成18年度1年間1つもアンケートは入っていなかった。その理由として、アンケート用紙には記載様式がなく白紙となっていることにも要因があると考えられる。例えば当会員に対して、アンケート項目ごとに満足度を示す4～5段階の○を付す簡易なアンケート用紙を使用してアンケート集計を行うという方法が考えられる。(P103)	○	記載しやすいアンケートの様式について、指定管理者と検討していく。	○(○)	

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
109	103	8. 宮城県ライフル射撃場	(7) 領収書の管理(結果)(一部是正)	指摘47	①利用料の徴収に際し、指定管理者が独自に作成した宮城県ライフル射撃場使用許可申請書兼領収書控を使用しているが、条例の規定により、使用料は、知事の発行する納入通知書を使って徴収すべきである。納入通知書の使用が施設の運営にそぐわないのであれば同条例の改正を検討すべきである。(P103)	×	①ライフル射撃場条例第10条に基づく施設の使用料は、指定管理者との基本協定書に基づき、指定管理者が1か月毎に取りまとめ、知事が発行する納入通知書により納入することとされている。	○ 未措置の理由は合理的である。 質問の結果、措置を講じないことは不合理ではないと考える。
110	103	8. 宮城県ライフル射撃場	(7) 領収書の管理(結果)	指摘47	②現在使用されている同使用許可申請書兼領収書控は、使用前は連番が付されておらず、使用したものに対して番号が付されるため、連番管理が意味をなしていない。連番を付した使用許可申請書兼領収書控を使用すべきである。(P103)	○	②使用許可申請書兼領収証控の連番については、平成19年度から指定管理者において実施した。	○ 措置がなされたと認められる。
111	104	8. 宮城県ライフル射撃場	(8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	指摘48	①県有財産を正しく把握するため、現物に備品整理表を貼って管理番号を付し、常に現物が実在していることが分かる状態しておく必要がある。 ②協定書の規定により、年度末に実地たな卸しを行い、県に報告するようにするほか、廃棄済等の資産および不用の資産を洗い出して、必要があれば備品・重要物品一覧表を修正する必要がある。(P104)	○	①備品整理票の貼付等について、指定管理者を指導した。 ②実地棚卸しの適切な実施と県への報告について、指定管理者を指導した。	○ 措置がなされたと認められる。
112	104	8. 宮城県ライフル射撃場	(9) 貸与ライフルの適切な管理(結果)	指摘49	①県から受領している備品・重要物品について貸与する場合には、預り証等を徴収すべきである。 ②協定書の規定に基づき、貸与する場合には、県の承認を受ける必要がある。(P104)	○	①預り証等を徴収するよう指定管理者を指導した。 ②貸与の際の県の承認については、協定書に基づき適正な対応を行うよう指定管理者を指導した。	○ 措置がなされたと認められる。
113	104	8. 宮城県ライフル射撃場	(10) 委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)	指摘50	県は指定管理者が清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者に委託する場合には、協定書の規定により、具体的な委託内容、例えば契約の条項、契約金額等を記載した書面が、それらが含まれている契約書案の提出を指定管理者に求めるべきである。(P104)	○	協定書に基づき、適正な処理を行っていく。	○ 措置がなされたと認められる。
114	105	8. 宮城県ライフル射撃場	(11) 委託管理業務の仕様変更に関する県の承諾(結果)	指摘51	協定書に記載されている指定管理者が行う業務の範囲について、一部減少された面積や回数で施設管理を行っている。県で業務範囲を定めて指定管理者を公募している以上、指定管理者は協定書に則った施設管理をすべきである。また、県は指定管理者が協定書どおりに施設管理を行っていることを確認すべきである。(P105)	×	県の仕様書に基づいた指定管理者の業務の範囲内において、指定管理者が再委託を行っている。清掃業務については、再委託分以外を指定管理者が直接行っているなど、経費の節減を図りながら必要な対応が行われていると考えている。	○ 未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。
115	105	8. 宮城県ライフル射撃場	(12) 委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)	意見62	指定管理者はすべての委託管理業務において2社の相見積りを行っているが、日付が入っていない見積書が数件見受けられた。委託業者から見積りを徴収するにあたって、指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである。(P105)	○	日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者を指導していく。	○ 措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、「平成20年度の業務委託に際し徴収した見積書は、日付が入っていることを確認した。」とのことである。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
116	105	8. 宮城県ライフル射撃場	(13)委託管理業務に関する工事請負契約書の訂正手続の不備(結果)	指摘52	A社に委託している芝管理業務委託業務 415千円について、当初の工期は「完成:平成18年3月31日」となっていたが、「完成:平成20年3月31日」と手書き訂正されていた。また、当初の支払方法は第1回、第2回とだけ記載されていたが、第1回を毎年8月末日に第2回を毎年2月末日に手書き訂正されていた。これらの訂正は、両方とも契約相手先の契約担当者である主任の印鑑のみで行われていた。特に工期については請負代金が1年分か3年分かという非常に重要な訂正であるため、当初の契約書の捺印であるA社の代表取締役印にて訂正が行われるべきである。(P105)	○	契約書の適切な訂正処理について指定管理者を指導していく。	措置がなされたとは認められない。 「指導していく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、その後、「契約書に記載されている内容を訂正する場合は、契約者印(代表者印)を訂正箇所を押印するとともに、空きスペースに『○字加入、○字削除』と記載し押印するよう指導した。」とのことである。	
追加-3	108	9. 宮城県蔵王自然の家	直営施設の収支に関する決算処理(意見)	意見	県は直営施設の決算処理を行い、収支計算書を作成しているが、職員の人件費については、本庁にて支出され本庁の人件費として決算処理されるため、当該施設の収支計算書には含まれていない。また、施設管理業務の設計金額が2千万円を超えるものは、地方公所では事務手続が不可能なため、本庁で契約、支払を行い、本庁の支出とされ、当該施設の収支計算書には含まれていない。このため、直営施設の収支計算書のみでは当該施設の運営に要した収支が直接把握できない仕組みとなっている。施設の収支を把握することは、当該施設の存在意義の確認、利用料金水準の妥当性の確認、設備投資計画の立案など、様々な面で必要であるため、直接把握できる体制を整備する必要がある。	—		評価不能 当該意見は措置の対象から漏れていた。県は、包括外部監査の指摘、意見についてその対応を網羅的に検討すべきである。なお、本件については、「行政経営推進課が実施する『直営施設における指定管理者制度導入に関する調査』において、人件費等を含めた施設運営の収支状況を把握することとし、施設所管課における当該施設の適切な運営形態等の検討の際の基礎資料とする。」との回答を得ている。	
117	109	9. 宮城県蔵王自然の家	(1)自然の家の存在意義(意見)	意見63	蔵王、松島、志津川の3自然の家について、開設時期や利用者数のピーク時に対する平成18年度の利用率の割合は、廃止することとした泉が岳と大きく相違しないことから、利用率向上による施設の有効活用を図る施策を検討すべきである。それが可能でないのであれば、施設は廃止すべきである。県が主催する蔵王自然体験活動などのソフト面のみを県民に提供することも検討するなど、不要に自然の家を存続させることのないように、施設の廃止を含め、存在意義について継続的に検討すべきである。(P109)	×	蔵王自然の家は、引き続き運営する方向で進めていくこととした。なお、利用率の向上等、施設の有効活用を図るため、施設管理等については指定管理者制度に移行していくことも念頭に置いて検討している。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。なお、本件については、「利用率の向上、施設の有効活用を図るため、一層の広報活動や閑散期の事業開発を行う必要があることから、応募が多かった事業は同事業を複数回行ったり、月曜日(休業日)利用・日帰り利用も可能とした。また、観光協会や国際交流協会等との連携事業を行っている。指定管理制度への移行は平成24年度から行うことで検討していたが、震災による施設の修繕のため移行時期を再検討している。」との説明を受けた。	
118	110	9. 宮城県蔵王自然の家	(2)利用率の向上施策(意見)	意見64	①平成17年に小中学生のみに限定していた利用制限を廃止し、高校生以上は有料化された。これにより、フリーの一般県民利用者は増加したことは事実であるが、利用率は依然低水準であり、フリーの一般県民の利用率をさらに高める施策が必要である。 ②同施設は、みやぎ蔵王えぼしスキー場とタイアップし、利用にあたって、料金の値引きを行っている。利用者拡大に向けて、近郊に位置する他のスキー場やその他の観光施設ともタイアップし、それらを県のホームページ等に掲載していくべきである。 ③利用者との申請書、申込書、許可書等の書類のやり取りを郵送で行っているが、やり取りを電子化することが望まれる。(P110)	○	①平成17年度から広く一般県民が利用できることとなったことから、一般・家族・高等学校向け利用案内をそれぞれ作成し広報活動を行ってきた。平成18年度からは家族が優先的に利用できるファミリーデーを設定し、家族利用の促進にも努めてきた。平成19年度においては、幼児・中高年対象の事業を新規に立ち上げ一般利用者の利用率向上に努力してきた。今後とも利用率の向上に努めていく。 ②タイアップすることについては、「宮城県蔵王自然の家」のホームページに「外部体験学習施設」のメニューを設け掲載する。 ③「宮城県蔵王自然の家」のホームページに「利用申込関係書類」のメニューを設け、利用者各自がダウンロードし、メールでも申請できることとした。許可書等についても順次電子化できるよう諸規程を検討する。	○	措置がなされたとも認められる。
119	113	9. 宮城県蔵王自然の家	(3)利用実績報告書の誤記載(結果)	指摘53	同施設が、県の生涯学習課に報告する宿泊者利用率計算について、計算式が誤っていた。県においても提出された報告書のデータを確認、精査すべきであったし、同施設においても、宿泊者の状況をより把握しているのだから、これだけの開きがあれば、おかしいことに気づいてしるべきと思われる。今後の自然の家の活動を活性化させるためにも、利用実績報告書は正しく作成する必要がある。(P113)	○	利用実績報告書の誤記載については、平成19年10月の監査時点で、報告書を再チェックした。誤りがあった箇所や利用率の算出方法等について見直し、報告書の修正や報告データの訂正等を行った。また今後、報告書を提出する際には複数名によるチェックを行うなど、誤記載等がないよう努めることとした。さらに自然の家の活動を活性化させるため、閑散期のプログラム開発などに利用実績報告書を利用、活用する。	○	措置がなされたとも認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
120	114	9. 宮城県蔵王自然の家	(4) 利用料金水準の引上げ(意見)	意見65	①一般の宿泊利用料 600円では人件費を固定費として除外した直接支出額に対する宿泊者 1人当たりのコスト 2,530円を回収することもできない。一般利用者でも現在の金額の倍、小中学生でも一般利用者の半分等の有料化を検討すべきである。 ②他県の自然の家では小中学生が有料の例があるほか、高校生以上の場合、県外者は県民の倍の利用料金としている県もある。本県の財政事情に鑑みて、県外の小中学生の有料化、県外の高校生以上の一般については県内の利用者の倍とするなど、利用料金体系の見直しが必要とされる。(P114)	○	①施設の利用料金については、他県とは条件の違う視点で比較されているが、県外利用者の料金設定なども含めて料金改定に向けて検討する。	措置がなされたと認められない。 「検討する」の時点では、措置がなされたと認められない。なお、検討結果について質問したところ、「自然の家の利用者の多くは小・中・高校の児童生徒である。教育課程において宿泊訓練を求められていることもあり、多くの学校が利用している。このことから、教育費のかかる子供のいる家庭への負担増を考慮し、値上げはしないこととした。なお、料金を検討した時点では、平成24年度にも指定管理制度への移行を目指していたため、指定管理者制度の導入時期に再検討することにしていった。」との説明を受けた。したがって、結果として措置を講じないこととなっている。
121	115	9. 宮城県蔵王自然の家	(5) 体育館等の利用率向上(意見)	意見66	体育館等の利用状況が極めて低迷していることから、利用者を拡大させる施策として、パンフレットやホームページに日帰り利用が可能なことや利用料を掲載することが望まれる。(P115)	○	日帰り利用について、パンフレットやホームページに掲載するとともに、小中学校校長会や教頭会、またはPTA連合会などに対し、当該施設を利用できる範囲において、研修会の開催(会場の提供)による利用なども働きかける。	措置がなされたと認められる。
122	116	9. 宮城県蔵王自然の家	(6) 使用料減免申請書の未入手(結果)	指摘54	各種の主催事業については、参加者に対し条例が規定している使用料減免申請書の提出を求めている。条例上は主催事業であっても使用料減免申請書を提出しなければならず、条例を遵守すべきである。また、このようなケースにおいても使用料減免申請書の提出を義務付ける条例が不合理であると県が判断するのであれば、条例の見直しが必要である。(P116)	○	使用料減免申請書の提出については、今後主催事業においても「使用料減免申請書」の提出を求める。	措置がなされたと認められる。
123	116	9. 宮城県蔵王自然の家	(7) 不明現金の早期処理および委託先との親睦自粛(結果)	指摘55	①同施設の大金庫において、会費制で開催された暑気払い、忘年会、送別会の余剰現金が保管されていた。公金との区分が不明確であり、不正の温床になる可能性があるため、大金庫には公金以外の現金を保管すべきではない。 ②会費制の親睦会とはいえ、委託先の職員も親睦会の構成員になっていることは、委託先との馴れ合いと指摘されても仕方の無い状況であり、委託先との親睦は自粛する必要がある。(P116)	○	①今後、大金庫には公金以外の現金は保管しない。 ②委託先業者側には直接契約等を担当する部署の職員が含まれていなかったとはいえ、委託先との馴れ合いを疑わせるような行動であったことは否めない。今後は、県民から疑念をいだかれるような、委託先との親睦を行わない。	措置がなされたと認められる。
124	116	9. 宮城県蔵王自然の家	(8) 資産の管理不備(結果)	指摘56	備品整理票が添付されていない備品については、現物一斉確認を実施して現物に備品整理票を添付し、不明品は台帳から消去すべきである。スキー用具等で備品整理票の添付が困難なものについては、記載事項を直接記入する等の工夫が求められる。この現物一斉確認を早急に進め、その後は毎月循環的に実施する等、現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新を実施していくべきである。(P116)	○	備品点検を実施し、現物一斉確認を行う。	措置がなされたと認められる。
125	118	9. 宮城県蔵王自然の家	(9) 支出事務の合理化(意見)	意見67	同施設では、出納事務の委任等に関する規程により、会計事務のうち支出負担行為の確認と支出命令の審査・確認および支出執行事務を行う出納員が配置されておらず、大河原教育事務所の出納員が充てられている状況である。手続き上の合理化を図るため、同施設の職員が支出事務を行えるようにすべきである。なお、この件については他の3自然の家も同様である。(P118)	×	出納員の条件を満たす職員の配置が必要なことから、関係機関との調整を進めていくこととした。	未措置の理由は合理的である。 出納員の条件を満たす職員の配置にかかるコスト等を勘案すると、措置を講じないことは不合理ではないと考える。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
126	119	9. 宮城県蔵王自然の家	(10)二重払いの防止策(結果)	指摘57	経費の支払を行う際に、契約締結同一兼購入通知書には支払手続に回した旨を記載する等の処理は行われていないため、業者から二重に請求書が届いた時には、再度支払手続を行い二重に支払いが行われることが有り得る状況になっている。二重払いを防ぐため、契約締結同一兼購入通知書に支払いに回した旨を表す押印を行うことが必要と考えられる。(P119)	○	経費の二重払いの防止について、物品調達兼契約締結同一に支払いに回した旨を表す押印を行うとともに、納品書等にも支払いが済んでいる旨の記載や押印をすることなどにより、二重払いや未払い等の発生を防止する。	○ 措置がなされたと認められる。
127	119	9. 宮城県蔵王自然の家	(11)養護教諭、栄養士の廃止(意見)	意見68	①同施設では、養護教諭を配置しているが、他の自然の家では養護教諭を配置しておらず、今まで特に問題もなかったことから、当同施設に配置する必然性はなく、廃止すべきである。 ②栄養士に関して、食堂の運営についてはそれぞれ外部に委託しているのだから、栄養バランスとカロリー計算を行った上で献立を作るよう委託先を指導すれば済むため、廃止すべきである。(119)	×	①蔵王自然の家については他の自然の家と比較し、特に小学生の利用が多いため、今後も養護教諭の配置が必要である。なお、松島、志津川についても小学生の利用はあるが蔵王ほどではないため、検討した結果、現時点では特に養護教諭を配置する必要はないと考えている。 ②栄養士の業務として献立作成とそれに伴う食事のチェック、特に最近増加傾向にある食物アレルギーへの対応や食事数の管理等、委託が望ましくない業務が多岐にわたることから継続配置することとした。	○ 未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。
128	119	9. 宮城県蔵王自然の家	(12)温泉ポンプの改修における予算の流用手続および温泉利用許可済証の取外し(結果)	指摘58	当該温泉を使用できなくなった後も同施設内に温泉利用許可済証が浴場入口壁に貼ってあった。温泉を使用しない期間は温泉利用許可済証を取外すか、温泉利用許可済証の近くに温泉は使用していない旨の表示をすべきである。(P119)	○	「温泉利用許可済証」の表示付近に「温泉は使用していない」旨の表示をする。	○ 措置がなされたと認められる。
129	119	9. 宮城県蔵王自然の家	(12)温泉ポンプの改修における予算の流用手続および温泉利用許可済証の取外し(結果)(一部是正)	指摘58	①故障していた温泉ポンプの改修について、揚湯試験の経費を支出した結果、水中ポンプの入替え工事を行うことによって温泉設備が再開できることが判明したため、同工事費を平成19年度予算として要求したところ、緊急性および優先順位は高くないということで財政課によりゼロ査定となった。結果的に同支出は無駄になったわけであり、このような場合、あらかじめ財政課に対して、事前に温泉設備再開工事費の予算組入れの可能性について問合せるべきであった。 ②①の支出にあたっては、平成18年度における予算の流用で対応したが、事業名である「温泉設備維持管理業務」と温泉を再開するための事前準備である揚湯試験では内容がまったく異なるものであることから、事業内容が異なる時には、各種の必要資料には正しい事業名を記載すべきであると考えられる。(P119)	×	①再開可能という揚湯試験の結果を受けて、平成21年度に工事を実施することとなり、揚湯試験は有効であったと考えている。 ②揚湯試験自体は「温泉維持管理業務」の項目の一つとして毎年行っていたものである。温泉ポンプが故障(井戸に落下)したことは事実であるが、温泉設備自体は現状のままであったため、揚湯試験を含んだ「温泉維持管理業務」は必要な業務であった。また、予算の執行についても流用ではなく適正な執行であったと考えている。	○ 未措置の理由は合理的である。 当該指摘に対する県の回答は、一定の合理性があると考えられる。
130	120	9. 宮城県蔵王自然の家	(13)委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)	指摘59	温泉再開準備の揚湯試験に関して、同施設はA社と委託契約を締結しているが、契約書において、いわゆる再委託の禁止が謳われているにもかかわらず、A社は受託した業務の一部を県の承諾なしにB社に再委託しており、契約違反の事実が認められる。県は揚湯試験の現場に立会っており、A社がB社に再委託している事実を知り得ているのであるから、書面により県の承諾を得るようにA社に対して指導すべきであった。(P120)	○	当初から、再委託が予想される契約であったことから、書面により県の承諾を得よう業者を指導すべきであった。今後同様の事案があった場合は、適切に対応する。	○ 措置がなされたと認められる。
131	120	9. 宮城県蔵王自然の家	(14)最低制限価格の設定(結果)	指摘60	電話交換機更新工事の指名競争入札において、落札率が38.5%となった。建設工事については原則として最低制限価格を設けることとされているが、この工事については最低制限価格が設定されておらず、適正な契約事務が行われていない。当自然の家は上記運用通知に基づき最低制限価格を設定すべきであった。(P120)	○	「建設工事等の入札・契約制度の運用について(平成18年4月出納局長通知)」に基づき最低制限価格を設定すべきであったので、今後は適正な執行に努める。	○ 措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
132	121	9. 宮城県蔵王自然の家	(15) 個人情報の施錠管理(意見)	意見69	利用申請書や申込書等、利用者の氏名、住所、電話番号などの個人情報に記載された書類がロッカーに保管されているが、鍵を紛失しているため、施錠できない状態となっている。現状では他に施錠できるロッカーはないが、県は個人情報漏洩防止の観点から、これらの書類を施錠管理する必要がある。(P121)	○	施錠できるロッカーについて、整備する。また、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うよう所内で改めて確認した。	○ 措置がなされたとも認められる。
133	125	10. 宮城県美術館	(1) 宮城県美術館協会の会員増加策(意見)	意見70	同施設を支援するための自主的な組織として設置されている宮城県美術館協会については、会員登録人数は280人と低迷している。その一因として、一般県民にとって割高な年会費にあると考えられる。協会の会員を増やすため、会員の裾野を一般県民にまで拡げられるような年会費の水準にする必要がある。(P125)	×	協会会員の増加策として、会員入会に関するパンフレットを受付カウンター等に配置し、さらにHPIにも掲載するなど、広報に努めている。また、裾野の拡大に向けた取り組みについては、組織のあり方を含めて協会に検討を依頼している。	○ 未措置の理由は合理的である。 宮城県美術館協会の性格、協会会での検討結果等を鑑みるに、措置を講じないことは不合理ではないと考える。
134	125	10. 宮城県美術館	(2) 映像室の利用率向上(意見)	意見71	平成18年度、映像室は県民大学として年間10日目のみの利用の他に、美術館講座、美術館実習、団体観覧に対する事前解説など年間延べ21日の利用に留まっている。映像室の利用は限定的であるため、県は映像室の利用率を高める施策を検討すべきである(P125)	○	映像室機能は隣接する佐藤忠良記念館のアートホールに移動し、今後は打合せ、特別展関係での使用等多目的室として活用を図る方向で検討する。	○ 措置がなされたとは認められない。 「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、現在は、「乳児への授乳や観覧中に具合が悪くなった方の休憩・休養室として使用するなど、多目的に利用できるように管理している。授乳や休養が必要な方が、「いつでも、すぐに、利用できる」よう心がけており、特別展などの来館者数に応じて利用頻度も高くなる傾向を示しています。」とのことである。
135	126	10. 宮城県美術館	(3) アートホールの利用率向上(意見)	意見72	アートホールは毎週土曜日と日曜日でのみの利用ではあるが、美術館主催で講演会・講座などを開催する他、ハイビジョンの定期上映を行っている。しかし、平日はまったく利用されていないため、例えば、展示室として利用する、外部の利用を促進するなど、県はアートホールの利用率を高める施策を検討すべきである。(P126)	○	映像室機能を移転することにより、利用率は現状より高くなる。土曜日と日曜日は館側が使用するため、一般利用は難しくなるが、展示室として平日の利用も図る。	○ 措置がなされたとも認められる。
136	126	10. 宮城県美術館	(4) 講堂の一般貸出しの検討(意見)	意見73	同施設にある講堂については、県民ギャラリー、創作室等の利用者から講堂を利用して講演会、映画会、映像発表会等を開きたいという要望があるにもかかわらず、一般県民には貸出ししておらず、宮城県教育委員会の関係者のみに貸出しが行われており、平成18年度の講堂の利用日数は12日のみである。一般県民への貸出しに際しては、建築基準法の定める種々の条件を満たす必要があるが、関係者のみの利用に留めるのではなく、何らかの形で一般県民の利用にも資するよう再検討すべきである。(P126)	×	一般県民への講堂の貸出しについては、複数の避難経路の設定などの建築基準法上の条件整備等のための設計、改修費用との費用対効果、工事に伴う騒音を考慮した工事時期など、総合的に勘案した上で可否を検討していく。	○ 未措置の理由は合理的である。 措置を講じないこととされているが、「一般県民への講堂の貸出しについて総合的に勘案した上で可否を検討していく。」とされているため、検討結果について質問した。県では、平成23年度予算で一般貸出しが可能となるよう改修工事を行う予定であったが、設計委託により詳細を調査したところ、追加工事が必要であること及び検討課題が明らかになった。改修工事費が予想を大きく上回るため、あらためて費用対効果及び県民への提供方法を検討していく予定であるとのことである。
137	126	10. 宮城県美術館	(5) オープンアトリエの有料化の検討(意見)	意見74	同施設にあるオープンアトリエについては、平成18年度はほぼ毎日、年間延べ3,102人が創作室を利用している。確かに無料で場所と設備を提供することによって多くの県民の利用を促すのも一策ではあるが、適度の利用料を設けることも他の施設との兼ね合いには必要ではないかと思考する。(P126)	○	創作室は「いつでも、だれでも、気軽に」という方針の下に運営を行い、多くの愛好者に利用され、全国的にも評価が高い。利用者の増や定着、開設時の理念等からも有料化については、なお多くの議論が必要と考え、当面、使用する材料費など有料化できる部分の検討を行う。	○ 措置がなされたとは認められない。 「検討を行う」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果については、「美術館が主催する公開講座(実技講座)等における材料費について、平成23年度から全て参加者の負担とし、支払については、参加者と原材料取扱業者との間で精算する仕組みに統一した。」との回答を得た。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
138	127	10.宮城県美術館	(6)特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)	指摘G1	<p>①特別展無料招待券については、配布に係る決裁を行っておらず、招待券付ポスター、チラシの配布先リストを保存していないため、過去における具体的配布先は不明となっている。招待券は、受取った者にとつては金券であり、招待先、招待数について決裁を実施すべきである。</p> <p>②配布計画数にある予備412枚については、誰に配布したのか、配布せずに残り廃棄処分になったのか不明の状態になっている。予備招待券についても、最終的にどのように配布されたか管理すべきである。</p> <p>③イ. I 館長、副館長及び広報用に配布した無料招待券については、一定の理由により認めざるをえないところもあるが、その先誰に渡したかについて、資料を残すべきである。 II 館長、副館長以外の職員及び直接美術館の業務と関係のない警備、清掃、監視員、電話交換、設備員への無料招待券の配布は不要である。 ロ. 県の関係先への配布についても、知事および副知事に配布している招待券については、当特別展の広報を兼ねて配布されているものであると思料するが、それ以外の県関係諸氏への配布については、配布理由が薄弱であり不要である。 ハ. 美術館協議会委員等、作品寄贈等協力者、他県美術館・博物館、芸術協会役員等および出品作品協力者等への配布については、配布自体が否定されるものではないが、他県美術館・博物館を除き、1名当たり1〜2枚程度が妥当であると考ええる。また、美術館協議会委員等、作品寄贈等協力者、芸術協会役員等および出品作品協力者等とは、誰を指すのか不明であるため、個人毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。</p> <p>ニ. マスコミ関係、県内観光宿泊施設、共催者および後援者への配布については、是認しうが、マスコミ関係については、各団体への配布枚数は不明の状況である。それ以外については、団体名すら記載されていない。団体毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。</p> <p>⑤同施設においては、招待券の配布が美術館の収入に与える影響は大きいにもかかわらず、慣例的に配布しているものと断じざるをえない状態である。招待券の配布先、配布枚数に関する必要性を抜本的に見直すべきである。(P127)</p>	○	<p>①招待券の配布については、配布計画について、適切な決裁手続きをとるとともに、配布計画と配布実績について、その配布先及び配布枚数について特定し、厳密な管理を行う。</p> <p>②予備についても、①同様の管理を行う。</p> <p>③イ I 指摘のとおり管理する。</p> <p>II 美術館の関係者が一丸となって広報宣伝を行うため、配布用としているものであり、配布計画と実績により適切に管理していく。</p> <p>ロ 広報については、県民に広く知らせることが重要であると考えているが、指摘事項も含めて、より効果的な方法を検討し対応する。</p> <p>ハ ①のとおり、配布計画を策定し、適切な管理を行う。</p> <p>ニ ①のとおり、配布先や配布枚数を特定し、厳密な管理の下に決裁を行う。</p> <p>⑤招待券の配布の集客効果は、これまでの経験から大きいとらえているが、より具体的な根拠を調査しながら、配布計画を検討する。</p>	措置がなされたとは認められない。 ①〜④については、措置がなされたとは認められる。⑤については、「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、検討結果(配布計画と配布実績の管理)について質問し、資料を閲覧した。配布の効果等が検討され、配布計画が立案されていることを確認した。
139	127	10.宮城県美術館	(6)特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)	指摘G1	<p>④無料招待券の配布については、多額の収入減少をしてまで配布する効果があるのか、検討がなされていない。招待券に連番を付し、どの先に配布した招待券が何枚利用されたのか否かを特別展後に集計するなど、招待券配布の効果測定を行うべきである。(P127)</p>	○	<p>④現在は招待券等の配布先、配布枚数ともに管理を行っており、配布した券の回収状況も把握している。今後はこれらのデータを分析しながら、招待券の取扱基準を早急に策定する必要がある。現在、基準原案について各部門代表者による調整を行っていく。</p>	措置がなされたとは認められない。 「調整を行っていく」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、その後策定された「招待券の配布基準」を閲覧し、措置がなされたことを確認した。
140	130	10.宮城県美術館	(7)美術品の実地たな卸の実施(結果)	指摘G2	<p>財務規則第144条第1項の規定により、美術品は毎年度末に実地たな卸しする必要があるが、同施設では美術品の実地たな卸しを5年前に行っただけで、その後は一度も行っていない。毎年度末に美術品の実地たな卸しを行う必要がある。(P130)</p>	○	<p>空調工事の実施に伴い収蔵庫内も改修することとなり、この機会を捉えて全美術品の棚卸しを実施した結果、不適合はなかった。今年度以降も財務規則にしたがって、毎年実施する。</p>	措置がなされたとは認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
141	131	10. 宮城県美術館	(8)貸出作品の管理不備(結果)	指摘63	<p>①貸出作品については、取扱要領に基づき、貸出先から美術作品借用証を入手することになっているが、日付が記載されていないもの、借用期間が記載されていないものが散見された。必要な記載項目は漏れなく記載することを徹底すべきである。</p> <p>②貸出作品の管理資料として作品搬出入記録はあるが、作品搬出入記録には貸出作品の作者名と作品点数のみが記載され、貸出作品名が記載されていないため、直ぐには現在貸出している作品名が分からない状況になっている。作品搬出入の記録は美術品1点毎に作品名を記すべきである。</p> <p>③平成19年8月22日の監査時において、「織田一磨の新潟唐人池」および「山形駒太郎の海の想出」の借用証の提出を担当者に求めたところ、直ぐには提出されず、担当者が調査した結果、数時間後に美術館の別の担当者が保管していたことが判明した。所在を明確にするために、借用証は一元管理すべきである。</p> <p>④同施設が保管している借用書について、貸出期間が不適切であったり、他美術館に貸出中のはずであるが、未だ収蔵庫に保管されていたりしていた。これでは、貸出作品の管理が不十分であり、かつ借用証の重要性に対する認識が甘いと言わざるを得ない。借用書は実態に即して適切に作成すべきである。(P131)</p>	○	<p>貸出作品の取扱いについては、財産の適正な管理という認識のもとに厳正・厳密な処理を行う</p> <p>①記載漏れ等がないよう複数チェックを実施するよう確認した。</p> <p>②作品の搬出入が1点毎に完結するよう管理記録を整備する。</p> <p>③貸出に当たっては担当を定め、借用証の一元管理を徹底するよう取組む。</p> <p>④本件は①及び②にも関連する指摘であり、所在の正確な把握と的確な書面の作成により適切に管理するよう改善する。</p>	○
142	132	10. 宮城県美術館	(9)貴重図書、寄託品、一時預り品の管理不備(結果)	指摘64	<p>①貴重図書保管については、貸出し時は借用証を入手して管理しているが、搬出入、残高を記録した財産管理台帳が作成されていない。貴重図書は展示、貸出しの機会が多く、財産管理台帳を作成して管理すべきである。</p> <p>②寄託品については、受入時に取扱要領に基づき、寄託者に寄託証書を交付するとともに寄託品に関する財産管理台帳である受託原符に必要事項を記入するものとされている。寄託作品リストを作成しているが、受託原符を含め寄託、返還、残高を記録したタイムリーな財産管理台帳とはなっていない。別途財産管理台帳を作成して管理すべきである。</p> <p>③</p> <p>I 一時預り品については、他人の美術品を一時預りする場合借用証を発行することになっているが、一部未発行のものが見受けられた。責任を明確化するため、すべての一時預り品に対して借用証を発行すべきである。</p> <p>II 一時預り品の搬入については書類を作成して管理しているが、搬出および残高については一切管理していない。一時預り品についても搬出入、残高を記録した財産管理台帳を作成して管理すべきである。</p> <p>III 貸出作品についても借用証を入手して管理しているが、搬出入、残高を記録した財産管理台帳は作成されていない。責任を明確化するため、すべての貸出作品について借用証を入手すべきである。(P132)</p>	○	<p>借用、寄託、一時預りの資料についても、その出入りや現在高の記録は重要な管理書面であり、今後は取扱いに慎重を期す。</p> <p>①貴重な資料を管理しているとの認識のもとに管理台帳を作成する。</p> <p>②必要な事項を網羅した十分な内容となるよう、受託原符を含め寄託、返還、残高を記録した財産管理台帳となるよう改善する。③</p> <p>I 借用証の未発行が生じないよう管理台帳との突合関係を明確にする。</p> <p>II 一時預り品についても、管理台帳を作成し、搬出入や残高が把握できるよう改善する。</p> <p>III 貸出作品についても管理台帳と借用書によりの確に管理する。</p>	○
143	133	10. 宮城県美術館	(10)美術品への保険加入の必要性(結果)	指摘65	<p>①同施設が加入している動産総合保険については、契約書に保険対象点数の記載はあるが、美術品の特定は行われていない。保険対象の美術品が不明確であり、ずさんな契約であると言わざるを得ない。</p> <p>②同契約書において、新規購入品等増加した美術品は保険対象にすると記載されているが、減少した美術品については保険対象から除かれ、保険料を減算する旨については何も記載されていない。当美術館にとっては不合理な契約であるが、実際には、美術品の点数・評価額に変更が生じても、変更の届け出も行っておらず、保険料額も加算されていない。</p> <p>③平成19年度においては休館があることを理由として保険に加入していないが、平成18年度の保険料が1,385千円としても、美術品の金額の重要性を勘案すれば、保険に加入すべきであったと考える。(P133)</p>	○	<p>①明確に美術品の対象が特定できるような契約とする。</p> <p>②契約書に減少美術品の減算の項がないため条項の追加について保険会社と特約の協議をする。</p> <p>③平成19年度は厳しい財政状況の中で保険金を予算化できなかったものであるが、その重要性の認識のもと適切な契約内容について検討し、引き続き所要の額を要求していく。</p>	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
144	134	10. 宮城県美術館	(11) 図録の管理不備(意見)	意見75	①特別展「アートみやぎ 2007」の図録のうち、500部程度が監査時点で在庫となっていたが、このうち400部は他の美術館等に配布することになっているものの、予算が付かず送付できていないものである。図録を送付できていない現状では当初の目的を果たしているとは言えず、図録の発注時点で送付するための予算も合わせて確保すべきである。 ②図録は帳簿による在庫管理および実地たな卸しが行われておらず、あるべき在庫数量と実際の在庫数量が把握されていない。受払管理簿の作成および定期的な実地たな卸しを行うべきである。(P134)	○	①必要部数、送付先等を勘案して、有効に活用されるよう所要の額を確保するように努める。 ②受払管理簿の作成等を行い、適切な管理に努める。	措置がなされたと認められる。 ○
145	134	10. 宮城県美術館	(12) 観覧券の在庫管理(意見)	意見76	①観覧券については、ロッカーに保管している在庫に関する受払表が作成されていない。ロッカーの在庫についても受払簿を作成して、あるべき在庫数量を把握しなければならない。さらに、現在は未実施となっている実地たな卸しを定期的に行い、受払簿上のあるべき在庫数量と照合すべきである。 ②同観覧券は、大量印刷により作成しており、1枚当たりの作製費用を抑制できるという利点はあるが、料金が改訂された場合などには、大量廃棄処理されるリスクがある。また、観覧料見合いの券面総額は相当額に上り、仮に盗難による不正使用があった場合の被害額は少なくない。上記のような多大なリスクを抱えてまでも、大量印刷が本当に適切なのか、再検討する余地があると思われる。(P134)	○	①数量と受払簿数値を整理し、今後は定期的な棚卸しによる数量照合を行う。 ②在庫数量、年間使用数量、印刷価格及びリスクのバランスを見極め、対応する。	措置がなされたと認められる。 ○
146	135	10. 宮城県美術館	(13) 委託管理業務に関する予定価格の積算方法の見直し(意見)	意見77	同施設が実施した随意契約のうち3件について、契約額が予定価格と同額となっている。委託者の見積額と予定価格が同額になることは極めて珍しく、これでは同施設が行った予定価格の妥当性や委託先との見積手続の適切性に疑問が残る結果となっている。県の予定価格と委託先の見積額が合致する可能性もあるものの、随意契約16件中3件で予定価格と同額となるには何らかの意図を感じざるを得ない。県は、委託業務全般に亘って、予定価格の積算方法の見直しを行う必要がある。(P135)	○	積算に当たっては、予算の範囲内で正当な根拠を持って、また業務の難易度や実勢価格にも配慮し算出計上していくことが重要であると考えている。項目・数量の再精査を行うなど今後とも積算の精度向上の研鑽に努めるとともに、1社随意契約を廃し競争性を高める。	措置がなされたと認められる。 措置がなされたと認められる。ただし、措置の内容等では「1社随意契約を廃し競争性を高める。」とされているものの、平成22年度は7件の1社随意契約があった。7件について予定価格と契約額、1社随意契約となったの理由を確認したが、特に問題はなかった。 ○
147	135	10. 宮城県美術館	(14) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)	意見78	同施設が発注した委託管理業務について、一般的に、適切な機器の取扱いおよび保守点検を行える者が他に存在しない、ということではまらないと考えられる業務についても、指名競争入札を行っていないものがあつた。2社以上の相見積りを行うなど適正な執行を求めらるものである。(P135)	○	根拠法令、規則を厳正に遵守のうえ施行することとし、平成20年度分から改善した。	措置がなされたと認められる。 ○
148	138	10. 宮城県美術館	(15) 大金庫の施錠管理(結果)	指摘66	①同施設の大金庫の施錠については、鍵を紛失しているため、ダイヤルのみを使用している。盗難や公印の不正利用を防止するために大金庫の買換えまたは鍵穴の取替えおよびダイヤルナンバーの定期的な変更を実施すべきである。 ②鍵の紛失を防止するため、鍵の管理責任を明確にし、適切に管理する必要がある。(P138)	○	①指摘の大金庫は昭和56年度取得に係る備品であり、鍵穴交換及びダイヤル変更はいずれも部品や歯車がなく不可能であることから、現状のダイヤル管理と併せて外部チェーン施錠により安全を確保する。 ②新外部施錠鍵の管理については、管理責任者を定め適切に管理する。	措置がなされたと認められる。 ○
149	138	10. 宮城県美術館	(16) 財務会計システムへのアクセス管理(結果)	指摘67	同施設で使用している財務会計システムについては、フロッピーディスクが事務所内の端末の近辺に置いてあり、また、人事異動時にもパスワード変更がなされていないため、財務会計システムに不正にアクセスできる可能性がある。不正アクセス防止の観点から、フロッピーディスクは責任者が鍵のかかる場所に保管し、人事異動があつた場合はパスワードを変更すべきである。(P138)	○	フロッピーディスクは、業務終了時に所定の保管場所(大金庫内)に格納している。現財務会計システムではパスワードは機関に固有に割り当てられたもので、一定期間毎の変更は行われていない。今後ともこれらの取り扱いには十分注意を払い問題が発生しないよう確認した。なお、平成20年度から新財務会計システムが開発稼働しており、定期的にパスワードを変更するなど正を行っている。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
150	142	11. 宮城県図書館	(1) 関連施設の利用率向上(意見)	意見79	<p>①音訳サービス室における平成18年度の利用実績については、合計回数では一定の利用度が認められるが、このうち、音訳サービス室本来の使用方法である対面朗読は年4回のみであり、障害者施設への広報活動の強化などの対策を講じて、利用率を向上させる一層の努力が望まれる。</p> <p>②展示室の受付では利用者数を記録しているものの、集計はしていない。これを集計して年間利用者数や企画展毎の利用者数を把握し、展示室の効果を測定するとともに、その後の展示内容を決定する際の情報として活用することが望まれる。</p> <p>③児童資料研究・相談室における利用者数は把握されておらず、担当者によると利用者は月1人程度とのことである。研究用資料は充実しているのだから、利用者数の向上を図る積極的な広報活動が必要である。</p> <p>④会議室については、利用日数は月平均6日程度であり、利用度は低迷している。インターネットによる申込受付を行う、利用日の一定期間前まで申込みがない場合には、営利を目的とした団体に有料で貸出すなど、施設を有効活用するための方策を検討することが望まれる。</p> <p>⑤研修室も月平均7日程度の利用に留まっており、利用度は低迷している。インターネットによる申込受付を行う、利用日の一定期間前まで申込みがない場合には、営利を目的とした団体に有料で貸出すなど、施設を有効活用するための方策を検討することが望まれる。</p> <p>⑥ホール養賢堂は月平均11日程度の利用に留まっており、インターネットによる申込受付を行う、利用日の一定期間前まで申込みがない場合には、営利を目的とした団体に有料で貸出すなど、施設を有効活用するための方策を検討することが望まれる。</p> <p>⑦ミニシアター青柳館は月平均6日程度の利用に留まっており、平成19年1月はまったく未利用の状況であった。企画上映会を増やすなど、施設を有効活用するための方策を検討することが望まれる。</p> <p>⑧Ⅰ 生涯学習室で受け付ける相談件数については、電話によるものを含めて、年間1,506件(5.1件/日)程度であり、一層の利用拡大の努力が望まれる。 Ⅱ 平成19年3月の相談件数113件の相談受付カードを閲覧したところ、10件程度は単純な館内施設の利用案内等、本来の生涯学習相談とは無関係のものであり、集計範囲の見直しが必要である。</p> <p>⑨地域情報発信室で行われている主な3つのサービスについては、いずれも利用者が低迷しており、サービスの廃止、転換を検討すべきである。(P142)</p>	○	<p>①宮城県視覚障害者情報センターの「視覚情報センターだより(平成20年6月号)」に掲載したほか、定期的に職員が出演しているラジオ番組(FMいずみ)でも紹介するなどして、対面朗読を含めた音訳サービスの広報活動の強化に努めた。</p> <p>②平成19年9月から展示室の利用者数を把握するようにし、データは、今後の展示内容の検討資料として活用する。</p> <p>③案内パンフレットやホームページで紹介しているが、今後、広報誌への掲載や館内情報コーナーを設けるなど広報活動を拡充する。</p> <p>④～⑥予約状況や活動内容の確認が必要なことから、来館により又は電話で事前に連絡いただいた後に、申込書を受け付けている。有料貸出しについては、検討する。</p> <p>⑦図書館の企画の充実のほか、利用者のリクエストにも応えるなどにより有効活用を努めていく。</p> <p>⑧ Ⅰ 平成20年4月からメール、FAXにも応じることとし、利用拡大に努めた。 Ⅱ 館内施設の利用案内等は、平成19年12月から集計の対象から除いている。</p> <p>⑨地域情報発信室における通信衛星を利用した2つの映像提供サービスについては、インターネット利用が可能となったことから、平成20年3月末で廃止した。代替のサービス機能については、今後検討する。</p>	○	措置がなされたと認められる。
151	144	11. 宮城県図書館	(2) レストランの使用料免除手続の不備(結果)	指摘68	<p>同施設に設置されているレストランについては、県の使用許可処理基準に基づき、使用料を全額免除されている。その条件として、県が価格、料金等を規制または承認している場合と記載されているが、現在同レストランを営業している事業者が営業開始した時点で価格の提示を受け、承認しているとのことであるが、現在図書館にはそれを示す証拠資料はない。その後毎年のようにメニュー改定が行われているが、その時点でも同事業者が価格料金等の変更に基づく申請を行っていないため、県は使用料の免除承認をしていない。県は使用許可処理基準に従い、価格改定の都度、使用許可申請書の提出を求めらるべきである。(P144)</p>	○	<p>これまでレストランの価格表を確認し許可をしてきたところであるが、証拠書類として保存していなかった。平成20年4月からの教育財産使用許可及び使用料減免申請に当たっては、価格表を添付させ、確認した上で、許可した。また、事業者に対して年度途中でメニューや価格を改定しようとする場合は、事前に書面で申請するよう指示した。</p>	○	措置がなされたと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
152	144	11. 宮城県図書館	(3) 図書の保全管理の徹底(意見)	意見80	① 図書の管理方法は、バーコード登録することによって行われているが、100%の登録状況ではない。未登録の割合は大きな割合ではないが、県有資産である図書の管理という観点からすれば、すべての図書をバーコード登録することによって、より管理を徹底すべきと考える。 ② 盗難防止のアラーム機能が付されているものは、全蔵書ではない。アラーム機能の付加には予算措置も必要となるが、資産の保全の観点からは徐々にでもアラーム機能の付加率を増加させ、保全・管理を徹底していく施策の検討が望まれる。(P144)	○	① 旧図書館から引き継いだ図書については、長期的な視点にたって、今後も所蔵すべき図書を選別の上、計画的にバーコード登録を行う。 ② 現在、高額な辞書類及び映像資料等に付加している。これらの資料以外にも盗難防止機能を付加した場合、貸出時の機能解除や返却時の再設定が必要となり、アラーム機能付加の経費に加え、機能解除・再設定のための新たな機器導入が必要となるほか、貸出・返却時間が長くなることによる利用者からの苦情が予想される。また、昨年度導入した自動貸出機は、アラーム機能に対応していない。従って、当面は盗難防止について館内巡視の強化と掲示による無断持出禁止の呼びかけを行うことで対応し、全ての蔵書の保全管理の在り方については、次のシステム更新に合わせ検討する。	○
153	144	11. 宮城県図書館	(4) コピー申請書の保管方法の見直し(意見)	意見81	コピー申請書には住所、氏名の個人情報に記載されており、過去5年間分を施錠している倉庫に保管し、5年経過後は、年1回、公文書と同様に専門業者へ引渡し、焼却処分しているが、直近1年分は施錠管理していない事務局の棚に保管している。毎日施錠倉庫へ移すなど、保管方法を見直す必要がある。(P144)	○	平成20年3月から事務室内の施錠書庫に保管することとし、管理の適正化を図った。	○
154	145	11. 宮城県図書館	(5) 資産の管理不備(結果)	指摘69	① 備品等の資産は財務規則第144条により、毎期現物と備品一覧表および重要物品現在高明細書との照合を実施し、県に報告する必要があるところ、同施設では備品整理を実施した証拠を確認できなかった。 ② 同施設で保管されている資産のうち、古いものについては、備品整理票が添付されていないケースが多いとのことである。備品整理票による資産の特定は資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理を実施すべきである。(P145)	○	① 毎年度の特別整理期間(蔵書点検等のための休館期間)において集中的に照合を実施することとし、平成19年度については1月25日から2月7日にかけて行った。 ② 平成20年度の備品照合時に、剥離・汚損等のものについては再貼付する。	○
155	146	11. 宮城県図書館	(6) 油絵の有効利用(意見)	意見82	同施設で保有している「油絵」5点については、県が寄付を受けたものであり、平成12年に図書館へ管理が移って以来、当該油絵はほとんど展示される機会もなく倉庫に保管してあるとのことである。これでは寄付者の意図に応えているとは言えず、また、保管状況も良好とは言えない状態にあり、現状では資産価値が低下するリスクも懸念される。図書館として利用する価値があるものと判断して受入れたものであり、館内展示する等の有効活用を図るべきである。(P146)	○	平成20年2月から2階ホール養賢堂前の通路壁に展示し、有効活用を図った。	○
156	147	11. 宮城県図書館	(7) エレベーター緊急停止の再発防止策(意見)	意見83	同施設に設置されているエレベーターのうち一部について、利用者が一時閉じこめられるなど事故が発生しており、監査時点で3回の緊急停止が発生していた。県としては安全性を確保する観点から、事故のあったエレベーターの完全閉鎖や取替えを含めて抜本的な再発防止策を講ずる必要がある。(P147)	○	本館は、建物が横長(200m)であり、事故のあったエレベーターについては、近くに階段等がないために完全閉鎖は難しく、また、取替えについても、今日の財政事情により困難な状況である。当エレベーターは、油圧式エレベーターで、気温が高い日に頻りに利用すると、油温が上昇し安全センサーが感知して自動的に停止する場合もあることから、万が一に備え、エレベーター内に自動停止したときの対処要領を掲示するとともに、利用者には、夏季期間中はできるだけ他のロープ式エレベーター又はエスカレーターを使用するよう注意喚起した。	○
157	151	12. 東北歴史博物館	(1) 東北歴史博物館の存在意義(意見)	意見84	同施設は開館以来、東北全般の資料を対象とするというコンセプトを見直しおらず、かつ古代から現代までの資料が展示対象となっている。同施設は国の特別史跡「多賀城跡」に隣接して設置されており、当博物館の建物内には多賀城跡調査研究所が入居していることから、多賀城跡の調査資料を展示するにもっとも相応しい場所であると考え、今後県として、多賀城の歴史を充実展示する博物館に専念することを検討する段階にきていると考える。(P151)	×	今後も東北歴史博物館の使命と目標に沿って、東北全般の資料を対象に運営していく。なお、特別史跡「多賀城跡」については、発掘調査研究の成果を逐次、展示公開していくとともに、特別展等において、多賀城の歴史に関する展示の充実を図っている。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
158	151	12. 東北歴史博物館	(2) 地元市町村との連携強化(意見)	意見85	同施設は仙台駅から電車で約15分の国府多賀城駅から徒歩2~3分という恵まれた立地条件に位置しているが、周辺には相乗効果が見込める他の施設はなく、言わば孤立した施設であるため、入館者が減少傾向にある。入館者の増加策としては、例えば、松島の他の施設などとの組み合わせがあると「O O街道」という観光ルートとして売込みができるため、多賀城市や松島町などの地元市町村と県が連携し、同施設を含めたキャンペーンを行うことも考えられる。(P151)	○	多賀城市をはじめとする周辺市町と連携した多様な事業展開を試みたことにより、多賀城市主催の「特別史跡多賀城跡の観光コース」に組み入れてもらったほか、多賀城市観光協会等が主催する「万葉まつり」や「全国俳句大会」、「大伴家持短歌大会」などの地域のイベントを博物館敷地内で開催することにした。また、仙台・宮城DC期間中の特別展「鹽竈・松島—その景観と信仰—」を瑞巖寺、志波彦神社・鹽竈神社との共催とした。博物館としては、今後も地元市町等と連携した事業展開を入館者増加策の基軸としていく。	○
159	152	12. 東北歴史博物館	(3) 広報活動の強化(意見)	意見86	同施設では特別展のほか、館長講座、多賀城跡巡り、民話を聞く会、体験イベントなど様々なイベントを用意しているが、県民への広報が不十分であり、県民の間での認知度は低い。「県政だより」などでも同施設のイベントが取り上げられれば入館者も増えるのではないかと思料する。(P152)	○	必要性は十分認識しているが、現在行っている「県政だより」の特別展開催案内の掲載、ホームページへの各種イベントの掲載、催事カレンダーの配布、新聞等の広報媒体等への掲載依頼をさらに広げ、ホームページへの掲載スタイルの工夫、催事カレンダーの配布先の検討、新聞・情報誌・テレビの取材や他の広報媒体の積極的な活用を通して、県民の認知度アップを図っていく。	○
160	152	12. 東北歴史博物館	(4) 魅力ある特別展の積極開催(意見)	意見87	同施設に初めて入館するきっかけとして、特別展は非常に重要なイベントである。しかし、最近の県の財政難から多額の支出を要する特別展の開催が県の判断で敬遠される傾向にある。県民に対して素晴らしい展示を見せる機会を与えないばかりか博物館の意義も失わせるものではないかと思料する。仮に最終的な損益は赤字になっても、過去の経験ではそれ程大きな赤字になるものではない。県民の文化的教養を高めるためにも、県民に興味のある素晴らしい特別展を期待する。(P152)	○	特別展の開催は博物館の存在意義を示す最も効果的なものと考えており、その必要性を十分認識し、今後とも魅力ある特別展の開催に努める。予算措置については、厳しい財政状況下ではあるが、引き続き財政当局と調整していく。	○
161	153	12. 東北歴史博物館	(5) 常設展の料金体系の見直し(意見)	意見88	①同施設の入館者を増加させるためには常設展のリニューアルが効果的であると考え、県の財政状況に鑑みると、実施は厳しい状況であることも理解できる。常設展のリニューアルを行わないのであれば、博物館の収入に大きな影響を及ぼさない常設展を無料にすることにより、入館者を増加させる方法を検討する余地があるものと思われる。(P153)	○	①常設展のリニューアルの必要性は認識している。調査研究の成果や最近の出土品の展示を行い、必要に応じてリニューアルする。	× (○)
162	153	12. 東北歴史博物館	(5) 常設展の料金体系の見直し(意見)(一部是正)	意見88	②高校生以下は無料となっているが、県外の生徒も無料になっている。同施設は県民の税金によって賄われている施設であるため、県外の生徒については有料にすべきであると考え。(P153)	×	②公立博物館は入場料を徴収しないことが原則となっていることや、全国的にも県内外を区分して料金設定している類似施設はごく一部に限られていること、高校生(県内・県外とも)の入館者が極端に少ないため、利用促進を図る必要があることから、現行の取扱いを継続していくこととする。なお、全国5力所の国立博物館では、平成21年4月1日から高校生及び18歳未満の方の入場を無料としている。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
163	153	12. 東北歴史博物館	(6)特別展の収入予算編成方法の見直し(意見)	意見89	特別展の予算・実績における過去の趨勢をみると、入館者数の見込みが甘くなっていることから事業収支が赤字になっていると言わざるを得ない。そのうえ、大幅に収入予算と実績が乖離しているにもかかわらず、その原因を把握する十分な総括が行われていないのは理解し難い。結果的に赤字になったとしても、その経験を次に生かす努力をすることが税金を使う者の義務であると考え、過去の実績を総括し、次回の予算編成に生かすような取組みが求められる。(P153)	○	平成20年度予算から見直しを行い、収入予算と実績の乖離をなくすため、過去の同類の特別展入館者データや他の類似施設の入館者データ等を参考に、より精査した算出を行うように改善した。また、特別展の総括については、特別展終了後に各種データの集計分析を行い、計画と実績の乖離等の原因について総括し、今後の予算編成に生かす。	△
164	155	12. 東北歴史博物館	(7)特別展無料招待券の配布方法の見直し(結果)	指摘70	①決裁文書によると事前に配布済みとされている招待券は備考欄に151枚とされているが、事前配布先が記載されている文書には、事前配布枚数は141枚となっており、その差10枚の行方は不明となっている。決裁文書には事前配布枚数も含め、合計枚数が一致するように記載しなければならない。 ②決裁文書の配布計画数には予備403枚と記載されているが、誰に配布したのか、配布せずに残り廃棄処分になったのか不明の状態になっている。予備招待券についても、最終的にどのように配布されたか管理を徹底すべきである。 ③イ. 館長、副館長に配布している招待券については、認めざるをえないところもあるが、その先誰に渡したかについて、資料を残すべきである。 II 館長、副館長以外の職員に対して多くの枚数が割当てられている。特筆すべきは臨時職員にまで配布されている。さらに、多賀城跡調査研究所は、博物館とは一線を画した県の組織であり、招待券を150枚も配布することは行き過ぎと言える。これらの職員等への配布は不要である。 ロ. 県の関係先への配布については、知事および副知事に配布している招待券に関しては、認めざるをえないところもあるが、それ以外の県関係諸氏への配布については、配布理由が薄弱と認められ不要である。 ハ. 後援者、入館者誘致協力団体への配布については自治体やマスコミ等の団体名が記載されているものの、各団体への配布枚数は不明の状況である。団体毎の配布枚数を記載した上で決裁すべきである。 ④無料招待券の配布については、多額の収入減少を認識してまで招待券を配布する効果があるのか、その検討すらなされていない。招待券に連番を付し、どの先に配布した招待券が何枚利用されたのかという実績を特別展後に集計するなど、招待券配布の効果測定を行うべきである。 ⑤招待券の配布については、博物館の収入に与える影響は大きいにもかかわらず、慣例的に配布しているものと断じざるをえない状態である。招待券の配布先、配布枚数に関する必要性を抜本的に見直すべきである。(P155)	○	①招待券の配布先及び配布枚数を適正に管理するため、招待券そのものに連番を付すこととし、さらに台帳で出納管理することに改善した。また、配布先については、配布基準を策定し、配布先の明確化を図った。 ②①のとおり、招待券に連番を付し、招待券の出納管理の徹底を図った。 ③イ. 必要枚数を配布することとし、配布先についても台帳に記載するよう改善した。 II 平成20年度から全廃とした。職員が招待券を必要とする場合には、配布先・配布事由を明確にしたうえで、招待券管理者から招待券を受領し配布することに改善した。 ロ. 知事、副知事、教育長・県議会議員以外の県関係者への配布は一律廃止した。 ハ. 決裁時に各団体等への配布枚数を明記することに改善した。 ④招待券に連番を付すことに改善し、特別展終了後に利用実績を集計し、その効果測定を実施する。 ⑤新たな配布基準を策定し、配布先及び配布枚数の抜本的な見直しを行い、全面的に改善した。	○
165	159	12. 東北歴史博物館	(8)特別展入館割引券の決裁手続不備(結果)	指摘71	①特別展入館割引券の交付については、当割引券が初めて発行された平成13年度に決裁しているとのことであるが、当該文書は保管されていないため、条例に基づいた決裁が行われていたか確認することはできない。当該決裁文書の県の保存期間は5年間ではあるが、当割引券は今でも発行されているのであるから、文書は適切に保管すべきである。 ②その後においても、発行年度毎に決裁は行っていない。割引券の交付対象者、割引額、年間見込み割引総額等について、毎年決裁を行う必要がある。(P159)	○	①②決裁の必要性は十分認識しているので、事後の是正措置として、年度毎に決裁手続きを行う。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
166	159	12. 東北歴史博物館	(9)特別展のパンフレットに付された割引券の決裁手続不備(結果)	指摘72	特別展のパンフレットに付された割引券について、共同主催者であるA社との協約書に基づき、各々割引券を発行しているが、条例の規定によれば、割引券を発行する際には知事の承認を得なければならないとされている。具体的には、副館長の決裁が必要とされるが、その決裁手続が取られないまま割引券が発行されていた。割引券を発行する際には、その都度副館長の決裁を行うべきである。(P159)	○	決裁の重要性に鑑み、今後同様の事案が生じた場合は、その都度、決裁手続を経て実施する。	措置がなされたとは認められる。 ○
167	160	12. 東北歴史博物館	(10)講堂の利用率向上(意見)	意見90	講堂については、平成18年度における講堂の利用日数はわずか38日のみである。講堂の利用率を高めるために、近隣の企業等に周知すると共に利用料をより利用しやすい金額に減額する必要がある。(P160)	×	講堂の利用については、博物館のホームページに掲載しているほか、博物館行事の広報活動の度に施設案内パンフレットを持参し周知している。また、利用料の減額については、現行条例の改正が必要な事案となるので、県全体の施設使用料の見直しの中で検討していくこととする。	未措置の理由は合理的である。 減額による効果も不透明であり、措置を講じないことは不合理ではないと考える。なお、利用促進策として、できるだけ多くの方々にご利用していただけるよう、ホームページへの掲載を初め、各種会議等の様々な機会を捉えてPRIに努めた結果、今年度は前半で32件と、例年の倍の利用となっているとのことである。 ○
168	160	12. 東北歴史博物館	(11)ボランティアの有効活用(意見)	意見91	同施設では、協力してくれているボランティアを役立てようという取組みがなされていないように見受けられる。また、ボランティアは腕章やジャンパーなどを着用していないため、入館者から見て彼らがボランティアであるということが非常に分かりづらい状況である。博物館の入口にボランティアがいることが分かるよう看板を出す、博物館の入口に待機してもらうようにする、受付で入館者にボランティアによる説明が受けられるということを口頭で伝えるなど、より積極的な意思表示を行うことによって、ボランティアの有効活用を図ることが必要であると見られる。(P160)	○	入館者から見てボランティアと分かるように、胸に着けているボランティア登録証が目立つよう措置を講ずるとともに、「今野家住宅」入り口にボランティアによる住宅の案内を用意している旨の表示を行う。	措置がなされたとは認められる。 ○
169	161	12. 東北歴史博物館	(12)満足度調査における質問事項の見直し(意見)	意見92	「ご意見カード」及び「お客様アンケート」については、職員の対応や事務のスピード等に関する質問事項が個別に設けられているものの、常設展の展示品や展示方法等に関する質問事項は設けられていない。その結果、平成18年度の調査において、これらに係る意見は記載されておらず、展示以外の意見や苦情が多く見受けられる。質問は展示品や展示方法など展示に係るものではなく、質問内容を修正し、展示関係を中心にアンケートを行うべきである。(P161)	○	必要性を考慮し、「ご意見カード」に常設展の展示品や展示方法等に関するアンケート項目を設けた。	措置がなされたとは認められる。 ○
170	161	12. 東北歴史博物館	(13)レストランの使用料の算定方法の統一化(意見)	意見93	①同施設で営業しているレストランについては、適用規則等は図書館とまったく同じであるが、経営主体が営利を目的とした法人であるため、100%ではなく、50%減免となるものである。このため、同レストランの入館者が少ない中で、年間1,865千円を支払い、単価が1,000円程度の食事を提供し利益を上げるのは現実的にはかなり厳しいと言わざるを得ない。レストランの良し悪しは、博物館そのものの良し悪しにも影響しかねない重要な要素の一つであるため、当レストランについては、減免率を引上げることを検討すべきである。 ②使用料の減免について、50%と100%しかないという硬直的な減免率の廃止が必要である。特に外部への使用料の基本単価を土地・建物の価格のみから算定することは民間では有り得ないことであり、当該公の施設におけるレストランからいくらの収入が生じるかも加味した上で、減免率を算定する必要がある。目的外使用料の算定においては民間のように最低家賃に売上の一定割合を加算したものとすることも考えられる。(P161)	○	①②公有財産事務取扱要領で定まっており、現行の取り扱いでは、意見内容のような使用料の算出方法はできないが、博物館としても、意見の内容は十分理解できるので、要領の改正について提案していく。	措置がなされたとは認められない。 措置がなされたとは認められない。ただし、意見の内容及び法規等に鑑みやむを得ない対応と考える。 × (○)
171	162	12. 東北歴史博物館	(14)収蔵品の購入制度の確立(意見)	意見94	同施設が収集すべき収蔵品は基本的に「一品物」であり、購入のタイミングを逃すと貴重な収蔵品がコレクターの手に渡り、散逸しかねない。貴重な収蔵品の散逸を防ぐため、美術館のように基金を設立するなど、必要に応じて柔軟に収蔵品を購入できる仕組みを検討すべきである。(P162)	○	意見の趣旨は十分理解できるものであり、博物館としても必要と考える。財政状況の好転を待って検討する。	措置がなされたとは認められない。ただし、県の財政状況等に鑑みやむを得ない対応と考える。 × (○)

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
172	163	12. 東北歴史博物館	(15) 収蔵品の実地たな卸しに関する規程の整備(意見)	意見95	①諸規程の中には実地たな卸しを行わなければならない旨の定めはないにもかかわらず、自主的に実地たな卸しを行っていることは評価できるが、実地たな卸しが非常に重要な手続であることを考えれば、必ず実施すべきことを規程に明記すべきである。 ②資産の重要性を考えれば、さらに一歩進めて、実地たな卸し時に現品管理担当者以外の第三者の立会を規程に明記すべきである。(P163)	○	①所蔵品全部の実地たな卸しは現実的には難しいことから、購入資料を中心に、定期的に実地たな卸しを実施することを規程に明記した。 ②現品管理担当者以外の立会についても、規程に明記した。	措置がなされたと認められる。 ○	
173	163	12. 東北歴史博物館	(16) 身体障害者用駐車スペースの設置場所の見直し(意見)	意見96	身体障害者専用の駐車スペースは駐車場の中では博物館の最も近くに設置してあるものの、駐車場と博物館入口の間の距離は約130mもあるため、障害者にとってはかなりの障害となり、特に、雨天の時はその困難は想像に難くない。障害者の駐車スペースを博物館の入口近くに移動すべきであり、障害者にとっても優しい公の施設とすることが望まれる。(P163)	×	博物館出入口付近のスペースは、校外学習時の休憩や昼食の場所として利用するほか催事の会場としても利用しているため、駐車スペースとして利用することは安全管理上困難である。したがって、雨天時には駐車場に設置してあるインターホンで連絡を受け、職員が職員駐車場に誘導案内し、職員通用口から入館していただくこととしている。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。 ○	
174	163	12. 東北歴史博物館	(17) 設備保守管理業務における不自然な入札結果(意見)	意見97	設備保守管理業務の入札において、第2回で8社が一斉に辞退したため、第3回目にA社との随意契約によって締結されている。しかし、第1回の入札結果を見ると、最低価格入札者A社とそれ以外の入札者との開きがさほど大きいとは見えないため、何故第2回目にA社を除く8社が一斉に辞退したのか、単に偶発的なものとするには疑問を生じざるをえない。なお、当業務の入札方法は一般競争入札により行われており、県の入札手続に問題点は見られない。(P163)	-	【行政経営推進課で、全文を是正措置表から削除】	評価不能 - 当該指摘は措置を講じるにふさわしくないと判断する。	
175	164	12. 東北歴史博物館	(18) 電子カード・キーの管理の徹底(結果)	指摘73	電子カード・キーを職員に貸与する際に、配布状況表にカード管理番号、氏名等を記載しているものの、現時点の配布先、配布枚数および残枚数を確認することができない状況となっている。配布状況表の作成を徹底する必要がある。また、残枚数については、適時に現物と照合する必要がある。(P164)	○	電子カードごとに管理台帳を作成し、配布状況を確認できるように改善した。また、残枚数については、出納簿を作成し、残枚数と現物を随時照合・確認できるように改善した。	措置がなされたと認められる。 ○	
176	168	13. 宮城県農業実践大学校	(1) 農業実践大学校の存在意義(意見)	意見98	同施設については、過去5年以上に亘って定員充足率が低水準で推移しており、設置目的と運営状況との間に大きな乖離が生じている。同施設の入学者の多くは農業従事者の子弟であるため、これらの者は同施設を廃止しても農業に従事する可能性が高く、県内農業への影響は非常に限定的であり、また、農業技術の習得の機会には農業高校、宮城大学食産業学部、農業協同組合や地元の青年部等があることから、328百万円の経費を費やしてまで行う事業なのか、疑問を生じざるを得ない。同施設の廃止について検討すべきである。また、存続させるにしても、如何にして県内により多くの農業後継者を育てていくのか、また、農村社会の優れた指導者を育成していくのか、この機会に改めて同施設のあり方を模索すると同時に、入学者を増加させていく方法を考えるべきである。(P168)	○	農業実践大学校(以下「大学校」という。)は、実践教育を中心に農業に関する高度な専門教育により、優れた農業者の育成を行っているが、現状では定員割れが続いており、入校生の確保が緊急の課題であると認識している。県内には、農業系学科の高等学校があるが、定員千名に対して卒業後の就農者は、ここ数年1ケタ台である。また、宮城大学食産業学部についても、実践技術を教える大学校とは教育内容が異なる状況にある。したがって、新規就農希望者を対象に実践技術教育を行う大学校の役割は大きく、農業担い手の育成のためには必要であると認識している。このため、平成20年度当初から、担当課及び大学校において大学校の役割、教育内容、学部や定員の見直しなどについて検討を進めてきた。また、在校生、高校生並びに高校の先生、先進農家などから大学校改革についての意見を求め、さらに、外部有識者からなる「教育懇談会」を開催し、「農業実践大学校新教育システム改善計画(案)」についての意見聴取を踏まえた上で、大学校を専修学校へ移行することが優れた農業者の育成をさらに高めるための最良の改善策と判断し、平成20年7月14日に専修学校へ移行した。大学校は、これまで新規就農者養成を基本に運営してきたが、様々な進路に進んだ卒業生が、将来的には認定農業者や農業法人などの農業の担い手となる農業者を育成する教育機関とし、さらには、団塊の世代や若年離職者など他産業からの新規就農を志す方々の研修機関として、再編・強化を図り存続させる。	○	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
177	169	13. 宮城県農業実践大学校	(2) 当校運営に係る効果測定(意見)	意見99	①同施設の卒業生の就農率をさらに高めるため、当校の教育内容に加えて、現在行っている就農支援資金以外のインフラも含めて考えていく必要がある。 ②県費を投入してまで当校を運営した効果を測定するため、定期的に卒業生の就農率を追跡調査し、今後の当校の運営の要否を判断することは重要であると思料する。なお、当校は平成18年に追跡調査を実施したが、回収率は7.8%に留まっている。効果測定という調査の重要性に鑑み、回収努力の強化等により回収率の向上を図ることが望まれる。(P169)	○	①就農支援資金制度を活用して研修した者については、研修後、一定期間県内で就農した場合、その償還金を免除する制度を県独自で行っており、就農直後の経営不安定期の支援を間接的にしている。 ②昭和52年度から平成17年度までに入学した卒業生1,362人を再調査した結果、就農率は75%であった(回収率76%)。今後、定期的に卒業後の進路状況を調査する。	○
178	170	13. 宮城県農業実践大学校	(3) 受験料、入学金、授業料等の値上げ(意見)	意見100	①受験料は無料となっているが、他県は県立高校並みの2,000円程度となっており、適正な受益者負担のあり方について再検討する必要があると考える。最低でも他県と同程度の2,000円か、大学や専門学校並みまで有料化することに合理性があるものと思われる。 ②入学金については、平成18年度までは無料であった。有料化は当然のことであり、より早くから有料化すべきであったものと考えられる。料金水準は県立高校と同額で他県並みであるが、大学や専門学校並みまで有料化することに合理性があるものと思われる。 ③授業料については、平成18年度から有料化している。入学金同様、より早くから有料化すべきであったものと考えられる。現在の料金水準は他県の農業大学の料金と同程度ではあるが、大学や専門学校並みまで有料化することに合理性があるものと思われる。(P170)	○	①他県の専修学校化した農業大学の徴収金額を考慮しながら、有料化について検討していく。 ②全国の農業大学校と同等水準であり、妥当と考える。なお、他県の専修学校化した農業大学の徴収金額を考慮しながら、料金水準について、引き続き検討していく。 ③平成18年度に有料化し、平成20年度から全国の農業大学校と同等水準にするため値上げをしたところである。なお、他県の専修学校化した農業大学の徴収金額を考慮しながら、料金水準について、引き続き検討していく。	○ × ○
179	170	13. 宮城県農業実践大学校	(3) 受験料、入学金、授業料等の値上げ(意見)(一部是正)	意見100	④寄宿舎料は月額1,200円と格安になっているが、これについては実費支弁の考え方から、それらにかかった実費程度まで値上げすべきである。(P170)	×	④寄宿舎料については、料金設定の基準としている県立学校や他部局の同種施設の状況を踏まえた結果、今年度は据え置くこととした。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。
180	171	13. 宮城県農業実践大学校	(4) 短期研修の受講料の有料化(意見)	意見101	短期研修の受講料については、平成19年度より受講料を徴収しているが、平成18年度の受講料は無料であった。より早くから有料化すべきであったものと考えられる。(P171)	○	指摘の趣旨と同様の認識に基づき、平成18年度に有料化の検討を行った結果、平成19年度から徴収したところである。	措置がなされたと認められる。
181	171	13. 宮城県農業実践大学校	(5) 聴講生の受講料の有料化(意見)	意見102	聴講生の受講料については、平成19年度からは有料化し、聴講生1人当たり1日500円を徴収しているが、より早期に有料化すべきであったと考える。また、聴講生の受講料は本課程の授業料を基礎に算出しており、前述の本課程の授業料の値上げに応じて、聴講生の受講料も値上げすべきである。(P171)	×	聴講生の受講料については、受講料の設定基準としている養成課程の年間授業料や他都道府県の同種施設の状況を踏まえた結果、今年度は据え置くこととした。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。
182	172	13. 宮城県農業実践大学校	(6) 授業料の免除手続不備(意見)	意見103	①自宅が全焼した生徒について、一定期間の授業料58千円を免除しているが、免除申請書には家族状況調査の前年度所得金額欄、本年の収入見込および所得見込額欄は未記載となっている。規則が規定している家族状況調査には全項目の記載を学校は求めるべきである。 ②自宅が全焼しても、十分な財産があるケースや火災保険に加入しており十分な保険料収入があるケースも考えられる。罹災が免除の要件ではなく、授業料の納入が困難であることが要件であり、この場合、少なくとも、前年度の納税証明書による所得の確認は実施すべきである。(P172)	○	①指摘のとおりであり、免除決定後に、免除申請書の未記載事項の内容確認を行った。 ②今後、免除申請書の審査時には、必要書類の提出を求めるなど審査を徹底する。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
183	172	13. 宮城県農業実践大学校	(7) 後援会業務の代行に関する契約締結および預金口座の名義変更(意見)	意見104	①同施設と後援会との間で事務委託契約が未締結であり、責任の範囲が不明確となっている。速やかに契約を締結し、委託業務の範囲と責任を明確化すべきである。なお、これらの業務は本来、後援会ではなく当校が行うべきものではないか、という観点から、これらの業務を後援会が行うことの適正性について検討する必要がある。 ②預金口座名は「宮城県農業実践大学校代表 ○○(副校長の個人名)」となっているが、あたかも学校の口座であるかのような誤解を与えかねない名称である。個人名でない口座を開設できず、個人名が入るのはやむを得ない側面があるが、少なくとも、「代表」を「後援会代表」に変更すべきである。(P172)	○	①後援会業務は、学生指導の一貫で行う必要性のある事務と認識している。なお、業務のあり方については、他の教育機関の対応を参考に検討を行う。 ②預金口座名は、「宮城県農業実践大学校後援会代表」と名義変更を行った。	○
184	173	13. 宮城県農業実践大学校	(8) 学生寮の早期統合(意見)	意見105	同施設における学生寮については、男子寮、女子寮双方とも大幅な定員割れとなっているため、耐震構造に疑問のある女子寮を廃止し、男子寮を男女兼用とし、その一部について、例えば3階を女子寮にすることを考えている。これにより、舎監の年間報酬、光熱水費、修繕費等の節減に寄与するため、早急に女子寮を廃止する必要がある。(P173)	○	平成21年2月から3月の間に、「箕輪寮(男子寮)」を改修し、男女共用寮として利用する。なお、「心和寮(女子寮)」は平成21年4月から入寮停止する。	○
185	173	13. 宮城県農業実践大学校	(9) 資産の管理不備(結果)	指摘74	①重要物品については、平成19年8月30日の往査において、任意に抽出し現物確認を実施した本館所在の3件の資産については、現物確認手続の結果、現物自体が確認できなかったこと等の問題点が検出された。重要物品現在高明細表と現物との照合、備品整理票の添付の徹底、備品が県有資産であることの意識の向上等、厳格な資産管理に向けての改善が必要である。 ②重要物品以外の備品については、リストには掲載されているが、年一度の実地たな卸しも実施されていない。当該備品についても、毎月循環的に実施する等現物確認およびそれに伴う備品一覧表の更新は実施すべきである。(P173)	○	①指摘後直ちに、備品整理表と備品ラベルを修正の上、照合し、管理を徹底した。また、現有備品の確認を行い、使用不能物品や廃棄済の備品については、廃棄処分の事務手続きを行った。 ②財務規則に基づく管理の徹底を図りながら、農業大学校独自で年2回、農業機器等管理上重要な物品について棚卸しを行い、物品登録一覧表の精度を高める。	○
186	174	13. 宮城県農業実践大学校	(10) 劇毒物の管理状況および早期廃棄処分(結果)	指摘75	実験用に使用する劇毒物については、平成19年8月30日監査時点における各劇毒物の実在性、内容、数量の妥当性については把握していない状況であったことから、これを受けて同施設が同日を基準日として実地たな卸しを実施したところ、前回の実地たな卸し結果との差異が大きく、差異原因が判明しない劇毒物が存在した。原因不明の差異が生じていることは、管理が不十分と言わざるを得ない。今後使用予定のない物については、保有する必要性は乏しく、その合理的理由も見当たらないことから、早急に廃棄すべきである。(P174)	○	危害発生の未然防止の観点から、適正に管理する必要があると認識している。したがって、指摘後直ちに、現物数量を確認し、使用簿の当該箇所を訂正し、不要な劇毒物は、当該試薬を一定場所に施錠の保管管理を行った。また、自然減・自然増が原因で、使用簿と現物とに差違が生じることのないように、定期点検と記載の徹底を図った。なお、不要な劇毒物は、平成20年12月迄に廃棄処理を行う。	× (○)
187	175	13. 宮城県農業実践大学校	(11) 各現場で保管する農業の管理の徹底(結果)	指摘76	農業については、現場では払出簿は作成しているものの、払出簿には帳簿上あるべき残数量が算定されておらず、実地たな卸し数量と帳簿数量とのたな卸差異が把握されていない。受払簿の継続記録の実施、たな卸差異の把握、当該差異原因の追究を実施していくことは管理上不可欠であり、より徹底した管理の実施が必要であると考える。(P175)	○	教育上の観点からも、棚卸管理の重要性を認識している。したがって、現物数量を確認し、使用簿の当該箇所を訂正するとともに、自然減・自然増が原因で、使用簿と現物とに差違が生じることのないように、定期点検と記載を徹底した。また、保管庫の施錠確認を行い、安全管理の徹底を図った。	○
188	175	13. 宮城県農業実践大学校	(12) 特殊勤務手当の廃止(結果)	指摘77	同施設の職員の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず教員の資格を有する者でないことから特殊勤務手当である「技術者養成業務手当」が支給されているが、当該勤務が「著しく、危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく、特殊な勤務」に該当するとは言い難く、ましてや教育職に近い勤務を行っていない事務職員4名への支給に至ってはまったく不合理なものであり、速やかに廃止すべきである。(P175)	×	技術者養成業務手当については、現在、特殊勤務手当を所管する人事課と、見直しに向けて協議中である。	×

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
189	178	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(1) 高等技術専 門校の存在意義 (意見)	意見106	① 普通課程については、多くの学科は民間のサービスを受けることができるものであり、県としての事業は廃止すべきである。低所得者等の社会的弱者へ配慮するのであれば、民間施設の授業料の一部について補助金を交付するという対応もある。 ② 白石校の情報通信技術科(定員削減前ベース)、仙台校の広告看板科、塗装施工科、大崎校の建築科、石巻校の金属加工科については、入学者が募集定員の半分以上となっている。これらの学科についても定員充足率が高くないのであれば、廃止も検討の視野に入れるべきである。 ③ 仙台校における短期課程については、就職率が非常に悪く、本当に就職しようとする者が授業を受けているのか疑問が残る。普通訓練、国庫委託訓練ともに授業料が無料であるため、単に向学のために授業を受けている者もいるのではないかとと思われる。この点において短期課程は廃止すべきである。 ④ 同施設を廃止して売却すれば、県の財政に寄与することができる。例えば仙台校であれば、仙台市内に面積 37,460㎡、平成 19年 3月31日現在の台帳価格 1,665百万円の敷地を有しており、県有財産の有効活用が望まれる。ただし、職業能力開発校の設置義務が県にあるため、県内 5校すべてを完全に廃止することはできないが、規模を大幅に縮小することは可能である。(P178)	○	① 高等技術専門学校で実施する普通課程は、新規卒者等に対し職業に必要な基礎的な技能・知識を習得させ、将来の多能工となるための素地を付与する実技を中心とした職業訓練を実施することにより生産現場における即戦力となる技能者を養成するものである。現在、高等技術専門学校の普通課程の訓練科目15科のうち民間教育機関と競合する訓練科は4科あり、一部競合すると考えられる訓練科は5科で、競合がない訓練科は6科であるが、競合する訓練科目であっても、製造業に関連する訓練科目においてはカリキュラムの構成や訓練生の仕上がり像は民間教育機関のそれとは異なるものである。今後は具体的な訓練内容や地域ごとの競合状況の調査を行い、その結果を基に民間教育機関との役割分担について検討する。 ② 主に製造業に関連する訓練科目で、若者の技能離れや少子化等の影響から定員を満たしていない状況にあるが、現在県が進めるものづくり産業の振興の中で、ものづくり人材育成や製造業に対する理解の促進を図ることとしており、今後は県内中小企業の生産現場を支える技能者の育成という高等技術専門学校の本来の役割を踏まえながら、企業ニーズ等を調査し訓練内容や適正な訓練定数等について検証を継続する。 ③ 短期課程は、離転職者や高齢者等に対して新たに職業に必要な技能・知識を習得させることによって効果的な再就職の促進を図るほか、在職労働者に対して本県の産業振興で求められている業種向けの訓練やIT化対応の訓練など企業及び地域ニーズに即した訓練を実施するものであり、必要な訓練として認識している。今後はこれまで以上に入学時の就職意思の確認を徹底して単なる向学のための受講を排するとともに、訓練中の就職指導やハローワークとの連携を強化して就職率の向上を図る。 ④ 仙台高等技術専門学校は本県の職業能力開発の総合的な機能を持つ中心校であることから廃止・売却することなく、本県の職業能力開発の中心校として最大限に有効活用を図ることを検討する。	×	措置がなされたとは認められない。 「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、職業能力開発審議会に「県立高等技術専門学校の在り方」について諮問しており、訓練科目の見直し、県立高等技術専門学校の配置について審議いただいているとのことである。
190	180	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(2) 学校単位の 収支把握(意見)	意見107	県は県内職業訓練事業全体の収支のみ把握しているが、これにはほかに、国立宮城障害者職業能力開発校の受託運営事業やその他の国からの受託訓練事業も含まれており、当校単位の収支は把握していない状況にある。学校の運営に関する様々な意思決定を行うに際しての有用な情報とするため、さらには学校経営の現状を把握するためにも、高等技術専門学校としての収支を区分把握すること、さらには、県内 5校のそれぞれについて収支を把握することが必要である。(P180)	○	校単位の収支の把握については、平成 20年度決算に基づき可能な限り分析を行い、仙台校や他の県内4校の単独収支に近い数字を把握することができた。	○	措置がなされたと認められる。
191	180	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(3) 普通課程の 授業料等の見直し(意見)	意見108	普通課程の授業料および入学金については、民間と比較して非常に低価格となっており、民業圧迫の側面がある。民業圧迫とならない程度の引上げおよび有料化を検討すべきである。なお、値上げに際しては、当校は既に一定の条件を満たす低所得者等に対する授業料減免制度があり、このような社会的弱者に対する配慮には引続き十分留意する必要がある。(P180)	×	普通課程の授業料等の引き上げについては、今後とも県立高等学校と同額を基本としつつ、周辺の諸条件を勘案して適切に対応していくこととした。	○	未措置の理由は合理的である。 全国の県立職業能力開発施設で授業を徴収している35団体中(12団体は不徴収)、27団体が本県と同額の授業料を設定しており、かつ118,800円を超える授業料設定をしている団体は2団体にすぎないことに鑑み、措置を講じないことは不合理ではないと考える。
192	181	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(4) 受講資格の 検証手続の強化 (意見)	意見109	1年以内の短期課程については、受講資格が転職希望者に限定されているものの、入学時点で現職であるか否かは問われず、実質的には就職希望者である。さらに就職希望者であるかどうかは本人の意思であり、客観的に判断することは困難であるため、就職の意思のない高齢者や主婦が趣味のために受講しても、これを拒否することは事実上できない制度となっている。就職希望宣誓書に記名・捺印を求めるなど、牽制のための意思確認手続の強化を図ることが望まれる。(P181)	○	短期課程受講者の就職意識の確認については、入学選考時の面接において受講目的と修了後の具体的な就職希望の聞き取りを行い、就職熱意の低い者については必然的に低評価点数となるよう改善した。なお、他課程に比べて就職に結びつきにくい短期課程については廃止も検討することとした。	○	措置がなされたと認められる。 措置がなされたと認められる。なお、現在、職業能力開発審議会に「県立高等技術専門学校の在り方」について諮問しており、訓練科目の見直しについて審議いただいているとのことである。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
193	181	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(5) 推薦受験人 数の見直し(意見)	意見110	推薦受験者数は高校 1校当たり2名までとしており、推薦入学者が 特定の高校に偏重することを防止するためであるものの、現状では 大多数の学科では定員割れとなっており、このような人数制限は解 除して、入学者の増加を図ることが望まれる。(P181)	○	今年度で3年経過することから、この間の実施結果を踏まえ効果測 定を行うなど制度そのものについて検証する。	措置がなされたとは認められない。 「検証する」の時点では、措置がなされたとは認められない。 なお、平成21年4月22日に「宮城県立高等技術専門校普通課 程入学者募集及び入学選考要領作成に関するガイドライン」 を改正しており、現行では、高等学校の推薦枠は各科目ごとに4 名以内としているとのことである。
194	181	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(6) 合格判定基 準の見直し(意見)	意見111	選考要領によると、例外として、訓練効果が望める者については校 長が別に決定する得点以上の者も合格対象とすることができること となっている。平成19年度入学選考では、人物査定得点が合格条 件を満たした者で学力査定得点が合格条件を満たさなかった15名 は、校長を含む入学選考会議を経て全員合格としているが、校長 が別に決定する得点は定めておらず、要領が実態と合っていない。 要領に沿った運営を徹底するか、実態に合った要領に改訂するこ とが望まれる。(P181)	×	入学選考の判定については、各校長の判断とされていたところ であるが、訓練科目に即応した学力・人物の各査定合格基準を教 務担当者会議において精査見直しすることとした。	未措置の理由は合理的である。 「校長が別に定める得点」については、各年度により得点分 布が異なり、事前にこれを定めることは困難であること、また、 職業能力開発校規則第11条第1項の規定との整合性の確保 のため「各選考時に選考会議の協議を経て校長が定める得 点」との解釈が可能であるとの説明を受けた。これらを勘案す ると、措置を講じないことは不合理ではないと考える。
195	182	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(7) 卒業生の就 職状況とその把 握方法の検討 (意見)	意見112	①卒業生には就職状況の報告書の提出を求めているが、報告しな い卒業生には学校から連絡して聞き取り調査を行っている。この聞き 取りに関する事務工数を削減するために、例えば授業料を一旦値上げ した上で就職報告があった卒業生には授業料の値上げ部分を返還 するなど、報告を促す仕組みを検討することが望まれる。 ②就職状況の把握は本人からの自己申告のみによっているが、報 告書には雇用者の就職証明書を添付することを求めるべきである。 (P182)	×	①②就職状況の報告・把握については、校の担当指導員のほか、 各校に配置された向上訓練等指導員が修了生一人一人について さらに徹底することとした。	未措置の理由は合理的である。 包括外部監査人が提案している改善案を採用しない理由に ついて質問したところ、①授業料については、県民に納付の 義務を負わせることから、地方自治法上、条例によることが必 要だが、その金額は県民が受ける行政サービスの対価である べきことを考えれば、就職状況報告書の徴収を担保するた めに、金額を上乘せすることは適切でない判断している。②就 職証明書の提出を義務づけることは、使用者への事務負担等 を考慮すると困難と判断している。との回答を得た。これらを 勘案すると、措置を講じないことは不合理ではないと考える。
196	182	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(8) 宮城県職業 能力開発協会等 への施設無償貸 与および講師無 償派遣(意見)	意見113	①宮城県職業能力開発協会では人材開発センターの施設を借りて 各種検定試験を実施しており、場所代、水道光熱費、指導員派遣は すべて無償となっているが、当協会に施設を無償で提供する特別 の理由はなく、一定の対価を求める必要がある。 ②その他の団体にも、検定試験に向けた講習会等のために施設を 貸与しているが、場所代は徴収しておらず、賃賃料を有償とすべき である。(P182)	○	①②公有財産規則等に則って対応する。	措置がなされたとも認められる。 以下の対応がなされているとのことであり、措置がなされた と認められる。 公有財産規則に則り、①については、職業能力開発促進法 第88条の規定を受けて「技能検定試験実施実施要綱」を定め ており、同要綱中、「3 県の機関のとるべき措置」として、施設 等については無償貸与とし、光熱水費等の実費のみ徴収(管 財課協議済。) ②については、講習会等のために貸し付けた 場合は使用料を徴収している。
197	182	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(8) 宮城県職業 能力開発協会等 への施設無償貸 与および講師無 償派遣(意見) (一部是正)	意見113	③当協会やその他の団体に講師を派遣するケースもあるが、これも 無償となっているが、直接的な関連性に乏しく有償とすべきである。 (P182)	×	③宮城県職業能力開発協会等への無償派遣については、職業能 力開発促進法第15条の2の規定に則り、引き続き講師を無償で派 遣することとした。	未措置の理由は合理的である。 措置を講じないことは不合理ではないと考える。
198	182	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(9) 校庭の売却 の検討(意見)	意見114	同施設が存在意義が高校卒業以上の者を対象とした職業能力開発 施設であることを鑑みれば、体育の授業が必須であるとは考えられ ず、県有財産の有効利用の観点から校庭部分だけでも売却を検討し ていく必要がある。(P182)	○	校庭部分を単独に考えるのではなく、本県の職業能力開発の中心 校として最大限の有効活用を図ることを検討する。	措置がなされたとは認められない。 「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。 なお、当該意見については、現在、職業能力開発審議会に 「県立高等技術専門校の在り方」について諮問しており、審議 いただいているとのことである。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成19年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
199	183	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(10)資産の管理不備(結果)	指摘78	①重要物品については、年に一度の実地たな卸しは必須であり、実地たな卸しにおいては、現場の担当者だけに任せるのではなく、備品全般を管理している事務局の担当者もこれに立会い、備品整理票の有無、備品整理票と備品一覧表の備品番号の整合性、当該資産の実在性、保管・使用状況等を把握すべきである。 ②重要物品以外の少額な備品であったとしても、重要物品と同様、年に一度の実地たな卸しは必須である。例えば毎月循環的に実施する等、実地たな卸しおよびそれに伴う備品一覧表の更新等はその都度実施すべきである。(P183)	○	①各訓練現場において事務職員立ち会いのもと、財務規則に従って実地で備品整理票と現有備品の照合確認を実施した。 ②実地たな卸しを正確かつ効率的に照合する方法等を検討し、順次、照合確認を実施する。	措置がなされたと認められる。 ○
200	183	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(11)空調設備 自動制御装置保守点検業務における不自然な契約結果(意見)	意見115	当システムのメーカーと販売代理店による入札において、通常であれば、メーカーの方が販売店よりも強くかつコストも低いため、低い見積り価格を提出するのが通常であるが、販売店の方が低い見積り価格を提示したことにより、販売店と契約したものであり、不自然さは認めない。(P183)	—	【行政経営推進課で、全文を是正措置表から削除】	評価不能 — 当該指摘は措置を講じるにふさわしくないと判断する。
201	184	14. 宮城県立 仙台高等技術 専門学校	(12)特殊勤務 手当の廃止(結果)	指摘79	同施設に勤務する技術職員の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず教員の資格を有する者でないことから特殊勤務手当である「技術者養成業務手当」が支給されているが、当該勤務が「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言い難く、速やかに廃止すべきである。(P184)	×	技術者養成業務手当については、主管課や人事当局とも協議しながら、引き続き適正な制度運用を図ることとした。	未措置の理由は合理的でない。 × 措置を講じないことに合理性は認められない。特殊勤務手当の趣旨に鑑み県民が納得する適正な判断がなされることを期待する。(No188参照)
202	188	15. 宮城県高等看護学校	(1)高等看護学校 の存在意義(意見)	意見116	最近の看護師業界の状況、県内の看護師等養成機関の状況、当校の採算状況等を総合的に勘案すれば、当校は民間への譲渡または廃止の方向で検討する必要があるものとする。譲渡すれば毎年の財政支出を削減できるだけでなく、譲渡代金の受入れが県の財政に寄与することになる。なお、存続させる場合には、准看護師から看護師を養成する医師会立の看護学校並みに授業料等を値上げおよび有料化すべきである。(P188)	○	准看護師から看護師への県内唯一の全日制の養成所であり、その存在意義は大きいと認識している。しかし採算状況等について課題があることから、看護師不足の現状、県内の看護師養成所及び養成者数の状況、本校の採算状況等を総合的に勘案し、そのあり方について、民間譲渡を含めて検討し、方向性についての結論を出すこととした。医師会立の看護学校並みへの授業料等の値上げや施設整備費等の経費の有料化についても上記に含めて検討を行う。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「検討を行う」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、平成21年度に「宮城県高等看護学校在り方検討会議」を開催して検討を行い、「宮城県高等看護学校の在り方について」として方向性をとりまとめ、結果として、県立施設として当分の間、存続することとし、授業料等を医師会立の看護学校並みへ値上げ改定の上、収支の改善を図ることとなり、平成23年度入学生から、新たな授業料等を適用しているとのことである。
203	191	15. 宮城県高等看護学校	(2)校庭の利活用(意見)	意見117	校庭については、体育大会の開催や避難訓練の際の避難場所など年数回の利用であり、今後、県有資産の有効活用の観点から売却や利活用を検討していく必要がある。なお、当該土地については、開館時間近くでは慢性的に駐車場不足となっているがんセンター駐車場に転用する等も一案と考える。(P191)	○	単独での売却や利活用ではなく、高等看護学校敷地として一体で活用を図ることが合理的と考えられることから、上記1の検討を行う中で、併せて検討する。	措置がなされたとは認められない。 × (○) 「検討する」の時点では、措置がなされたとは認められない。なお、「宮城県高等看護学校の在り方検討会議」による検討の結果、当分の間、看護学校が存続することとなったことから、校庭についても引き続き一体的に活用するとのことである。
204	191	15. 宮城県高等看護学校	(3)特殊勤務 手当の廃止(結果)	指摘80	同施設に勤務する技術職員の職務が教育職に近い勤務にもかかわらず教員の資格を有する者でないことから特殊勤務手当である「技術者養成業務手当」が支給されているが、当該勤務が「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとは言い難く、速やかに廃止すべきである。(P191)	×	平成21年4月1日現在の全国の都道府県における特殊勤務手当等の措置状況を確認したところ、同様の施設を有する31都道府県中29団体が、国と同様の教育職給料表の適用や特殊勤務手当の支給などの方法により、勤務の困難性に対応した給与上の措置を講じており、本県における特殊勤務手当の支給は、現時点においては国や他の都道府県との均衡上も適正なものと判断されるが、なお、引き続き検証していくこととした。	未措置の理由は不合理ではないが、課題が認められる。 △ 県の説明によれば、平成21年4月1日現在の全国の都道府県における特殊勤務手当等の措置状況を確認したところ、同様の施設を有する31都道府県中29団体が、国と同様の教育職給料表の適用や特殊勤務手当の支給などの方法により、勤務の困難性に対応した給与上の措置を講じており、本県における特殊勤務手当の支給は、現時点においては国や他の都道府県との均衡上も適正なものと判断されることである。当該説明を考慮すると、措置を講じないことは不合理とまでは言えないが、特殊勤務手当の趣旨に鑑み県民が納得する適正な判断がなされることを期待する。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
1	45	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	指摘1	往査した各県税事務所における所得金額調査書の利活用状況は一律ではなく、県税事務所によって相違がみられた。所得金額調査書が作成される目的は、申告内容の正確性と申告法人の網羅性を確保することにあると考えられ、そのために積極的に利用されることが求められているものである。県税事務所の申告窓口で申告書を受領する時には、形式的なチェックはなされているが、実質的な部分については、税務総合管理システムを通して出力された所得金額調査書を十分にフォローすることでチェックされることになる。エラーメッセージの区分ごとに国税資料を調査し、その結果に基づき是認、更正、決定、県の税務総合管理システムへの入力、申告しようなどの対応を行い、また、賦課保留された法人についてはフォローを実施し、課税漏れにつながっていないかを常時監視する必要がある。これらが十分に行われて、はじめて県税が適正に確保されたといえることができる。その点で利用状況が不十分な県税事務所においては、改善措置を講ずる必要がある。さらに、管轄税務署における国税資料の収集の点で調査を実施しにくい状況にある県税事務所もあるので、国税当局との連携の問題として考えるべき事項もある。そして、最後に所得金額調査書の利用に対する税務職員の認識の問題も検討されるべきである。すなわち、エラーメッセージの区分がどのような状態にあることを意味し、何を調査し、どのように対応すべきかが明確になっていない県税事務所がある。一方、担当者ベースで手順書を作成し網羅的にエラーを解消している県税事務所もあり、非常に有効な方法と思われる。このように、収入率の改善に寄与すると思われる所得金額調査書の利用方法に関する理解の浸透と調査等の徹底について、県は一層の配慮を用い、全県統一的な事務処理が行われるよう改善すべきである。	○	所得金額調査書については、全県で統一的な事務処理を行うため、平成22年度に基本となる取扱いを定め県税事務所に周知するとともに、職員研修等の機会を通じて担当職員の認識を深めていくことにより利活用を図ることとした。また、国税当局との連携については、地方税法第63条及び同法72条の49の2において、都道府県における法人税に関する書類の閲覧又は記録について規定されているところであり、改めて、国税当局に対して法人税に関する書類の閲覧又は記録について協力を求めていくこととした。なお、税務署と個別に協議を行い、今後は県の要望に沿った資料収集が行えるよう調整した県税事務所もある。	△	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。
2	48	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見1	法人二税の課税事務について、税務総合管理システムへ申告データを入力するところまでは、時系列に沿って事務的に作業を進める部分であるが、その後の課税標準等の調査と税額の確定は、個別、具体的に専門性を発揮して遂行されなければならない事務処理である。この部分については、「自主決定法人の調査要領」と「外形調査マニュアル」の2つの規範はあるが、それ以外に作業手順を示したものはないようである。課税事務を担当する職員としては、何を目的として、いつ、どのように行うべきなのかが、具体的に文書で、又は視覚的に認識できることは、事務の効率化、標準化にとって有用である。新たに配属された職員にとっては、なすべきことが明確になっていることは執務時間の短縮につながり、また、事務の正確性を確保する上でも有益である。以上から、前項の所得金額調査書に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。	○	平成22年度に課税標準の調査と税額の確定やその作業手順など、所得金額調査書に関する事務処理の取扱いを定め、所得金額調査書の利活用を図ることとした。	△	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。
3	51	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	指摘2	イ 電気供給事業者4社のうち2社については平成21年度において調査が実施された。D社は収入金課税、分割基準、所得課税の3項目について実施したが、H社については外形標準課税部分のみが調査対象となっており、収入金課税と分割基準に関しては調査の対象外とされていた。調査が実施されていないE社は、宮城県内には本社機能があるだけなので、分割された課税標準が極めて少額なため、調査の必要性が認められなかったものである。ガス供給事業者については対象5社のうち、S社は平成19年度に、I社は平成20年度に、L社は平成21年に調査が実施されたが、L社は電気供給事業者であるH社と同様に、外形標準課税部分のみが調査対象で、収入金課税と分割基準に関しては調査が行われなかった。未だに調査が実施されていないF社とO社のうち、O社は平成19年度に事業開始したばかりなので、調査の機会は今後にある。H社とL社は過去の調査記録がないため、今まで実施したことがあるのが不明であり、平成21年度の調査は実質的に初めての調査といえる。この調査が外形標準課税の調査目的であったにせよ、収入金課税と分割基準についても併せて実施すべきであった。	○	イ 今後の調査においては、外形標準課税だけでなく、収入金課税と分割基準についても併せて実施することとした。	△	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
4	51	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	指摘2	□ F社は調査の実施計画を検討すべきである。	○	□ 平成 22年度中にF社の調査実施計画を策定することとした。	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。 △
5	51	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見2	調査過程においては課税標準とすべき収入金額の判定、経費の按分、区分経理など、地方税法や同施行令、同取扱通知、県税条例などに規定されたチェック項目が数多くあり、調査には高度な専門性、あるいは熟練が求められる。現在、収入金課税法人に対する調査の時期や手法は各県税事務所の判断に任せられているが、県全体でも対象法人数は少ないこと、内容が複雑であることから、税務課組織の中に専任者を置き、そこで集中的に調査を実施した方が、調査レベルの統一が図られ、慣れない県税事務所担当者による不効率を回避できるものと考えられる。現行の調査実施体制の場合には、税務課において調査未実施の法人をなくすような目配りが必要である。	○	収入金課税法人の調査では、所得課税等部分と収入金課税部分 が適正に区分されているか、収入金額から控除する金額は適正で あるかが主な確認内容となるが、この点に関しては「自主決定法人 の調査要領」が作成されていることから、一定の調査レベルが確保 されており、現行の調査実施体制で対応可能であると考えている。 今後は、税務課において収入金課税法人に対する調査状況を把握 するため、県税事務所に対して調査の進捗状況について定期的 に報告を求めていくこととした。	措置がなされたと認められる。 ○
6	52	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	指摘3	自主決定法人の中で最も法人数が多い医療法人等の所得金額の確認状況について、いくつかの県税事務所を訪問して監査した結果、損益計算書や雑収入の内訳書などの添付書類なし、追加資料の未徴求、添付書類との照合・確認作業未実施の問題が検出されているので改善が必要である。	○	医療法人等の損益計算書や雑収入の内訳書の書類未添付等、所得金額の確認作業における問題については、問題が検出された県税事務所に対して厳重注意するとともに再発防止策を講じるよう指示した。なお、他の県税事務所に対しても注意喚起した。	措置がなされたと認められる。 ○
7	53	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見3	イ 県の規定「自主決定法人の調査要領について」によれば、簡易調査ができる場合は限定されており、これらはどちらかといえば例外的なケースで、普通に運営している医療法人等はすべて一般調査(実地調査)の対象という解釈になる。一般調査の方法とは、医療法人に向いて帳簿等を閲覧し「医療法人等に係る所得金額の計算書」に記載されている金額の裏付けを確かめることと考えられる。しかし、そもそも医療法人にとっては国税に対する所得申告が第一義的に存在し、それに添付される損益計算書等は、国税当局により厳しいチェックがなされているのであるから、国税に提出されている損益計算書などの数値の整合性を確認することがまずは重要であり、それによって、かなりの程度まで申告の適正性を確保できるものと考えられる。このように考えると、一般調査はどのような場合に必要となり、それによって何が期待できるのかも改めて検討されなければならない。ルールがあるといっても実施しなければ有名無実であり、必要性和効果が明らかになっていないのであればルールそのものが見直しされる必要がある。	○	イ 平成 22年 3月 24日に「自主決定法人の調査要領」を改正し、一般調査(実地調査)の必要性が認められない場合は簡易調査とすることができることとした。	措置がなされたと認められる。 ○
8	53	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見3	□ 医療法人等に関しては、国税資料及び添付書類に依拠する形での検証で足りるものと考えられることから、例外的あるいは特殊なケースにこそ一般調査を実施した方が合理的である。現状の医療法人等に対する調査実施状況からみると、一般調査が実施されている事例はなく、収集した資料に基づいて机上で調査を行う簡易調査ですら、添付書類との照合、計算チェックがなされていないところがあるなどの問題が認められた。したがって、簡易調査を充実させることがまず重要であり、かつ、効果的であるとする。そして、それに合わせた県としてのルールの改定を検討することが必要と考える。	○	□ 上記イで記載のとおり「自主決定法人の調査要領」を見直したところであり、その中で簡易調査を充実させたことについても県税事務所へ周知徹底することとした。	措置がなされたと認められる。 ○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
9	55	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税)	(3) 指摘又は意見	意見4	宮城県内の資本金1億円未満の分割法人数は、平成20年度税務統計書から1,300社程度とみられる。これらの法人は従業者数の少ない法人が多く、調査の費用対効果を考えると調査実施の優先度、あるいは効果が低いという県側の認識があるようであるが、平成17年度から法人事業税の分割基準の見直しが行われていることもあり、誤りのある可能性はある。確かに経済性、効率性を考慮すれば調査範囲を広げることには慎重になるのは当然のことであるから、最初はその中でも大規模法人、あるいは外形課税調査での指摘事項の分析から、間違いやすい項目や業種に焦点を絞って試験的に調査に着手し、ある程度の調査結果のデータを蓄積してから、今後の調査の要否、方針を検討することも有効ではないかと考える。現在のように調査を実施しないのであれば、実施しないことについての理由を明確にしておく意味でも何らかの根拠資料を持っていることは意味がある。実際に調査した場合にどのような結果が出るかは分からないことなので、まずは実態を掴むことが必要ではないかと考える。	○	現在、分割基準の確認については、申告書の受理時及び税務総合管理システムへの申告データ入力時に形式的な確認を行っており、その際、主たる事業種目と分割基準の区分において整合性がとれない場合や分割基準の計算自体誤りがある場合は、その都度法人等には是正を求めているところである。今後は、申告書の形式的な確認において問題があり、その問題が是正又は確認できないものについて分割基準調査を実施することとした。	○
10	57	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税)	(3) 指摘又は意見	意見5	自主決定法人の中でも特殊な例に属すると思われる連結法人と外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の調査に関してヒアリングした結果、ほとんどの県税事務所が該当する法人がないか、若しくは、あまり意識されることはなく、したがって調査も実施していないことであった。外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人については、税務統計書の「法人税又は所得税の所得金額と異なる金額等に関する調」に記載されている外国の事業に帰属する所得の減算処理を申告している法人はわずかに2法人のみであるから、この調査の必要性を論じるにはあまりに数が少ないといえる。地方税法第72条の41の趣旨に従い県が行うべき調査とは何かという観点からみたとき、連結申告法人の場合は確認を実施している県税事務所があるわけであるから、他の県税事務所においても実施する方向で関係機関への働きかけをすることが必要ではないかと考える。	○	連結申告法人及び外国に事務所等を設けて事業を行う内国法人の所得金額及び法人税額を確認するため、地方税法の規定に基づき、国税当局に対して法人税に関する書類の閲覧又は記録について協力を求めていくこととした。	○
11	62	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税)	(3) 指摘又は意見	意見6	イ 不申告法人が4,343件、休業中の法人が2,940件、清算中の法人が2,002件、所在不明法人が1,113件あり、この法人数をいかに減らしていくかが課題である。ただし、休業中の法人と清算中の法人については単に数を減らしていくのではなく、実態判断を厳格に行い、課税の要否を適切に決定していくことが重要である。	○	イ 所得金額調査書の有効活用等により不申告等法人数の縮減に努めていく。また、休業中の法人や清算中の法人の課税の要否については、国と市町村との三税協力体制の中で情報を共有しながら適切に決定していくこととした。	○
12	62	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税)	(3) 指摘又は意見	意見6	ロ 公益法人等(特定非営利活動法人を含む。)については、まず全納税義務者数を把握する必要があり、その上で、不申告の原因を調査・分析すべきである。	○	ロ 公益法人等に納税義務があるか否かは収益事業の実施状況によって判断され、その収益事業の範囲は法人税法施行令第5条に規定する事業とされており、国税に準拠することとなっている。については、三税協力体制の中で納税義務がある公益法人等の数や不申告の状況等実態を把握していくこととした。	○
13	62	1. 法人二税 (法人県民税及び法人事業税)	(3) 指摘又は意見	意見6	ハ 無届法人については届出のしようをした件数に対して届出された件数は半分に満たず、さらに申告された件数は1割程度でしかない。これは、届出のしようをした件数には納期限が到来していないため申告しようをしていないものが含まれているためであるが、申告された法人二税は49件で17,185千円(1件平均351千円)と、この効果は小さくない。したがって、新規設立法人の把握はもちろん重要であるが、それにも増して届出のしようとともに申告しようをした先からの届出件数と申告件数を増やすことにもつと重点をおいて、積極的に取り組むことが必要と考える。	○	ハ 無届法人の届出しよう等については、これまでも三税協力体制の中で取り組んできたが、今後は、届出件数の増加につながる新たな取組を検討するなど、届出しよう等に積極的に取り組んでいくこととした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
14	62	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見6	ニ 不申告法人に対して申告しようとした結果は、処理された件数が913件、法人二税の税額は10,762千円であるから1件平均は12千円と、無届法人の場合に比べるとかなり低い税額である。申告しない法人には、業績不振の会社や実質的に事業廃止している会社が多いものと考えられる。また、税務統計書からみた不申告法人の処理割合は17.4%であるから、まだまだ処理を加速させる余地が残っているものと考えられる。	○	ニ 不申告法人に対する申告しようについては、これまでも三税協力体制の中で取り組んできたが、今後は、申告件数の増加につながる新たな取組を検討するなど、申告しようように積極的に取り組んでいくこととした。	○
15	62	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見6	ホ 休業法人等については、個別に検討を要する事案については当該法人に対する確認作業の履歴、てん末を記録に残し、その結果を分析することが重要である。	○	ホ 個別に検討を要する休業法人等については、当該法人に対する確認状況を記録し結果を分析しているところであるが、確認作業等が不十分な一部の県税事務所に対しては周知を徹底していくこととした。	○
16	62	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見6	ヘ 結局は、入り口の段階で新規設立法人の捕捉や不申告法人の把握を可能な限り拡げること、出口のところでは申告しようの結果、申告等につなげる割合(処理割合)を高めることに尽きる。入り口の部分では三税協力体制を強化するほか、各県税事務所の置かれた状況、環境の中で独自の取組を展開することが求められる。出口の部分では申告しようをした後の申告・更正・決定等の割合をいかに高めるかが重要であるが、この点に関しては、前に取り上げた所得金額調査書の活用が非常に有効な手段となる。これの県全体のレベルアップを図ることにより相応の成果が得られるものと考えられる。	○	ヘ 三税協力体制をより強化し、新規設立法人の補足や不申告法人の一掃を推進するとともに、申告・更正・決定等の割合を高めていくため、各県税事務所において所得金額調査書を有効に活用していくこととした。	△
17	62	1. 法人二税 (法人県民税 及び法人事業 税)	(3) 指摘又は意 見	意見6	ト ここで取り上げた問題は課税事務に係る事柄であり徴収事務に関する対策のような即効性はないかもしれないが、県の税収確保の観点からは課税体制を整備、強化することにより、長期にわたり安定的な税収確保の基盤を構築するという点で極めて重要な意味をもつものとする。	○	ト 県の税収確保には、課税面での取組も重要であると認識しており、長期にわたり安定的な税収確保の基盤を構築するため、所得金額調査書の有効活用等に今後とも積極的に取り組んでいく。	△
18	74	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	意見7	「個人県民税収入台帳」について、県税事務取扱規程様式第51号の2で定められているとおりに手書きでB4版の帳簿を作成している事務所もあったが、独自に表計算ソフトで作成している事務所、さらには表計算ソフトで作成しながらも手書きの台帳を二重に作成している事務所もみられた。「個人県民税収入台帳」を作成する目的からすると、表計算ソフトで作成してA4版の紙で保存することの方が、計算誤りも少なく保管方法としても適している。無駄な労力を省くためにも、各県税事務所で作成しているデータを税務課で入手し、最も優れていると思われる様式を決定した上で、すべての県税事務所の統一様式として使用した方が効率的と思われる。	○	個人県民税収入台帳については、税務総合管理システムの機能で管理している。意見にある様式は補助簿として任意に作成しているものであるが、すべての県税事務所で使用している状況にあることから、様式を統一し平成22年3月24日に各県税事務所あて周知した。	○
19	75	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	意見8	市町村から報告される「個人県民税課税状況報告書」の様式は県税条例施行規則様式第42号で定められている。現状では大半の市町村が表計算ソフトで作成しているものの、中には依然としてB4版の複写式手書き様式で作成して提出してきている市町村もある。市町村において年間最低3回、「個人県民税課税状況報告書」を作成して県税事務所に提出しなければならないルールからすると、手書きの報告書を作成し続ける限り、労力はおおよそ2倍になると考えて差し支えないであろう。個人県民税の賦課徴収が市町村に委ねられている以上、市町村で余分にかかっている事務負担を軽減させることに、県が積極的に関わっていくことが望まれる。以上から、「個人県民税課税状況報告書」については、表計算ソフトで作成してA4版で印刷したものに、市町村長の公印を押印した上で提出するような方法を検討すべきである。	○	個人県民税課税状況報告書の様式について、県で作成した電子データを当該市町村あて送付することとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
20	75	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	指摘4	県税事務所の中で、市町村から徴求する「個人県民税払込通知書」について、ファックスで送付された書類しか保管されていない事務所があった。当初に提出された通知書に修正箇所が出てきたため、修正後のものを取り急ぎファックスで送付してもらったものの、修正後の原本の徴求を失念してしまっていたことに起因する事例である。緊急を要することとしてファックスで取り寄せることは問題ないが、最終的には修正後の原本を送付してもらって保管しておくべきである。	○	平成 22年4月 22日に開催した県税事務所の納税・収納担当班長を対象とした会議において、個人県民税払込通知書の原本を保管しておくよう周知徹底した。	○	措置がなされたと認められる。
21	75	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	指摘5	すべての「個人県民税領収通知書」のコピーを取って、これに基づいて「個人県民税収入台帳」を作成し、コピーを収入台帳とワンセットで保管している県税事務所があった。「個人県民税収入台帳」の内容が慎重に記録され、正確に上長のチェックを受けたのであれば、少なくともコピーの保管は不要である。さらにいえば、収入台帳を作成するために、わざわざコピーを取るのも資源の無駄遣いと考えられる。	○	平成 22年4月 22日に開催した県税事務所の納税・収納担当班長を対象とした会議において、指摘の趣旨について周知した。	○	措置がなされたと認められる。
22	76	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	意見9	個人県民税に限らずすべての税目において、手書きでの「調定整理簿」の作成が義務づけられており、往査したすべての県税事務所において手書きで作成されていた。「調定整理簿」は「調定決議書」及び「調定整理簿」が改ざんされるのを防止するために時系列でチェックしていくことに最大の目的があり、このチェック機能を果たすためには現在の紙ベースによる管理が必須のものであるのか、表計算ソフト等によるデータ管理に移行できないものであるのかを検討することが必要と考えられる。「調定整理簿」のデータ管理が可能となれば、手書きの台帳への記入や計算の手間が省けるのみならず、最終的に紙として保管しておく「調定整理簿」の枚数も相当程度削減できると思われるので、手書きで作成している台帳に関して極力データ化していく工夫が必要である。	○	調定整理簿をデータ管理していくためには、調定決議書及び調定整理簿が改ざんされるのを防止するためのチェック機能等が必要なことから、現在、開発中の次期税務システムにおいて、改ざん防止のチェック機能を追加することとした。	○	措置がなされたと認められる。
23	77	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	意見10	徴収事務に関しては、税務課納税班が収入対策、滞納縮減等を目的として各県税事務所を訪問し、意見交換等を行っている。また、課税事務に関しても、ある特定の個別事案に係る指導等を行うことを目的として、税務課課税班から各県税事務所への訪問が行われているものの、定期的な現地調査はここ数年実施されていない。本庁において各県税事務所の班長や担当者を招集して行う会議等でルールを説明するだけでなく、各県税事務所の担当者等が決められたルールどおり適正に業務を行っているかどうかについて調査指導することも重要なことであり、今後はすべての県税事務所、地域事務所に対して、例えば年1回は必ず見て回る、というように定期的にチェックしていくことが望ましい。	×	各県税事務所に対する定期的な訪問は困難であるが、個別事案の指導等で訪問する際に、各県税事務所の担当者が決められたルールどおり適正に業務を行っているか等を併せて調査・指導することとした。	△	未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。
24	77	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	意見11	県では、「個人県民税課税状況報告書」等の記載内容についての疑義及び徴収に関する市町村との情報交換に必要な書類の閲覧がある場合を除いては、市町村に対して書類の閲覧や記録を目的とした現地調査は行っていない。個人県民税の賦課徴収の事務を執行する市町村が、適切にこれを実施しているかどうかを検証することは、県の重要な財源である個人県民税の徴収確保の上で必要な手続であると考えられるため、県は与えられた権利を行使することが望まれる。民間企業で浸透してきている内部統制の発想を取り入れ、税務課から各県税事務所へのチェック機能、各県税事務所から管轄する各市町村へのチェック機能を働かせることにより、各市町村を含む県全体の事務処理能力のレベルが上がっていくことが重要なことである。そのことが課税体制の充実強化、ひいては現年課税分の収入率の改善につながっていくものと考えられる。さらには、より広範囲な専門的知識を持った第三者の立場から検証することにより、現場作業における事務の効率化、無駄の排除につながるようなアドバイスができる可能性もあり、調査を受ける側にとっても有益な場合が多いと考えられる。調査の頻度、対象、手法等の具体的な内容については、現実的に可能な範囲で着手すれば良いのであり、まずは市町村への定期的な調査を制度化し、実施してみることが大事である。	×	地方税法第41条の規定により、個人の県民税の賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて市町村が行う業務とされており、県による一律の調査にはなじまないと考えている。したがって、今後も、地方税法第46条の規定により、市町村の報告内容等について特に調査が必要であると認めた場合に限って実施することとした。	△	未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
25	79	2. 個人県民 税	(2) 指摘又は意 見	意見 12	県においては、県内に住所を有しない者に対する均等割について各市町村でどの程度課税されているかについての定期的な調査は行われていない。個人県民税の均等割は、1,000円であるから、費用対効果が低いことは容易に想像できるが、各市町村でどの程度の課税が行われているのかについて継続的にデータ収集を行っていくことは有益なことと思われる。このような観点での調査項目を、市町村に対する定期的な調査の調査項目に追加することは意味があるものと考えられる。	○	県内に住所を有しない者に対する均等割が各市町村でどの程度課税されているかについては、総務省が実施している調査において、いわゆる家屋敷課税の件数が把握されていることから、今後は当該数値を活用していくこととした。	○
26	86	3. 個人事業 税	(2) 指摘又は意 見	意見 13	個人事業税は調定金額の規模の割に調定作業のコストがかかっている。地方税の課税の基礎となる申告書が県に提出されないということが根本的な原因と考えられるが、納税者の利便性を考慮して現行の申告制度が運用されているのであるから、税を徴収する側において、課税情報の上手な橋渡しを工夫することが検討されるべきである。この点について、現在、総務省、国税庁、社団法人地方税電子化協議会の三者間において、平成 23 年 1 月より、国税データを地方税データに還元できるようにしていくことを協議中であり、この実施により国税資料の収集作業が相当程度軽減されるであろうと推測されることから、その実現を強く望む。	○	国税データの地方税データへの還元については、三者間協議で合意に至り、平成 23 年 1 月から全国一律に実施されることになり、現在、詳細について国と調整中である。	○
27	87	3. 個人事業 税	(2) 指摘又は意 見	意見 14	個人事業税における不動産貸付業の認定に関して、「個人事業税の課税業種に関する事務取扱要領について」の基準によれば、5棟、10室等の数量判定基準に満たない場合は原則として課税されないこととなるが、実態にそぐわないケースがあることから、基準未満であっても、その賃貸状況からみて課税しないこととすれば著しく他との均衡を失うと考えられるものが課税対象として追加された。この改正に関して、課税事務の統一かつ迅速な執行のための具体的基準として、平成 22 年度課税分から建物の貸付けに係る収入金額が年 1,000 万円以上のものである。この具体的な基準に関しては、宮城県を除くすべての都道府県においては既に具体的な数値基準を定めて個人事業税の課税対象を明確にしていることから、宮城県でも遅ればせながら導入されたものである。平成 14 年の改正の検討開始から制定まで時間がかかってしまったが、今後の税収増につながることであるので積極的に推進していただきたい。	○	不動産貸付業の新たな課税基準として、平成 22 年度課税分から建物の貸付けに係る収入金額が年 1,000 万円以上のものである。貸付件数にかかわらず不動産貸付業と認定することとした。この具体的な基準に関しては、宮城県を除くすべての都道府県においては既に具体的な数値基準を定めて個人事業税の課税対象を明確にしていることから、宮城県でも遅ればせながら導入されたものである。平成 14 年の改正の検討開始から制定まで時間がかかってしまったが、今後の税収増につながることであるので積極的に推進していただきたい。	○
28	88	3. 個人事業 税	(2) 指摘又は意 見	意見 15	定期賦課事務フローにおいて、税務総合管理システムから出力する帳票類のうち、何を出し、保管しておくかについては、各県税事務所によって対応がまちまちである。「賦課予定チェックリスト」は調定する上で必須のものである。どの県税事務所でも出力しているが、その他の帳票については対応が分かれている。このうち「所得控除失格リスト」は、所得が事業主控除額である 290 万円以下の事業者にかかるリストであり、前年度まで個人事業税の課税対象であった事業者が当年度の課税対象から外れた場合に、非課税対象であることが正しいのかを確認するために利用されている。したがって、当該リストに記載していることさえ確認できればよいのであり、必ずしも紙で出力し、保管しておく必要性は認められない。しかし、現状の税務総合管理システムでは、当該リストを画面上で検索し確認することが不可能な設計となっているため、わざわざ全ページを出力しなければいけないのが実状である。「所得控除失格リスト」をロックしなければいけない特別な理由がないのであれば、また、システム変更にも多額な金額を要するものでなければ、「所得控除失格リスト」の内容を画面検索できるように変更することが、コストの削減に寄与するものと考えられる。	○	税務総合管理システムから出力する「賦課予定チェックリスト」は定期賦課事務において各県税事務所でも活用しているが、その他の帳票については、現在、開発中の次期税務システムにおいて、内容を検索して確認できる機能を追加することとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
29	105	5. 不動産取得税	(2) 指摘又は意見	意見16	平成20年度の県税事務所別課税件数(現年課税分)について、原始取得の調定件数は5,037件である。この計算を原始取得(採用分)は約2ヶ月で実施しなければならず、原始取得(自主評価分)については8月頃から年度末にかけて実施しなければならない。また、承継取得については年間を通じて随時、課税計算を行っている。したがって、評価に手間のかかる自主評価物件が発生すると、評価物件自体について適時な課税ができない可能性があるばかりでなく、その他の課税計算へも影響を及ぼす可能性がある。評価及び課税事務はすべて各県税事務所において担当することになっているが、一定規模以上の自主評価物件については、別途専門のチームが一括して引き受ける体制を加えることができないであろうか。特に仙台市内及び近郊では、大型物件が多く発生する可能性が高いため、このような専門チームを組成することにより、より効率的な課税事務を行うことが可能と考えられる。ただし、常時、大型・特殊物件があるとは限らないので、機動的に動けるチーム編成に配慮すべきであろう。そのためには各県税事務所の枠を超えた組織運営の柔軟性も検討される必要がある。課税の適時性を確保するため、一定規模以上の自主評価案件については、各県税事務所のルーチンワークから独立した専門化、分業化したチームが取り扱うことにより、より効率的で適切な課税体制が整備されるものと考えられる。	×	一定規模以上の自主評価物件については、事務所の実情に合わせて、必要があれば税務課職員が評価作業の応援をしながら対応しており、現体制のままで十分、対応が可能である。なお、評価手法の一元化や効率的で適切な課税体制を整備する観点から、自主評価物件の評価体制のあり方について引き続き検討していくこととした。	○	未措置の理由は合理的である。
30	110	5. 不動産取得税	(2) 指摘又は意見	意見17	不動産取得税の申告書を受理する場合に、窓口受付分について申告書の記載内容と添付書類の内容に相違がなければ申告書の裏面に確認済みのチェックマークを残し、コピーをとらずに返却する場合やコピーをとって返却する場合など、県税事務所により取扱いはまちまちである。コピーを残すのは、後で再確認が必要になる場合があり得ることを想定しているものと思われるが、通常の場合は窓口での現物確認で足り、後で必要となれば納税者に対して再度確認すれば済むことである。したがって、コピーをとらずに返却する手続で課税事務上、不都合がないと考えられるので、事務作業の省力化、県内での処理の統一化、コスト節減のためにも他の県税事務所と同様の処理をするよう検討してはどうかと考える。	○	申告書の受付事務について県税事務所と税務課で検討したが、不動産取得税の申告書(減額申請)を受理する場合、各県税事務所の職員配置の状況などから不動産取得税を専門に担当する職員以外の不慣れな職員が対応し、結果として確認漏れなどにより納税者に二重の手間をかけることが懸念されるとの結論となった。したがって、申告書受付の事務処理は各県税事務所の実情に合わせて取り扱うこととした。	○	措置がなされたこと認められる。 コピー作成の要否は一律には決定せず、各県税事務所の実情に応じた対応としている。平成21年度の包括外部監査人の意見の趣旨は県税事務所の作業効率を高めるための意見であり、各県税事務所において実情に応じてコピーを取る方が効率的と判断されるのであれば個別に対応することも許容されると判断した。
31	111	5. 不動産取得税	(2) 指摘又は意見	意見18	税額計算を行う際に各県税事務所では市町村からの価格評価データをすべて紙面で受領しており、この紙面に、課税金額を手で計算し、記入していた。平成20年度の県税事務所別の課税件数は年間3万件(現年課税分)を超えている。現状は、これらの課税計算をすべて手計算で実施しているが、市町村からの価格評価データを電子データで入手し、課税計算を機械的に実施することができるのであれば、事務負担が相当に軽減されるものと推測される。市町村との取決めやシステム開発等初期投資の問題もあるため、早急に実現可能ではないかもしれないが、業務の効率化が図られ、前述した特殊評価事案に対する人的資源配分にも資することになると考えられるので、今後、税務総合管理システムの変更が行われる際には、あるいはそれ以前であっても是非とも検討を望む。	○	価格評価データの電子化については、平成22年度から仙台市が実施しているので、他の市町村についても可能かどうか検討してもらうこととした。	△	措置が概ねなされた認められるが、改善すべき点がある。
32	119	6. 自動車税	(2) 指摘又は意見	意見19	県税事務所間の収入率の差異について、課税件数の多寡や所得水準といった外形的な要因と収入率との間には明確な相関関係が認められない。この点について、県税事務所からの文書回答にあった納税意識の高低が収入率に影響を与えているのではないかと考えられる。そうであるならば、県として現在も積極的に進めている納税意識を醸成していくためのあらゆる手段、方法をより強力に推進していくことが必要であり、さらに、収入率の高い県税事務所の手法を手本として、これを広く県全体で実施していくことを検討すべきである。	○	納税意識の醸成については、県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に税務広報の強化を掲げ、納期内納税キャンペーンの実施及び滞納処分の実態の報道機関への情報提供による納税意識の向上を図ることとした。また、徴収担当職員を対象とする研修での事例報告や各県税事務所の滞納整理手法をとりまとめた資料を全事務所へ配布するなど、収入率の高い事務所の手法について県全体で実施できる措置を講じた。	○	措置がなされたこと認められる。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価	
33	123	6. 自動車税	(2) 指摘又は意見	意見20	自動車税の滞納が生じる要因の一つとして「車検期納税」といわれるものがある。これは、車検時に自動車税の納税証明書が必要であるが、車検を受ける以前に自動車税が未納であっても重大な不都合が生じないことから、車検時に当年度分と過年度分をまとめて納付する行為を指す。このような行為が許されるのであれば、1年分を滞納し車検時にそれを解消することが常態化し、廃車時点では未納付のままその後不納欠損に至るおそれが生じてくる。この問題の解決策としては、「自動車税の車検時徴収制度の創設」が考えられる。「車検時徴収制度」とは、車検時に次回車検までの自動車税を前払い方式で徴収する制度であり、最近では、平成16年7月に全国知事会が国に対して要望しているが、自動車税の賦課・徴収事務全般について大幅な効率化・省力化が実現するというメリットがある反面、クリアすべき問題点も多いとして創設には至っていない。このように、現状では「車検期納税」に対する特別の制裁措置はないが、複数年の自動車税を一括納税すればすんなり車検が通ることの不自然さをなくすような取組を関係機関とともに検討すべきではないかと考える。例えば、国の機関である宮城運輸支局との連携を深めて、車検に訪れる自動車ディーラー等の業者の理解と協力を求め、その先の納税者の意識改革を促すような啓蒙活動が考えられる。	○	車検期納税の防止については、関係機関及び関係団体に対して、納期内納税キャンペーンの一環として作成した啓発用資材を配布するとともに、納税者への働きかけの協力を依頼しているところがある。なお、現年度未納の縮減を図るため、これまで自動車税集中滞納整理週間を設定し実施してきたものを、平成22年度は月間に拡大して取り組むこととした。	○	措置がなされたと認められる。
34	125	7. その他の直接税	(1) 鉦区税	意見21	鉦区税は鉦区面積に税率を乗じて算出するだけの単純な計算であり、誤りが生じる可能性は乏しい。また、調査が必要となる重要な問題点も特になく、滞納に関しては発生理由を県に質問したところ、滞納者はいずれも県外の事業者であり、実際の採掘はしていない鉦業権者であった。県は、保有資産調査を実施し電話での納税推進を図る方針であるが、対象者の所在が遠隔地で課税額も極めて僅少のため訪問は実施していない。経済効率性を考慮すればやむを得ない対応と考えられるが、滞納件数が少ないことから、電話による督促を強化して100%徴収を目指すべきであろう。	○	県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に「鉦区税の早期の収入率100%の実現」を掲げ、課税部門との連携により、早期の滞納整理に着手することとした。	○	措置がなされたと認められる。
35	128	7. その他の直接税	(2) 核燃料税	意見22	核燃料税の1件当たりの調定額は2億円を超え、多額である。また、課税標準は核燃料価額であり、その算出基礎である挿入体数及び核燃料の単価は申告書提出者のデータに基づいている。定期検査で抜き出し、新規挿入された核燃料本数も毎回同数ではなく変動している。さらに核燃料の単価についても、最高値は最安値の単価の2倍以上と乖離が生じており、かつ、毎回変動しているものである。課税標準の計算要素である核燃料の単価及び本数が毎回変動する状況及び課税標準が高額であることを考慮すると、挿入体数及び核燃料の単価についての調査を、少なくとも数年に一度は実施することが適切である。納税義務者の申告する数値に基づき課税標準が決定する税目であり、かつ、1件当たりの納税金額も高額であることから、早急に調査方法等について研究し、調査を実施していくことが望まれる。	○	今後は挿入体数及び核燃料の単価に関する調査を実施することとし、具体的な調査方法等については他県の例を参考に検討することとした。	△	措置が概ねなされたと認められるが、改善すべき点がある。
36	133	8. 間接税	(2) 県たばこ税	意見23	調査に関しては、地方税法74条の7において本店が宮城県にある納税義務者に対する質問検査権が認められており、県の直近の調査は平成21年11月19日に実施されている。前回の調査は平成13年度に行われていることから、調査実施間隔が8年と長期となっていたためその理由を質問したところ、本来は年1回実施すべきところであるが、全国的に販売網を持つ他県本店の販売業者とは異なり、宮城県内のみでしか取引がない当該事業者は他県本店業者と比較して取引量も少ないため、重要性が乏しいと判断したためとのことであった。重要性を考慮して調査を毎年行わないことには合理性があるものの、8年間のブランクは長すぎると思われる。毎年調査を実施することは経済性の観点から必ずしも必要とは思わないが、少なくとも数年に一度は県として調査を実施することが望ましい。	○	今後は、4年に一度、所轄の県税事務所が調査を実施することとした。	○	措置がなされたと認められる(該当がない)。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
37	139	8. 間接税	(3)ゴルフ場利用税	意見24	イ 経営不振等で一度、収入未済(滞納)が生じた場合、営業を継続する限りゴルフ場利用税の納税義務が毎月生じること、また、ゴルフ場の経営状態が急激に改善されることもあまりみられないことから、収入未済額が他の税目と比較して短期間で大きくなりやすい傾向がある。したがって、滞納が拡大するのを避けるため、過去の不納欠損事例の原因分析を行い、同様のケースが生じないように各県税事務所担当者に注意を喚起することが重要である。	○	イ 県税事務所の徴収担当職員を対象とする研修等で事例報告を行うなど、情報の共有を図り、滞納額を最小限に止める対策などを検討することとした。	○
38	139	8. 間接税	(3)ゴルフ場利用税	意見24	ロ ゴルフ場を所有しない特別徴収義務者において滞納が発生した場合は、速やかな売上金の差押等の対応がない限り収入未済額の拡大を防止できないため注意が必要である。現在、ゴルフ場を所有しない運営形態のゴルフ場は県内 44施設のうち 5施設が該当する。県税事務所担当者には異動があることを考慮すれば、該当施設がある県税事務所担当者に対し、継続的な対応方針の周知・徹底を図るために、ゴルフ場利用税の大口不納欠損の事例を教訓とした、ゴルフ場の運営形態に応じた滞納への対応方針を策定することが望ましい。	○	ロ 課税部門との連携により、この事案のような情報を把握し、早期の滞納整理に着手できる体制を整備することとした。	○
39	142	9. 目的税	(1)自動車取得税	意見25	自動車取得税は、自動車の登録と同時に申告・納付がなされるため、原則として滞納は生じないはずであるが、件数・金額ともわずかであるものの収入未済額が生じている。これは、個人間における中古車の低廉又は無償の譲渡等の際、自動車取得税が課税されないと誤解し申告しないケースがあることが主な要因である。収入未済額分については文書による催告等を行っているが、滞納繰越となったものについては収入率が低いのが現状である。滞納件数が少ないだけに 100%徴収も可能ではないかと思われる。東北 6県においても平成 20年度において 100%徴収されていないのは宮城県を含む 2県だけであり、100%徴収をしている他県の施策等を参考にし、100%徴収が可能となるような工夫をすべきである。	○	県税滞納縮減対策3か年計画(平成 22年度～平成 24年度)に基づく平成 22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に「自動車取得税の早期の収入率 100%の実現」を掲げ、課税部門との連携により、早期の滞納整理に着手できる体制を整備するとともに、他県の施策を調査し、今後の取組の参考にすることとした。	○
40	144	9. 目的税	(2)狩猟税	意見26	複数の免許区分で申告が必要な者は、免許区分ごとに申告書を提出する必要があるが、その者が県民税の所得割を納付することを要しない旨の証明書の添付が必要な者である場合には、一つの申告書には証明書の原本を、他の申告書には証明書のコピーの添付を求めている。その上で、コピー添付分については、改めて原本との照合を行っている。所得要件の確認とエビデンス(疎明資料)の保管が目的であれば、コピー添付を求めるのをやめ、申告書欄外等適当な箇所に証明書原本は別申告書に添付されている旨を記載するだけで足りるものとする。小さなことではあるが、県担当者の事務効率改善の観点から有益であるし、納税者にとって親切でもある。	○	今後は、他の申告書にコピー添付を求めるをやめ、その申告書欄外に原本は別申告書に添付されている旨を記載することとした。	○
41	149	9. 目的税	(3)軽油引取税	指摘6	イ 県が設置している不正軽油 110番への通報は、税務課が受け、担当の県税事務所に連絡し、各県税事務所が調査等を実施することになっている。税務課作成の「軽油引取税調査等一覧」によれば、平成 20年度は不正軽油 110番に 8件の情報の提供があり、このうち平成 21年 9月 3日現在、解決済となっていない 5件について、解決済か否か等についての調査を行ったところ、5件のうち 3件が解決済、2件が継続調査中ということであった。平成 20年度に受け付けた情報が翌年度半ばになっても、半数以上が書類上未解決扱いとなっていることについては、不正軽油 110番を開設している以上、適時適切に対応すべきであった。	○	イ 不正軽油 110番に関わる事案については、各県税事務所に対し定期的に調査状況を確認することとした。	△
42	149	9. 目的税	(3)軽油引取税	指摘6	ロ また、不正軽油問題が環境汚染の原因にもなり得ることを考えれば、通報及び対応状況の概略については調査終了後速やかに公表すべきである。	×	ロ、ハ 個別案件の通報及び対応状況の概略を一般公表することは、税務調査で得られた情報の取扱の考え方になじまないため、関係行政機関等で組織される「宮城県不正軽油防止対策会議」の場などで概略を公表することとし、県民に対しては、概略の公表以外で不正軽油問題をアピールしていく方法について検討していくこととした。	△

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
43	149	9. 目的税	(3) 軽油引取税	指摘6	ハ 通報については、税務課が情報を管理し、県税事務所に対しより適時適切な対応を促すとともに、概略を公表し県民に対し不正軽油問題についてのアピールをすべきである。	×	ロ、ハ 個別案件の通報及び対応状況の概略を一般公表することは、税務調査で得られた情報の取扱の考え方になじまないため、関係行政機関等で組織される「宮城県不正軽油防止対策会議」の場などで概略を公表することとし、県民に対しては、概略の公表以外で不正軽油問題をアピールしていく方法について検討していくこととした。	△
44	160	9. 目的税	(4) 産業廃棄物税	意見27	産業廃棄物税は、条例において、徴収に要する費用を除いた額を「産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用」に充当することとされているが、過年度の税込額に対して事業に充当された金額の割合をみると、平成20年度は88.4%まで上がっているが、4年間累計では66.6%にとどまっている。平成21年度当初予算では事業充当割合が129.7%であるから、平成21年度末の基金残高は前年度より減少する見込みとなっているものの、基金残高は年間の税込額を上回る水準にある。産業廃棄物税は目的税であるから、税の徴収の趣旨に沿った事業を行うことが重要なこととなる。基金の使途や管理については、税務部門以外の別の部署において所管しているところであるから、支出内容や支出計画などについての調査は行っていないが、今後、より積極的かつ効果的に事業が実施されることを希望する。	○	産業廃棄物税の使途については、目的税としての趣旨を考慮した上で、幅広い視点で活用方を検討し、積極的かつ効果的に事業を実施していくこととした。	○
45	161	9. 目的税	(4) 産業廃棄物税	意見28	産業廃棄物税の調査は、地方税法733条の4を根拠とし、「産業廃棄物税に係る事務の取り扱いについて」の第11に定める内容に沿って行われている。通知には、「所得の推移と埋立量の推移を比較するなどして申告書の妥当性を検討する。」とされているため、その実施状況について各県税事務所へ確認したところ、仙台北県税事務所では、法人事業税の申告書を用いて実施しているが、他の県税事務所では実施していないとの回答であった。産業廃棄物税に関する調査を効果的かつ効率的に実施するためには、この手法も有効であると思われるため、今後における実施を検討されたい。	○	産業廃棄物税の調査は、各県税事務所でも年次計画を立てて実施しているところであるが、「産業廃棄物税にかかる事務の扱いについて」の第11に定める内容については、仙台北県税事務所の対応方法により実施するように各県税事務所へ周知することとした。	○
46	166	10. 滞納整理事務	(2) 指摘又は意見	指摘7	平成11年度から平成12年度にかけて不動産取得税が課税され、現在、延滞金のみが滞納となっている案件のファイルを閲覧したところ、通常は交渉経過等を記載した紙面が綴られているはずのところ、これらの資料が何も綴られていなかった。これは、担当者が異動の際に、税務総合管理システムから出力される未納者一覧表と、管理ファイルの突き合わせを行ったときに、全く資料が見当たらなかったため、滞納管理票を再度出力し、そのみ保管していたとのことである。本税については納付されていたため、当時の担当者が解決済みとして整理した可能性もある。したがって、延滞金については本税完納後、特に対応がなされずに放置されていたことになる。個別資料(個票)と税務総合管理システム上の未納者一覧表との突合に関して、比較的規模の大きい県税事務所では実施時期はまちまちであるものの、定期的に突合作業を実施しているが、半数の県税事務所では不定期に突合作業を実施している。紙で管理する以上は、滞納者が滞納整理票により漏れなく管理されているかを定期的に確認することが必要である。	○	県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で、滞納整理票の適正管理と定期的(年1回以上)な未納リストとの確認作業を行うこととした。	○
47	167	10. 滞納整理事務	(2) 指摘又は意見	意見29	イ 現行の税務総合管理システムの枠組みの中で、進行管理の工夫をしている県税事務所もあったが、結局、紙面による管理が進行管理の大部分を占めている状況にあった。これらを踏まえて、①滞納者の情報について、順次データベース化することにより、交渉過程を把握しやすくするとともに書類の紛失等を防止する。担当者の異動による引継ぎの際も、当初からの状況が把握しやすくなる。②調査、差押等の実施項目及び実施日をデータ上明確にすることにより、交渉、調査等を効率的に実施する、といったような進行管理の改善が必要と考える。	○	イ 表計算ソフトによるデータベース化は、補助的な管理としては有効であるが、滞納整理票との二重管理となる。滞納件数及び組織体制によっては、事務効率が低下する県税事務所も想定されることから、現在、開発中の次期税務システムにおいて、滞納整理に必要な詳細情報のデータベース化と進行管理機能を追加することとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
48	167	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見29	ロ 各県税事務所でも工夫し、実効性が上がっている管理方法については、他の県税事務所へも紹介し、導入支援を行うなどを検討すべきである。	○	ロ 県税事務所の徴収担当職員を対象とする研修等で事例報告を行い、参考となる滞納整理の進行管理方法の採用を促すこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
49	167	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見29	ハ 滞納整理票のデータ化による、より効率的な管理と滞納整理事務の促進が望まれる。	○	ハ 現在、開発中の次期税務システムの開発において、滞納整理に必要な詳細情報のデータベース化することとした。	○ 措置がなされたと認められる。
50	172	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	指摘8	滞納繰越分が回収不能になることを最小限にとどめるためには、どのような場合が危険の兆候であるのかを理解し、どんな方法、処置をとるべきかが分らなければならぬ。そのためにはさまざまな事例から学んでいくことが重要である。その意味で、県税事務所あるいは担当者によって対応のばらつきが生じないように、県全体で情報の共有化と事務処理の統一化を図ることを検討すべきである。	○	県税事務所の徴収担当職員を対象とする研修等で事例報告を行い、情報の共有化を図ることとした。また、県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に定める組織的な進行管理により、事務処理の統一化を図った。	○ 措置がなされたと認められる。
51	176	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見30	イ 滞納者への書類発送や財産調査対象の抽出においては、担当者の手から離れた全県統一的な手続や基準を設定して、機械的に事務処理することが効率的ではないかと思われる。	○	イ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で組織的な進行管理を定め、滞納者への書類の発送や財産調査対象の抽出は担当以外の者が行うこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
52	176	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見30	ロ また、担当者による滞納整理事務の進行のばらつきといった問題については、担当者以外の者が滞納者全体に対して横断的にチェックする項目を設けて、一定の質を保つ工夫が必要と思われる。現在、このチェック体制は各県税事務所によってさまざまであるが、これを、誰が、いつ(どのくらいの頻度で)、何を期して、どのような視点で行うか、ということに関して一定のルールを設けてはどうかと考える。それにより、例えばどのような所内会議をどの程度の頻度で開催するか、チェックの対象と範囲をどうするか、何を管理ツールとして使用するか、といったことが明確になり、県税事務所ごとの相違が少なくなり、県税事務所によって対応が異なることもなくなる。もともと、こうした仕組みができることによって終わりとするのではなく、適時に情報が報告・連絡・相談・指示されるような事務所内の体制になっていることが重要である。	○	ロ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で組織的な進行管理を定め、年間、月間等の滞納整理のスケジュールの作成、定期的な個別事案の検討会の開催及び処理状況の確認を行うこととした。	○ 措置がなされたと認められる。
53	177	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見31	イ 滞納件数は、平成20年度決算時点で個人県民税を除き約5万件、そのうち自動車税が約4万件である。県税事務所によっては、一人の徴収担当職員が200～300件の滞納者を管理している場合もある。このような滞納整理事務にかかる時間的、精神的な負荷が膨大であることは想像に難くなく、この事務をいかに効率的かつ効果的に実施するかは非常に重要な問題である。県税事務所では、徴収に関する事務の中でも納税者からの電話対応にかなりの時間が割かれるという状況がみられる。このような苦情への対応、若しくは自動車税のような少額かつ件数の多い税目についての初期段階での電話催告などについては、滞納事案を類型化した上で民間によるコールセンターを活用することが有用と考えられる。	×	イ 下記ロの検討の中において、コールセンターの活用可能性について検討することとした。	△ 未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。
54	177	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見31	ロ 県では非常勤職員を採用し休日訪問による自動車税の徴収を実施しているところである。このような取組のほかに、さらに次のような業務の整理分類をした上で民間委託、非常勤職員、県職員により各業務を分担し、より効率的で効果的な徴収事務執行体制の整備を検討することが望ましい。 ・滞納事案の類型化 ・それぞれの類型において実施している徴収業務の整理	×	ロ 徴収事務については、各税目の態様や特徴などを考慮し、より効率的で効果的な徴収事務執行体制について引き続き検討することとした。	△ 未措置の理由は概ね合理的であるが、改善すべき点がある。

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价値が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
55	178	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見32	分納誓約により少しずつでも徴収する努力はされているが、分納誓約を交わしても未納となるケースが多く存在している。平成 20年度における分納誓約の件数は現年課税分及び滞納繰越分を合わせて 3,306件(税額では 205百万円)であり、分割納付の効果を上げるために以下の点について提案する。 ①入金の一括管理 分納誓約がなされた場合は各担当者が管理するのではなく、他者が、若しくはシステム上で一括して入金管理を行う。そして、分納期限内に入金されなかった場合には、速やかに催告書の発送等の対応を実施する。より効率的に実施するにはシステム上の対応が望ましい。すなわち、分納期限を毎月一定日にするように誓約しておき、分納期限内に未入金が発生した場合は、未入金リストや催告書が自動的に出力される仕組みである。現在の税務総合管理システムではこのような分割納付に対する管理機能がないため、上記のような一括管理を実施することは困難かもしれないが、現在の枠組みの中でも効率的に実施できる限りで上記の考え方を検討されたい。	○	①各県税事務所で行っている管理方法については、県税事務所の徴収担当職員を対象とする研修等で全事務所から事例報告を行い、最も効率的な管理方法の周知を図ることとした。なお、分納誓約による納税状況及びその対応の一括管理については、現在、開発中の次期税務システムにおいて、その機能の追加を検討することとした。	○
56	178	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見32	分納誓約により少しずつでも徴収する努力はされているが、分納誓約を交わしても未納となるケースが多く存在している。平成 20年度における分納誓約の件数は現年課税分及び滞納繰越分を合わせて 3,306件(税額では 205百万円)であり、分割納付の効果を上げるために以下の点について提案する。 ②口座振替の利用 現在、分納誓約を行った場合の徴収については、分納期限に合わせて納税通知書を送付し、これにより滞納者が支払いを行っているが、この徴収について口座振替の利用を勧めていく。口座振替が利用できれば徴収漏れはかなり防止され、また、振替結果データの活用によって未納に対する催促等の迅速な対応が可能になると考えられる。ただし、口座振替は現在では個人事業税と自動車税の徴収に限られており、新規に口座振替を行う場合には税務総合管理システム上の対応が必要であるので、今後収納方法の拡大を検討していく中で、検討項目に加えることを望む。	×	②分納誓約を行う納税者は経済的な理由により分納誓約を守れないことが多くあり、預貯金口座の残高不足が多数発生することも予想される。また、その後の金融機関における処理業務の増大も発生することを考えれば口座振替の利用は好ましくないと考えている。	△
57	179	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見33	イ 滞納分の徴収では本税が優先されてしまうため、本税が完納され、延滞金のみ未納となっている場合に回収が進まない事例が散見される。延滞金の計算は税務総合管理システム上日々なされており、滞納者が納税する時点での延滞金の額は税務総合管理システムで検索すると表示される仕組みになっている。しかし、延滞金は収入額をもって調定額としているため、全体として既に発生している延滞金の残高はいくらか、という認識はされていない。また、分納誓約においても、延滞金が具体的にどのくらいの額になるかは、徴収担当職員が滞納者に対して概算で案内する程度である。延滞金とはいえ、徴収事務にかけるコストや滞納せずに納税している人との不公平感を考えると、本税と一体で管理し、かつ、徴収漏れのないような工夫が必要である。そのためには、徴収担当者が確定した延滞金額だけではなく本税未納分に対する延滞金も含めて残高管理を行い、その上で滞納者に対して、常に本税とともに延滞金の額を提示する仕組みを検討すべきである。	○	イ 納税折衝の中では、滞納者に当日現在の延滞金を示しているが、一層の徹底を周知することとした。なお、催告書等文書での通知への延滞金の表示については、現在、開発中の次期税務システムの開発において、その機能の追加を検討することとした。	○
58	179	10. 滞納整理 事務	(2) 指摘又は意見	意見33	ロ 既に延滞金のみで長期にわたり未納となっている案件については、定期的に入金の可能性について検討・整理することも必要である。	○	ロ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成 22年度～平成 24年度)に基づく平成 22年度県税滞納縮減対策本部事業計画で、組織的な進行管理として、滞納整理票の適正管理と未納リストとの確認作業を示しており、延滞金のみ未納の案件に係る徴収の可能性については、この確認作業等の中で検討及び整理を行うこととした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人評価が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
59	186	11. 収納対策	(2)指摘又は意見	意見34	イ 特別徴収の実施割合を高めていくための現在の取組を推進する上で、特別徴収実施割合の低い市町村の洗い出し、行政サービスの制限の検討、具体的な特別徴収実施事業者数の数値目標の設定、計画の進捗状況のモニタリングなど、取組方法をより深めていくことが重要である。	○	イ 県税滞納縮減対策3か年計画(平成22年度～平成24年度)に基づく平成22年度県税滞納縮減対策本部事業計画に個人県民税の滞納縮減対策を定めた。また、特別徴収実施状況の実態調査と推進対策の進行管理を行うほか、行政サービス制限の導入や県下一斉の特別徴収義務者指定に向けた検討を行うこととした。	○
60	186	11. 収納対策	(2)指摘又は意見	意見34	ロ 特別徴収の推進を図るに当たって最も重視すべき点は、まずは市町村の担当者に正しい理解を持ってもらい、県との協力関係の下で積極的に管内の事業者を説得する方向に導くことであり、また、既に始めている事業者や納税者に対する特別徴収制度自体のPRを、より広範囲に継続的に実施していくことであろうと思われる。とりわけ、市町村との共同による推進活動に関しては、現在、仙台市と県が協力して事業者の説明して回るという働きかけが実施されていないので、仙台市全域におけるこのような取組の実施を検討すべきである。特別徴収の実施割合という点では仙台市は74.3%と、県全体の平均よりも高いものとなっている。しかし、個人県民税の収入未済額でみた場合には県全体の51%を占めており、また、特別徴収に移行していない納税者の数でみた場合には、県全体の37%を占めており、他の市町村に比べるとその影響は突出して大きなものとなっている。このような実状からすると、仙台市だけ県の関与を行わない根拠は乏しく、逆に積極的に共同で特別徴収推進の働きかけを行うべきであり、それにより、かなりの効果が期待できるものと推測される。	○	ロ 仙台市も含め、県内各市町村と協働しながら、特別徴収推進の働きかけを行っていく。	○
61	192	11. 収納対策	(2)指摘又は意見	意見35	自動車税におけるコンビニ収納の導入は、かなりの効果を上げていることが明らかである。そこで、個人住民税についてもコンビニ収納の方法を導入できないであろうか。個人住民税の徴収は市町村が主体となっているため、県のみで決定できるものではなく、また、コンビニ収納を実現するためにはシステムメンテナンスや収納にかかる手数料も発生するため、容易に導入できるものではないかもしれない。しかし、納税者の利便性が向上し、県や市町村にとっても収入率の向上につながる有効な方法であるから、県からの提案として、市町村でも個人住民税についてコンビニ収納が可能となるような働きかけを検討すべきである。	○	コンビニ収納を既に導入している市町村の個人県民税の収納状況の効果を検証の上、市町村が参集する会議等でコンビニ収納等納税環境の整備を働きかけることとした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。

【別紙】平成21年度の包括外部監査の指摘・意見の一覧表
各指摘・意見と県の措置、今回の包括外部監査における評価

年度別 No	報告書 ページ	大項目	中項目	区分	指摘又は意見の概要	措置 区分	措置の内容等	措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価
62	202	12. 税務総合 管理システム	(5) 監査の結果 及び意見	意見36	バックアップデータは本庁のみで保管されている。もし、県税の賦課徴収に関するデータに毀損が生じた場合には、その復旧までの間に賦課徴収事務に多大な支障を来すことが予想される。データが保管されている機械室については災害対策がなされており、直ちにデータが毀損するという事態は考えにくい。本庁に集約されているというものは決して望ましい状態とはいえないことから、遠隔地へバックアップを保管することが検討されてもよいものと考えられる。県全体の情報システムのバックアップについては、各情報システム管理者がバックアップ媒体の保管や管理方法について実施手順を定めることとしているほか、その運用状況については内部監査を実施、確認し、必要な指導が行われている。さらに、現在、情報システムに係る業務継続計画(BCP)を策定中で、その策定過程でもバックアップ体制について検討されている。情報システムの効果的かつ効率的な運用を図るためには、重要度に応じた管理手続を定める必要がある。その一環として県全体の立場から個々の情報システムについての優先順位付けを行い、それに基づいて管理手続の取捨選択を検討すべきである。情報システムの優先順位とそれに応じた管理手続の実施は、情報システムの開発や調達及びその後の管理手続を効率的に実施することを可能にするだけでなく、情報システムへの効果的な投資も可能とする、メリハリの利いた情報システムの構築及び運用の一助となるものである。バックアップの遠隔地保管については、データの毀損による県民の人命、財産に対する影響の程度などを考慮し、慎重に検討されなければならない。情報システムの機能や利用される状況など、それぞれの情報システムが有する性質を勘案しながら情報システムの優先順位を取り決め、それに応じた管理手続がなされることが望ましい。	○	平成 22年 6月に策定した「情報システムに係る業務継続計画(i-BCP)」において、平成 23年度までに重要情報の管理状況や喪失の危険性を考慮したバックアップデータの最適な保管方法について、遠隔地保管も含めて検討することとした。なお、i-BCPでは、非常時における情報システムの復旧の優先度を「IT依存度」や「影響の重大性」によりグループ分けした。	○

注:「措置状況等に対する平成23年度包括外部監査人による評価」欄の()書きは、措置時点と現時点の監査人评价が異なる場合のみ、その内容を記載している。